

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業

子どもの学習・生活支援事業における  
生活習慣・環境改善に関する支援の先進事例に関する  
調査研究事業  
報告書

令和2（2020）年3月  
株式会社 日本能率協会総合研究所



# 目 次

第1章 事業概要.....	1
第1節 事業の概要.....	1
1. 調査・研究事業の目的.....	1
2. 実施概要.....	2
3. 実施フロー.....	6
4. 実施スケジュール.....	6
第2章 調査の実施.....	7
第1節 アンケート調査.....	7
1. 調査概要.....	7
2. 調査結果.....	9
第2節 ヒアリング調査.....	67
1. 調査概要.....	67
2. 調査結果.....	69
第3節 検討委員会から得られた意見.....	70
第4節 子どもの生活習慣・環境改善に関する支援の普及啓発に向けて.....	72
1. 調査結果のまとめ.....	72
2. 今後の展望.....	78
第3章 事例集.....	80
事例集の構成.....	84
事例集の使い方.....	85
事例一覧表.....	86
1. 北海道帯広市.....	88
2. 宮城県岩沼市.....	94
3. 埼玉県越谷市.....	100
4. 東京都足立区.....	106
5. 東京都杉並区.....	112
6. 新潟県南魚沼市.....	118
7. 静岡県静岡市.....	124
8. 愛知県刈谷市.....	130
9. 三重県鳥羽市.....	136
10. 京都府京丹後市.....	142

11. 広島県東広島市.....	148
12. 福岡県田川市.....	154
13. 神奈川県.....	160
14. 奈良県.....	166
15. 沖縄県.....	172
16. スタートアップ事例.....	178
第4章 参考資料.....	183
1. アンケート調査票.....	183

# 第 1 章 事業概要

## 第 1 節 事業の概要

### 1. 調査・研究事業の目的

平成 30（2018）年の生活困窮者自立支援法の改正により、これまで生活困窮者自立支援法において任意事業に位置付けられていた「子どもの学習支援事業」について、学習支援のみならず生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加した「子どもの学習・生活支援事業」として強化することが明文化されました。

そこで、「子どもの学習・生活支援事業」における生活習慣・環境改善に関する支援を実施している自治体の取組内容を把握・整理するとともに、取組の実施に向けた課題を明らかにします。また、先進的・効果的な取組の事例を収集し、先進事例集として取りまとめます。取りまとめた先進事例集は、未実施自治体が生活習慣・環境改善に関する支援を開始・充実する際の参考資料となるとともに、自治体が実施する支援員向けの研修等において活用できるものとしてします。

本事業により、自治体における生活習慣・環境改善に関する支援の普及啓発を図り、未実施自治体に対する事業導入、事業を開始した自治体等に対する内容の充実の促進に資することを目的とします。

## 2. 実施概要

### (1) 委員会の設置

自治体における子どもの生活習慣・環境改善に関する支援の実態についての把握及び事例集作成に向けた設計等について検討するため、「子どもの学習・生活支援事業における生活習慣・環境改善に関する支援の先進事例に関する検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置しました。

#### ■委員一覧（敬称略）

氏名	所属先・役職等
◎岡部 卓	明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科 専任教授
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
白鳥 勲	一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク 代表理事
渡辺 由美子	特定非営利活動法人 キッズドア 理事長
高野 正秀	新潟県南魚沼市福祉保健部福祉課 厚生福祉係長
日暮 修通	東京都杉並区保健福祉部 生活自立支援担当課長

◎：委員長

#### ■オブザーバー

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

#### ■事務局

氏名	所属先・役職等
田中 元	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 主任研究員
河西 志乃	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 研究員
笠原 総人	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 研究員

■委員会概要

<p>第1回</p>	<p>日時：令和元（2019）年9月6日 10：00～12：00          場所：フクラシア東京ステーション F会議室          議事：1. 本事業の全体概要          2. アンケート調査内容の検討          3. ヒアリング調査について          （先進事例に関する意見交換）</p>
<p>第2回</p>	<p>日時：令和元（2019）年11月14日 13：00～15：00          場所：ビジョンセンター東京駅前 706会議室          議事：1. アンケート調査結果について          2. 事例集掲載候補について</p>
<p>第3回</p>	<p>日時：令和2（2020）年2月20日 10：00～12：00          場所：フクラシア八重洲 B会議室          議事：1. 本事業成果物について</p>

## (2) 調査の実施

### ① アンケート調査

自治体における生活習慣・環境改善に関する支援の現状や課題を把握するため、福祉事務所設置自治体へのアンケート調査（悉皆調査）を実施しました。

調査対象：福祉事務所設置自治体 903

（市：792、町村：43、特別区：23、都道府県：45）

調査方法：自治体に調査依頼を行い、各自治体は Web 上で回答

調査期間：令和元（2019）年9月24日（火）～10月16日（水）

調査項目：1. 事業の実施状況について

2. 事業の利用を促す工夫等について

3. 事業の課題、今後の方向性について

※詳細は第2章に記述

### ② ヒアリング調査

アンケート調査を基に、先進的な取組を実施している 18 自治体に対してヒアリング調査（標本調査）を実施しました。

No.	地域	自治体名
1	北海道	北海道帯広市
2	東北	宮城県岩沼市
3	関東	埼玉県越谷市
4	関東	東京都足立区
5	関東	東京都杉並区
6	中部	新潟県南魚沼市
7	中部	静岡県静岡市
8	中部	愛知県刈谷市
9	近畿	三重県鳥羽市
10	近畿	京都府京丹後市
11	中国・四国	広島県東広島市
12	九州	福岡県田川市
13	関東	神奈川県
14	近畿	奈良県
15	九州	沖縄県
16	東北	秋田県角鹿市
17	関東	群馬県富岡市
18	中国・四国	広島県府中市

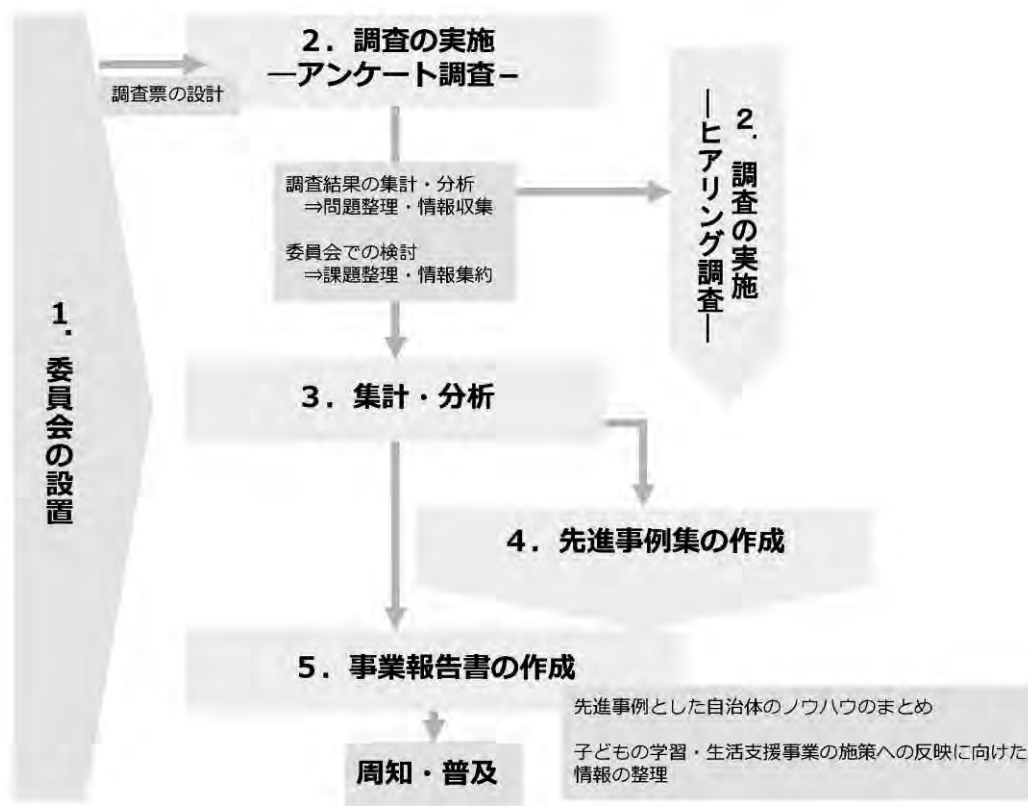


### (3) 成果物の作成

アンケート調査結果並びにヒアリング調査結果をとりまとめた「事例集」と「事業報告書」を作成しました。

### 3. 実施フロー

本事業は以下のとおり実施しました。



### 4. 実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下のとおりです。

事業内容	主な業務	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週
(1) 委員会の設置・運営	委員会設置・開催 (3回)		委員委嘱		①			②			③
(2) 自治体へのアンケート調査【実態調査】	①調査票の検討		調査票案作成	調査票案修正	検討 再修正	催促					
	②実査・分析				印刷 発送 Web作成	実査 (2~3週間)	集計・分析	検討			
(3) 先進自治体へのヒアリング調査【先進事例収集】	①既存資料整理、文献調査		文献調査・実態調査から先進事例を抽出・内容の確認					検討			
	②ヒアリング調査の実施							ヒアリング調査の実施			
(4) 成果物の作成								事例集案・報告書案作成		検討	成果物最終化 提出
(5) 厚生労働省への報告		随時実施									

## 第2章 調査の実施

### 第1節 アンケート調査

#### 1. 調査概要

##### (1) 調査目的

自治体における生活習慣・環境改善に資する支援の取組内容を集約するとともに、先進的な取組事例の分析・整理を通じて、自治体への生活習慣・環境改善支援の普及啓発、及び支援の導入や支援内容の充実を図るために「子どもの学習・生活支援事業における生活習慣・環境改善に関する支援の状況に係るアンケート調査」を実施しました。

##### (2) 調査設計

【調査対象】福祉事務所設置自治体 903 箇所

(市：792、町村：43、特別区：23、都道府県：45)

【調査方法】自治体に調査依頼を行い、各自治体は Web 上で回答

【調査期間】令和元（2019）年9月24日（火）～10月16日（水）

##### (3) 調査項目

1. 事業の実施状況について
2. 事業の利用を促す工夫等について
3. 事業の課題、今後の方向性について

##### (4) 回収結果

【配布数】903 件

【有効回収数】664 件

【有効回収率】73.4%

【回答者属性】「市」（88.6%）、「町」（3.8%）、「村」（0.3%）、  
「特別区」（2.7%）、「都道府県」（4.7%）

##### (5) 報告書内の留意事項

- ・ 図・表中のn、回答者数とは、基数となる実数のことです。
- ・ 回答はn、回答者数を100%として百分率で算出しています。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値と一致しないことがあります。

- ・図・表中の「－」は回答者が皆無のものです。
- ・複数回答ができる質問では、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・図・表において、回答の選択肢表記を簡略化している場合があります。
- ・クロス集計表における赤色網掛けは「全体+10%以上」、青色網掛けは「全体-10%」を示します。

## (6) 調査項目

### 1. 事業の実施状況について

- 問1 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況
- 問2 「子どもの学習・生活支援事業」の対象世帯
- 問3 「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数
- 問4 アセスメントシートやプランシートの有無
- 問5 「子どもの学習・生活支援事業」の運営形態
- 問6 事業を実施するにあたっての連携先、連携部署・機関
- 問7 「子どもの学習・生活支援事業」の実施方法
- 問8 「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況

### 2. 事業の利用を促す工夫等について

- 問9 子どもの事業参加にあたり、養育者（親等）の自立相談支援機関への相談（登録）の要否
- 問10 事業実施にあたっての利用者の確保方法
- 問11 事業実施にあたっての利用者が事業をしやすくするための工夫
- 問12 事業実施にあたっての利用者を早期発見・早期支援するための工夫

### 3. 事業の課題、今後の方向性について

- 問13 事業実施にあたっての課題となっている事項
- 問14 事業の方向性
- 問15 事業を継続・拡充していくために必要な支援
- 問16 「子どもの学習・生活支援事業」を実施していない理由
- 問17 事業を開始するために必要な支援
- 問18 事業の広域的な実施のための取組
- 問19 「子どもの学習・生活支援事業」についてのご意見

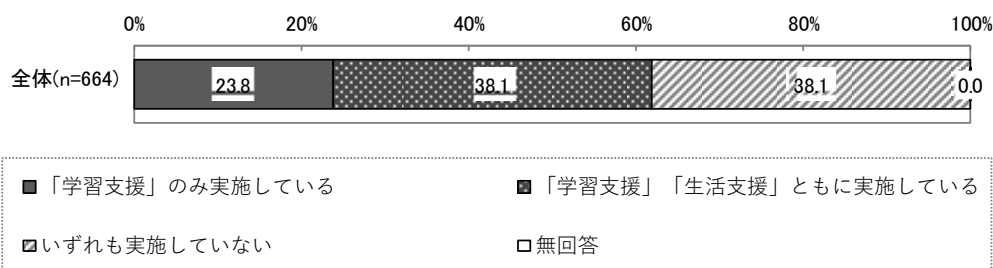
## 2. 調査結果

### 2-1. 事業の実施状況について

#### (1) 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況

「「学習支援」のみ実施している」(23.8%)、「「学習支援」「生活支援」ともに実施している」(38.1%)、「いずれも実施していない」(38.1%)となっています。

問1. 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況 (n=664)



人口規模別にみると、10万人以上の自治体では「「学習支援」「生活支援」ともに実施している」が5割を超えています。一方、5万人未満の自治体では「いずれも実施していない」が5割を超えています。

	調査数	「学習支援」のみ実施している	「学習支援」「生活支援」ともに実施している	いずれも実施していない	無回答
全体	664	23.8	38.1	38.1	0.0
3万人未満	95	15.8	7.4	76.8	0.0
3～5万人未満	129	20.9	27.9	51.2	0.0
5～10万人未満	181	27.1	31.5	41.4	0.0
10～50万人未満	198	26.8	54.5	18.7	0.0
50万人～	61	23.0	73.8	3.3	0.0

事業を実施している自治体を運営形態別にみると、直営と委託を組み合わせることで「「学習支援」「生活支援」ともに実施している」自治体が76.2%となっています。

	調査数	「学習支援」のみ実施している	「学習支援」「生活支援」ともに実施している	いずれも実施していない	無回答
全体	411	38.4	61.6	0.0	0.0
直営	85	56.5	43.5	0.0	0.0
委託	284	35.2	64.8	0.0	0.0
直営+委託	42	23.8	76.2	0.0	0.0

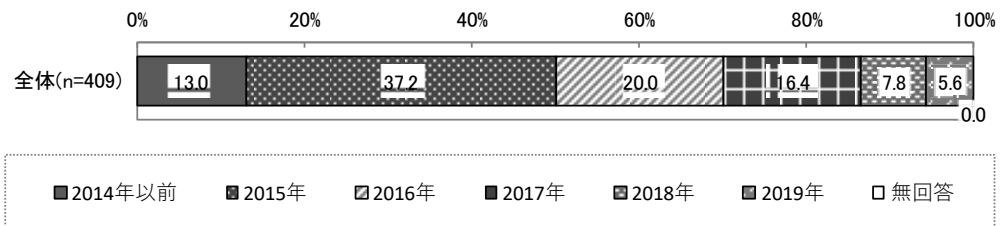
<2-1. (1) ①～3. (3) は「学習支援」や「生活支援」を「実施している」自治体が対象>

(1) ① 開始年度：学習支援

「2014年以前」(13.0%)、そして生活困窮者自立支援法施行年である「2015年」(37.2%)が最も多く、以下「2016年」(20.0%)、「2017年」(16.4%)、「2018年」(7.8%)、「2019年」(5.6%)となっています。

【問1で『学習支援』を「実施している」自治体が対象】

問1. 開始年度：学習支援 (n=409)



人口規模別にみると、10万人以上の自治体では2015年度までに開始している自治体が6割を超えています。一方、10万人未満の自治体では2015年度までに開始している自治体は3～4割程度となっており、2016年度以降、徐々に増えています。

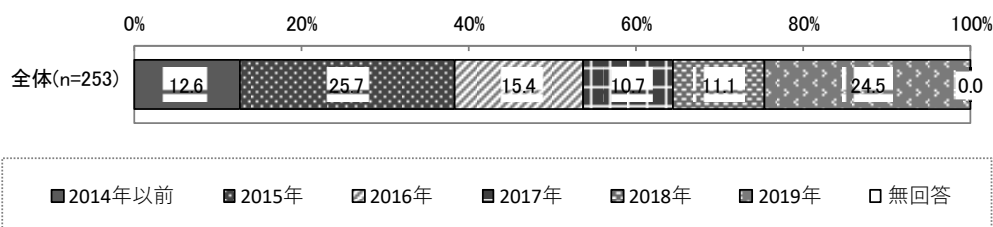
	調査数	2014年以前	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	無回答
全体	409	13.0	37.2	20.0	16.4	7.8	5.6	0.0
3万人未満	22	0.0	27.3	13.6	36.4	18.2	4.5	0.0
3～5万人未満	63	4.8	22.2	30.2	15.9	15.9	11.1	0.0
5～10万人未満	106	4.7	36.8	22.6	18.9	10.4	6.6	0.0
10～50万人未満	160	17.5	43.8	16.9	14.4	3.1	4.4	0.0
50万人～	58	29.3	39.7	15.5	10.3	3.4	1.7	0.0

(1) ② 開始年度：生活支援

「2014年以前」(12.6%)、そして生活困窮者自立支援法施行年である「2015年」(25.7%)が最も多く、以降「2016年」(15.4%)、「2017年」(10.7%)、「2018年」(11.1%)、「2019年」(24.5%)となっています。

【問1で『生活支援』を「実施している」自治体が対象】

問1. 開始年度：生活支援 (n=253)



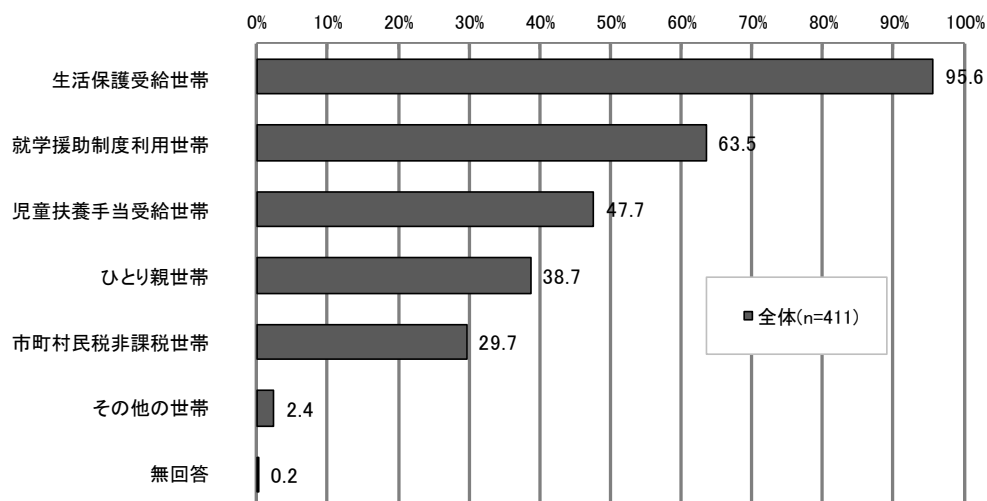
人口規模別にみると、50万人以上の自治体を除き、生活困窮者自立支援法施行年である2015年度と改正法の施行年である2019年に開始した自治体が多くなっています。

	調査数	2014年以前	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	無回答
全体	253	12.6	25.7	15.4	10.7	11.1	24.5	0.0
3万人未満	7	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	71.4	0.0
3～5万人未満	36	8.3	19.4	13.9	8.3	16.7	33.3	0.0
5～10万人未満	57	5.3	24.6	14.0	10.5	12.3	33.3	0.0
10～50万人未満	108	14.8	25.9	15.7	13.0	9.3	21.3	0.0
50万人～	45	22.2	35.6	17.8	6.7	11.1	6.7	0.0

(2) 「子どもの学習・生活支援事業」の対象世帯（複数選択）

「生活保護受給世帯」が95.6%と最も高く、次いで「就学援助制度利用世帯」が63.5%、以下「児童扶養手当受給世帯」が47.7%、「ひとり親世帯」が38.7%、「市町村民税非課税世帯」が29.7%、「その他の世帯」が2.4%となっています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】  
問2. 「子どもの学習・生活支援事業」の対象世帯（複数選択）(n=411)



人口50万人以上の自治体では、50万人未満の自治体と比べ、「児童扶養手当受給世帯」「市町村民税非課税世帯」「ひとり親世帯」を対象として多く回答しています。

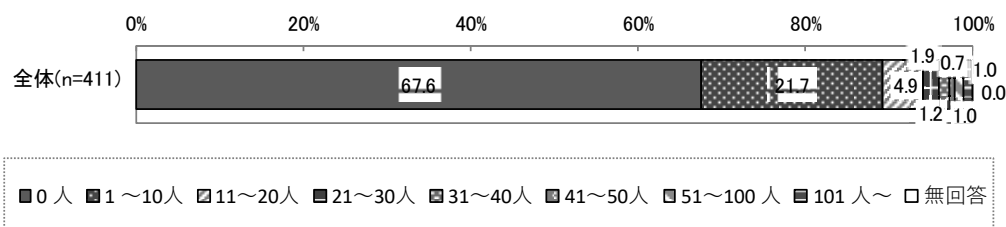
	調査数	生活保護受給世帯	就学援助制度利用世帯	児童扶養手当受給世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯	その他の世帯	無回答
全体	411	95.6	63.5	47.7	29.7	38.7	2.4	0.2
3万人未満	22	86.4	63.6	40.9	27.3	31.8	4.5	0.0
3～5万人未満	63	93.7	74.6	42.9	34.9	49.2	4.8	0.0
5～10万人未満	106	98.1	58.5	47.2	28.3	38.7	0.9	0.0
10～50万人未満	161	95.0	62.7	45.3	23.6	31.7	2.5	0.6
50万人～	59	98.3	62.7	62.7	44.1	49.2	1.7	0.0



(3) 「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数

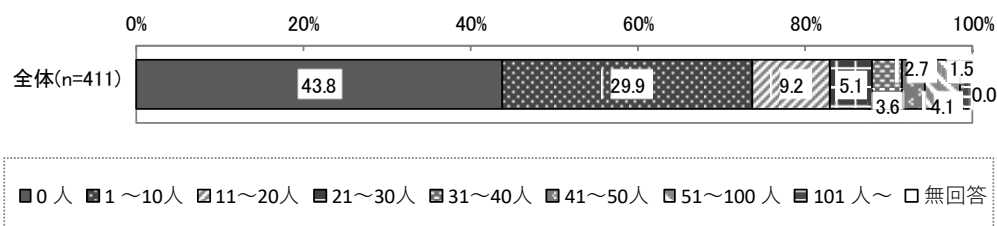
小学1～3年生では「0人」が67.6%と最も高く、次いで「1～10人」が21.7%、そして「11～20人」が4.9%と続いています。平均は7.6人となっています。

問3. 「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数: 小学1～3年生 (n=411)



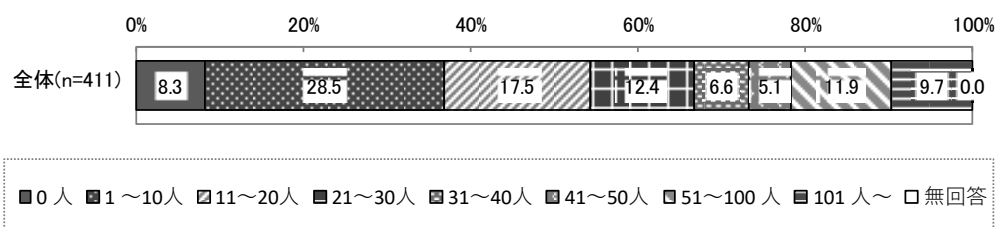
小学4～6年生では「0人」が43.8%と最も高く、次いで「1～10人」が29.9%、そして「11～20人」が9.2%と続いています。平均は19.4人となっています。

問3. 「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数: 小学4～6年生 (n=411)



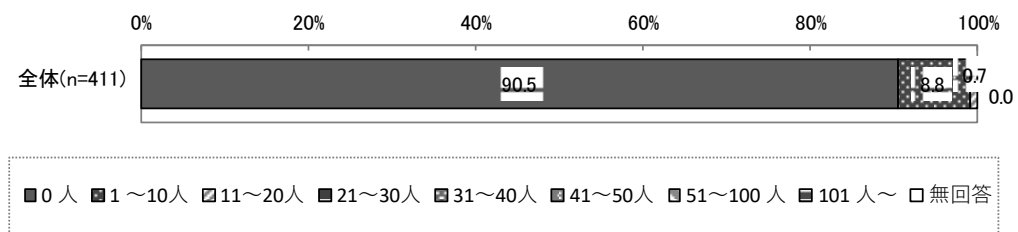
中学生では「1～10人」が28.5%と最も高く、次いで「11～20人」が17.5%、そして「21～30人」が12.4%と続いています。平均は53.2人となっています。

問3. 「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数: 中学生 (n=411)



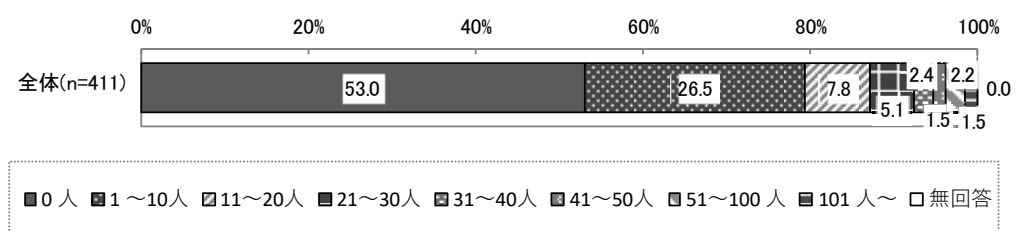
中学既卒者では「0人」が90.5%と最も高く、次いで「1～10人」が8.8%、そして「11～20人」が0.7%と続いています。平均は0.3人となっています。

問3.「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数:  
 中学既卒者※高校未入学 (n=411)



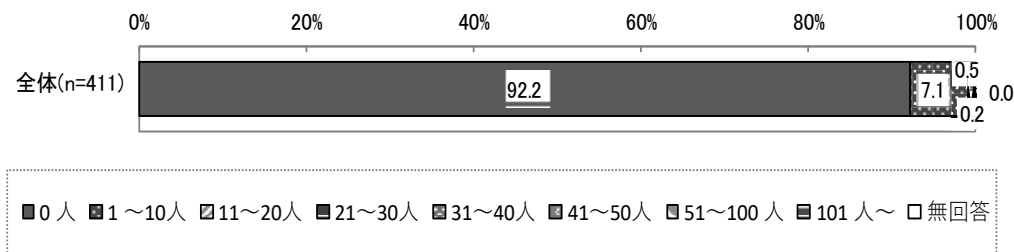
高校等では「0人」が53.0%と最も高く、次いで「1～10人」が26.5%、そして「11～20人」が7.8%と続いています。平均は14.7人となっています。

問3.「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数:高校等 (n=411)



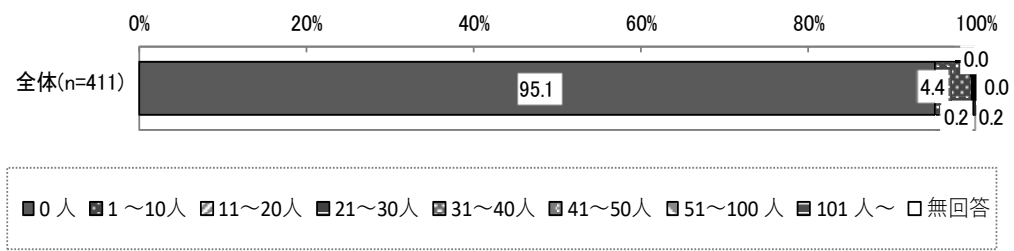
高校中退者では「0人」が92.2%と最も高く、次いで「1～10人」が7.1%、そして「11～20人」が0.5%と続いています。平均は0.3人となっています。

問3.「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数:高校中退者 (n=411)



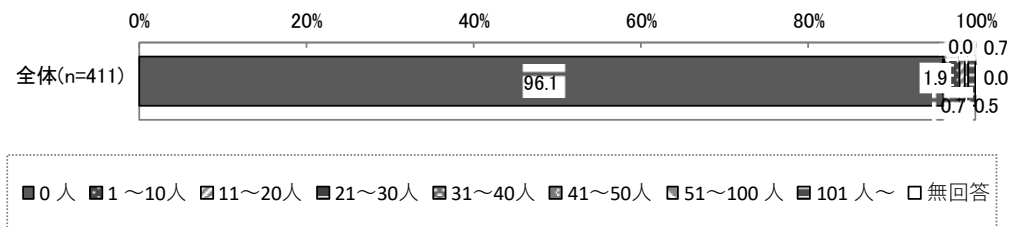
高校既卒者では「0人」が95.1%と最も高く、次いで「1～10人」が4.4%、そして「11～20人」「101人～」が0.2%と続いています。平均は0.6人となっています。

問3.「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数:高校既卒者 (n=411)



その他では「0人」が96.1%と最も高く、次いで「1～10人」が1.9%、そして「11～20人」「101人～」が0.7%と続いています。平均は2.0人となっています。

問3.「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数:その他 (n=411)

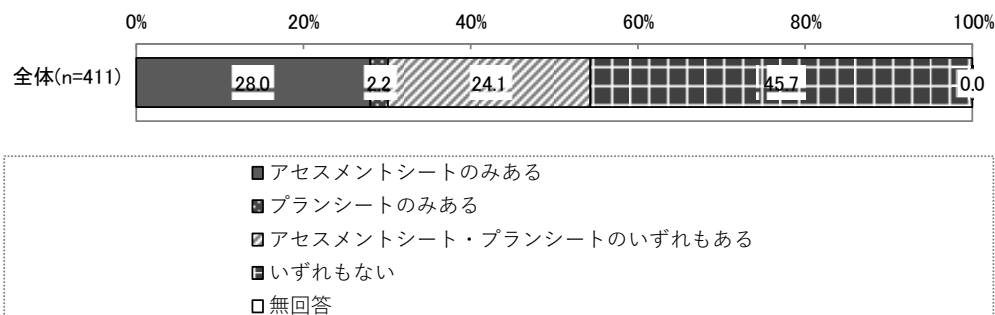


(4) アセスメントシートやプランシートの有無

「ある」(54.3%)、「いずれもない」(45.7%)となっており、「ある」の内訳は、「アセスメントシートのみある」(28.0%)、「プランシートのみある」(2.2%)、「アセスメントシート・プランシートのいずれもある」(24.1%)となっています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】

問4. アセスメントシートやプランシートの有無 (n=411)



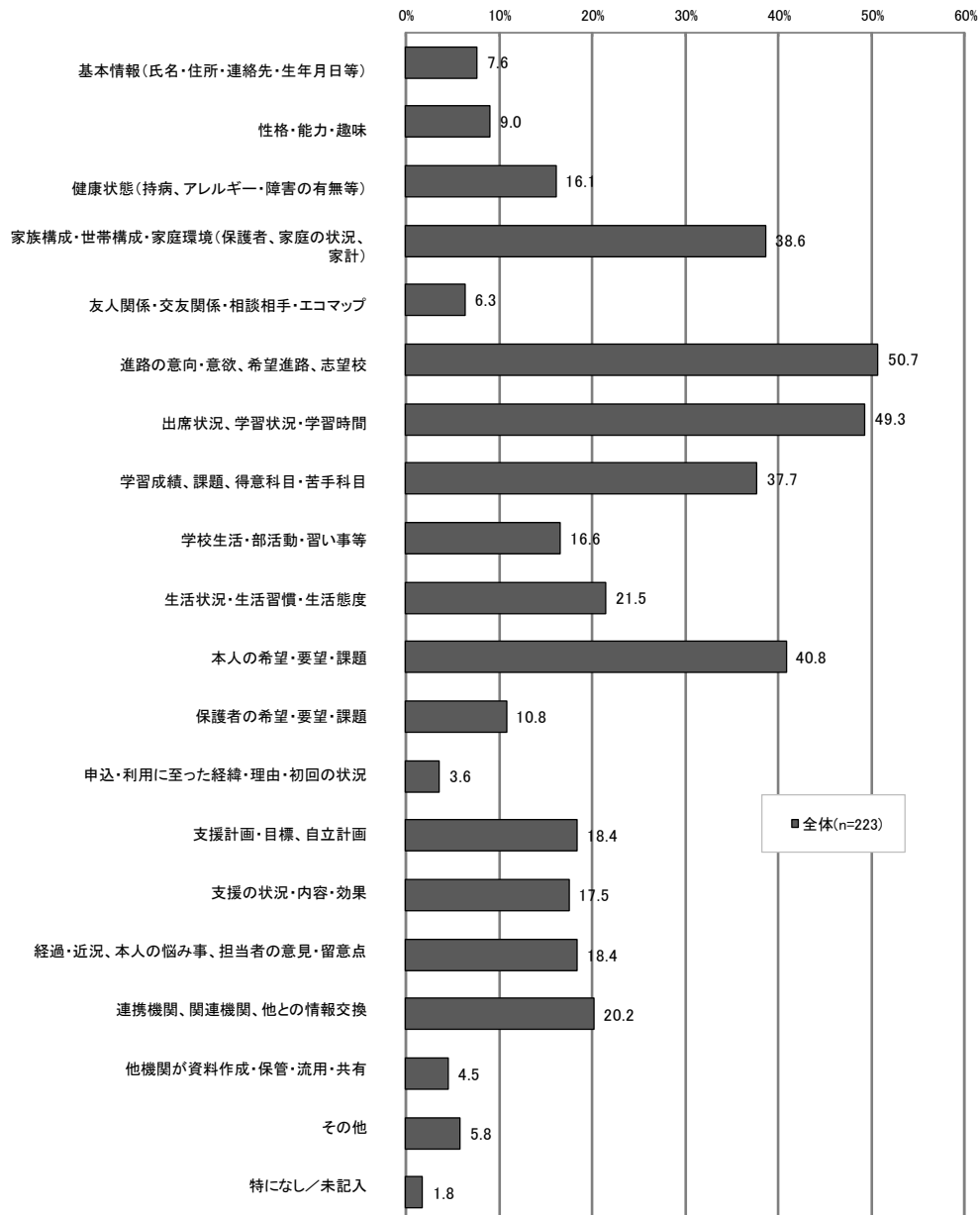
運営形態別にみると、委託もしくは直営+委託で事業を運営している自治体では、半数以上がアセスメントシートやプランシートを用いて事業を実施しています。一方、直営で事業を運営している自治体では、「いずれもない」が6割を超えています。

	調査数	アセスメントシートのみある	プランシートのみある	アセスメントシート・プランシートのいずれもある	いずれもない	無回答
全体	411	28.0	2.2	24.1	45.7	0.0
直営	85	23.5	1.2	14.1	61.2	0.0
委託	284	26.1	2.8	27.8	43.3	0.0
直営+委託	42	50.0	0.0	19.0	31.0	0.0

(4) ① アセスメントシートやプランシートの具体的な記録内容

「進路の意向・意欲、希望進路、志望校」が50.7%と最も高く、次いで「出席状況、学習状況・学習時間」が49.3%、そして「本人の希望・要望・課題」が40.8%と続いています。

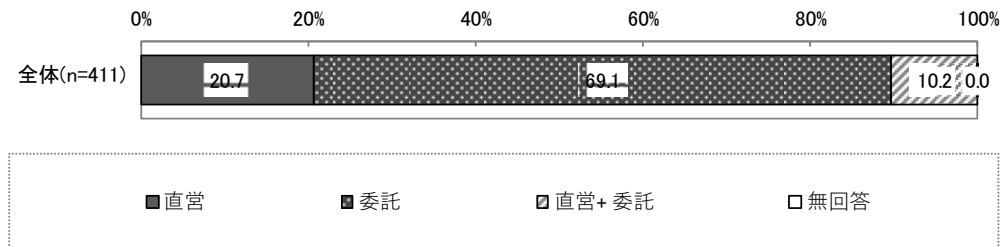
問4. アセスメントシートやプランシートの具体的な記録内容(自由記述) (n=223)



(5) 「子どもの学習・生活支援事業」の運営形態

「直営」(20.7%)、「委託」(69.1%)、「直営+委託」(10.2%)となっています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】  
問5. 「子どもの学習・生活支援事業」の運営形態 (n=411)



人口規模別にみると、人口が増えるに従い直営で運営している割合が下がり、委託で運営している割合が上がっています。

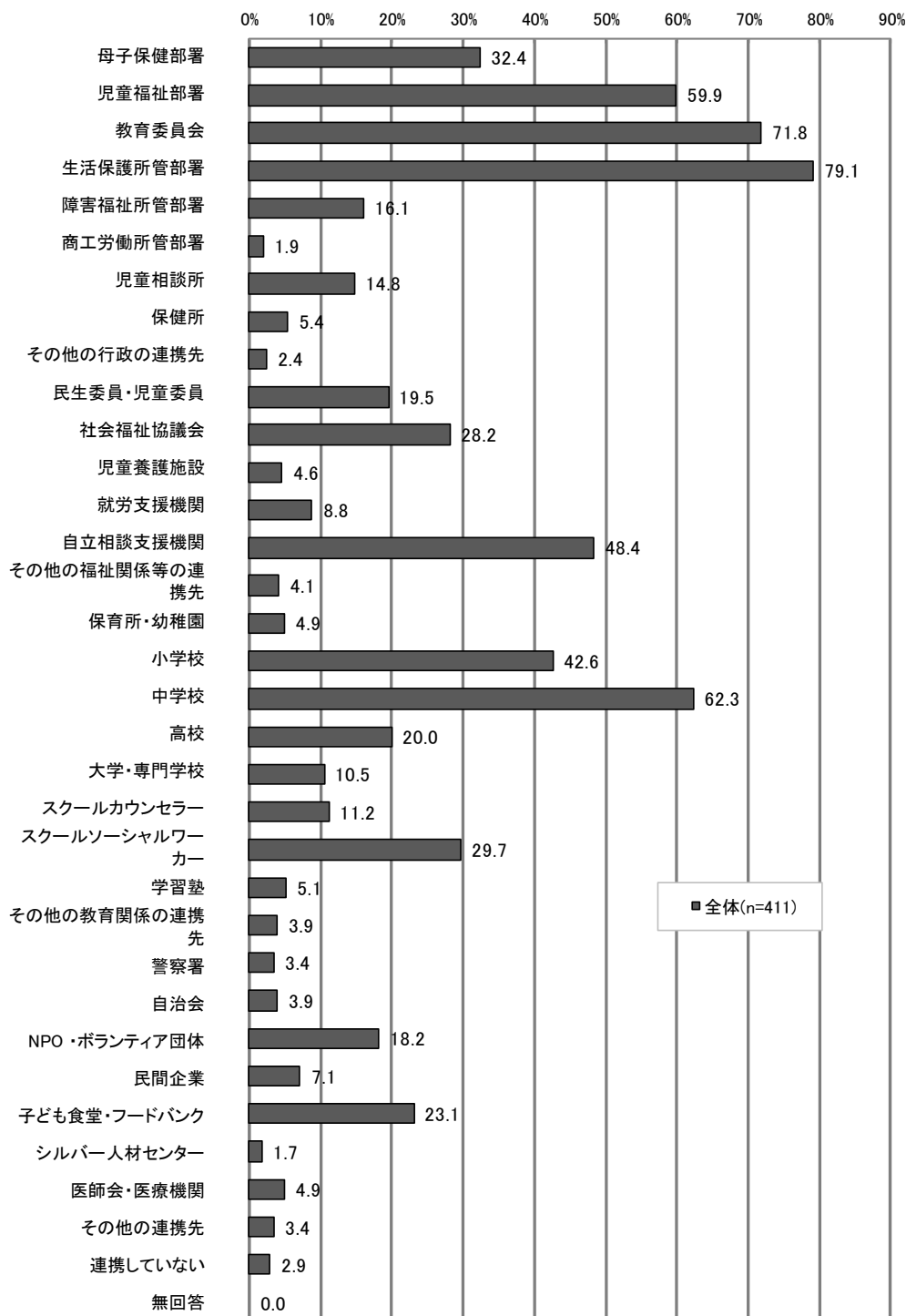
	調査数	直営	委託	直営+委託	無回答
全体	411	20.7	69.1	10.2	0.0
3万人未満	22	50.0	50.0	0.0	0.0
3～5万人未満	63	41.3	54.0	4.8	0.0
5～10万人未満	106	18.9	71.7	9.4	0.0
10～50万人未満	161	16.8	71.4	11.8	0.0
50万人～	59	1.7	81.4	16.9	0.0

(6) 事業を実施するにあたっての連携先、連携部署・機関（複数選択）

「生活保護所管部署」が79.1%と最も高く、次いで「教育委員会」が71.8%、そして「中学校」が62.3%と続いています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】

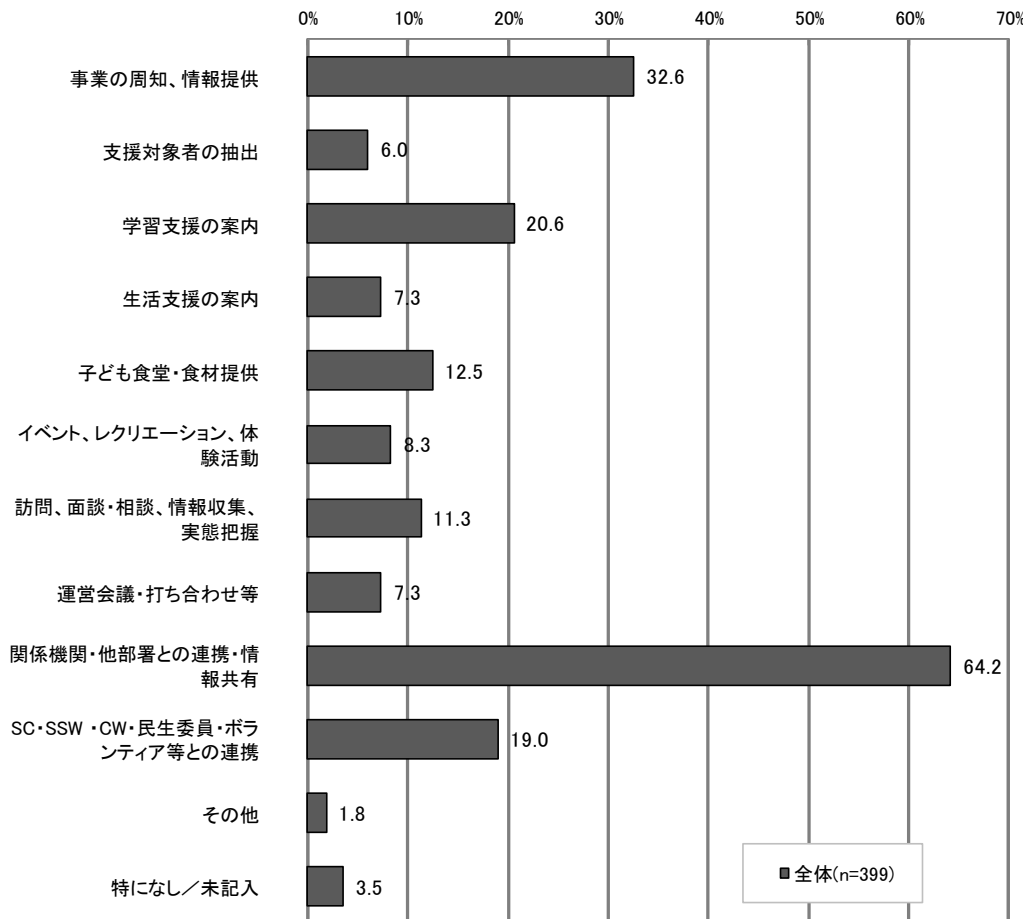
問6. 事業を実施するにあたっての連携先、連携部署・機関（複数選択）(n=411)



(6) ① 連携して行っている取組 (自由記述)

「関係機関・他部署との連携・情報共有」が64.2%と最も高く、次いで「事業の周知、情報提供」が32.6%、そして「学習支援の案内」が20.6%と続いています。

問6- 1. 連携して行っている取組 (自由記述) (n=399)

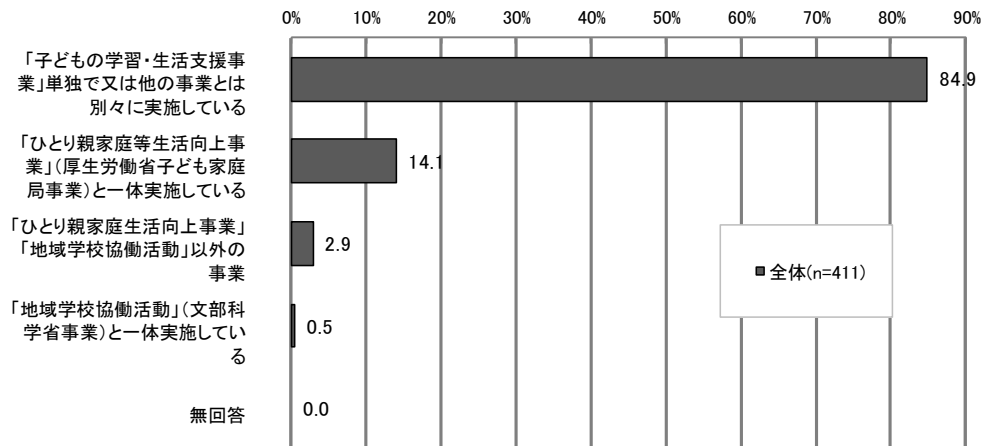




(7) 「子どもの学習・生活支援事業」の実施方法（複数選択）

「「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している」が84.9%と最も高く、次いで「「ひとり親家庭等生活向上事業」（厚生労働省子ども家庭局事業）と一体実施している」が14.1%、以下、「「ひとり親家庭生活向上事業」「地域学校協働活動」以外の事業」が2.9%、「「地域学校協働活動」（文部科学省事業）と一体実施している」が0.5%となっています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】  
問7. 「子どもの学習・生活支援事業」の実施方法（複数選択）(n=411)



(8) 「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況

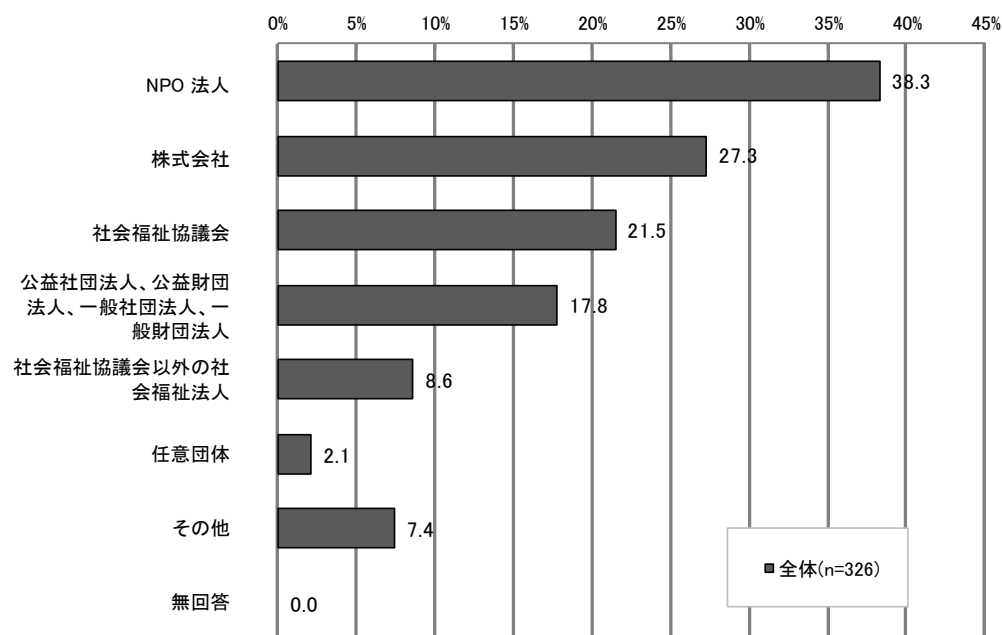
(8) ① 学習支援の実施状況

(8) ①-1 学習支援の委託先（複数選択）

「NPO法人」が38.3%と最も高く、次いで「株式会社」が27.3%、以下、「社会福祉協議会」が21.5%、「公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人」が17.8%、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」が8.6%、「任意団体」が2.1%となっています。

【問1で『学習支援』を実施し、問5の『子どもの学習・生活支援事業』の運営を委託している自治体が対象】

問8. (1) ① 学習支援の委託先（複数選択）(n=326)

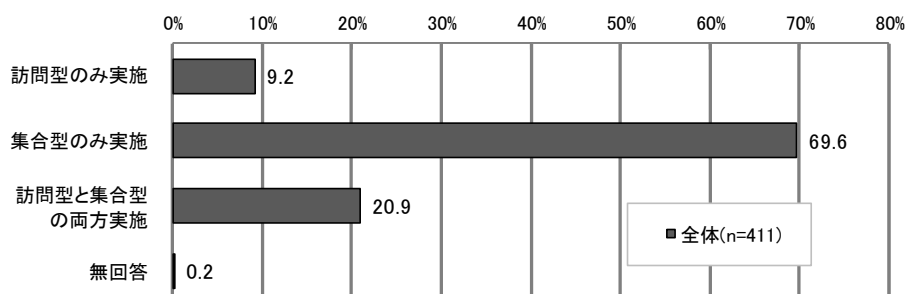


(8) ①-2 学習支援の実施形態（複数選択）

「集合型のみ実施」が69.6%と最も高く、次いで「訪問型と集合型の両方実施」が20.9%、そして「訪問型のみ実施」が9.2%となっています。

【問1で『学習支援』を実施している自治体が対象】

問8. 1- ② 学習支援の実施形態（複数選択）(n=411)

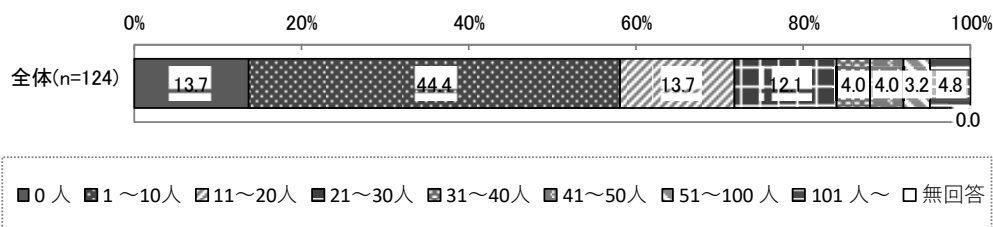


(8) ①-2-1 学習支援の利用実態：訪問型

問8.④-2-1 学習支援の利用者実人数（訪問型）

「1～10人」が44.4%と最も高く、次いで「0人」が13.7%、そして「11～20人」が13.7%と続いています。平均は23.4人となっています。

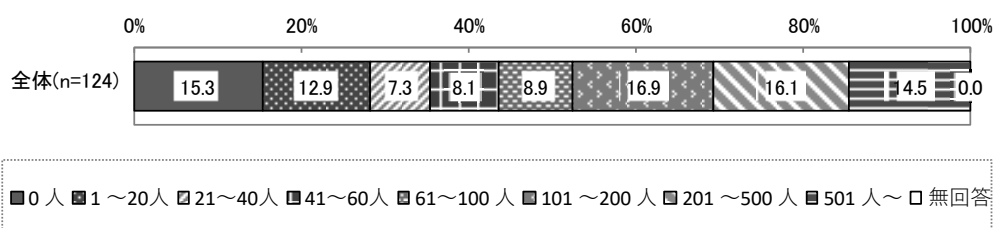
問8.(1)② 学習支援の利用者実人数：訪問型 (n=124)



問8.④-2-1 学習支援の利用者延べ人数（訪問型）

「101～200人」が16.9%と最も高く、次いで「201～500人」が16.1%、そして「0人」が15.3%と続いています。平均は262.7人となっています。

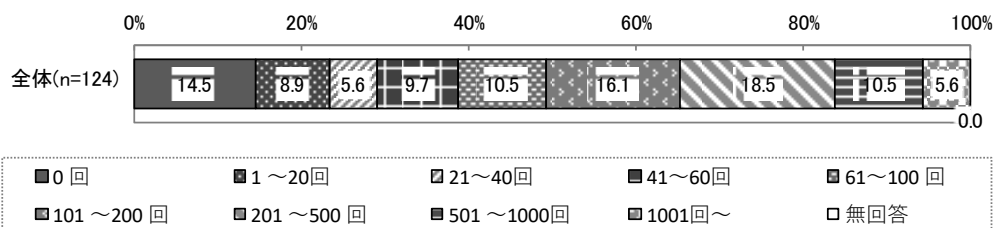
問8.(1)② 学習支援の利用者延べ人数：訪問型 (n=124)



問8.④-2-1 学習支援の2018年度開催（訪問）回数（訪問型）

「201～500回」が18.5%と最も高く、次いで「101～200回」が16.1%、そして「0回」が14.5%と続いています。平均は277.8回となっています。

問8.(1)② 学習支援の2018年度開催(訪問)回数：訪問型 (n=124)

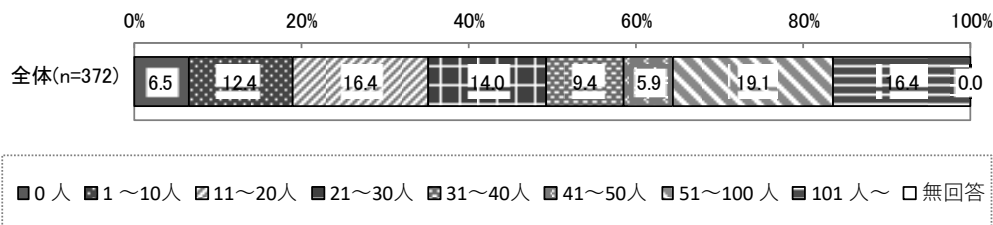


(8) ①-2-2 学習支援の利用実態：集合型

問8.④-2-2 学習支援の利用者実人数（集合型）

「51～100人」が19.1%と最も高く、次いで「11～20人」「101人～」が16.4%、そして「21～30人」が14.0%と続いています。平均は101.3人となっています。

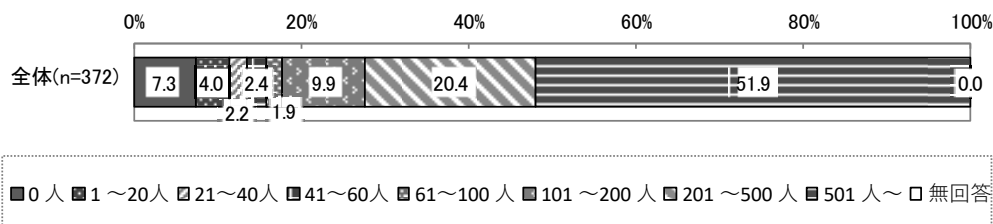
問8.(1)② 学習支援の利用者実人数：集合型 (n=372)



問8.④-2-2 学習支援の利用者延べ人数（集合型）

「501人～」が51.9%と最も高く、次いで「201～500人」が20.4%、そして「101～200人」が9.9%と続いています。平均は2,124人となっています。

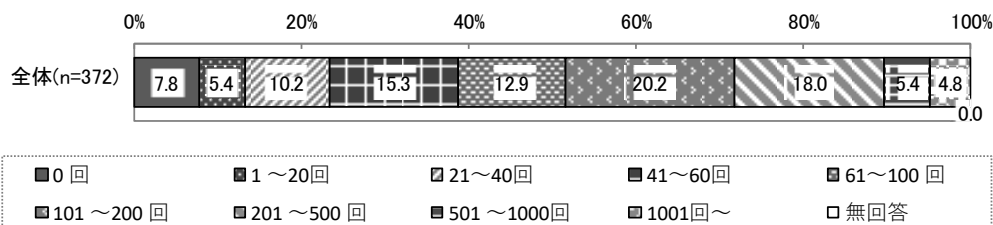
問8.(1)② 学習支援の利用者延べ人数：集合型 (n=372)



問8.④-2-2 学習支援の開催（訪問）回数（集合型）

「101～200回」が20.2%と最も高く、次いで「201～500回」が18.0%、そして「41～60回」が15.3%と続いています。平均は245.3回となっています。

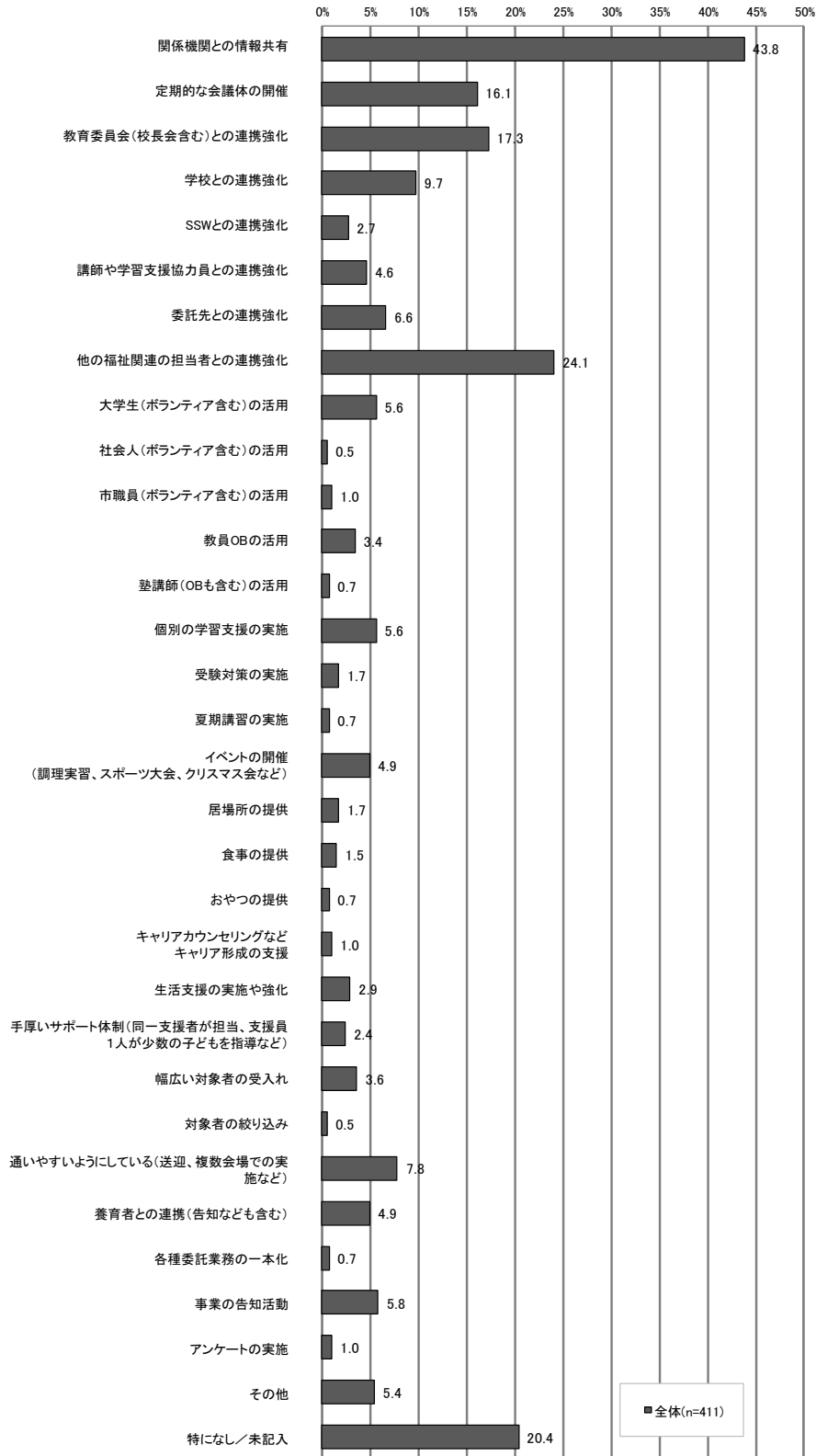
問8.(1)② 学習支援の2018年度開催(訪問)回数：集合型 (n=372)



(8) ①-3 学習支援で工夫している取組内容（自由記述）

「関係機関との情報共有」が43.8%と最も高く、次いで「他の福祉関連の担当者との連携強化」が24.1%、そして「教育委員会（校長会含む）との連携強化」が17.3%と続いています。

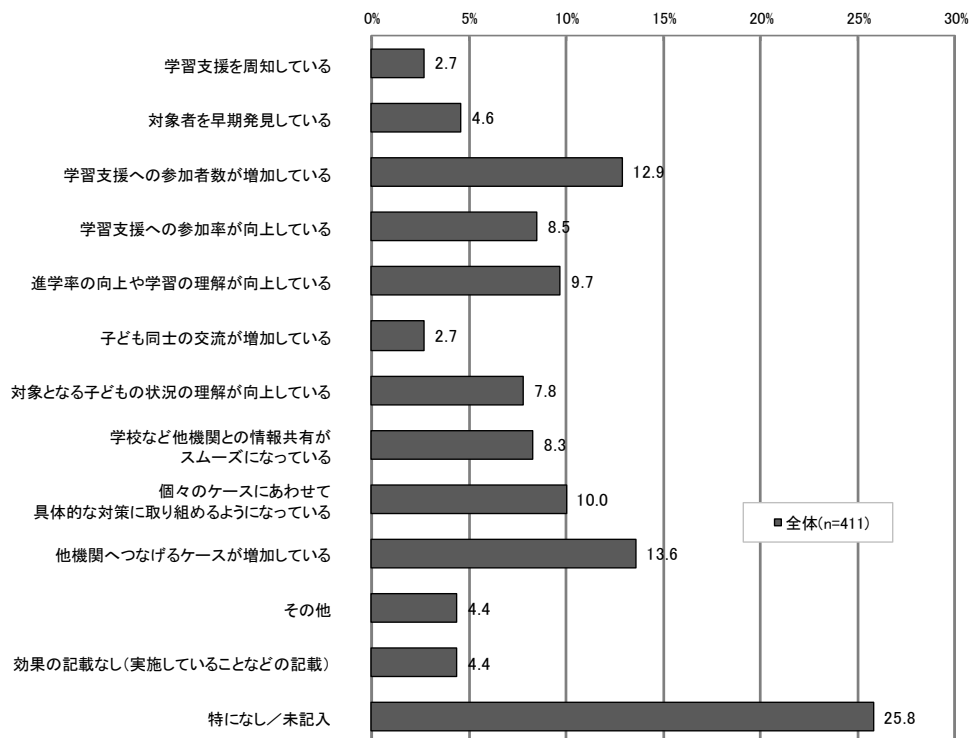
問8. (1)③<工夫している取組内容> (n=411)



(8) ①-3-1 取組のポイント (自由記述)

「他機関へつなげるケースが増加している」が13.6%と最も高く、次いで「学習支援への参加者数が増加している」が12.9%、そして「個々のケースにあわせて具体的な対策に取り組めるようになっていく」が10.0%と続いています。

問8. (1)③<取組のポイント> (n=411)

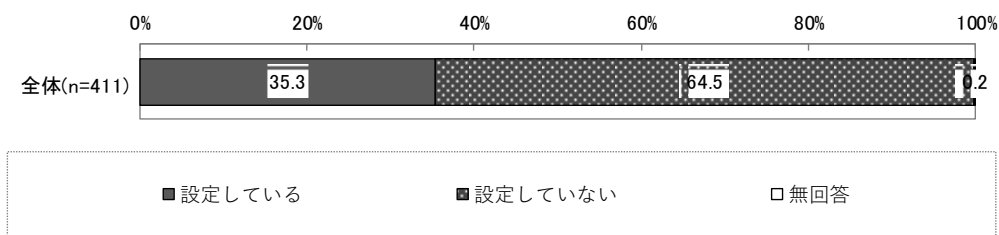


(8) ①-4 学習支援を実施するにあたっての目標値の設定の状況

「設定している」(35.3%)、「設定していない」(64.5%)となっています。

【問1で『学習支援』を実施している自治体が対象】

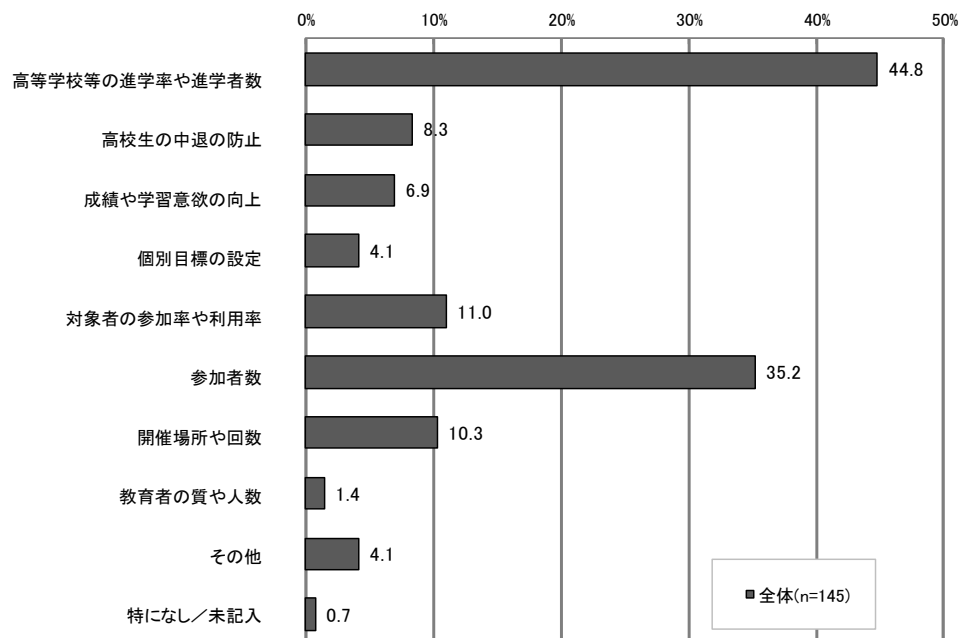
問8. (1)④ 学習支援を実施するにあたっての目標値の設定の状況 (n=411)



(8) ①-4-1 目標値の具体的な内容と設定した理由(自由記述)

「高等学校等の進学率や進学者数」が44.8%と最も高く、次いで「参加者数」が35.2%、そして「対象者の参加率や利用率」が11.0%と続いています。

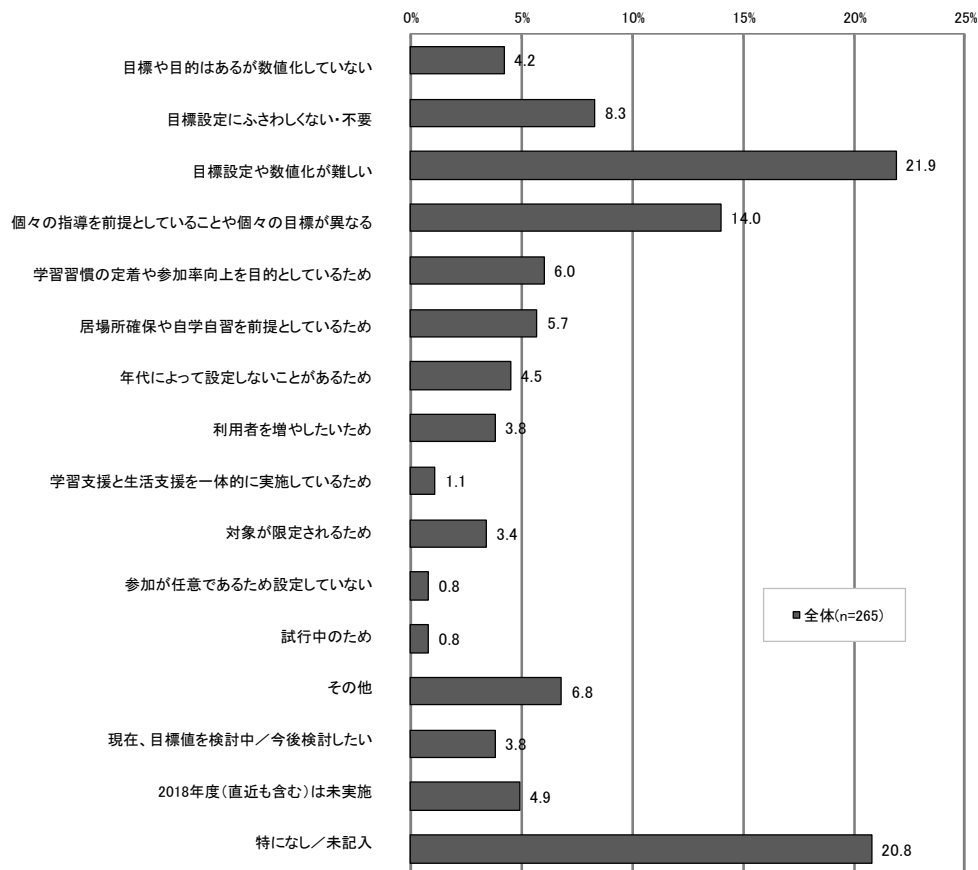
問8.(1)④「1. 設定している」(n=145)



(8) ①-4-2 目標値を設定していない理由（自由記述）

「目標設定や数値化が難しい」が21.9%と最も高く、次いで「個々の指導を前提としていることや個々の目標が異なる」が14.0%、そして「目標設定にふさわしくない・不要」が8.3%と続いています。

問8. (1)④「2. 設定していない」(n=265)



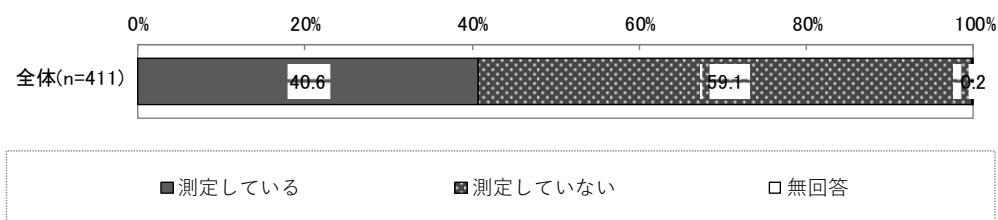


(8) ①-5 学習支援を実施するにあたっての成果測定の状況

「測定している」(40.6%)、「測定していない」(59.1%)となっています。

【問1で『学習支援』を実施している自治体が対象】

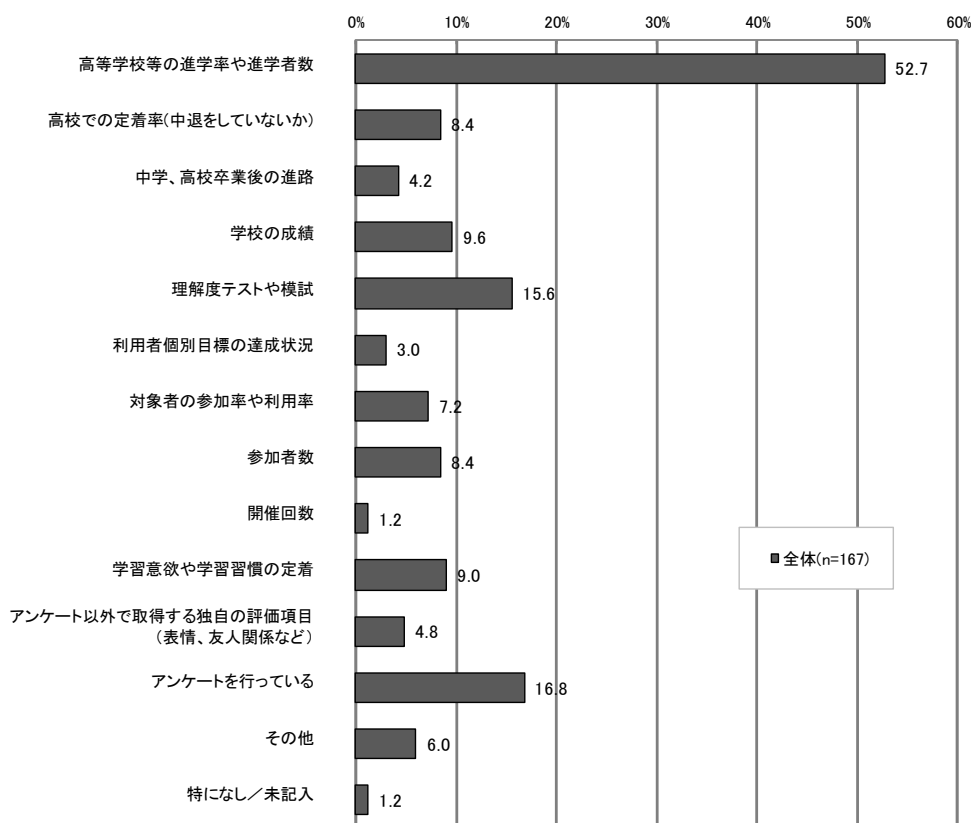
問8.(1)⑤ 学習支援を実施するにあたっての成果測定の状況 (n=411)



(8) ①-5-1 指標の具体的な内容と設定した理由 (自由記述)

「高等学校等の進学率や進学者数」が52.7%と最も高く、次いで「アンケートを行っている」が16.8%、そして「理解度テストや模試」が15.6%と続いています。

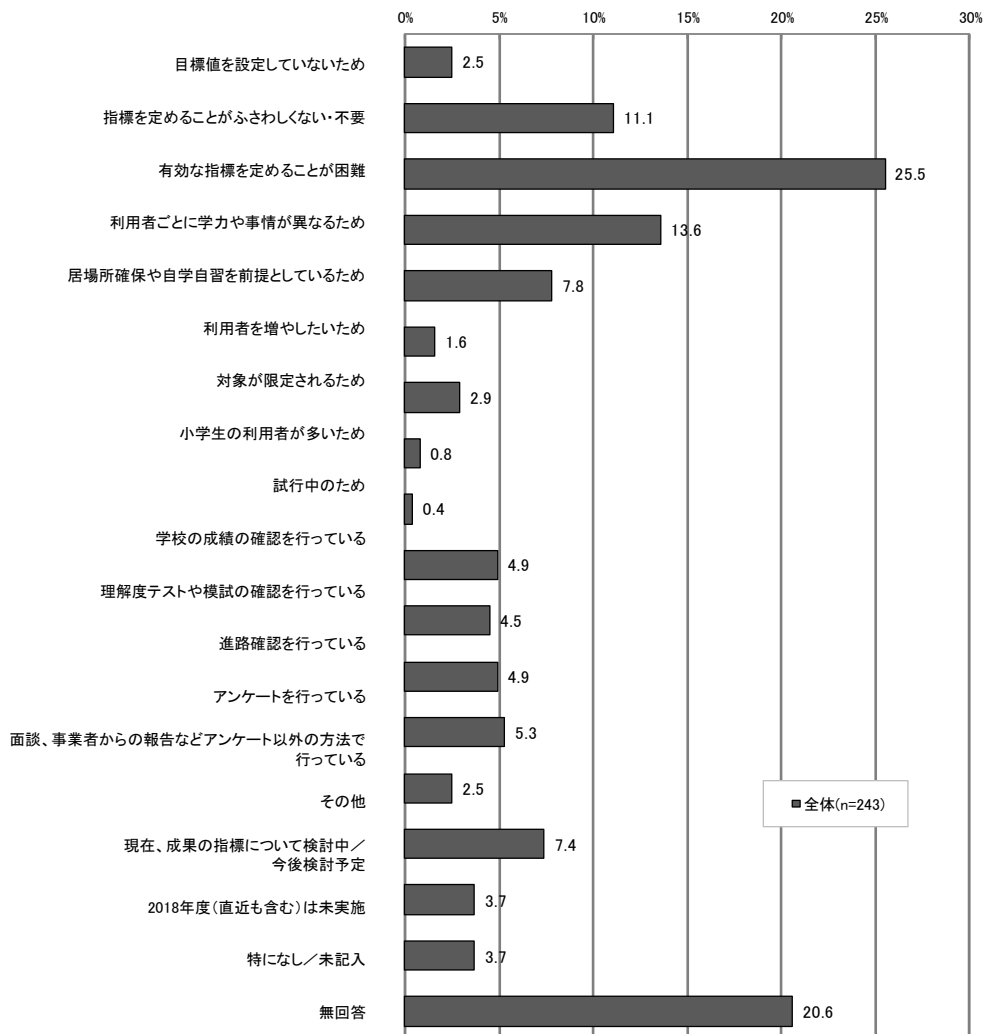
問8.(1)⑤「1. 測定している」(n=167)



(8) ①-5-2 指標を設定していない理由 (自由記述)

「有効な指標を定めることが困難」が25.5%と最も高く、次いで「利用者ごとに学力や事情が異なるため」が13.6%、そして「指標を定めることがふさわしくない・不要」が11.1%と続いています。

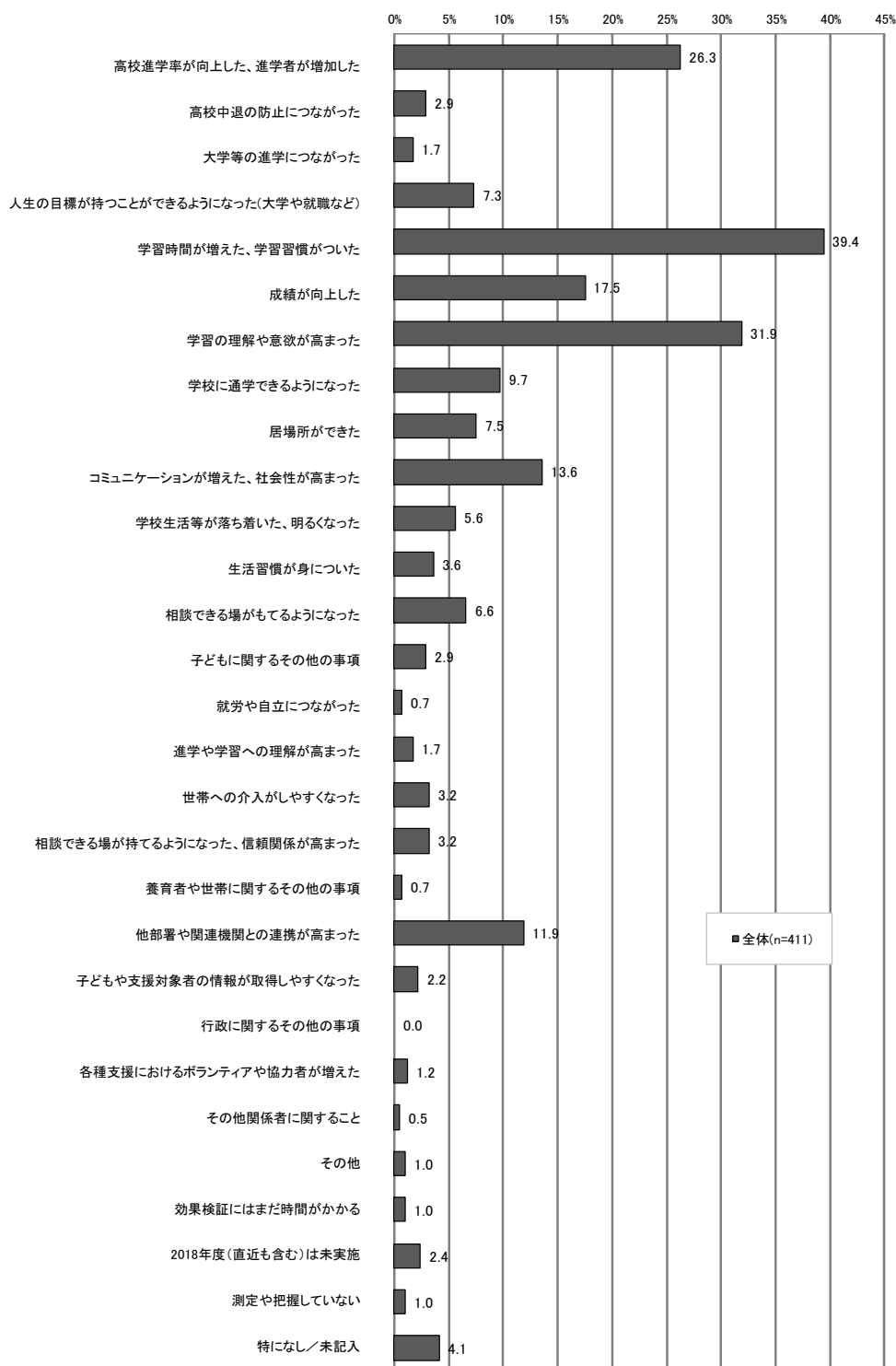
問8. (1)⑤「2. 測定していない」(n=243)



(8) ①-6 学習支援を実施したことによる具体的な成果（自由記述）

「学習時間が増えた、学習習慣がついた」が39.4%と最も高く、次いで「学習の理解や意欲が高まった」が31.9%、そして「高校進学率が向上した、進学者が増加した」が26.3%と続いています。

問8. (1)⑥ 学習支援を実施したことによる具体的な成果（自由記述）(n=411)

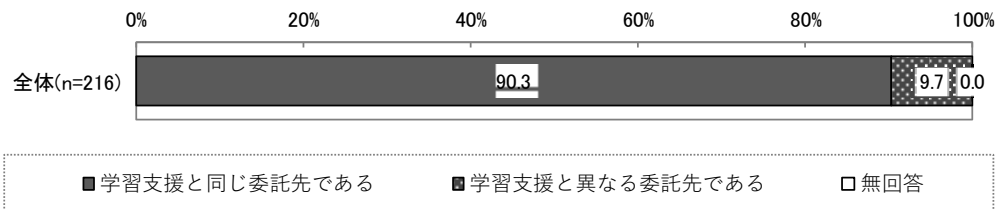


- (8) ② 生活支援の実施状況
- (8) ②-1 生活支援の委託状況

「学習支援と同じ委託先である」(90.3%)、「学習支援と異なる委託先である」(9.7%)となっています。

【問1で『生活支援』を実施し、問5の『子どもの学習・生活支援事業』の運営を委託している自治体が対象】

問8.(2)① 生活支援の委託状況 (n=216)

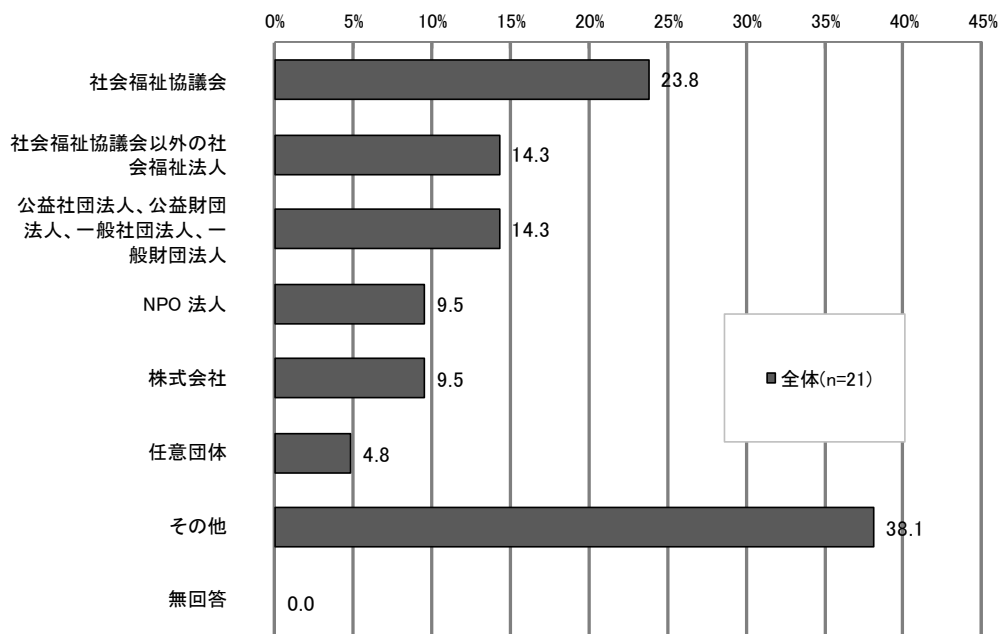


- (8) ②-1-1 生活支援の委託先 (複数選択)

「社会福祉協議会」が23.8%と最も高く、次いで「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」「公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人」が14.3%、以下、「NPO法人」「株式会社」が9.5%、「任意団体」が4.8%となっています。

【問8.(2)①で『子どもの学習・生活支援事業』の運営を学習支援と異なる委託先に委託している自治体が対象】

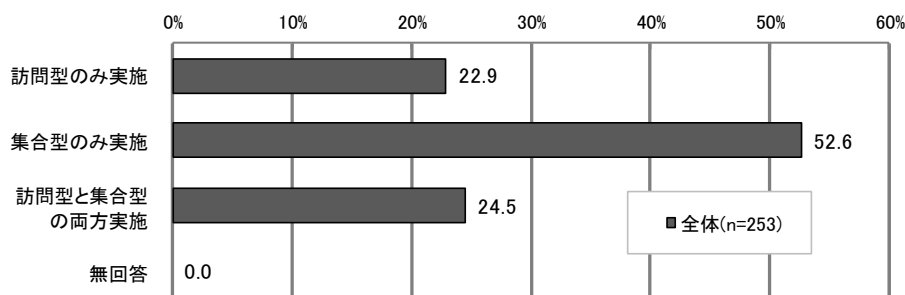
問8.(2)① 生活支援の委託先 (複数選択) (n=21)



(8) ②-2 生活支援の実施形態（複数選択）

「集合型のみ実施」が52.6%と最も高く、次いで「訪問型と集合型の両方実施」が24.5%、そして「訪問型のみ実施」が22.9%となっています。

【問1で『生活支援』を実施している自治体が対象】  
問8.2-② 生活支援の実施形態（複数選択）(n=253)

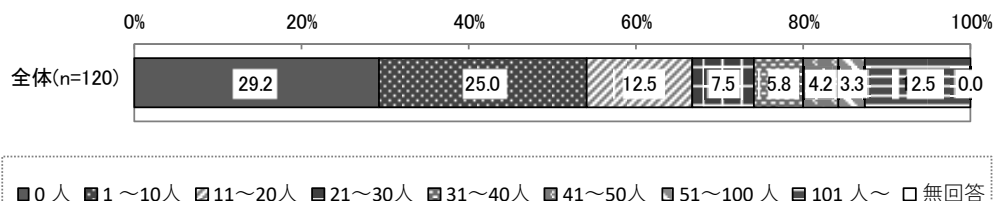


(8) ②-2-1 生活支援の利用実態：訪問型

問8.②-2-1 生活支援の利用者実人数（訪問型）

「0人」が29.2%と最も高く、次いで「1～10人」が25.0%、そして「11～20人」が12.5%と続いています。平均は43.7人となっています。

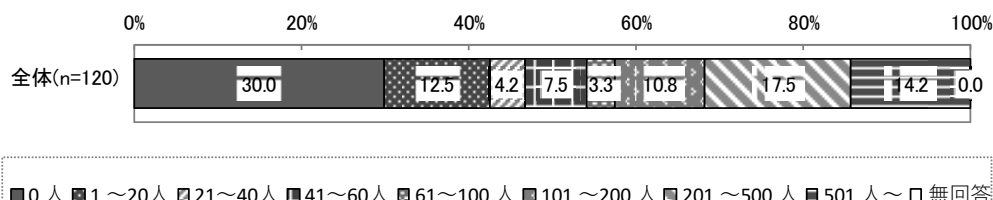
問8.(2)② 生活支援の利用者実人数：訪問型 (n=120)



問8.②-2-1 生活支援の利用者延べ人数（訪問型）

「0人」が30.0%と最も高く、次いで「201～500人」が17.5%、そして「501人～」が14.2%と続いています。平均は376.2人となっています。

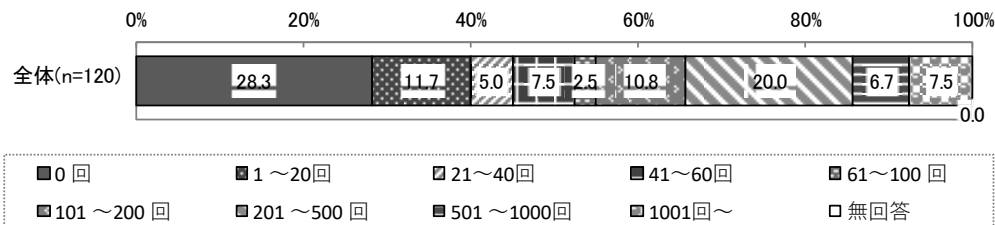
問8.(2)② 生活支援の利用者延べ人数：訪問型 (n=120)



問8.②-2-1 生活支援の2018年度開催(訪問)回数(訪問型)

「0回」が28.3%と最も高く、次いで「201～500回」が20.0%、そして「1～20回」が11.7%と続いています。平均は287.3回となっています。

問8.(2)② 生活支援の2018年度開催(訪問)回数:訪問型(n=120)

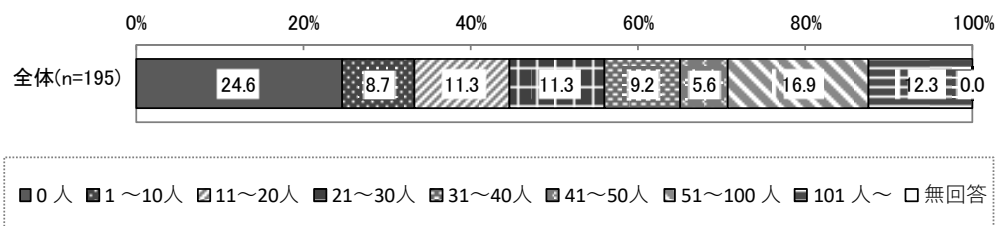


(8) ②-2-2 生活支援の利用実態:集合型

問8.②-2-2 生活支援の利用者実人数(集合型)

「0人」が24.6%と最も高く、次いで「51～100人」が16.9%、そして「101人～」が12.3%と続いています。平均は66.6人となっています。

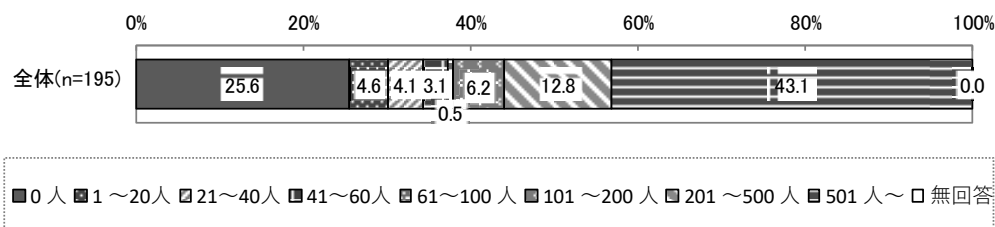
問8.(2)② 生活支援の利用者実人数:集合型(n=195)



問8.②-2-2 生活支援の利用者延べ人数(集合型)

「501人～」が43.1%と最も高く、次いで「0人」が25.6%、そして「201～500人」が12.8%と続いています。平均は1214.8人となっています。

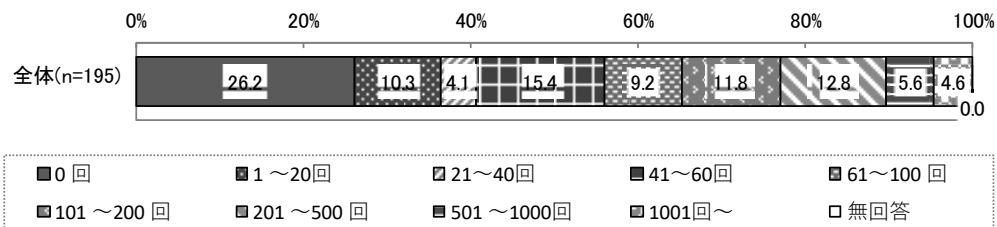
問8.(2)② 生活支援の利用者延べ人数:集合型(n=195)



問8.②-2-2 生活支援の2018年度開催(訪問)回数 (集合型)

「0回」が26.2%と最も高く、次いで「41～60回」が15.4%、そして「201～500回」が12.8%と続いています。平均は193.6回となっています。

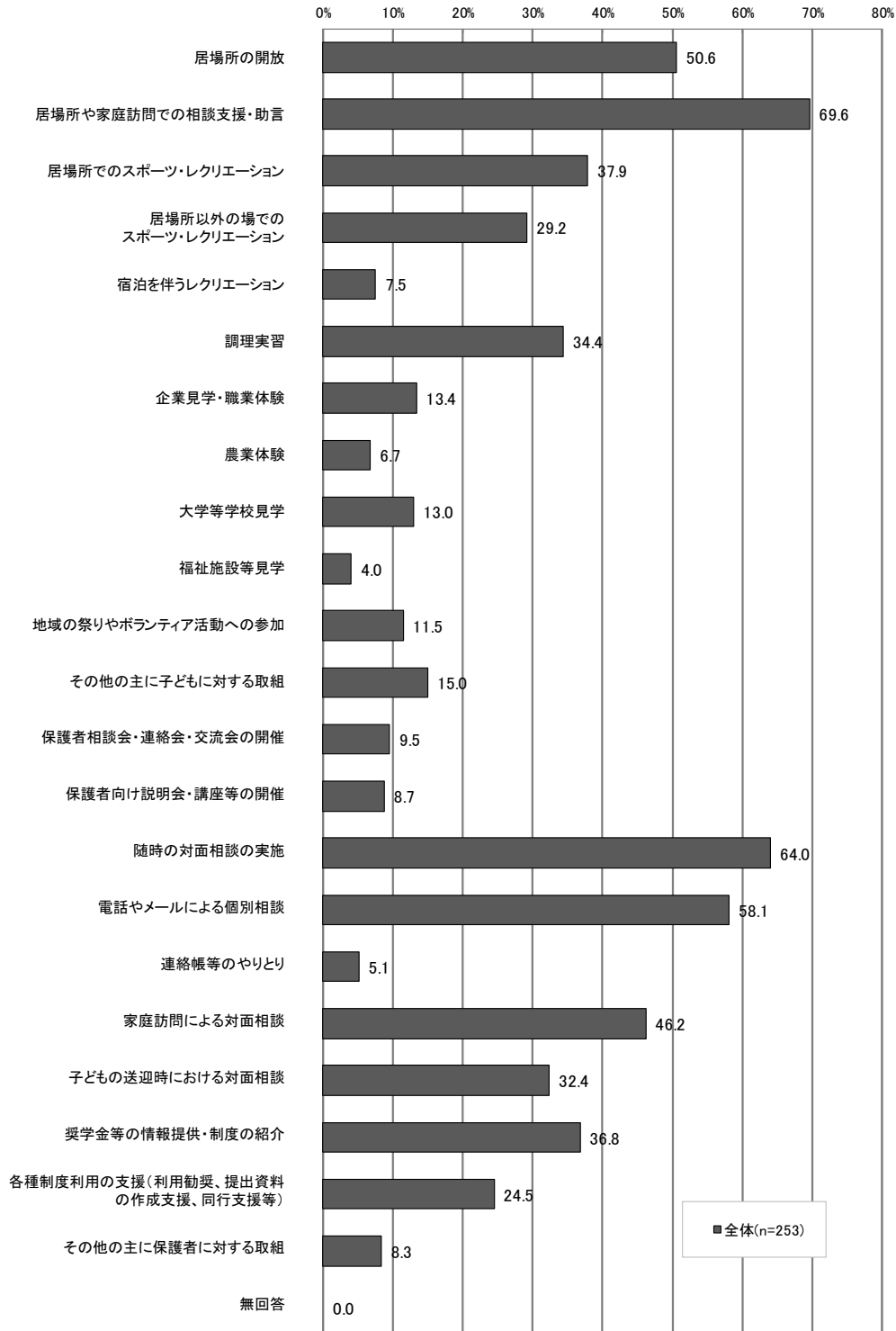
問8.(2)② 生活支援の2018年度開催(訪問)回数:集合型 (n=195)



(8) ②-3 生活支援の取組内容（複数選択）

「居場所や家庭訪問での相談支援・助言」が69.6%と最も高く、次いで「随時の対面相談の実施」が64.0%、そして「電話やメールによる個別相談」が58.1%と続いています。

【問1で『生活支援』を実施している自治体が対象】  
問8.(2)③ 生活支援の取組内容（複数選択）(n=253)





実施形態別にみると、子どもに対する取組は訪問型と比べ集合型の方がより多く実施されています。一方、保護者に対する相談や情報提供等の支援は訪問型の方がより多く実施されています。

■主に子どもに対する取組

	調査数	居場所の開放	居場所や家庭訪問での相談支援・助言	居場所でのスポーツ・レクリエーション	居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション	宿泊を伴うレクリエーション	調理実習	企業見学・職業体験	農業体験	大学等学校見学	福祉施設等見学	地域の祭りやボランティア活動への参加	その他の主に子どもに対する取組
全体	253	50.6	69.6	37.9	29.2	7.5	34.4	13.4	6.7	13.0	4.0	11.5	15.0
訪問型のみ実施	58	13.8	79.3	12.1	13.8	0.0	10.3	8.6	3.4	12.1	6.9	1.7	17.2
集合型のみ実施	133	64.7	57.9	43.6	30.1	7.5	38.3	9.8	5.3	8.3	0.8	9.8	13.5
訪問型と集合型の両方実施	62	54.8	85.5	50.0	41.9	14.5	48.4	25.8	12.9	24.2	8.1	24.2	16.1

■主に保護者に対する取組

	調査数	保護者相談会・連絡会・交流会の開催	保護者向け説明会・講座等の開催	随時の対面相談の実施	電話やメールによる個別相談	連絡帳等のやりとり	家庭訪問による対面相談	子どもの送迎時における対面相談	奨学金等の情報提供・制度の紹介	各種制度利用の支援	その他の主に保護者に対する取組	無回答
全体	253	9.5	8.7	64.0	58.1	5.1	46.2	32.4	36.8	24.5	8.3	0.0
訪問型のみ実施	58	1.7	0.0	63.8	60.3	1.7	79.3	12.1	43.1	39.7	5.2	0.0
集合型のみ実施	133	9.8	7.5	57.9	51.1	5.3	21.8	35.3	22.6	8.3	7.5	0.0
訪問型と集合型の両方実施	62	16.1	19.4	77.4	71.0	8.1	67.7	45.2	61.3	45.2	12.9	0.0

運営形態別にみると、直営で運営している自治体では保護者に対する取組が実施されている割合が高く、委託で運営している自治体では、子どもに対する取組が実施されている割合が高く、特にレクリエーションやイベントの実施が多く実施されています。

■主に子どもに対する取組

	調査数	居場所の開放	居場所や家庭訪問での相談支援・助言	居場所でのスポーツ・レクリエーション	居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション	宿泊を伴うレクリエーション	調理実習	企業見学・職業体験	農業体験	大学等学校見学	福祉施設等見学	地域の祭りやボランティア活動への参加	その他の主に子どもに対する取組
全体	253	50.6	69.6	37.9	29.2	7.5	34.4	13.4	6.7	13.0	4.0	11.5	15.0
直営	37	35.1	67.6	13.5	13.5	0.0	18.9	2.7	0.0	0.0	0.0	5.4	10.8
委託	184	53.8	69.6	41.8	31.5	8.2	36.4	15.2	7.6	13.6	3.8	10.9	15.2
直営+委託	32	50.0	71.9	43.8	34.4	12.5	40.6	15.6	9.4	25.0	9.4	21.9	18.8

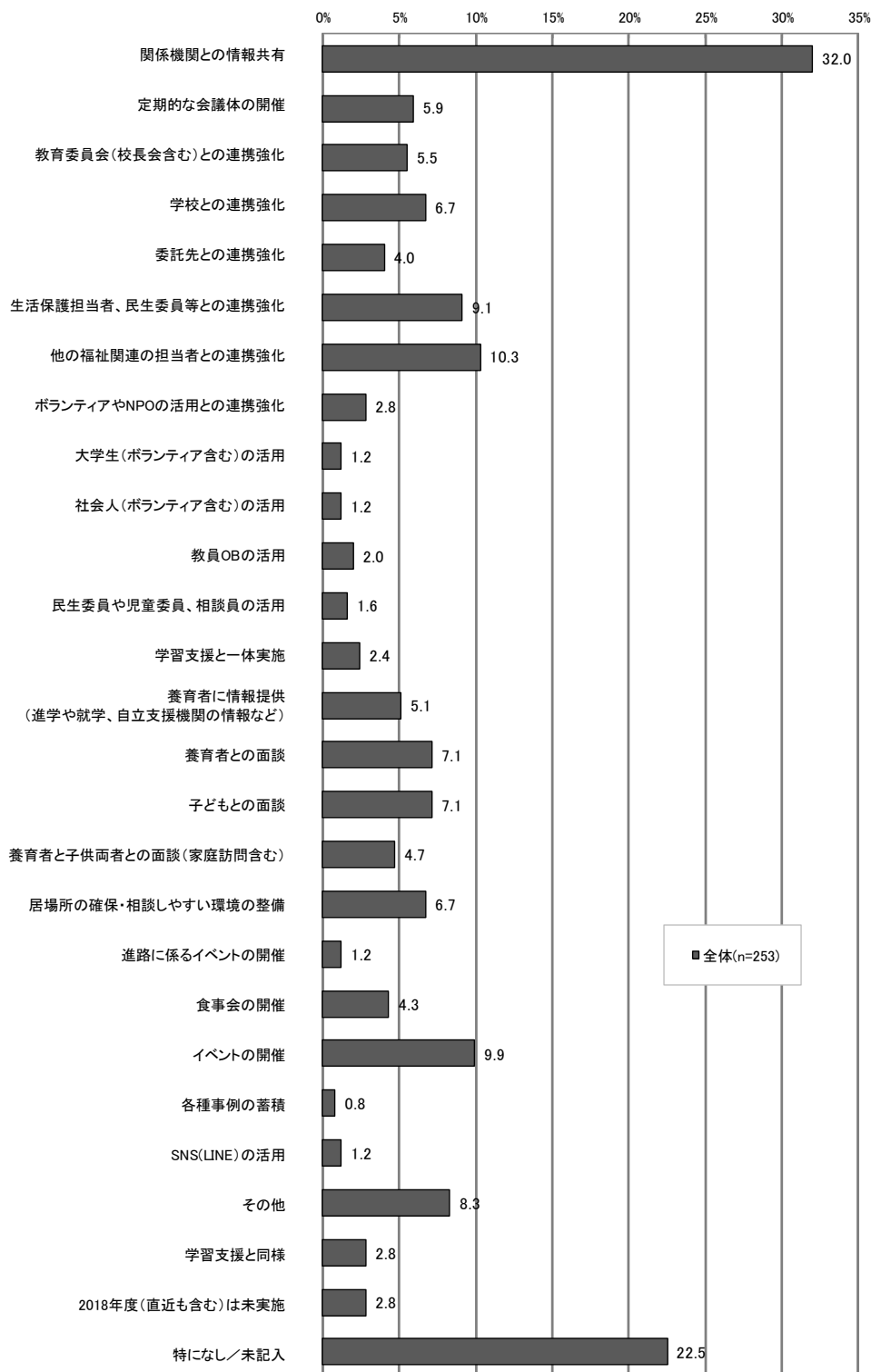
■主に保護者に対する取組

	調査数	保護者相談会・連絡会・交流会の開催	保護者向け説明会・講座等の開催	随時の対面相談の実施	電話やメールによる個別相談	連絡帳等のやりとり	家庭訪問による対面相談	子どもの送迎時における対面相談	奨学金等の情報提供・制度の紹介	各種制度利用の支援	その他の主に保護者に対する取組	無回答
全体	253	9.5	8.7	64.0	58.1	5.1	46.2	32.4	36.8	24.5	8.3	0.0
直営	58	5.4	2.7	59.5	59.5	0.0	64.9	21.6	54.1	35.1	2.7	0.0
委託	133	9.8	8.7	62.0	55.4	6.0	41.3	34.8	29.9	19.0	9.2	0.0
直営+委託	62	12.5	15.6	81.3	71.9	6.3	53.1	31.3	56.3	43.8	9.4	0.0

(8) ②-4 生活支援の工夫している取組内容（自由記述）

「関係機関との情報共有」が32.0%と最も高く、次いで「他の福祉関連の担当者との連携強化」が10.3%、そして「イベントの開催」が9.9%と続いています。

問8. (2)④ <工夫している取組内容> (n=253)



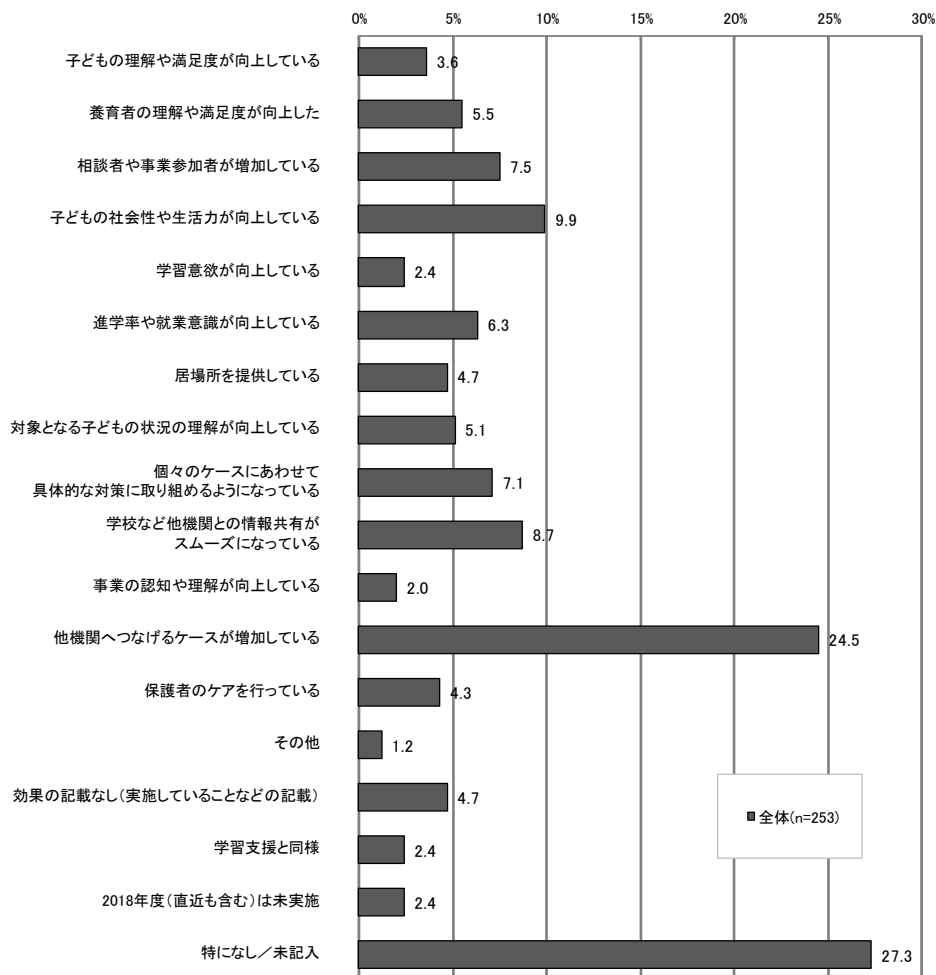
項目	件数	具体的な内容
関係機関との情報共有	81	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携会議を設置している。(10～50万人)</li> <li>・事業利用者の環境や問題等をスタッフと情報共有を図っている。(3～5万人)</li> <li>・庁内で支援が必要な子どもをうまくつなげられるよう定期的に関係者に向け取り組みを紹介する説明会を行っている。(10～50万人)</li> </ul>
定期的な会議体の開催	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、担当者を集めた連絡会議を実施し、事業を実施するうえでの課題や好事例の共有を行っている。(10～50万人)</li> <li>・学習会を委託しているNPOと定期的に報告会を開催している。毎回自治体職員が立ち会い、状況を把握している。(10～50万人)</li> </ul>
教育委員会(校長会含む)との連携強化	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、学習支援協力員、福祉課、教育委員会で定期的に情報交換会を実施している。(5～10万人)</li> <li>・教育委員会及び所属する学校等との情報共有により、効果的な助言や指導方針を立てている。(10～50万人)</li> </ul>
学校との連携強化	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を定期的に訪問し、情報共有している。(3～5万人、10～50万人)</li> <li>・学校や自立相談支援機関、行政、児童相談所と連携するため、ケース会議を開いている。(5～10万人)</li> </ul>
委託先との連携強化	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の実績は月1回の連絡会議で委託先と情報共有している。(10～50万人)</li> </ul>
生活保護担当者、民生委員等との連携強化	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業利用者の早期発見のために行政(主に児童福祉部署)や民生委員・児童委員と連携している。(5～10万人)</li> <li>・自立相談支援機関とも随時情報を共有する体制にすることで、切れ目のない、きめ細やかな相談支援を実施している。(50万人～)</li> </ul>
他の福祉関連の担当者との連携強化	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業利用者を早期発見するために、関係部署主催の会議等に出席した際に周知している。(5～10万人)</li> <li>・実務者会議を開催し、他部局との連携を図っている。(50万人～)</li> </ul>
ボランティアやNPOとの連携強化	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で子どもの学習支援や居場所づくりを進めている団体と定期的に会議を行っている。(5～10万人)</li> <li>・企業や他のNPOと連携し、多様な機会を提供できるようにしている。(5～10万人)</li> </ul>
大学生(ボランティア含む)の活用	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の将来像となる学生や働いている社会人をボランティアとして多く配置している。(50万人～)</li> </ul>
社会人(ボランティア含む)の活用	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い年代との関わりを提供するためシルバー人材センターと連携している。(10～50万人)</li> </ul>
教員OBの活用	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校や障がいのある生徒も多いため、教員OBを配置して、それぞれにあった支援を実施している。(10～50万人)</li> </ul>
民生委員や児童委員、相談員の活用	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援の利用申込をしたものの、通ってこない中学生がおり、本人だけでなく家庭に課題を抱えていることも多く、世帯全体への支援を必要とする。そのような生徒と保護者を支援するために相談員を採用している(50万人～)</li> <li>・心理相談員による子ども、保護者の個別面談を行っている(10～50万人)</li> </ul>
学習支援と一体実施	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援開催場所開校時は、居場所として自習室を常時解放している。(10～50万人)</li> <li>・居宅での支援が困難な世帯の場合、関係機関(委託業者内、学校等)で支援を実施している。また、不登校児の場合、居宅だけでなく学校で支援を実施している。(5～10万人)</li> </ul>
養育者向けに情報提供(進学や就学の説明、自立支援機関等)	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援の初回参加時に、保護者に事業の説明を行う際に、自立相談支援機関の紹介も併せて行う。(10～50万人)</li> <li>・学習支援の利用者に対して、年1回、進学費用相談会を実施している。(10～50万人)</li> </ul>

項目	件数	具体的な内容
養育者との面談	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生教室利用者を原則として毎回自宅まで送迎し、保護者との面談・家庭訪問を兼ねて実施しており、子どもだけでなく親への支援も可能となっている。(50万人～)</li> <li>・子どもに対する家族の理解を高めるため、親と子別々に面談できるように気をつけている。(3～5万人)</li> </ul>
子どもとの面談	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援の場における子ども達との会話の中で、気になる学校や家庭がある場合、個別に面談を実施している。(5～10万人)</li> <li>・高校中退を防ぐため、利用している高校生に対し助言等を行っている。(50万人～)</li> </ul>
養育者と子ども両者との面談(家庭訪問含む)	12	委託先事業者と行政と保護者と子どもと一緒に面談をおこなっている。(3～5万人)
居場所の確保・相談しやすい環境の整備	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が利用しやすいよう事業実施場所を複数確保し、実施日に配慮している。また、利用者の送迎を行っている。(10～50万人)</li> <li>・利用する子どもが居場所でリラックスできるような環境づくりとして、スポーツや音楽等、様々な活動ができる取り組みを行っている。(10～50万人)</li> </ul>
進路に係るイベントの開催	3	子どもたちが将来を考える機会として進路相談や学校見学会を行っている。(10～50万人)
食事会の開催	11	学習教室に併せて食育支援を目的とした食事の提供、月に1回の調理実習を実施している。(50万人～)
イベントの開催	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所に興味を持ってもらえるよう、夏休み期間中に会場対抗のイベントを実施。(10～50万人)</li> <li>・合宿や体験等のイベントを開催することで、社会性の醸成及び協調性や自主性といったことの向上を図り、学習意欲の喚起に繋がる支援を実施している。(10～50万人)</li> </ul>
各種情報の蓄積	2	各ケースに応じた情報を準備し、提供するように心がけている。(3～5万人)
SNS(LINE)の活用	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校入学後、同意の取れた子どもについては主任スタッフが携帯のIDを聞いて、LINEを通じて高校生活での状況把握に繋げている。(3～5万人)</li> <li>・SNSを活動した相談や、声掛けや促しを行う。(10～50万人)</li> </ul>
その他	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営側のみでなく、現場の支援員や子どもをまきこんで居場所の運営方法を検討している。(10～50万人)</li> <li>・子ども達が家庭的な雰囲気の中で安心して過ごせるよう、一軒家等の専用施設を確保し、実施している。(50万人～)</li> </ul>

(8) ②-4-1 生活支援の取組のポイント (自由記述)

「他機関へのつなげるケースが増加している」が24.5%と最も高く、次いで「子どもの社会性や生活力が向上している」が9.9%、そして「学校など他機関との情報共有がスムーズになっている」が8.7%と続いています。

問8. (2)④ <取組のポイント> (n=253)



項目	件数	具体的な内容
子どもの理解や満足度が向上している	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面では相談しづらいこともSNSなら気軽に相談することができ、問題の早期解決につながった。(10～50万人)</li> <li>・訪問の際は学習面だけでなく、多角的なアプローチを行い、ラポール形成に努める。それにより、事業の教室参加につながるケースも出てきた。(10～50万人)</li> </ul>
親の理解や満足度が向上している	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所の提供や保護者からの個別相談に対応可能な体制を充実させることで、学習支援教室への参加継続や保護者のストレス・不安軽減に繋げる。(10～50万人)</li> <li>・保護者への支援も行うことで、保護者の気持ちが良い方になり、養育能力が高まった。(10～50万人)</li> </ul>
相談者や事業参加者が増加している	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会と連携することで、スクールソーシャルワーカー等から、申し込みの依頼が来るようになった。(10～50万人)</li> <li>・支援員通信の発行により、相談に来る世帯が増加し、奨学金制度等の説明が手厚く行えている。(10～50万人)</li> </ul>
子どもの社会性や生活力が向上している	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所支援においては、小・中学生、高校生・高校年代の子どもごとの企画や学習の機会を持ちながら、異年代間の交流も子どもたちに大きな良い影響を及ぼすことが分かってきたため、できるだけその機会を持つようにしている。(50万人～)</li> <li>・季節行事として実施しているクリスマスパーティにおいて、本事業を卒業した高校生がゲストとして遊びに来てくれて、高校生活の魅力やこれから受験を迎える中3生への激励メッセージを伝えるなど、居場所として良い循環が生まれている。(50万人～)</li> </ul>
学習意欲が向上している	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間との関係性の構築や学習意欲を高めることができた。(50万人～)</li> </ul>
居場所を提供している	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的な居場所を作る観点から、クリスマス会、卒業生を送る会、合宿等のイベントを行っている。上記イベントを実施するにあたって、子ども1人で参加が困難な場合には、保護者も一緒に参加してもらうようにしている。保護者も一緒に参加することで、子どもも来やすくなり、親子での社会参加に繋がる。また、外に出ない保護者に対し、イベントの案内を電話やメールにて行い、アプローチを行うことで、保護者も社会参加に繋がったケースもあった。(10～50万人)</li> <li>・季節行事として実施しているクリスマスパーティにおいて、本事業を卒業した高校生がゲストとして遊びに来てくれて、高校生活の魅力やこれから受験を迎える中3生への激励メッセージを伝えるなど、居場所として良い循環が生まれている。(50万人～)</li> </ul>
対象となる子どもの状況や理解が向上している	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供に対する接し方について悩み事や困りごと等を聞き取り、助言をしたり関係機関を紹介することにより子供の生活状況の改善が見られるようになった。(10～50万人)</li> <li>・心理相談の実施により、子ども、保護者の精神的安定につながるとともに、相談内容を関係部署と共有し、フィードバックすることで、連携した継続的な支援の充実が図れた。(10～50万人)</li> </ul>
個々のケースにあわせて具体的な対策に取り組めるようになっている	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習教室と一体的に実施しつつ、それぞれの状態に応じて教室だけでなく、訪問や電話相談等、臨機応変に対応している。(10～50万人)</li> <li>・一人一人の実情に合わせて生活に必要な知識を教えることで、子ども自身が生活力を身につけることができる。(5～10万人)</li> </ul>
学校など他機関との情報共有がスムーズになっている	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問により担任から子供たちの個々の性格や学校での様子、遅れている授業等情報交換ができて役立っている。(3～5万人)</li> </ul>
事業の認知や理解が向上している	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方からの情報提供により、支援へつながる場合もあるため、地域の連携を大切にしている。(5～10万人)</li> </ul>

項目	件数	具体的な内容
他機関につながるケースが増加している	62	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護担当課や自立相談支援機関と連携して支援を行うことで、子どもの学習支援や生活支援に留まらず、世帯の自立に向けた支援を行うことができている。(50万人～)</li> <li>継続した訪問支援により世帯の課題を早期に把握し、ケース会議だけでなく、日頃の連携により、各関係機関に繋ぎ、支援路決定や進学資金、親兄弟の就労支援等生活保護担当や自立相談支援機関につなぐことができた。(5～10万人)</li> </ul>
養育者のケアを行っている	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用生徒の送迎時に、保護者と面接を実施するなど、保護者に対する支援、指導にも力を入れている。(50万人～)</li> </ul>

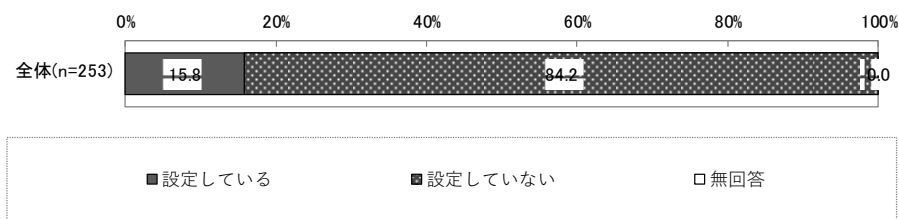


(8) ②-5 生活支援を実施するにあたっての目標値の設定の状況

「設定している」(15.8%)、「設定していない」(84.2%)となっています。

【問1で『生活支援』を実施している自治体が対象】

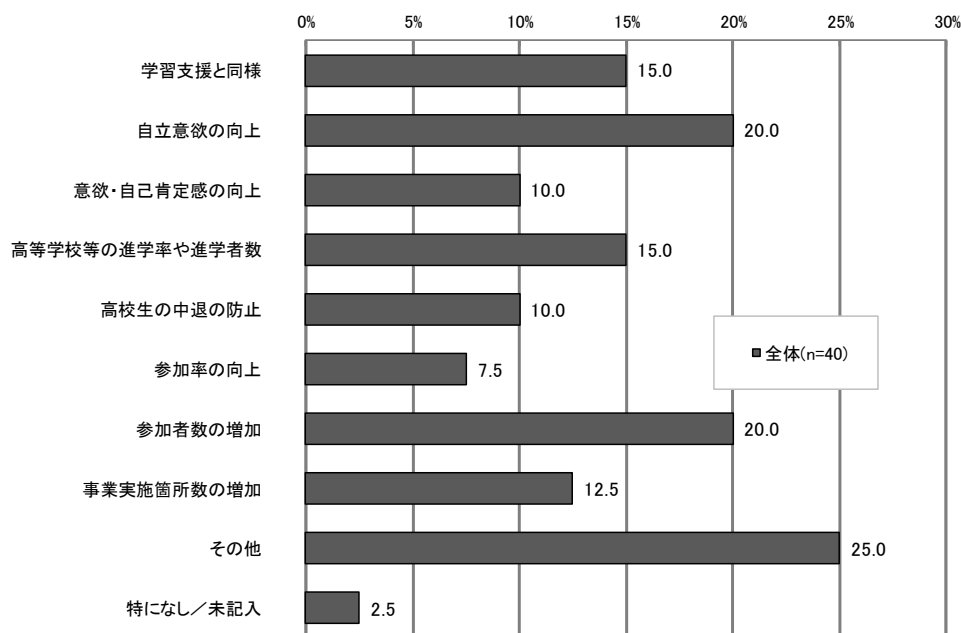
問8.(2)⑤ 生活支援を実施するにあたっての目標値を設定の状況 (n=253)



(8) ②-5-1 目標値の具体的な内容と設定した理由 (自由記述)

「自立意欲の向上」「参加者数の増加」が20.0%と最も高く、次いで「学習支援と同様」「高等学校等の進学率や進学者数」が15.0%、そして「事業実施箇所数の増加」が12.5%と続いています。

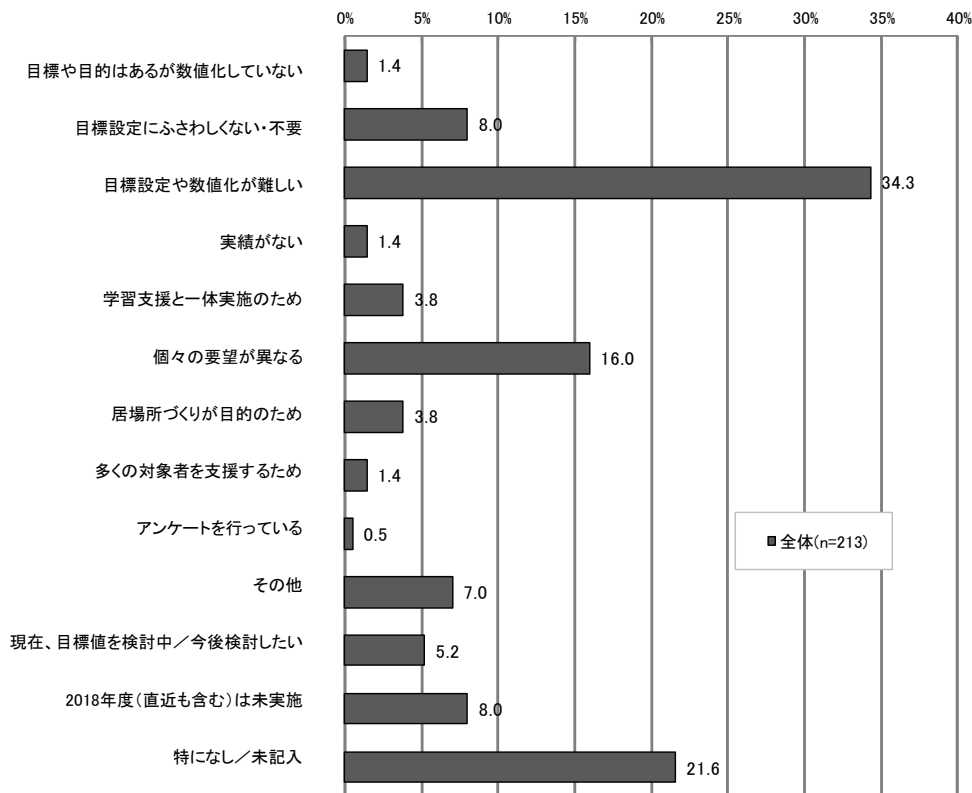
問8.(2)⑤「1. 設定している」(n=40)



(8) ②-5-2 目標値を設定していない理由(自由記述)

「目標設定や数値化が難しい」が34.3%と最も高く、次いで「個々の要望が異なる」が16.0%、そして「目標設定にふさわしくない・不要」が8.0%と続いています。

問8. (2)⑤「2. 設定していない」(n=213)

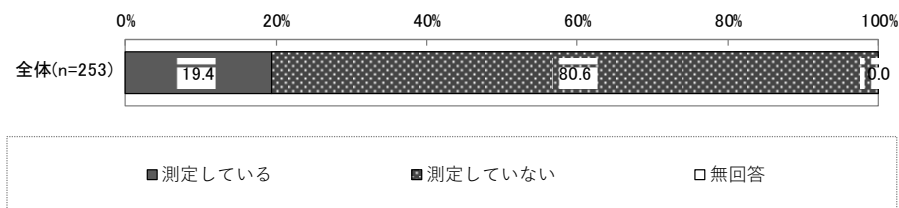


(8) ②-6 生活支援を実施するにあたっての成果測定の状況

「測定している」(19.4%)、「測定していない」(80.6%)となっています。

【問1で『生活支援』を実施している自治体が対象】

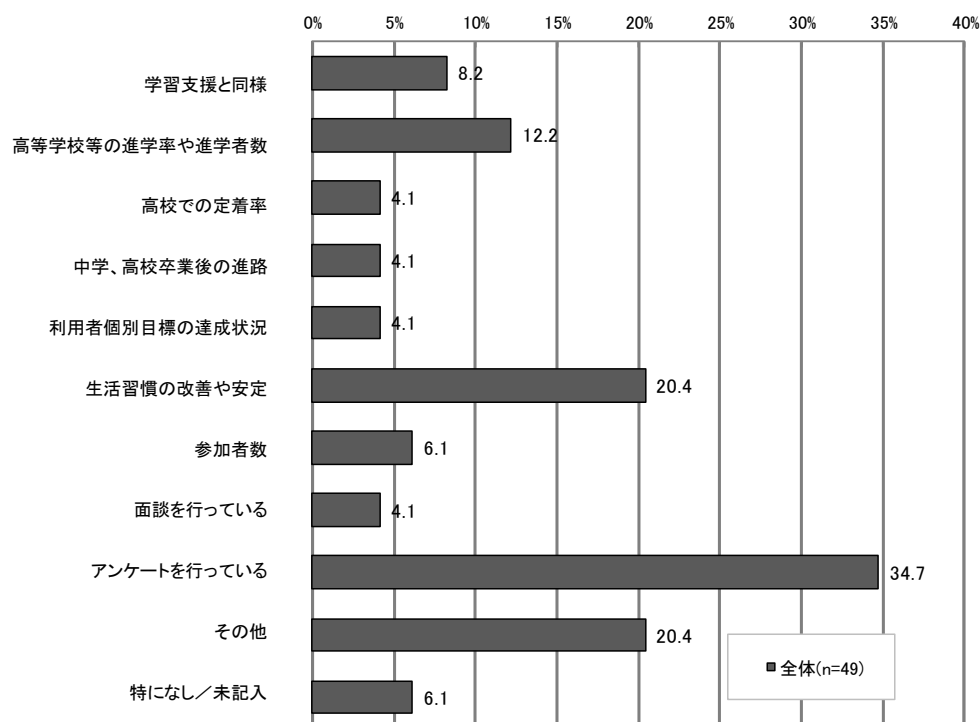
問8. (2)⑥ 生活支援を実施するにあたっての成果測定の状況 (n=253)



(8) ②-6-1 指標の具体的な内容と設定した理由 (自由記述)

「アンケートを行っている」が34.7%と最も高く、次いで「生活習慣の改善や安定」が20.4%、そして「高等学校等の進学率や進学者数」が12.2%と続いています。

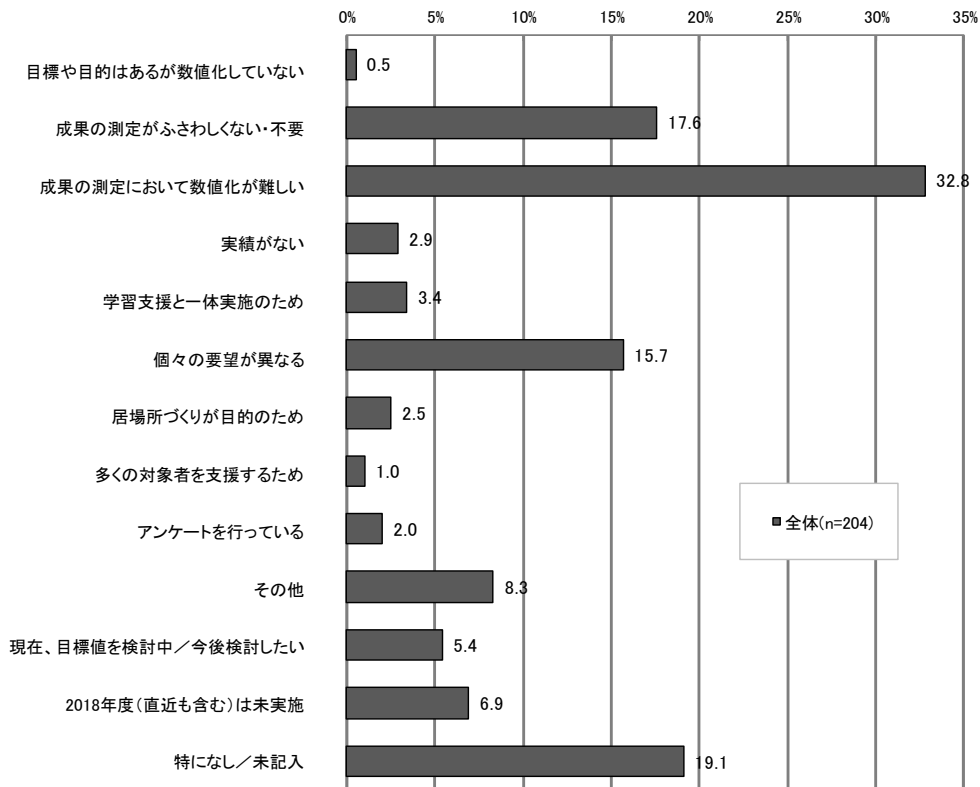
問8. (2)⑥「1. 測定している」(n=49)



(8) ②-6-2 指標を設定していない理由 (自由記述)

「成果の測定において数値化が難しい」が32.8%と最も高く、次いで「成果の測定がふさわしくない・不要」が17.6%、そして「個々の要望が異なる」が15.7%と続いています。

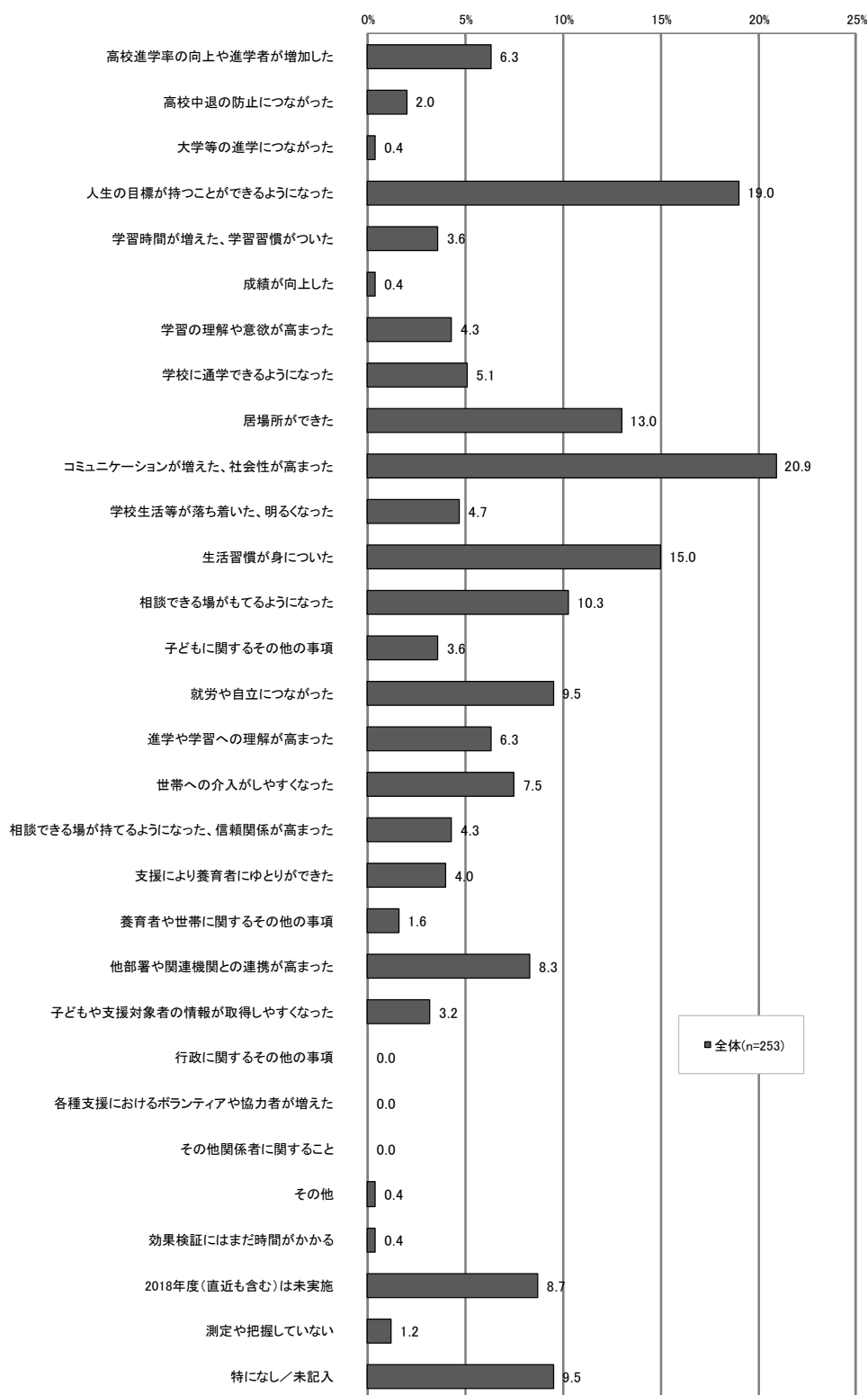
問8. (2)⑥「2. 測定していない」(n=204)



(8) ②-7 生活支援を実施したことによる具体的な成果（自由記述）

「コミュニケーションが増えた、社会性が高まった」が20.9%と最も高く、次いで「人生の目標を持つことができるようになった」が19.0%、そして「生活習慣が身についた」が15.0%と続いています。

問8. (2)⑦ 生活支援を実施したことによる具体的な成果(自由記述) (n=253)

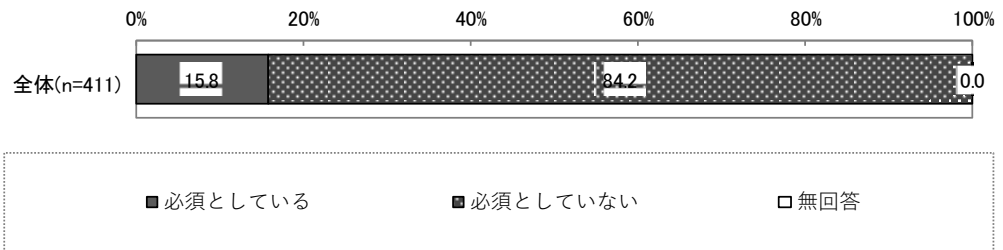


## 2-2. 事業の利用を促す工夫について

- (1) 子どもの事業参加にあたり、養育者（親等）の自立相談支援機関への相談（登録）の要否  
 「必須としている」（15.8%）、「必須としていない」（84.2%）となっています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】

問9. 子どもの事業参加にあたり、養育者（親等）の自立相談支援機関への相談（登録）の要否  
 (n=411)



- (1) ① 2018年度の養育者（親等）の自立相談支援機関への相談（登録）の登録人数

最大は435人、平均は27.15人となっています。

【問9の『自立相談支援機関』への相談を「必須としている」自治体が対象】

問9. 2018年度の養育者（親等）の自立相談支援機関への相談（登録）の登録人数

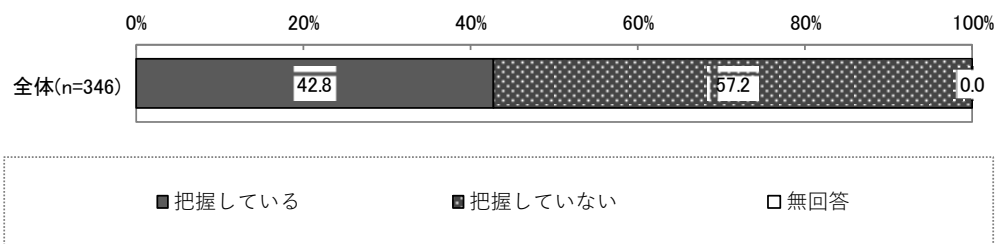
	n	平均	最小値	最大値
全体	65	27.15	0	435

- (2) 子どもの事業参加がきっかけで養育者（親等）が自立相談支援機関に繋がった人数の把握状況

「把握している」（42.8%）、「把握していない」（57.2%）となっています。

【問9の自立相談支援機関への相談を「必須としていない」自治体が対象】

問9-1. 子どもの事業参加がきっかけで養育者（親等）が自立相談支援機関に繋がった人数の把握状況 (n=346)



- (2) ① 子どもの事業参加がきっかけで養育者（親等）が自立相談支援機関に繋がった人数  
 (2018年度実績)

最大は89人、平均は1.64人となっています。

【問9の『自立相談支援機関』への相談を「必須としている」自治体が対象】

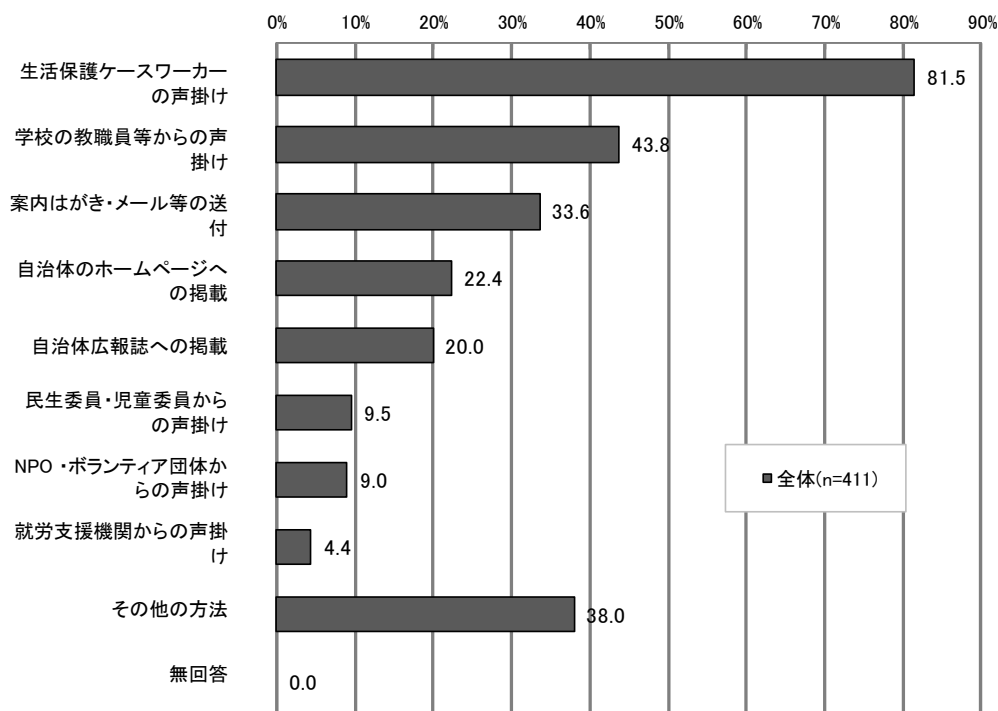
問9-1. 2018年度の養育者（親等）の自立相談支援機関への相談（登録）の登録人数

	n	平均	最小値	最大値
全体	148	1.64	0	89

(3) 利用者の確保方法（複数選択）

「生活保護ケースワーカーの声掛け」が81.5%と最も高く、次いで「学校の教職員等からの声掛け」が43.8%、そして「案内はがき・メール等の送付」が33.6%と続いています。

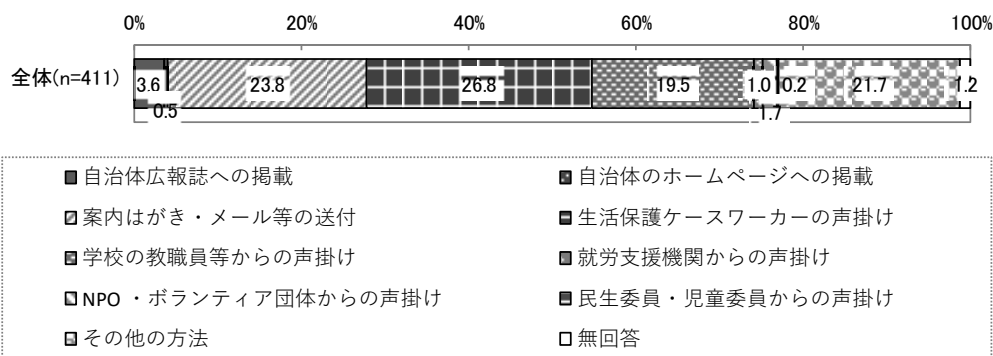
【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】  
問10. 事業実施にあたっての利用者の確保方法（複数選択）(n=411)



(3) ① 最も利用者が事業に繋がった方法

「生活保護ケースワーカーの声掛け」が26.8%と最も高く、次いで「案内はがき・メール等の送付」が23.8%、そして「学校の教職員等からの声掛け」が19.5%と続いています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】  
問10. 事業実施にあたっての最も利用者が事業に繋がった方法 (n=411)



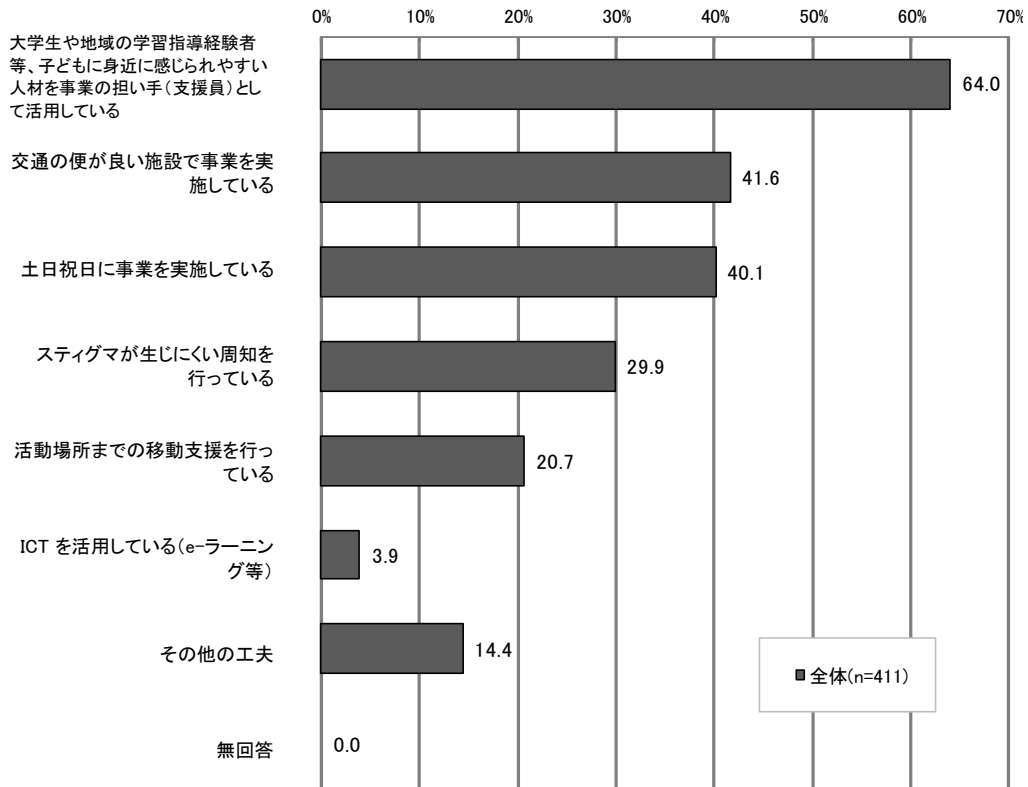
(4) 利用者が事業を利用しやすくするための工夫（複数選択）

「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手（支援員）として活用している」が64.0%と最も高く、次いで「交通の便が良い施設で事業を実施している」が41.6%、そして「土日祝日に事業を実施している」が40.1%と続いています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】

問11. 事業実施にあたっての利用者が事業を利用しやすくするための工夫（複数選択）

(n=411)





人口規模別にみると、「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手（支援員）として活用している」は50万人以上の自治体で多く実施されている一方、3万人未満では半数未満の実施に留まっています。また、「活動場所までの移動支援を行っている」は5万人未満の自治体と50万人以上の自治体において多く実施されています。

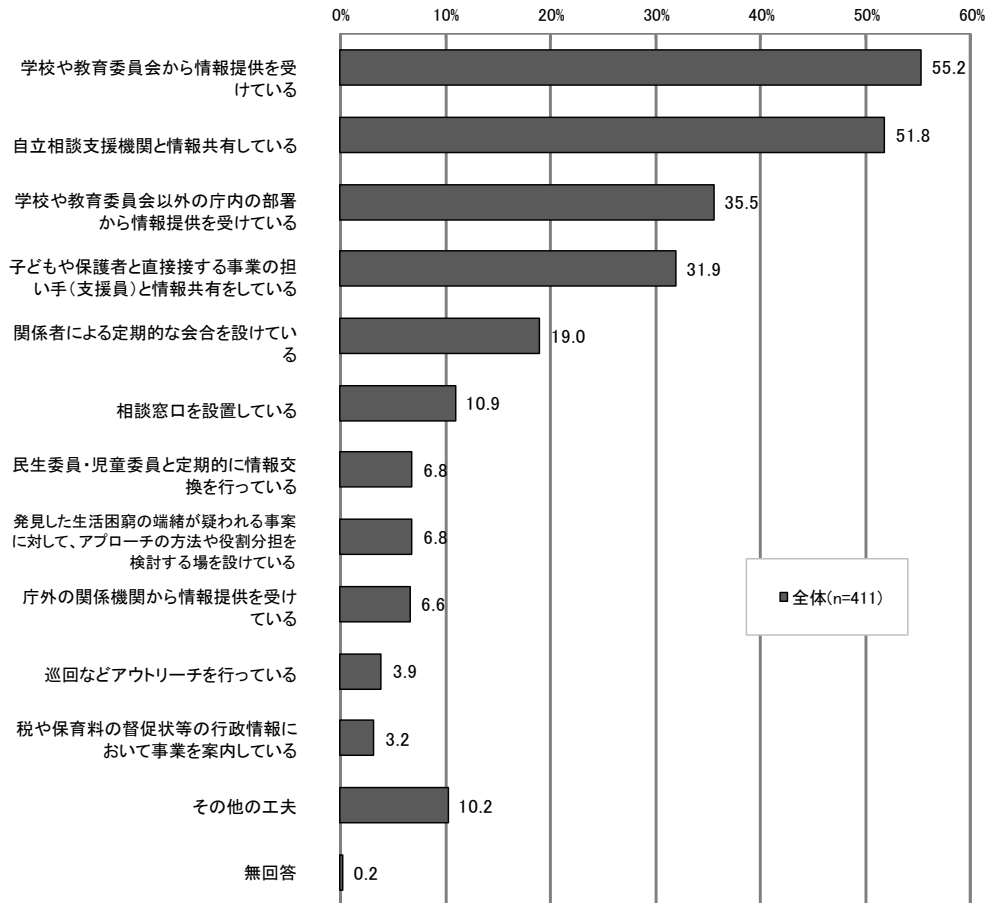
	調査数	活動場所までの移動支援を行っている	ICTを活用している（eラーニング等）	土日祝日に事業を実施している	交通の便が良い施設で事業を実施している	子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手（支援員）として活用している	ステイグマが生じにくい周知を行っている	その他の工夫	無回答
全体	411	20.7	3.9	40.1	41.6	64.0	29.9	14.4	0.0
3万人未満	22	31.8	0.0	50.0	22.7	45.5	22.7	4.5	0.0
3～5万人未満	63	27.0	1.6	30.2	38.1	58.7	27.0	17.5	0.0
5～10万人未満	106	19.8	1.9	34.9	36.8	55.7	21.7	16.0	0.0
10～50万人未満	161	12.4	3.1	43.5	46.6	65.8	31.7	13.0	0.0
50万人～	59	33.9	13.6	47.5	47.5	86.4	45.8	15.3	0.0

(5) 利用者を早期発見・早期支援するための工夫（複数選択）

「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が55.2%と最も高く、次いで「自立相談支援機関と情報共有している」が51.8%、そして「学校や教育委員会以外の庁内の部署から情報提供を受けている」が35.5%と続いています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】

問12. 事業実施にあたっての利用者を早期発見・早期支援するための工夫（複数選択）(n=411)

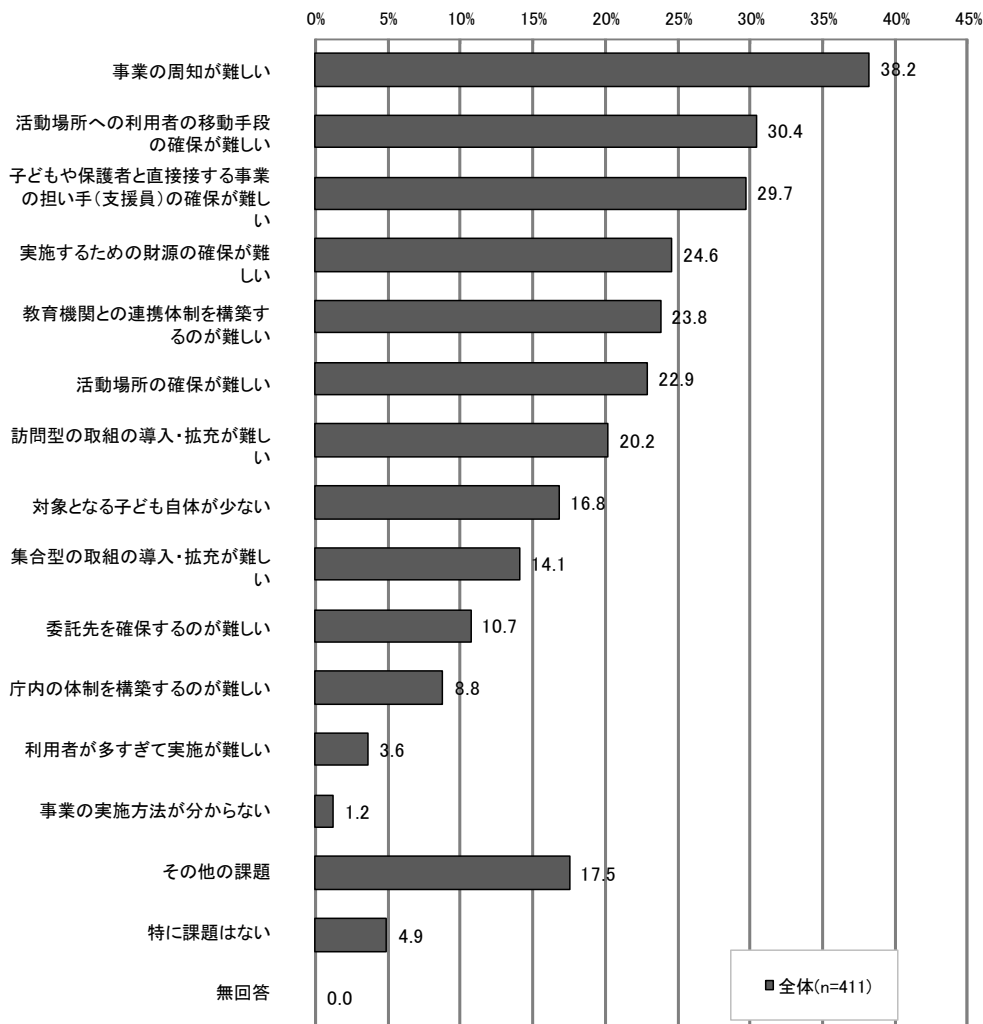


## 2-3. 事業の課題、今後の方向性について

### (1) 事業実施にあたっての課題になっている事項（複数選択）

「事業の周知が難しい」が38.2%と最も高く、次いで「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」が30.4%、そして「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」が29.7%と続いています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】  
問13. 事業実施にあたっての課題になっている事項（複数選択）(n=411)



人口規模別にみると、「委託先を確保するのが難しい」や「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」「実施するための財源の確保が難しい」といった事業の実施体制に関する項目については、自治体の規模によらず課題としているところが多い一方、連携体制に関する項目は人口が多い自治体ほど課題としています。また、「事業の周知が難しい」は人口が少ない自治体と多い自治体の両極端で多く回答しています。なお、「特に課題はない」は人口が少ない自治体ほど多く回答しています。

	調査数	事業の実施方法が分からない	対象となる子ども自体が少ない	利用者が多すぎて実施が難しい	訪問型の取組の導入・拡充が難しい	集合型の取組の導入・拡充が難しい	庁内の体制を構築するのが難しい	教育機関との連携体制を構築するのが難しい	委託先を確保するのが難しい
全体	411	1.2	16.8	3.6	20.2	14.1	8.8	23.8	10.7
3万人未満	22	4.5	18.2	4.5	22.7	4.5	0.0	4.5	13.6
3～5万人未満	63	3.2	27.0	1.6	15.9	20.6	6.3	19.0	7.9
5～10万人未満	106	0.0	17.0	4.7	16.0	13.2	8.5	19.8	8.5
10～50万人未満	161	1.2	11.8	3.1	23.6	13.7	9.3	26.1	12.4
50万人～	59	0.0	18.6	5.1	22.0	13.6	13.6	37.3	11.9

	調査数	子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい	活動場所の確保が難しい	活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい	事業の周知が難しい	実施するための財源の確保が難しい	その他の課題	特に課題はない	無回答
全体	411	29.7	22.9	30.4	38.2	24.6	17.5	4.9	0.0
3万人未満	22	27.3	13.6	18.2	50.0	13.6	9.1	18.2	0.0
3～5万人未満	63	28.6	14.3	31.7	42.9	11.1	14.3	7.9	0.0
5～10万人未満	106	31.1	17.0	28.3	26.4	27.4	17.9	4.7	0.0
10～50万人未満	161	26.1	31.1	28.0	38.5	24.8	19.9	3.1	0.0
50万人～	59	39.0	23.7	44.1	49.2	37.3	16.9	1.7	0.0

運営形態別にみると、直営で運営している自治体は訪問型、委託で運営している自治体は集合型の取組の導入が難しいと回答しています。

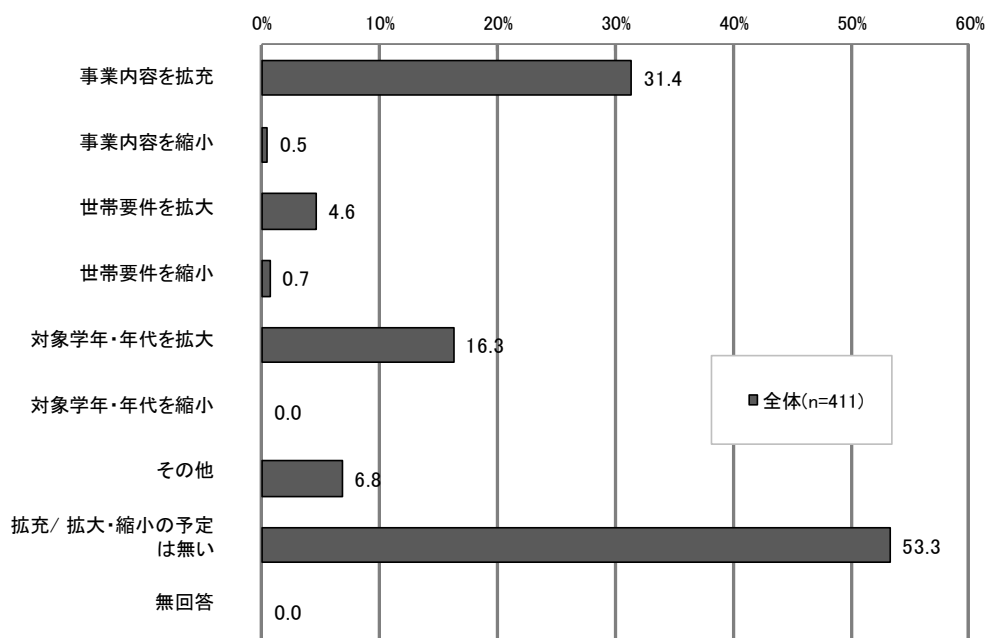
	調査数	事業の実施方法が分からない	対象となる子ども自体が少ない	利用者が多すぎて実施が難しい	訪問型の取組の導入・拡充が難しい	集合型の取組の導入・拡充が難しい	庁内の体制を構築するのが難しい	教育機関との連携体制を構築するのが難しい	委託先を確保するのが難しい
全体	411	1.2	16.8	3.6	20.2	14.1	8.8	23.8	10.7
直営	85	2.4	23.5	1.2	10.6	22.4	14.1	22.4	11.8
委託	284	1.1	15.8	4.2	22.9	10.9	7.4	23.2	9.9
直営+委託	42	0.0	9.5	4.8	21.4	19.0	7.1	31.0	14.3

	調査数	子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい	活動場所の確保が難しい	活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい	事業の周知が難しい	実施するための財源の確保が難しい	その他の課題	特に課題はない	無回答
全体	411	29.7	22.9	30.4	38.2	24.6	17.5	4.9	0.0
直営	85	29.4	21.2	35.3	36.5	17.6	14.1	9.4	0.0
委託	284	28.5	22.2	28.2	39.4	26.1	18.7	4.2	0.0
直営+委託	42	38.1	31.0	35.7	33.3	28.6	16.7	0.0	0.0

(2) 事業の方向性 (複数選択)

「事業内容を拡充」が31.4%と最も高く、次いで「対象学年・年代を拡大」が16.3%、そして「世帯要件を拡大」が4.6%と続いています。  
また「拡充/拡大・縮小の予定は無い」(53.3%)となっています。

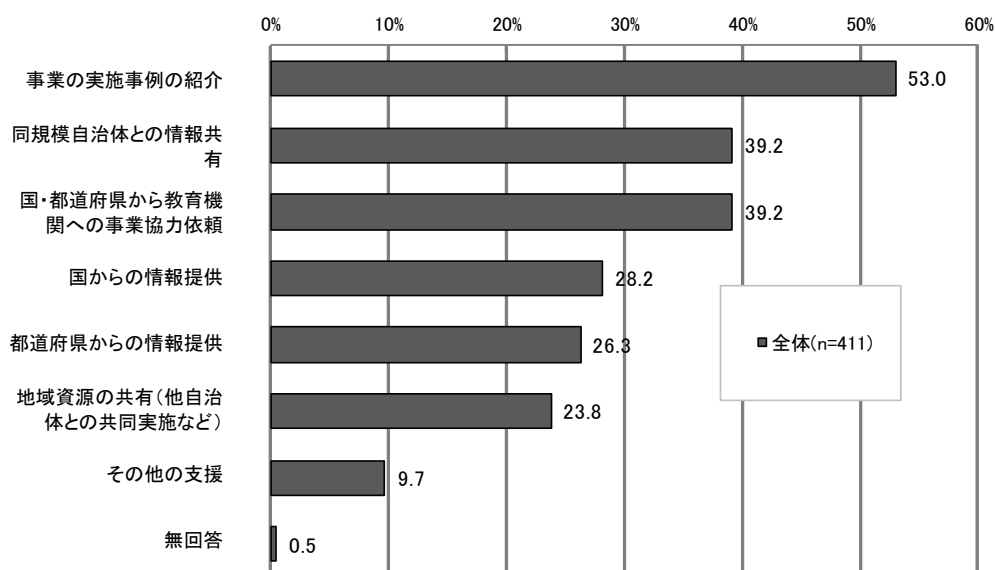
【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】  
問14. 事業の方向性 (複数選択) (n=411)



(3) 事業を継続・拡充していくために必要な支援 (複数選択)

「事業の実施事例の紹介」が53.0%と最も高く、次いで「同規模自治体との情報共有」「国・都道府県から教育機関への事業協力依頼」が39.2%、そして「国からの情報提供」が28.2%と続いています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施している」自治体が対象】  
問15. 事業を継続・拡充していくために必要な支援 (複数選択) (n=411)



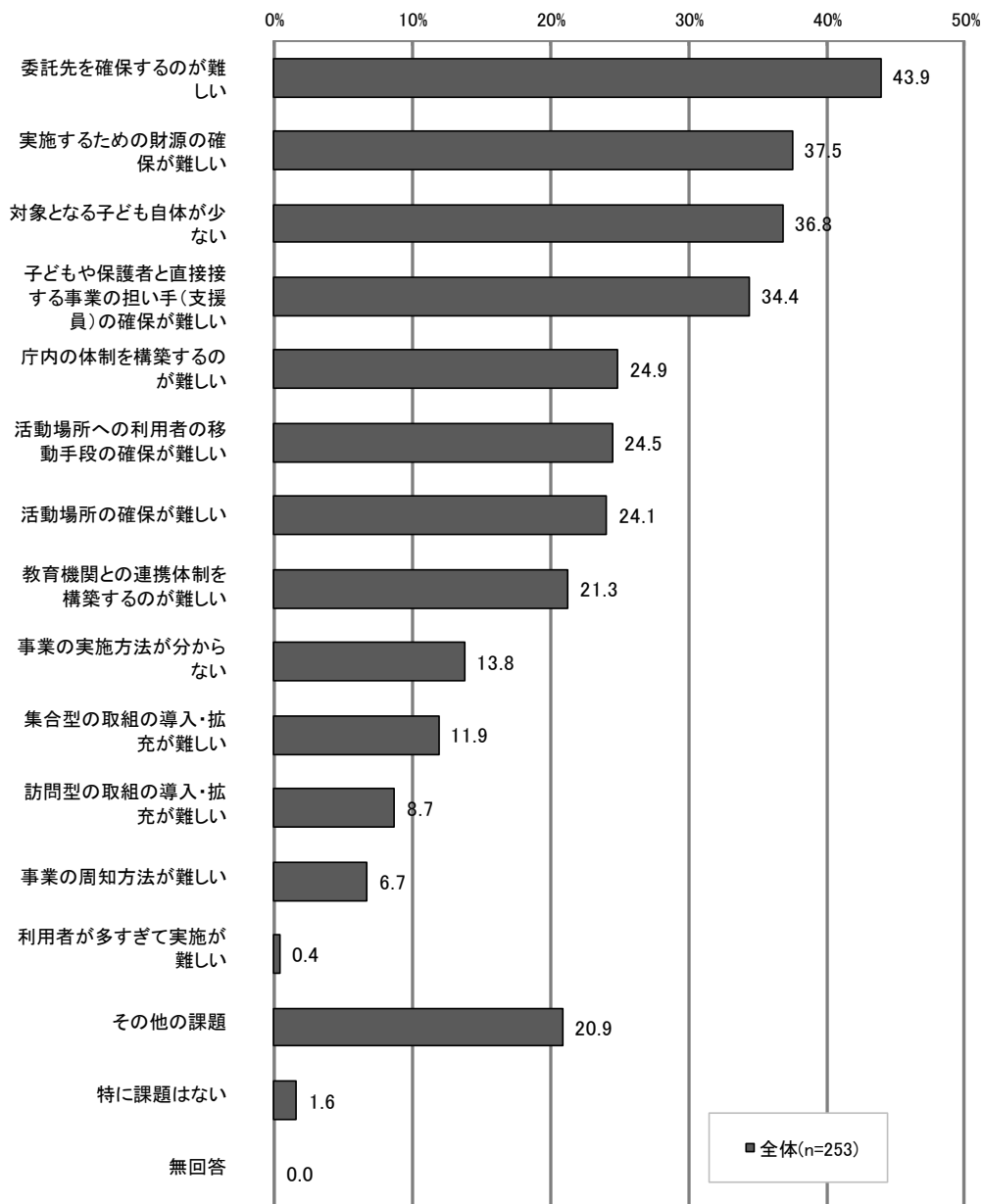
<(4)、(5)は「学習支援」や「生活支援」を「実施していない」自治体が対象>

(4) 「子どもの学習・生活支援事業」を実施していない理由(複数選択)

「委託先を確保するのが難しい」が43.9%と最も高く、次いで「実施するための財源の確保が難しい」が37.5%、そして「対象となる子ども自体が少ない」が36.8%と続いています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施していない」自治体が対象】

問16. 「子どもの学習・生活支援事業」を実施していない理由(複数選択) (n=253)



人口規模別にみると、人口が少ない自治体は「委託先を確保するのが難しい」「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」「活動場所の確保が難しい」といった、事業の実施体制に関する項目を多く回答しています。

	調査数	事業の実施方法が分からない	対象となる子ども自体が少ない	利用者が多すぎて実施が難しい	訪問型の取組の導入・拡充が難しい	集合型の取組の導入・拡充が難しい	庁内の体制を構築するのが難しい	教育機関との連携体制を構築するのが難しい	委託先を確保するのが難しい
全体	253	13.8	36.8	0.4	8.7	11.9	24.9	21.3	43.9
3万人未満	73	15.1	58.9	0.0	11.0	15.1	19.2	17.8	63.0
3～5万人未満	66	18.2	42.4	1.5	6.1	10.6	28.8	21.2	42.4
5～10万人未満	75	12.0	26.7	0.0	8.0	10.7	28.0	25.3	36.0
10～50万人未満	37	8.1	5.4	0.0	10.8	10.8	21.6	21.6	27.0
50万人～	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0

	調査数	子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい	活動場所の確保が難しい	活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい	事業の周知が難しい	実施するための財源の確保が難しい	その他の課題	特に課題はない	無回答
全体	253	34.4	24.1	24.5	6.7	37.5	20.9	1.6	0.0
3万人未満	73	46.6	35.6	28.8	5.5	35.6	12.3	0.0	0.0
3～5万人未満	66	31.8	16.7	25.8	10.6	28.8	16.7	0.0	0.0
5～10万人未満	75	26.7	24.0	18.7	5.3	50.7	21.3	2.7	0.0
10～50万人未満	37	32.4	16.2	24.3	5.4	32.4	45.9	2.7	0.0
50万人～	2	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

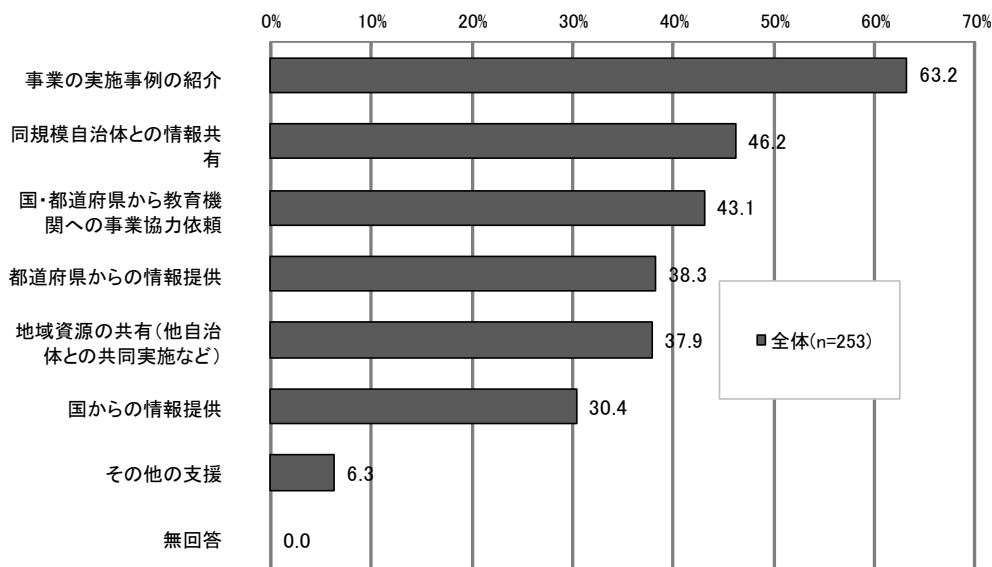


(5) 事業を開始するために必要な支援（複数選択）

「事業の実施事例の紹介」が63.2%と最も高く、次いで「同規模自治体との情報共有」が46.2%、以下、「国・都道府県から教育機関への事業協力依頼」が43.1%、「都道府県からの情報提供」が38.3%、「地域資源の共有（他自治体との共同実施など）」が37.9%、「国からの情報提供」が30.4%、「その他の支援」が6.3%となっています。

【問1で『学習支援』や『生活支援』を「実施していない」自治体が対象】

問17. 事業を開始するために必要な支援（複数選択）(n=253)



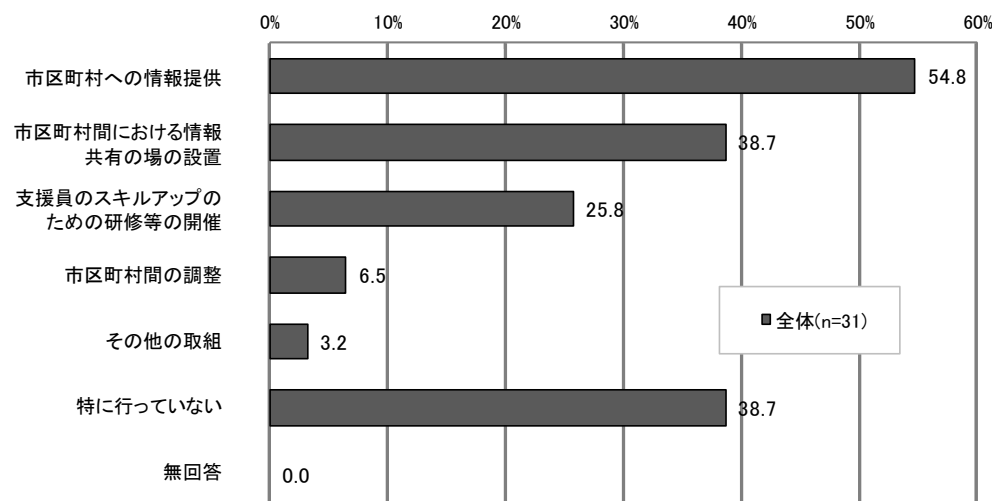
< (6) は都道府県が対象 >

(6) 事業の広域的な実施のための取組（複数選択）

「市区町村への情報提供」が54.8%と最も高く、次いで「市区町村間における情報共有の場の設置」が38.7%、そして「支援員のスキルアップのための研修等の開催」が25.8%と続いています。

【都道府県が対象】

問18. 事業の広域的な実施のための取組（複数選択）(n=31)



(7) 「子どもの学習・生活支援事業」についてのご意見（問 19）

40 自治体から回答がありました。なお、回答の文章は、明らかな誤字脱字を修正し、また、回答自治体が特定されないよう、文意を変えない程度の調整をしています。

**【事例集に掲載を希望する事例について】**

- 広い面積を持ち人口密度が低く対象児童が疎らに存在する自治体での実施方法について検討して頂きたい。
- 人口が同規模の自治体で既に取り組まれているところがあれば、取り組み事例等をぜひ参考にさせていただきたい。
- 生活困窮者を対象としている点で、事業の周知方法が難しい。他の自治体でどのように対象児童に周知されているかお聞きしたい。
- 子どもの学習・生活支援事業については、県内自治体での実施状況や予算編成について情報を集めていた。県内では教員OBが支援員として支援にあたっている自治体やNPO法人の学習塾に委託して事業実施している自治体があり、本市でも教育委員会に採用されている臨時教職員に問い合わせを行ったが、事業実施にあたって協力してくれる人材が確保できなかった。また、学習塾への委託の可能性も考え、数社に見積書を依頼したが、いずれも想定額を大幅に超えていたため、実施を見送っていた。自治体によって財源、社会資源に差はあるが、他の自治体で実施に至ったケース等があれば参考に情報をいただければ有り難い。
- 本市は、就学援助率が県内で最も高く（約 3 割）、令和 2（2020）年度「子どもの学習支援・生活支援事業」の実施を計画している。ただ、本市には、放課後児童クラブはあるが、子ども食堂や居場所づくりの場がほとんどない。また、生活困窮者世帯は一般世帯よりも、虐待やいじめ、不登校傾向の子ども比率が高いと言われているが、こうした子どもを把握した場合の対応（関係機関へのつなぎや連携）も含め、「子どもの学習・生活支援事業」をうまく展開しておられる先進事例の情報提供をお願いしたいと思っている。
- 地域住民との協働事業として「学習支援」等を運営するとき、その運営資金の調達に苦慮する。運営資金の調達方法に関する情報が欲しい。
- 子どもは、当たり前のように学校へ行き、親は、当たり前のように仕事へ行く。このような日常生活を送っている世帯に関しては、当該事業も有効に機能することが期待できる。しかし、本当に支援が必要な世帯は、引きこもりの子どもがいる世帯や障害を有する者がいる世帯等の支援困難な世帯が多いことを認識しておかなければならない。当たり前の日常生活を送っている世帯の成功例だけに目を向けるのではなく、支援困難な世帯に対してどのようなアプローチをすれば成果が出せるのかに興味がある。
- 生活困窮者支援事業としての子どもに対する学習支援に限定した場合、個人情報に関係から子どもの募集に関して課題があると考えられるが、他の自治体ではどのように個人情報の課題をクリアーされているのか情報がほしい。

### 【プライバシーの確保について】

- ・事業に参加することで、その家庭が生活に困窮していることが、近隣に知られてしまうのではといったプライバシーの問題が懸念される。
- ・本市では平成 30（2018）年度から市単独事業により「学習支援事業」を実施しており、申請者が希望した塾と協定を結び、月額 35,000 円を負担している。この方式は困窮者世帯であることを秘匿でき、プライバシーに配慮することができると考えている。補助対象にしてもらえると大いに助かる。
- ・生活に問題がある家庭や学習の必要な生徒については、普通の生徒の持ち物の様子や成績、給食費の納入等から学校が把握し、自立相談支援相談窓口の職員を伴った家庭訪問により判断できると考える。生活困窮者に限定した学習・生活支援とすると、同級生や保護者が世間体を気にすること、金銭困窮を原因として勉強ができない家庭がどれほどいるのかも市単位でのデータがないことで事業実施が困難。利用者が少ないのであれば、効果が薄いため自治体としては事業実施に割く費用は予算化できない。生活困窮者に限定しないならば教育部門が事業を行い、必要に応じて自立相談支援につなげるべきと考える。
- ・本市のような小規模な自治体では、顔見知りが多いためということもあり、保護者からの理解が得られ難かったり、児童の中にも支援を受けることに抵抗を持ってしまう子どもがいるという実態がある。
- ・子どもの学習支援を生活困窮者自立支援法の枠組みの中で実施するとすると、生活困窮者世帯であるという事実が周囲にわかる可能性がある。また、対象児童の把握や事業実施の場所の確保等の問題もあるため、すでに実施されている事業で代用している。
- ・地域住民との協働事業として「学習支援」等を立ち上げるとき、真に「学習支援」等を必要としている世帯や子どもの情報を一部提供する必要が生じるが、子どものプライバシーやいじめ等を考慮すると、なかなか情報を提供できない。
- ・田舎町なので、生活困窮者向けの学習支援ということのアナウンスしていくのは、難しい面があると感じている。
- ・困窮者世帯の対象の子どもが少ないため、現在実施している他制度の学習支援事業と共同実施できないか模索中。子どもへの配慮や周知方法等が課題である。

### 【庁内の連携について】

- ・学習支援は NPO で実施しているが、支援（委託）について庁内合意を得ることが難しい状況である。
- ・担当課のみで行うものではなく、効率的に実施するためにはこども関係部署や関係機関、教育委員会や学校等と連携して市全体で取り組む必要があると考える。本年 8 月に本市「こども課」が主体となり、関係機関と連携して「こどもの生活状況実態調査」を実施した。そのアンケートを基に、本市のこども支援策を組織で検討していくこととしている。
- ・教育機関との連携が必要であり、事業の実施に市民への啓発、理解が別途必要と考える。
- ・自立支援の担当課だけでなく、こども施策・教育部門の協力が必要と考える。
- ・子どもの学習・生活支援事業は大変大事な事業と思うが、福祉部門が学習塾の事業を実施することの難しさ、教育委員会との連携の難しさを痛感した。
- ・学習支援事業のみであれば分かりやすいものであるが、生活支援を含むとなると対象や目

的等がぼやける。担当部署を、生活困窮、子育て支援、教育委員会のうち、どこが中心でやるのか議論となる。効果がすぐ現れないものでもあるため、新規事業として予算要求する際、財政当局との折衝に苦慮する。他市の実績をみる限りでは、利用実績が少なく、本当に事業を利用して欲しい世帯は来ない等、課題が多い。

- 生活困窮者世帯の子どものみを支援するということは困難と考える。子ども全体への支援と考えた場合、枠が広がり担当部局の連携等がより一層必要となる。

#### 【地域資源や人材の確保について】

- 標記の事業に関しては、小規模自治体だと対象者数が少なく、社会的資源の活用についても課題が多いため、都道府県単位で実施することを希望する。
- 子どもの学習支援に生育環境面と学力面があることから、その支援方法も広範囲にわたり、かつ、問題が複層化している。不備を生じている部分に対して効率的な支援を実施することが重要であるが、当該事業の受け皿の前提である生活困窮者自立支援機関の相談員や生活保護ケースワーカーのみによっては実施困難であり、適任者の確保も容易ではない。児童福祉行政担当や保育所、学校、地域資源との連携も不可欠であるが、各機関における個人情報取り扱いや権限から、それもまた容易なことではない。また、世帯に関わる支援者における正しい理解も不可欠であるが、福祉的見地における子ども支援が即時に実施できるだけの社会的素地がない現状である。大都市圏と地方における子どもや世帯を取り巻く環境も大きく異なり、画一的な施策、支援制度によっては十分な効果を期待できない（保護率の低い地方都市の困窮児童等は、その多くが親または児童もしくはその両者におけるサービスにつながらない障がい（その疑いを含む）に起因している）。子どもの貧困同様、児童福祉施設や障害福祉施設等の絶対的な資源不足の解消についても、国の役割の中で改善を進めていただきたい。
- 担い手不足や少子化及び財政的理由から実施することが出来ない。

#### 【財政について】

- 担い手不足や少子化及び財政的理由から実施することが出来ない。
- 町内には、民間の塾もなくやはりニーズがないことや利益を生みにくいことから民間企業も参入していないことが推察される。某大手塾から営業で来訪があり、様々なパターンで提案してもらったが、本町の実態や予算計上の難しさもあって取り組みに至っていない。
- 任意事業では財政措置が難しい。

#### 【国への要望】

- 同事業が任意事業であるため、生活困窮者に対する支援内容に自治体間で格差が生じ地域格差にも繋がる恐れがあることから、必須事業とすることや補助率を上げることを望む。
- 本事業については子どもとの接点が少ない生活困窮部署での実施となっているため対象者へのアプローチが難しく、利用者が見込みづらいことが実施への課題となっている。学校現場にニーズを確認した所、生活に困窮しているかは把握できないとのことで、対象者の把握が難しい実情があり、協力も得にくい。子どもの貧困大綱より、地域未来塾、ひとり親家庭学習支援、本制度と三事業の実施について目標が掲げられている。子どもに直接対

応していない生活困窮者の担当としては、実施が必要とは感じるが、日々子どもたちが生活するスペースで地域未来塾のような居場所が作られていくことが子どもたちにとっては大切なことなのではないかと考える。分野ごとの目標設定があるため本事業一事業だけの実施を求めることも理解できるが、地域の実情等を踏まえ、三事業のうち地域にとって最も効果的な方法を選択して実施するなどしても他の事業を実施しているを見なす等も検討いただきたい。

- 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの貧困対策は、ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業、文部科学省の地域未来塾（地域学校協働活動推進事業）と重なり、現場が混乱する。現場で調整するのではなく、大元の政策を一本化できないか。

## 【その他】

- どの事業に関しても努力義務では導入は厳しい。
- 生活支援事業については、世帯全体の生活習慣等の状況把握をすることが、現状の人員体制の中では、困難な状況にある。子どもの学習支援については、市教育委員会（担当課：生涯学習課）で「学習支援事業まなびールーム」として、小学4年生、中学1年生で通塾していない児童・生徒を対象（小学生：50名、中学生：50名）にそれぞれ週1回（小学生：1時間30分、中学生：2時間）の学習支援事業を行っている。
- 本市では、市内に学習支援団体があるため、そのような子どもの居場所づくりの事業を行う団体に対し、補助金交付を行っている。交付している団体は、困窮者世帯や保護受給世帯の児童に限定せず、地域の児童を対象に活動している。
- 現在、本市では市民による学習支援ボランティア団体が、地域の子どもたち（小・中学生）に勉強を教える活動を行っている。生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援や、生活習慣・育成環境の改善に関する支援の必要性については、ボランティア団体の活動状況やその効果等を把握しながら確認し、市の事業として実施するかを見極めていきたいと考える。
- 当課では未実施であるが、教育部において「地域未来塾」を令和元（2019）年度から開始した。
- 対象者の範囲の設定の難しさ。訪問型の場合、人材の確保と家庭の協力。集合型の場合の移動手段の確保に難がある。
- 学習そのものの支援ももちろん大切だが、生活習慣への支援がより重要と考えており、まずは被保護世帯の子どもについての支援を進めていきたい。
- 生活困窮者の規定が曖昧で、非課税世帯の児童のみを対象とするのか、DVやネグレクト等両親からの情が薄い児童や不登校児も学習支援の対象とすべきかの判断が難しい。仮にしっかりとした規定があるとして、アウトリーチをする場合、対象者を困窮者として認識させてしまい、自尊心を傷つけてしまわないか不安がある。
- 本市では、困窮者のみの学習支援という考え方ではなく、市役所他部署が市全体での学習支援という形で実施しているため、生活困窮者自立支援法の任意事業による学習支援は行っていないという回答をした。
- 努力義務化された2事業の検討から進め、順次子どもの学習・生活支援事業等も検討していきたい。
- 平成30（2018）年5月から、県単独学習支援充実事業として1/2補助を受け、教育委

員会・小学校と連携し、小学校5・6年生の保護者に対して「放課後学習会」への参加を呼び掛け、小学校近くの多目的施設の本市会議室で毎週水曜日 16～18 時の 2 時間開催している。スタッフは塾講師 1 名（有償）、大学・高校生ボランティア 2 名、運営職員等で、生活困窮・ひとり親世帯の児童 18 名（昨年 12 名）の参加児童に算数・国語・英語等のプリントや宿題の学習指導をしている。

- 対象となる子どもが少ないため、自治体による共同実施も視野に入れる。また、大学や教育機関に協力を求め教師を派遣してもらい、地域の公民館や空き家等を利用し、社会的な繋がりや学習の定着を図る。

## 第2節 ヒアリング調査

### 1. 調査概要

#### (1) 調査目的

アンケート調査結果を中心に既存資料等の情報を集約し、自治体への普及を念頭に置いた上で委員会にてヒアリング候補を選定しました。選定した自治体担当者に対し、子どもの学習・生活支援事業の実施状況や成果・課題、今後の展望について、先進事例集としてとりまとめるためにヒアリング調査を実施しました。

#### (2) 調査対象の選定

アンケート調査及び既存資料等の情報を基に、以下の点を考慮し、ヒアリング調査対象を選出しました。

- ・担い手や支援員に住民や学生を活用したり、学校や空き家等を支援の場として活用したりするなど、地域資源を上手く活用している事例
- ・子どもの学習・養育に関する地域課題（引きこもり・不登校・虐待等）を上手に解決し、事業構築を行っている事例
- ・他の自治体での普及可能性が高い事例
- ・事業実施による効果・成果の出ている事例
- ・定量的な目標を設定している事例
- ・マネジメントプロセスに特徴が見られる事例
- ・支援体制（組織・人材・財政等）が充実している事例
- ・子どもの生活習慣・環境改善に関する利用者のニーズが特に高いと考えられる事例
- ・時代を捉えた先進的・効果的な事例

なお、選定にあたっては、人口規模や地域バランス、運営形態（直営・委託）、事業形態（集合型・訪問型）も考慮しました。

### (3) 調査項目

項目	内容
事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業名</li><li>・開始時期</li><li>・対象年齢</li><li>・世帯要件</li><li>・事業形態（集合型・訪問型）</li><li>・事業内容</li><li>・実施場所</li><li>・実施頻度</li><li>・実施体制（直営・委託、委託の場合は選定方法）</li><li>・担い手（支援員）の人員配置</li><li>・連携先</li><li>・事業費</li><li>・担当課</li></ul>
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・立ち上げ ：事業実施以前の状態と実施に至った経緯について</li><li>・事業形成（実施） ：実施後の事業の変遷（課題やニーズに対する対応等）について</li><li>・現在（継続） ：現在の状況、事業実績、今後の方向性等について</li><li>・連携体制について</li><li>・担い手（支援員）の確保・養成方法について</li><li>・対象者への利用の呼びかけの進め方、工夫点について</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業を実施する上で工夫している点について</li><li>・事業を実施する上での課題について</li><li>・これから取り組む自治体への一言</li></ul>

### (4) 調査方法

訪問面接による聞き取り

※スタートアップ事例に関しては電話によるヒアリング



## (5) 調査対象

No.	自治体名	ヒアリング日時	調査方法
1	北海道帯広市	令和元(2019)年11月25日(月)13:00~	訪問
2	宮城県岩沼市	令和元(2019)年12月18日(水)13:00~	訪問
3	埼玉県越谷市	令和元(2019)年12月6日(金)13:00~	訪問
4	東京都足立区	令和元(2019)年12月5日(木)13:00~	訪問
5	東京都杉並区	令和元(2019)年12月3日(火)13:00~	訪問
6	新潟県南魚沼市	令和元(2019)年12月19日(木)13:30~	訪問
7	静岡県静岡市	令和元(2019)年12月16日(月)13:00~	訪問
8	愛知県刈谷市	令和元(2019)年12月12日(木)13:00~	訪問
9	三重県鳥羽市	令和元(2019)年12月24日(火)13:00~	訪問
10	京都府京丹後市	令和元(2019)年11月20日(水)13:00~	訪問
11	広島県東広島市	令和元(2019)年12月25日(水)13:00~	訪問
12	福岡県田川市	令和元(2019)年12月16日(月)13:00~	訪問
13	神奈川県	令和元(2019)年12月10日(火)13:00~	訪問
14	奈良県	令和元(2019)年11月27日(水)13:00~	訪問
15	沖縄県	令和元(2019)年12月10日(火)15:00~	訪問
16	秋田県角鹿市	令和2(2020)年2月18日(火)11:00~	電話
17	群馬県富岡市	令和2(2020)年2月5日(水)15:30~	電話
18	広島県府中市	令和2(2020)年2月19日(水)11:00~	電話

## 2. 調査結果

調査結果は事例集(第3章)としてとりまとめました。

### 第3節 検討委員会から得られた意見

検討委員会における議論の中で、各委員から出された意見を以下のとおり整理します。

#### 【保護者・家庭に対する支援】

○保護者が就労していない生活困窮者世帯では、生活リズムや生活習慣が整っていない場合が多く、保護者への支援が不可欠となっている。アンケート調査結果、ヒアリング調査結果においても、訪問型の支援を通じて保護者と話すこと等が有効であることが把握できた。子どもの自立を目標に学習・生活支援事業に取り組む中で、貧困の連鎖を防ぐという視点から積極的な支援を行うため、保護者の支援にどう取り組むかという点がこれからの大きな転換点であり、課題と認識している。

○家庭に対する支援においては、子どもに対する働きかけ、保護者に対する働きかけ、子どもと保護者の関係性の改善に向けた働きかけが必要であり、専門性を持つ人材が対応するとともに、一連の働きかけをマネジメントする人材も必要となる。児童相談所、子ども家庭支援センター、家庭児童相談員、民生委員・児童委員、学校の担任、養護教諭等、制度上の関わりがあり、かつ能力を有する人材を充実させていくことが重要である。また、子どもの学習・生活支援事業の範囲を超えているかもしれないが、困難な家庭に対して、土日祝日や夜間も対応可能な仕組みの構築も必要となる。

#### 【関係機関・関係者との連携】

○支援対象となりうる子どもを把握するため、教育委員会が把握している子どもの状況や子どもの担当課が把握している虐待ケース、児童相談所での情報や学校が把握している子どもの実態等を、関係機関・関係者間で情報提供・共有することが重要である。

○事業を進める上では、ボランティアや指導者の確保に向けて、大学や教育委員会との連携が重要となる。また、調理やイベント等の体験活動を実施する際には、地域の農家や企業、団体等との連携が必須である。連携が進む最大のポイントは、行政が責任を持って全体的な調整を担うことが挙げられる。

#### 【関係者間での情報共有】

○学校との連携が重要であるが、教員OBが参加している場合はスムーズな連携が図られている状況にある。虐待や家庭の問題を抱える子ども等、特に支援を必要とする子どもに関して、行政と学校で情報共有ができることよい。また、ケースワーカー、子ども家庭支援センター、行政、学校、事業者等の関係者間において、最低限知っておくべき情報を整理、確認し、共有することが必要である。個人情報を取り

扱いに配慮し、何らかのルールを設けて情報共有できる仕組みを構築した上で、関係者間において統一の見解を持ち、支援を進めていくことが望ましい。

#### **【事業評価】**

- 事業の実施にあたり、行政が事業評価を行い、事業の継続・改善を図ることが重要である。また、委託にて事業を実施する自治体においては、地域の担い手を育成する視点を持ち事業者の評価も含めた事業評価を行い、事業内容を充実していくことが重要である。
- 神奈川県や埼玉県、東京都板橋区では、評価指標を設け事業評価を行っている。ヒアリング調査においても、効果測定や満足度調査を行っている自治体があった。事業評価や調査により得られたエビデンス（効果、成果等）を事業の継続・改善に活用するとともに、自治体内における事業の理解や予算要求の材料とすることが有効である。

## 第4節 子どもの生活習慣・環境改善に関する支援の普及啓発に向けて

### 1. 調査結果のまとめ

#### (1) 事業実施状況

##### 【事業実施開始年】

- 令和元（2019）年9～10月の調査時点では、「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況は、「学習支援」のみ実施しているが23.8%、「学習支援」「生活支援」とも実施しているが38.1%、「いずれも実施していない」も38.1%でした。
- 人口規模別にみると、10万人以上の自治体では「学習支援」「生活支援」とも実施しているが5割を超えました。一方、5万人未満の自治体では「いずれも実施していない」が5割を超えました。
- 平成30（2018）年の生活困窮者自立支援法の改正により生活習慣・環境改善に比重を置く事業となりました。本改正により明文化される以前も、学習支援のみならず居場所づくりや生活習慣・環境改善に関する支援を重視する事業は行われており、調査時点において生活支援を行っている自治体のうち、約3/4が平成30（2018）年度以前に事業を開始していました。

##### 【運営形態】

- 事業運営形態は自治体の実情に応じて直営や委託、その両方を組み合わせる形態が選択されており、「直営」が20.7%、「委託」が69.1%、「直営+委託」が10.2%でした。人口が多い自治体ほど直営で運営している割合が下がり、委託している割合が上がっていました。

##### 【実施形態】

- 実施形態は訪問型や集合型、その両方を組み合わせる形で運営されており、学習支援においては「訪問型のみ実施」が9.2%、「集合型のみ実施」が69.6%、「訪問型と集合型の両方実施」が20.9%でした。生活支援においては「訪問型のみ実施」が22.9%、「集合型のみ実施」が52.6%、「訪問型と集合型の両方実施」が24.5%でした。
- 学習支援・生活支援のいずれも集合型のみで多く実施されていました。一方で実施形態・運営形態により取組の傾向が異なることがアンケート調査より分かりました。

## 【取組内容】

### （取組の傾向）

○生活支援の取組においては、「居場所の開放」「居場所や家庭訪問での相談支援・助言」「随時の対面相談の実施」「電話やメールによる個別相談」が半数以上の自治体で行われていましたが、実施形態や運営形態によって取組の傾向は大きく異なりました。

### （実施形態別の取組内容）

○実施形態別にみると、主に子どもに対する取組は集合型において多く実施されており、「居場所の開放」「居場所・居場所以外でのスポーツ・レクリエーション」「調理実習」が多くなっています。ヒアリング調査を実施した自治体においても、多くの自治体が安心して過ごすことのできる利用しやすい居場所の開放、イベントや就労体験等の体験活動の実施に取り組んでいます。

○主に保護者に対する取組は訪問型においてより多く実施されており、「家庭訪問による対面相談」「奨学金などの情報提供・制度の紹介」「各種制度利用の支援」等が多くなっています。埼玉県越谷市や京都府京丹後市では、訪問型を重視し、支援員が定期的に家庭訪問を行い、生活相談を行いながら生活支援を行っています。世帯の状況に応じて支援の頻度やプランを変えるなど、臨機応変な対応を行うとともに、保護者への支援も行うことができる、訪問型の特徴が活かされた取組となっています。

## 【取組のポイント】

### （地域資源の活用）

○ヒアリング調査を実施した自治体において、教員OBや地元企業や団体等、地域独自の特色ある資源を生かした事例が多くなっていました。

○愛知県刈谷市や福岡県田川市、三重県鳥羽市や奈良県等、ヒアリング調査を実施した自治体の多くでは、教員OBを支援員として活用しています。教員OBを活用することによって、学校にアプローチし連携を取りやすい関係構築につながったとの声が聞かれました。

○福岡県田川市や広島県東広島市、東京都足立区、埼玉県越谷市においては、地域資源を活用した生活支援の取組として、地元の企業見学や職業体験、農業体験等の体験活動やリテラシー教育を行い、社会性の向上のための取組を行っています。

### （目標値設定・効果測定）

○事業実施にあたっての目標値設定・効果測定の有無は、学習支援・生活支援とも

に、「設定や数値化が難しい」や「利用者個々で目標が異なる」といった理由で実施していない自治体が多くなっています。

- 沖縄県においては、目標値の設定や成果測定により、事業実施者のモチベーションを上げることにつながっています。
- 静岡県静岡市や三重県鳥羽市においては、利用者や保護者に対してアンケートを実施し、成果測定や満足度の調査を行っています。また、広島県東広島市においては学校の担任に対してアンケートを実施し、事業の効果を測定しています。

#### **(支援員（担い手）の確保)**

- ヒアリング調査を実施した自治体において、管内に大学を有する場合はボランティアサークルと連携し、支援員（担い手）を確保するよう努めていました。また、教育委員会から紹介された教員 OB 団体との連携や、社会福祉協議会との連携によって支援員を確保している自治体もありました。
- 愛知県刈谷市においては、教育部署との連携により、学習支援員として元教員を活用する仕組みづくりを行っています。
- 奈良県においては、広い圏域で事業を行うため、社会福祉協議会の人脈を活かし、地元で子どもの支援を行っている団体と協働して事業を実施しています。

#### **(保護者への支援)**

- ヒアリング調査を実施した自治体においては、集合型においては、子どもの送迎時に保護者と対面することで支援を実施したり、保護者向けの講演会、家計支援や進学相談等を実施したりしている自治体がありました。訪問型においては、保護者の相談に乗りながら生活支援を行っている自治体がありました。
- 静岡県静岡市においては、送迎を行うことで、保護者と顔をつなぐことになり、最初は挨拶もない状態から徐々に会話につながり、相談にまで至ったケースがあったそうです。
- 沖縄県においては、保護者向けの講演会を行い、事業内容の説明だけでなく、高校授業料や奨学金制度の講演も行っています。

#### **(活動場所の確保)**

- ヒアリング調査を実施した自治体においては、直営の場合は地域の公民館を主とし、庁舎会議室等も利用していました。委託の場合は、委託事業者が活動場所を確保することを基本としていました。また、直営、委託両者ともに、活動場所が事業で使用していることがわからないよう、看板等広告物を出さないような工夫がなされていました。

### (事業の周知)

- ヒアリング調査を実施した自治体においては、ホームページや広報誌等での周知はせず、生活保護ケースワーカーや学校教職員の声掛けによる周知、対象世帯への案内送付を周知方法の主とし、対象世帯以外には知られないように周知している自治体が多くなっていました。一方、自治体の状況に応じて、イベントの開催やチラシの掲示によって、オープンに事業を周知している自治体もありました。
- 埼玉県越谷市においては、事業への理解が進まない中、事業を紹介する冊子を作成し、初回面談をケースワーカーとともに行うことで事業の周知を進めています。
- 東京都杉並区においては、事業利用者みでのクローズドのイベントの他、誰でも参加できるオープンなイベントを実施しています。オープンイベントは新規に困難を抱える子どもの発掘等、事業利用の呼びかけと事業周知の場として活用されています。
- 福岡県田川市においては、教育委員会と連携することで、福祉部署名のみならず教育委員会名で利用対象者に事業を周知することができており、スティグマが生じにくい工夫を行っています。

### (支援体制の充実)

- ヒアリング調査を実施した自治体においては、学校との連携によって支援体制の質が向上しているとする自治体が多くなっていました。また、支援員の質の向上の方法として、支援員同士で利用者の情報を共有している自治体がありました。
- 京都府京丹後市や福岡県田川市、奈良県では学校や教育委員会との連携が強化されています。学校や教育委員会との連携により、「学校の担任から事業を子どもに紹介し、事業につながった」「学校と情報共有することで、普段の学校での様子と学習・生活支援事業での様子を比較し、より良い支援につながった」といった意見が聞かれました。
- 広島県東広島市では土曜日に事業を実施している特徴を活かし、支援員間で利用者の情報共有を行えるよう、事前・事後にミーティングを行っています。平日に事業を実施している三重県鳥羽市、沖縄県では、利用者一人ずつの様子を記したファイルを用意し、日々の様子や支援員の気づきを共有しています。
- 奈良県においては、町村域の支援のために、委託先の奈良県社会福祉協議会から町村社会福祉協議会やボランティアグループに再委託を行い、広域の事業実施に対応しています。また、町村役場の福祉部署や教育委員会とも問題意識を共有し、子どもの実態の把握とニーズの掘り起こしを行っています。加えて、町村役場の一室や地域公民館、特別養護老人ホームを借用することによって事業を実施しています。

○沖縄県においては、面積が広い町村においては地域未来塾等の他の事業とエリアによって棲み分けを行うといった工夫が行われています。

#### **(SNS の活用)**

○近年の SNS の普及を受け、子どもの学習・生活支援事業においても利用する自治体がありました。

○北海道帯広市においては、高校生に対して SNS を活用した相談支援を実施しています。主にプログラムの案内や出欠の確認を LINE で実施している他、直接 LINE で SOS を発信した利用者もあり、必要な支援を提供するためのきっかけとなったこともあったそうです。

○広島県東広島市においては、委託先の社会福祉協議会と支援員を担う学生のボランティアサークルとの連絡手段として LINE を使用しており、参加を呼びかけるための連絡手段として活用されています。

#### **(情報の共有)**

○利用者の支援を充実させるためには、関係機関・関係者間で情報提供・共有することが重要です。一方で、利用者の個人情報の保護に配慮することも必要です。

○ヒアリング調査を実施した多くの自治体では、事業利用申込書において「子どもの学習・生活支援事業に必要な範囲で関係機関と情報を共有することに同意する」といった同意書も兼ねていました。

○委託にて事業を実施している自治体においては、委託事業者との契約書に「個人情報の取り扱い」について明記していました。

#### **(他自治体との事業の共同実施)**

○近隣の自治体と委託先が同じという特徴を活かし、利用者が他自治体の施設を相互利用できる体制を取っている取組事例があります。同じ学校の生徒に知られたくないという心情的な配慮や、事業実施曜日以外の利用を希望する利用者の利便性の向上に役立っています。

#### **【委託先の選定方法：ヒアリング調査でのみ聞き取り】**

○ヒアリング調査を実施した自治体では、委託先は随意契約やプロポーザル方式等様々な方式で選定されていました。プロポーザル方式を採用する自治体においては、年々事業者の提案により取組内容の充実が図られている自治体もありました。



○静岡県静岡市においては、事業開始まで同様の活動を行っていた法人をコンソーシアムとしてとりまとめ、事業の委託先としています。各団体の持つ機能やノウハウ、強みを活かした支援につながっています。

## (2) 事業の利用を促す工夫について

○利用者の確保方法として、「生活保護ケースワーカーの声掛け」が 81.5%と最も高く、次いで「学校の教職員等からの声掛け」が 43.8%、そして「案内はがき・メール等の送付」が 33.6%となっています。

○三重県鳥羽市においては、離島においても事業を実施するため、離島の既存の学習塾を再委託先として事業を実施することで、これまで事業を利用できていなかった子どもへのアプローチを可能としています。

○広島県東広島市においては、多くの対象者に事業を利用してもらえる制度にするよう、事業実施曜日をアンケートによる意向調査によって決定しています。

## (3) 事業の課題

### (事業の周知)

○事業実施にあたり、「事業の周知が難しい」が課題として一番多く挙げられています。ヒアリング調査を実施した自治体においても、公に事業を周知していないところが大半でしたが、就学援助の決定通知に事業の利用案内を同封したところ、多くの反響が得られたとする自治体が多くありました。

○ひとり親家庭等生活向上事業と一体実施している三重県鳥羽市においては、地域にひとり親家庭が多く、引け目なく利用できるために、自治体広報誌への掲載やポスター掲示によって事業の周知を行っています。

### (教育機関との連携)

○多くの自治体が「関係機関・関係者との情報共有や連携」を工夫している取組内容として挙げ、また、利用者の確保方法や早期発見・早期支援の工夫としても「学校の教職員等からの声掛け」「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が挙げられています。事業の実施にあたり、関係機関・関係者との連携が必須であり、中でも学校や教育委員会との連携が重要であることがうかがえます。

○2割を超える自治体が「教育機関との連携体制を構築するのが難しい」を課題として挙げています。加えて、事業を実施するにあたっての連携先、連携部署・機関として、約4割が小学校、約6割が中学校を挙げているのに対し、高校は2割に留まっていることから、高校との連携が課題であることがうかがえます。

○奈良県においては、県の福祉関係部署が県教育委員会と連携し、県教育委員会から管内教育機関に通知を発出することで、事業における現場での連携が進んでい

ました。教育機関との連携においては都道府県単位での連携体制の構築が望まれます。

- 静岡県静岡市においては、学校との連携にスクールソーシャルワーカーが活躍しています。スクールソーシャルワーカーが学校の先生に事業内容を説明するとともに、学校側の意見をスクールソーシャルワーカーに伝えるなど、コーディネーターの役割を担うことで比較的スムーズに連携が進んだとの声がありました。

## 2. 今後の展望

### (保護者への支援)

- 平成 30 (2018) 年の生活困窮者自立支援法の改正により、学習支援のみならず生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加した「子どもの学習・生活支援事業」として強化することが明文化され、学習のみならず、生活習慣・環境改善に比重を置く事業となりました。家庭環境や保護者との関わりが少ないといった養育面の課題等が、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという指摘がなされています。貧困の連鎖を防ぐという視点に立ち、子どもが成長の過程で社会から孤立しないよう、単に勉強を教えるだけでなく、子どもの自尊心の醸成やコミュニケーション能力、社会性を向上させるなど、生活習慣・育成環境の改善が望まれます。
- 子どもの養育面の課題には、保護者自らが子どもの頃に保護者からの養育を受けられなかったという保護者自身の経験不足により養育力が不足していることも挙げられます。子どもの支援だけでなく、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善が望まれます。

### (小学生・高校生への支援)

- 現在の事業の年代ごとの利用人数は中学生が一番多く、小学4～6年生が続きました。ヒアリング調査を実施した自治体においても、高校等に入学させることが貧困の連鎖を食い止める手段であり、そのためには中学生から支援を開始するのでは遅く、徐々に対象年代を下げている自治体もありました。中には未就学児から支援を開始している自治体もあり、早期からの支援開始が望まれるとともに、高校中退を防ぎ、自立を助けるため、高校生に対して継続的な支援が行われることが望まれます。

### （関係機関・関係者との連携）

- 「子どもの学習・生活支援事業」は対象を明確に定めてはいませんが、多くの自治体は対象を「生活保護受給世帯」としています。これは事業の予算規模や事業実施体制から対象を拡大できない可能性も大いにあると考えられます。また、自治体における事業実施所管部署は生活保護も所管している場合が多く、生活保護受給世帯を把握しやすい一方、他の対象世帯を把握できずに事業を十分に周知できていないことも考えられます。今後の支援対象の充実のためにも、関係機関・関係者との情報共有や連携はますます重要になります。
- 事業の実施にあたっては、行政、ケースワーカー、学校、事業者等の関係者間で情報を共有するとともに、必要に応じて、子ども家庭支援センター、地域若者サポートステーション、児童相談所等の関係機関に適切につなぎ、保護者や子どもが抱える課題の解決に向けた支援を行うことが重要です。民生委員・児童委員による見守り・相談対応から得られる情報や警察からの情報等も早期支援につながることから、連携体制を構築することが望まれます。

### （教育機関との連携）

- 効果的な支援に向けて、課題を抱え特に支援を必要とする子どもの状況を把握している学校、教育機関・教育委員会等との連携が重要です。日常的に必要な情報交換等を行い、関係者間で子どもの状況に応じた支援について統一の見解を持ち、対応していくことが望まれます。

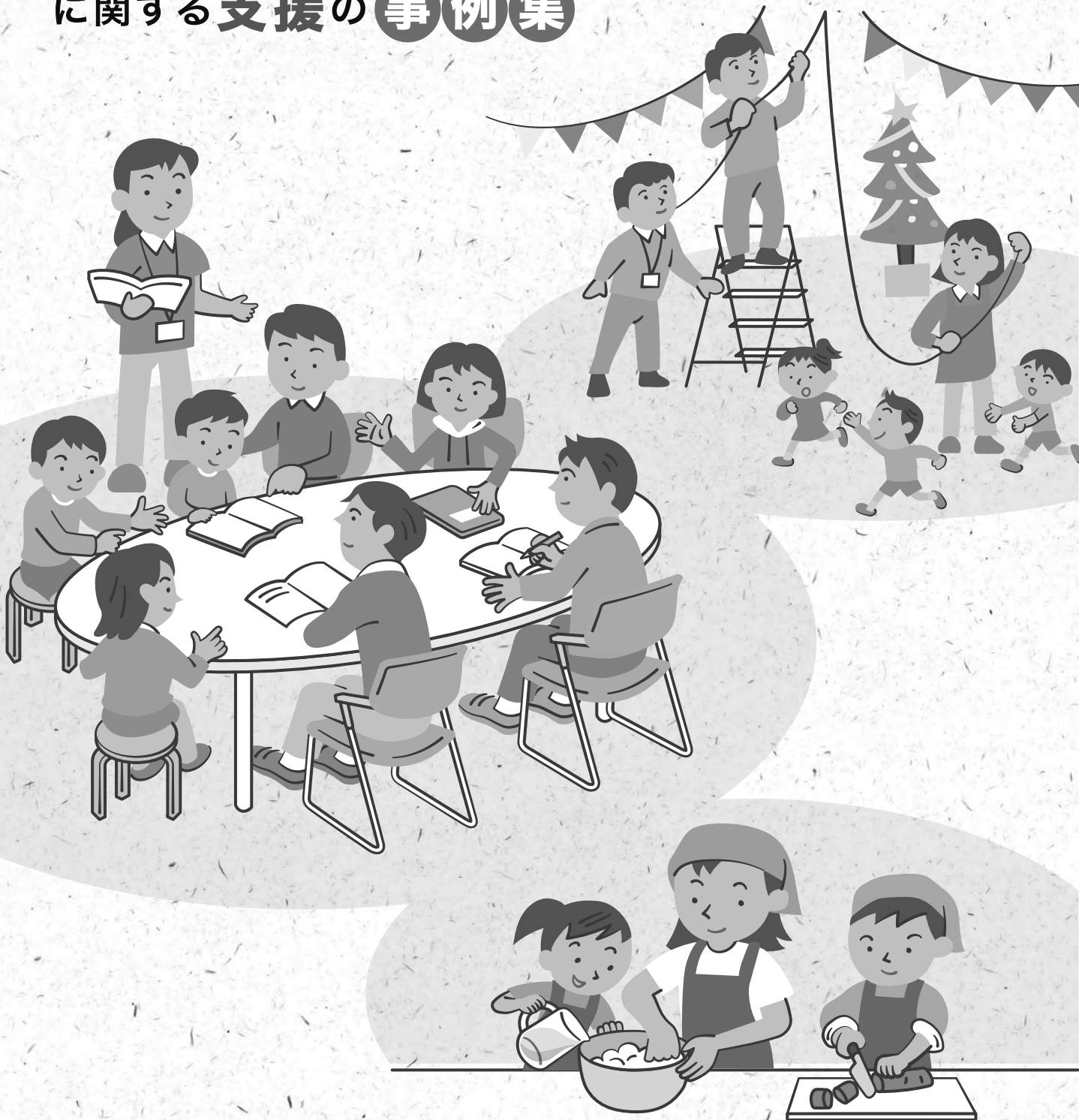
### （地域資源の活用）

- 平成 27（2015）年の生活困窮者自立支援法施行に伴い「子どもの学習支援事業」が任意事業として明記されて5年が経過しました。しかしアンケート調査結果において、人口5万人未満の小規模自治体において「子どもの学習・生活支援事業」の実施割合が半数を下回るという実態が判明しました。人口規模が小さい自治体ほど、事業を実施していない理由として「委託先を確保するのが難しい」「担い手（支援員）を確保するのが難しい」「活動場所の確保が難しい」という事業の実施体制構築に関する項目を挙げています。
- 今後、「子どもの学習・生活支援事業」が多くの自治体で普及するためには、自治体が有する地域資源を活用できるよう、その存在を認識し、利用者が利用しやすい実施体制を構築するために、民間団体や内閣府や文部科学省等の他の事業との一体実施といった工夫や他の自治体との共同実施や SNS 等の活用等、新たな事業実施形態の工夫を見出していく必要があります。また、地域の担い手を育成する視点を持ち、事業の継続性を重視することも望まれます。

## 第3章 事例集

ヒアリング調査結果をまとめた事例集を次ページ以降に掲載します。

# 子どもの学習・生活支援事業における 生活習慣・環境改善 に関する支援の事例集



令和2(2020)年3月

株式会社 日本能率協会総合研究所



# 目次

◆事例集の構成	2
◆事例集の使い方	3
◆事例一覧表	4
◆事例集	6

No.	地域	人口規模	運営形態	事業形態	ページ
1	北海道帯広市	10～50万人	委託	集合型	6
2	宮城県岩沼市	3～5万人	委託	集合型+訪問型	12
3	埼玉県越谷市	10～50万人	委託	集合型+訪問型	18
4	東京都足立区	50万人～	直営+委託	集合型+訪問型	24
5	東京都杉並区	50万人～	委託	集合型	30
6	新潟県南魚沼市	5～10万人	委託	集合型+訪問型	36
7	静岡県静岡市	50万人～	委託	集合型	42
8	愛知県刈谷市	10～50万人	直営	集合型+訪問型	48
9	三重県鳥羽市	～3万人	委託	集合型	54
10	京都府京丹後市	5～10万人	直営	集合型+訪問型	60
11	広島県東広島市	10～50万人	直営+委託	集合型+訪問型	66
12	福岡県田川市	3～5万人	直営	集合型+訪問型	72
13	神奈川県	都道府県	直営+委託	集合型+訪問型	78
14	奈良県	都道府県	委託	集合型+訪問型	84
15	沖縄県	都道府県	直営+委託	集合型+訪問型	90

## ◆スタートアップ事例の紹介

1	秋田県鹿角市	3～5万人	委託	集合型	96
2	群馬県富岡市	3～5万人	委託	集合型+訪問型	97
3	広島県府中市	3～5万人	委託	集合型+訪問型	98

## 事例集の構成

- 都道府県順に事例が並んでいます。
- 生活支援・環境改善に関する取組を開始・充実にするよう検討されている自治体の皆さまが、想定している取組内容等にあわせて事例を探せるよう、各事例にはインデックスを付けています。
- 特に自治体の皆さまがインデックスとして使われる可能性の高い以下の項目については、事例一覧表で確認できるようにしましたので、参考にしてください。
  - ・人口規模が近い自治体の事例が知りたい
  - ・実施体制（直営・委託）に合った事例が知りたい
  - ・事業形態（集合型・訪問型）に合った事例が知りたい
  - ・地域資源を活用している事例が知りたい
  - ・定量的な目標を設定している事例が知りたい
  - ・・・等



# ●事例集の使い方

人口規模の近い自治体を探せるようにしています。  
「～3万人／3～5万人／5～10万人／10～50万人／50万人～／都道府県」

想定している運営形態にあわせて自治体を探せるようにしています。  
「直営／委託」

想定している実施形態にあわせて自治体を探せるようにしています。  
「集合型／訪問型」

No. ○

○○県○○市

○～○○万人

委託

集合型

## 事例のポイント

この事例の特徴を記載しています。

記載がある場合を除いて

人口・面積・保護率：令和2(2020)年1月現在  
事業予算：令和元(2019)年度

○○県○○市

### 1. 事業概要

人口(規模)		実施形態	
面積	積	事業内容	
保護率	率	生活支援の概要	事業の概要が分かるよう、全事例共通の項目で情報を整理しています。対象年齢や生活支援の概要、実施場所等、探したい情報に応じて、インデックスとしてご活用ください。
地位	置	アセスメント/プランシート	
開始時期		実施場所	
対象者		事業予算	
対象年齢		所管部署	
運営形態			

### 2. 事業の背景

どういった検討を経て事業を立ち上げたか、具体的な経緯について記載しています。

### 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

生活習慣・環境改善に関する取組を特集して紹介しています。

### 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

事業の実施体制及び役割を図示により見える化し、記載しています。

(記載がある場合を除いて、利用実数は平成30(2018)年度実績を記載しています。)

### 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

取組のプロセスごとに、課題・ニーズに対する対応とポイントを記載しています。

### 6. 事業のポイント

事業のポイントを「担い手(支援員)の確保・養成方法」、「対象者への利用の呼びかけの進め方」、「事業を実施する上で工夫している点」、「事業の評価・検証方法」の視点から記載しています。

### 7. 事業の成果

事業を実施したことで得られた成果について、記載しています。

### 8. 今後の課題・展望

事業を実施する上での課題や今後の展望について、記載しています。

# ●事例一覧表

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9
地域	北海道	東北	関東	関東	関東	中部	中部	中部	近畿
自治体名	北海道 帯広市	宮城県 岩沼市	埼玉県 越谷市	東京都 足立区	東京都 杉並区	新潟県 南魚沼市	静岡県 静岡市	愛知県 刈谷市	三重県 鳥羽市
人口規模	10～50万	3～5万	10～50万	50万～	50万～	5～10万	50万～	10～50万	～3万
事業開始年度	2011	2014	2015	2015	2013	2016	2015	2016	2017
運営形態 (直営、委託)	委託	委託	委託	直営+委託	委託	委託	委託	直営	委託
実施形態 (集合型、訪問型)	集合型	集合型+訪問型	集合型+訪問型	学習：集合型 生活： 集合型+訪問型	集合型	集合型+訪問型	集合型	集合型+訪問型	集合型
対象年齢	小学1年生 ～高校生	小学4年生 ～20歳	中学生～ 高校生	小学1年生 ～高校生	小学1年生 ～高校生	小学1年生 ～20歳	小学1年生 ～高校生	小学5年生 ～中学3年生	小学4年生 ～中学3年生
地域資源を活用している事例 ※担い手や支援員に住民や学生を活用したり、学校や空き家等を支援の場として活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域課題を上手に解決し、事業構築を行っている事例	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業実施による効果・成果の出ている事例	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定量的な目標を設定している事例	利用者に対する目標を設定	○	○						
	事業の目標を設定		○				○	○	
マネジメントプロセスに特徴が見られる事例	アンケートを実施		○				○		○
	特徴的な周知方法を実施			○		○	○		○
	生活支援において訪問型を活用している(集合型より訪問型の方が実利用者人数が多い)			○				○	
	世帯全体(保護者)の支援に積極的に取り組んでいる	○		○	○	○	○	○	○
	その他						○		○
支援体制(組織・人材・財政等)が充実している事例	学校と連携	○	○	○	○	○	○	○	○
	学校(教育委員会)以外の関係部署・機関との連携	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活支援を充実させるためのイベントを開催	○	○	○	○	○	○		○
	特徴的な支援員(担い手)の配置	○				○	○	○	
子どもの生活習慣・環境改善に関する利用者のニーズが特に高いと考えられる事例	○	○	○	○	○	○	○	○	○
時代を捉えた先進的・効果的な事例	○		○				○		

No.	10	11	12	13	14	15	スタートアップ事例		
							1	2	3
地域	近畿	中国・四国	九州	関東	近畿	九州	東北	関東	中国・四国
自治体名	京都府 京丹後市	広島県 東広島市	福岡県 田川市	神奈川県	奈良県	沖縄県	秋田県 鹿角市	群馬県 富岡市	広島県 府中市
人口規模	5～10万	10～50万	3～5万	都道府県	都道府県	都道府県	3～5万	3～5万	3～5万
事業開始年度	2013	学習：2015 生活：2017	学習：2016 生活：2012	2010	学習：2015 生活：2016	学習：2011 生活：2015	2019	学習：2016 生活：2019	学習：2017
運営形態 (直営、委託)	直営	学習：委託 生活：直営	直営	直営＋委託	委託	直営＋委託	委託	委託	委託
実施形態 (集合型、訪問型)	集合型＋訪問型	学習：集合型 生活：訪問型	学習： 集合型＋訪問型 生活：訪問型	集合型＋訪問型	集合型＋訪問型	集合型＋訪問型	集合型	集合型＋訪問型	集合型＋訪問型
対象年齢	小学1年生 ～中学3年生	小学1年生 ～高校生	小学5年生 ～高校生	0～20歳	小学1年生 ～高校生	小学1年生 ～高校生	小学4年生 ～高校生	小学1年生 ～高校生	小学4年生 ～高校生
地域資源を活用している事例 ※担い手や支援員に住民や学生を活用したり、学校や空き家等を支援の場として活用		○	○	○	○	○	○	○	
地域課題を上手に解決し、事業構築を行っている事例	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業実施による効果・成果の出ている事例	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定量的な目標を設定している事例	利用者に対する目標を設定	○							
	事業の目標を設定		○			○			
マネジメントプロセスに特徴が見られる事例	アンケートを実施	○							
	特徴的な周知方法を実施			○	○	○			
	生活支援において訪問型を活用している(集合型より訪問型の方が実利用者人数が多い)	○	○	○	○	○			
	世帯全体(保護者)の支援に積極的に取り組んでいる	○	○	○	○	○		○	
その他	○		○	○		○			
支援体制(組織・人材・財政等)が充実している事例	学校と連携	○	○	○	○	○		○	
	学校(教育委員会)以外の関係部署・機関との連携	○	○	○	○	○			○
	体験活動等の実施	○	○		○	○			
	特徴的な支援員(担い手)の配置		○	○	○	○		○	
子どもの生活習慣・環境改善に関する利用者のニーズが特に高いと考えられる事例	○	○	○	○	○	○	○	○	○
時代を捉えた先進的・効果的な事例									

# 居場所づくりを重視し、小中学生それぞれのニーズに対応した支援を実施

## 1. 事業概要

人口(規模)	16.6万人
面積	649.34km <sup>2</sup>
保護率	29.2% (令和元(2019)年12月現在)
位置	
開始時期	平成23(2011)年度
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯(就学援助の対象世帯)
対象年齢	小学1年生～高校3年生
運営形態	委託
実施形態	集合型
事業内容	学習・生活支援事業
生活支援の概要	居場所の開放、居場所での相談支援・助言、居場所でのスポーツ・レクリエーション、居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション、調理実習、農業体験、電話やメールによる個別相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介
アセスメント/プランシート	アセスメントシート:出席状況、家庭環境、健康状態、学校での状況、進路の意向、保護者・本人の希望 プランシート:生徒目標、支援目標、支援内容
実施場所	小学生:委託先提供施設 中学生・高校生:委託先法人施設
事業予算	小学生:2,082千円 中学生・高校生:4,500千円
所管部署	保健福祉部保護課 (組織再編の為、令和2(2020)年4月より市民福祉部生活支援室生活支援第1課に変更)

## 2. 事業の背景

平成 22 (2010) 年度に、自立支援プログラムの策定、改善評価等について協議する「帯広市自立支援協議会 (構成 : 庁外の学識経験者等 4 人、庁内の健康推進課、子育て支援課、障害福祉課、教育委員会担当者、事務局 : 保護課、年 6 回開催)」を立ち上げた。

協議会での検討の中で、帯広市の生活保護受給世帯において一般世帯と比べて低学力や高校進学率の低さがみられたため、北海道釧路市を参考事例として視察し、平成 23 (2011) 年度は試験的に中学生を対象に支援をスタートした。これに一定の効果がみられると同時に、中学に入った時点で授業についていけない子どもがいる状況を鑑みて、翌平成 24 (2012) 年から支援対象を小学生にも拡大した。

平成 27 (2015) 年度には生活困窮者自立支援法の施行により、対象を「生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯」に拡大、さらに平成 29 (2017) 年度からはプログラム卒業者の高校生の支援も開始した。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●居場所の提供

複雑な家庭環境の子どもも多く、事業開始当初より、単に学習支援の実施だけでは貧困の連鎖を防止することは難しいと考え、安心できる居場所を提供し相談に応じている。

具体的には、安心して過ごせる居場所の開放を行い、気軽に利用者の相談にのったり、アドバイスを行える環境を用意している。

また、居場所内でのレクリエーションや居場所外でのボルダリングやパークゴルフ等のスポーツを含めた課外活動、消防署見学や工場見学・農業体験等の体験活動、調理実習等の生活支援を行うことで、学習面だけでなく、社会性・協調性・自立性を育み、将来の自立の素地を高められるよう工夫している。

学習支援だけでなく、事業内で食育を取り入れ、調理や後片づけの機会を提供するなど、生活習慣や環境改善にも拡大した。

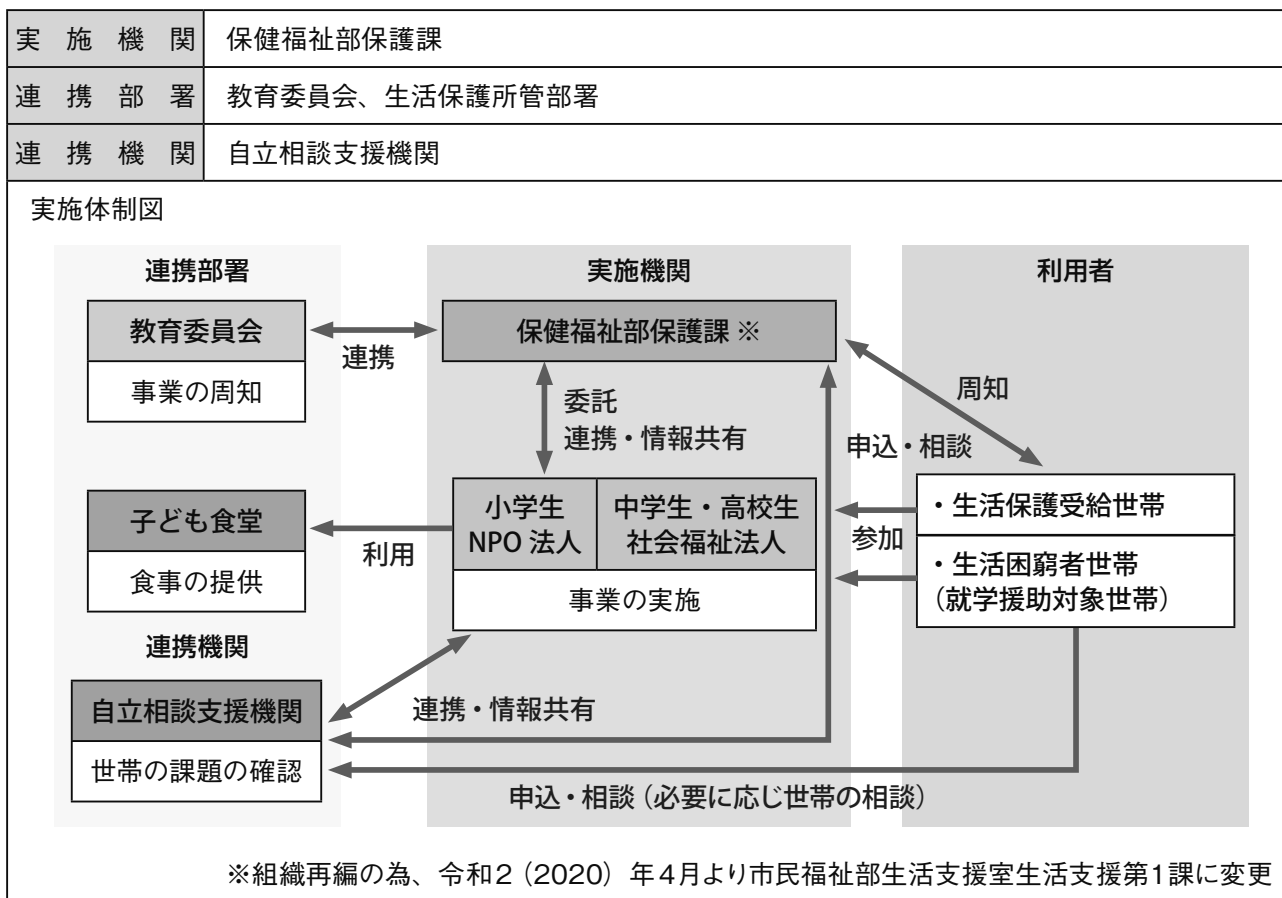
### ● SNS を活用した相談支援 (高校生)

高校生参加者全員がスマホを所持しており、プログラムの案内、出欠確認等は主に LINE で行っている。

LINE やツイッター等の SNS 上に投稿を行っている利用者も多く、スタッフが投稿を見て、悩みや SOS が発信されていた場合には、本人に確認し、悩みの解決に至ったケースもある。その他にもスタッフに LINE で直接 SOS を発信してきた利用者もあり、必要な支援を提供するためのきっかけとなったこともあった。

SNS は高校生にとって電話や電子メールよりも身近なものであり、気軽に相談できる手段となっているため、SOS の早期発見、早期解決にも SNS の活用は有効と思われる。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制



### ●実施頻度

- 中学生：平日週2回
- 高校生：平日週1回と土曜日月1回、 中学生高校生合同：夏・冬休み各8回程度
- 小学生：年30回、月に1回から3回（4月に年間プログラムを作成）

### ●支援スタッフの体制

- 学習支援だけではなく生活支援や個別相談に対応できるよう、教員免許所持者や教員OB、社会福祉士等の有資格者を配置している。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

市内の生活保護受給世帯は一般世帯と比べて低学力、高校進学率の低さが見られた。複雑な家庭環境の子どももおり、学習支援だけではなく、安心できる居場所の提供も必要と考えた。

平成 22 (2010) 年度設置の自立支援協議会メンバーで釧路市を視察しプログラム策定の参考とした。

市内で唯一固定施設を所有し、不登校児童生徒に学習支援や居場所提供を行っていたフリースクールに事業委託し、平成 23 (2011) 年度に中学生向けの「中学生学習支援プログラム」(平成 30 (2018) 年度までの名称)を開始した。

委託先スタッフには教員免許、社会福祉士の有資格者を配置した。

### ●事業形成 (実施)

中学生の学習支援事業に取り組んだ結果、小学生の問題を解けない中学生がいるなど、子どもの学力低下は小学校からすでに始まっているという課題を解決するため、小学生に対象を拡大することになった。

平成 24 (2012) 年度に小学生向けの「こども健全育成プログラム」を開始し、学習支援以外に居場所提供等の事業にも対応するため、放課後支援等を行っていた退職校長を中心とした教員 OB 等による NPO 法人に委託した。

また、送迎をつけるなど、遠方からも通いやすいよう安心して参加できる環境を整えた。

### ●現在 (継続)

平成 27 (2015) 年度の生活困窮者自立支援法施行にともない、支援対象が生活困窮者世帯に拡大された。生活困窮者世帯の申し込みを自立相談支援機関が行うことで、子どもの学習支援事業の相談をきっかけとして保護者も世帯の相談をしやすい環境を整えた。

また、中学校を卒業した利用者が後輩を教えに来たり一緒に遊んだりするようになり、国による高校生の中退防止支援の動きもあって、中学生のプログラム参加者が高校生になっても安心して参加でき、学習や相談ができるよう、平成 29 (2017) 年度からは中学生学習支援プログラムを拡大し、プログラムを卒業した高校生も対象とした支援を実施している。

## 6. 事業のポイント

### ●事業の周知

生活保護受給世帯に対しては、生活保護所管部署から対象世帯に事業案内チラシを送付している。また、ケースワーカーからも家庭訪問の際に事業内容を伝えている。なお、チラシ作成・周知においては「生活困窮」や「生活保護」等、文言の取り扱いに配慮している。

学校教育所管部署では就学援助の案内や認定通知の発送の際に、児童福祉部署では児童扶養手当の審査決定通知書の発送の際にあわせて、事業案内チラシの同封を依頼しているほか、庁内関係部署、庁外関係機関にも事業説明を行い、周知に努めている。

### ●送迎支援による保護者の負担軽減

集合型で、広範囲な市全域から希望者を受け入れるために、活動場所までの送迎支援を行うことで、保護者の負担軽減を図っている。

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 利用者の個人差は大きく、共通した成果基準指標等の設定は困難であるが、個々の目標を設定している。

**成果測定** 目標値の設定と同様、成果については個々の能力には大きな差があり、共通した成果基準指標等の設定が困難なため、測定はしていない。

指標ではないが、小学生については生活習慣・学習習慣の定着、中学生については高校進学、協調性、社会性・学力向上を達成者の定義としている。

中学生には苦手教科の点数を上げる、高校受験に向けて日頃の勉強に取り組む等、簡単なことでいいので目標を書いてもらい、それを支援スタッフが見てどのように支援していくか検討している。また、中学生利用者の目標の中で、高校進学希望者については、志望校への全員合格を目標としている。

#### 成果・評価

- 利用者からは「学習時間が増えた」「勉強する習慣ができた」等の評価をもらっている。
- 実績として「成績向上・志望校合格」等があげられ、進学率 100%という目標は達成している。

### ●生活支援

**目標値設定** 利用者の個人差は大きく、共通した成果基準指標等の設定は困難であるが、個々の目標を設定している。

**成果測定** 学習支援の成果同様、生活支援の成果基準評価等の設定が困難なため、測定はしていないが、利用者に対して聞き取りを行い、利用して変わった事や勉強時間の変化、悩み事や家で困っていること等、生活面・学習面の両面で確認している。また、日頃より子どもたちの要望を取り入れ、事業運営に活かしている。

#### 成果・評価

- 利用者からは、「いろいろな社会体験ができて興味や意欲が広がった」「自宅や学校以外の安心できる居場所・相談場所ができた」等の評価をもらっている。



## 8. 今後の課題・展望

これまで教育委員会の協力を得て就学援助制度利用世帯にチラシを送付し周知を行ってきたが、令和元(2019)年度から児童扶養手当の審査結果通知書を送付する際にもチラシを同封するなど、対象者の目に触れる機会を増やしている。

子ども支援の関係部署や教育関係部署にも継続的に働きかけ、事業の周知徹底を図っていきたい。

今後も事業を継続していくにあたり、より充実した事業を実施できるよう、子ども及び保護者の個別具体的なニーズにあわせて柔軟に対応していきたい。

## 隣接する大都市の社会資源を活用した事業を展開

## 1. 事業概要

人口(規模)	4.4万人
面積	60.45km <sup>2</sup>
保護率	8.07%
位置	
開始時期	平成26(2014)年度
対象者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯
対象年齢	小学4年生～20歳
運営形態	委託
実施形態	集合型+訪問型
事業内容	個別指導型学習支援、居場所事業、訪問型学習支援及び生活支援
生活支援の概要	居場所や家庭訪問での相談支援・助言、居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション、宿泊を伴うレクリエーション、企業見学・職業体験、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談、子どもの送迎時における対面相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)
アセスメント/プランシート	・家庭環境、成育歴、学習状況、エコマップ等 ・中期目標、月次目標等
実施場所	委託先が用意した事業実施施設
事業予算	12,988千円
所管部署	健康福祉部社会福祉課

## 2. 事業の背景

平成 23 (2011) 年の東日本大震災を受け、困窮者世帯や家庭環境に問題を抱えた世帯の生活支援の必要性を感じていた。

生活困窮者自立支援法が施行される前の平成 26 (2014) 年に、貧困の連鎖を断ち切るためには、子ども世代への支援が特に必要であるとの考えから、貧困対策のモデル事業を実施することにした。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●体験型イベントによる機会づくり

民間企業や一般社団法人、NPO 法人等と連携して体験型プログラムを開催し、教科学習以外の機会をつくっている。

### ●子ども食堂との連携

市内の子ども食堂において月 1 回、料理を提供するイベントがある。また、寄附でもらったお米の配給券を年末に参加世帯に配布し、そのチケットを子ども食堂に持っていくとお米のセットがもらえる取組を行っている。

### ●ソーシャルワーカーによる専門的な体制

受託先である NPO ではソーシャルワーカーを配置しており、生活支援について専門的な対応を行える体制をつくっている。

### ●アセスメントシート・プランシートについて

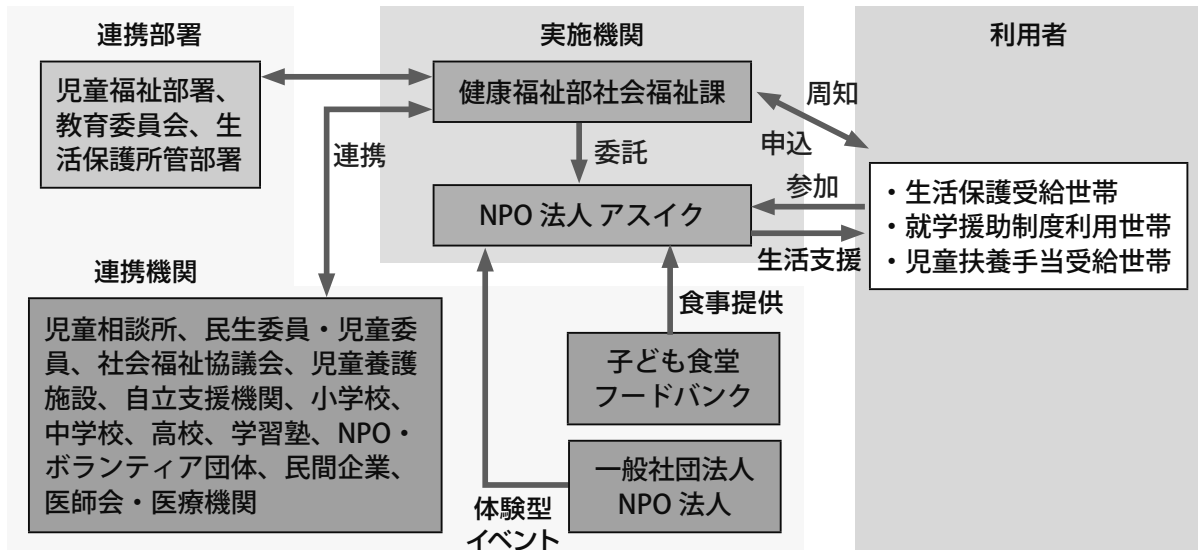
事業利用開始前に、保護者と子どもと一緒に体験会に参加し、ソーシャルワーカーが保護者とインテーク面談を行い、聞き取った内容をアセスメントシートに記入し、その結果をもとに現場スタッフと今後の方針について決めている。次の会からは子どもが 1 人で参加することになるが、その際には、現場の担当スタッフが面談を行い、目標を立て、その目標を達成するため、どのようなことをやっていきたいか等を聞き取り、月次目標や中期目標を立てていく。

なお、シートの内容としては、ジェノグラム（家族図）やエコマップ（生態図）等であり、その家庭がどこの関係機関とつながっているのかを把握・理解しておくことで、足りない情報はその関係機関と連携することで補完ができる。ただし、シート作成の目的はその家庭との関係構築が最優先事項であり、無理に聞き取りは行わない。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	健康福祉部社会福祉課
連携部署	児童福祉部署、教育委員会、生活保護所管部署
連携機関	児童相談所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、児童養護施設、自立支援機関、小学校、中学校、高校、学習塾、NPO・ボランティア団体、民間企業、子ども食堂・フードバンク、医師会・医療機関、一般社団法人

実施体制図



### ●実施頻度

- 月～木の週4回

月：小学生コース、水：中高生受験等集中コース、火・木：中高生コース

### ●利用実数

- 学習支援・生活支援（セットで実施）

訪問型：実人数1人、延べ12人/年・回、開催回数12回

集合型：実人数43人、延べ1,254人/年・回、開催回数210回

### ●委託先との契約方法

- 指名競争入札による契約

### ●対象利用者について

- 仕様書で生活保護受給世帯・児童扶養手当受給世帯・就学援助制度利用世帯を対象と定めている。実施要綱は作成していない。
- 利用学年について、小学1～3年生は学習支援より遊びの場の提供が主目的となり、放課後児童クラブ等の支援もあるので、小学4年生からとしている。

### ●支援員と研修

- ボランティアは大学生が約7割で、残り3割が社会人や主婦等である。またボランティアとは別にパートタイムのスタッフを1回に2～3人配置しているが大学生が多い。
- ボランティアやスタッフのサポート力向上や行動規範の共有のために集合型の研修を行っている。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

生活困窮者自立支援法が施行される前に岩沼市でモデル事業を実施することになった。

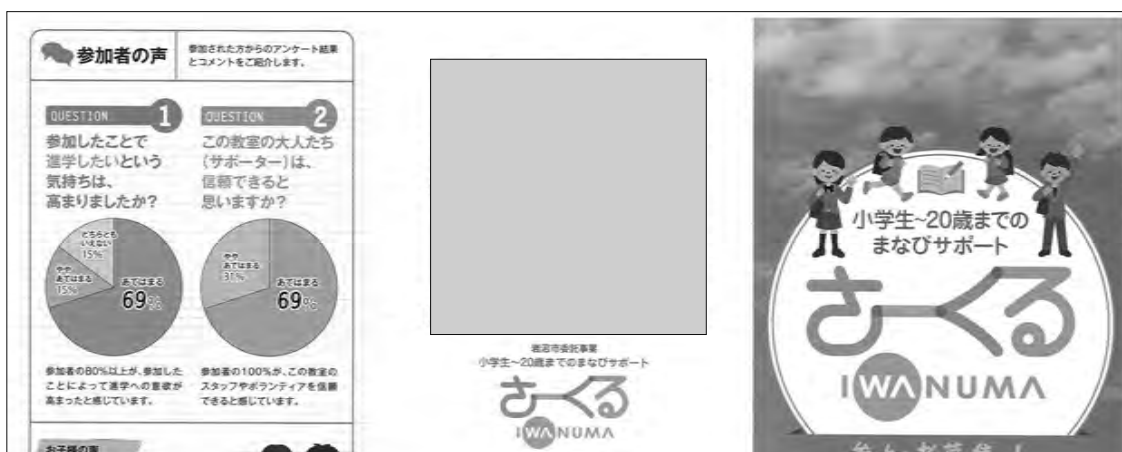
相談支援の部分については同じタイミングで社会福祉協議会とモデル事業を始めていた経緯もあり、学習支援事業も社会福祉協議会に委託を打診したが学習支援のノウハウはないとのことであった。そのため、仙台で実績のあったNPO法人に協力を仰ぎ、平成26(2014)年よりモデル事業をスタートした。

### ●事業形成(実施)

実績のあるNPO法人の提案に基づいた学習支援と生活支援の両方を行う事業を採用し、取り組んできた。

### ●現在(継続)

現状から拡充/拡大や縮小の予定は無い。



### 一人ひとりが大切にされる 出会いと学びの場

ENCOUNTER & LEARNING

こんなお悩みを抱えていませんか。

- 「行きたい学校はあるけど、いまの学力じゃ難しいかも」
- 「学校の授業に全部ついていけなくて、毎日つまらないし、やる気でない」
- 「学校にも全然行ってなくて、毎日家にいるのも厭きてきた」
- 「高校を中退してしまったけど、もう一度まなびたい！」

岩沼市では、経済的な負担なく、すべての子どもたちに教育の機会や安心できる場所を提供するために、居場所づくり/学習サポート事業を開催しています。それぞれの年齢やいまの状況、ご希望にできるだけお応えできるように、幅広いコースを設けています。ぜひお気軽にご相談ください。

※当事業は、生活困窮者自立支援事業における学習支援事業として、岩沼市とNPO法人アスイクの協働により実施されています。

**参加費無料**

【対象】  
下記のいずれかに該当する方  
※小学4年生以上対象  
生活保護世帯  
児童扶養手当受給世帯  
就学援助受給世帯 等

※ご参加いただくお子様のプライバシーには細心の注意を払っております。

### サポート内容 SUPPORT

**01 学習サポート**  
基本的な学力の向上や、受験のサポートをします。全国で3万人近くが利用している最新のインターネット学習を導入。人数を気にせず、自分のペースで学習いただけます。また、大学生や社会人のお兄さんお姉さんたちに直接サポートしてもらうことも可能です。3つのコースから自分に合ったものを選ぶことができます。

**02 相談サポート**  
お子さんの学校での悩みや今後の進路についての情報提供など、個別の相談サポートを実施しています。お子さんだけでなく、保護者の方からの相談もOK。子育てに困ってひとりでは悩んでいる不安や悩みなど、一人一人に寄り添いながら話を聞かせます。必要に応じて、各種専門機関などに紹介します。

**03 体験プログラム**  
地元企業での職業体験やキャンプなど、大人の力を借りてさまざまな仕事を体験したり、これからの時代に必要スキルを身に付けるプログラムに参加できます。

**04 ミニイベント**  
月曜18時以降などに、学習サポートの参加者全員が参加できるイベントを開催。みんなで作るものづくり、一緒に食べたり、子供たちの自発性や積極性を育む機会や、全員で楽しむ会共有できる場をつくります。

**05 訪問支援**  
何らかの事情により参加が困難な場合や、教室に通うことのできない人などのために、訪問支援を実施しています。ご自宅までスタッフが訪問し、学習のサポートや悩み相談、遊びを通じたコミュニケーションなどを行います。詳しくはお問い合わせください。

**参加までの流れ**

- ①お問い合わせ  
下記の連絡先までお問い合わせください。
- ②体験会  
原則保護者同伴で、1時間程度の個別体験会に参加。
- ③申し込み  
指定の申込書をご提出いただきます。

問い合わせ先  
お気軽にお問い合わせください。

## 6. 事業のポイント

### ●他都市の社会資源の有効活用

市内に事業の担い手がないことから、積極的に他市で事業を行っている事業者にアプローチしている。これにより、スタッフについても岩沼市で不足している分については、仙台市等から来てもらうことで確保できている。また、事業の担い手である NPO 法人は、近隣市で複数の事業を受託するとともに、積極的に民間企業等とのネットワークを形成していることから、様々な種類の体験機会を子どもに提供することが可能となっている。

### ●学校との連携

学校との連携については難しい部分もあるが、情報共有や問題への対応が必要な場合には、NPO が直接学校に連絡して校長・教頭や担任等と連携することを基本としている。不登校の場合は別として、一番接点が多いのは学校のため、学校とどのように役割分担してチームとして対応していくかが重要である。

### ●医療機関との連携

子どもや保護者に統合失調症や自殺願望等、精神的に課題がある場合、医療機関とつながっているかを確認し、必要に応じてつなげている。

### ●訪問による支援

訪問は、学習支援を行うことが主目的ではなく、不登校や引きこもりの子ども、学習支援教室から遠ざかった子どもや入院中の子ども等を、再び学習支援教室につなげることを目的としている。

### ●周知

利用する子どもが、困窮者対策事業であることを理由に参加に消極的になることが懸念されるため、周知についてはあまり広く行わないことを原則としている。今年度に限り、児童扶養手当の現況届提出時にリーフレットを渡したり、生活困窮で相談支援を受けた際に子どもがいれば学習支援につなげたり、利用者の兄弟や友達等の紹介、社会福祉協議会からのつながり、生活保護ケースワーカーや民生委員・児童委員からの声かけ等も行っている。特にリーフレットが事業の利用につながっている。

### ●早期発見のための工夫

毎月、自立相談支援事業と会議の場（定例会）を設けている。また、定例会とは別に学校等関係機関とケース会議を行う場合がある。具体的には、社会福祉課と受託先である NPO 法人と相談支援事業を受託している社会福祉協議会の三者がケースの共有と連携しやすい関係づくりを行っている。

生活支援で社会福祉協議会が対応している世帯に子どもがいた場合に、学習支援先としてつなげるパターンが多いが、反対に学習支援を利用している子どもの状況から家庭の問題が分かり、社会福祉協議会につなげるといった相互連携の場を月 1 回程度設けている。

### ●利用しやすい工夫

実施施設は、ほぼ市の中心で駅前にあるので、徒歩や自転車で通える場となっている。世帯によっては車で保護者が送迎する場合もある。

子どもは特に敏感で、困窮者世帯向けのサービスを受けていることを友達に見られたくないため、事業を開始した当初から、困窮者世帯向けということを出していない。また、自分のペースで勉強できるよう、e-ラーニングシステムを平成 25（2013）年頃から導入している。

## 7. 事業の成果

目標値の設定や成果の測定は行っているが、事業の成果は学習支援の場や生活環境の改善につながったかどうかであり、効果測定ができるものではないと考えている。さらに言えば、その年に支援を行った子どもの能力次第ということもあるので、学力や高校の進学率等の指標は重要視していない。

あくまでも福祉的な面で、居場所に通い継続的に勉強する場、生活環境の改善の場として教室が機能することが重要である。

### ●学習支援

**目標値設定** 事業を効果的に実施するため、教室運営（参加者数、回数、出席率等）や学力等の目標値を設定している。

**成果測定** 事業の成果を把握するため、アンケートやe-ラーニングシステム「すらら」の学力診断システムにより測定している。

#### 成果・評価

- 学習意欲、進学意欲、ソーシャルスキル、自立への意欲、ロールモデル等、複数の指標において、肯定的な回答が多く見られた。

### ●生活支援

**目標値設定** 事業を効果的に実施するため、ソーシャルスキルや進学、自立への意欲、健康状態、生活リズム等について目標値を設定している。

**成果測定** 事業の成果を把握するため、子どもや保護者へのアンケートにより効果を測定している。

#### 成果・評価

- 虐待のリスクが高い家庭を関係機関が見守ることができる体制をつくることができた。
- 多重債務になりかけている家庭を発見し、必要な支援につなげることができた。
- 兄弟のひきこもり問題に対して、早期に対応することができた。

## 8. 今後の課題・展望

現状維持で実施していく予定である。訪問は学習支援というよりは教室へつなげることが目的であり、拡充等は難しい。訪問にあたっては、2人以上でないと危険があり、生活支援のノウハウを持たない学生は訪問に適さないため、行う場合は経費がかかる。

都道府県からの情報提供や事業の実施事例の紹介が必要と考えている。

## 近隣市と相互利用可能な学習教室と、家庭訪問から社会性の育成、自立を目指す。学習と生活の両輪の支援を実施

### 1. 事業概要

人面保 護	口積率 34.5万人 60km <sup>2</sup> 1.26%
位 置	
開始時期	平成27(2015)年度
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯
対象年齢	中学生～高校生
運営形態	委託
実施形態	集合型+訪問型
事業内容	個別の学習支援、居場所の常時設置、日常生活の支援、職業体験、体験活動、保護者への支援、家庭訪問による支援
生活支援の概要	居場所の常時設置、日常生活の支援、職業体験、家庭訪問による支援
アセスメント/プランシート	進路について、学校の登校状況、学習レベル、家庭状況
実施場所	委託先の施設
事業予算	18,000千円
所管部署	福祉部生活福祉課



## 2. 事業の背景

生活保護受給世帯の子どもが成人して再び保護を受ける「貧困の連鎖」を防止する目的から、生活保護受給世帯や生活困窮者世帯の子どもが高等学校等に進学し、卒業後に大学等への進学のほか、安定した仕事に就く等、社会的自立が確立されることが重要との課題認識があった。

平成 22 (2010) 年度より、埼玉県アスポート事業において、教育・就労・住宅の3分野から生活保護受給世帯への支援を行っていたが、平成 27 (2015) 年度より、埼玉県の事業を引き継ぎ、子どもの学習支援事業を開始した。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●家庭訪問による信頼関係の構築や社会性の育成を重視

生活保護受給世帯の中には引きこもりや不登校等、外出が難しい子どもの割合が多く、支援の最初の段階では信頼関係の構築が重要となる。そのため、事業の申し込みがあった場合に家庭訪問による面談を行うとともに、定期的な家庭訪問により生活相談に応じるなどして、社会性の育成も目指した生活支援を行うことに重きを置いている。

### ●子どもの状況に合わせた家庭訪問や学習計画の見直し

子どもや世帯の状況に応じて支援員の追加・変更や学習計画の見直しを行うとともに、家庭での様子の把握や保護者と現状を共有するため、家庭訪問等で状況を確認するなど、臨機応変な対応を行っている。

### ●職業体験等の体験活動を充実

家庭の状況等により就労に対する意欲が芽生えていない子どもが多いことから、職業体験等を中学生の早い段階で実施し、仕事に対する意欲を高めることを目的として、将来に希望を持たせるような企画を実施している。

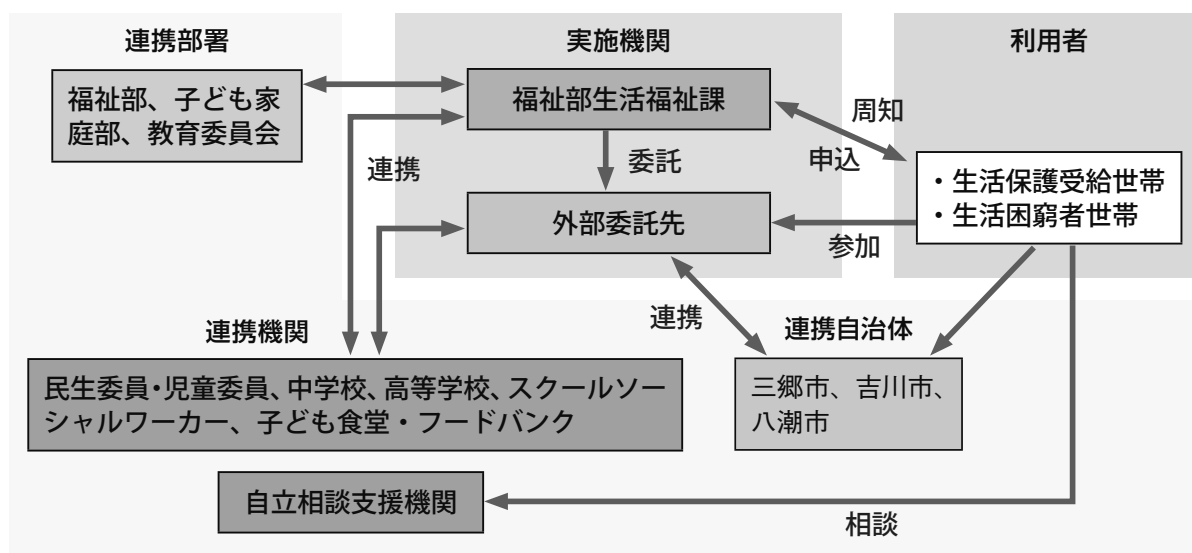
### ●自立を見据えた学習・生活の両輪の支援

職業体験は、利用者一人ひとりの支援の状況を踏まえ、本人の課題や関心に応じて実施しており、他者との関わりや誰かの役に立つこと、マナー等を学ぶ機会となっている。学習支援と合わせ、自立を見据えた生活支援を行う両輪の支援に取り組んでいる。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉部生活福祉課
連携部署	福祉部、子ども家庭部、教育委員会
連携機関	民生委員・児童委員、自立相談支援機関、中学校、高等学校、スクールソーシャルワーカー、子ども食堂・フードバンク、三郷市、八潮市、吉川市

実施体制図



### ●実施頻度

- 中学生：週2回（火曜日・土曜日）、2時間
- 高校生：週1回（土曜日）、3時間

### ●委託先と契約方法

- プロポーザル選考方式により、一般社団法人に単年度契約で委託している。

### ●支援スタッフの体制

- 学習支援員が中心となり学習・生活支援を実施している。学習支援については、学習支援員に加え、教員OB等による学習指導員、学生・社会人ボランティアによる学習支援補助員により実施されている。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

平成27(2015)年4月から生活保護受給世帯と生活困窮者世帯の中高生等を対象に事業を開始した。生活保護受給世帯以外に、生活保護は受けていないが生活福祉課内に併設されている自立相談支援機関に相談に来た世帯の中高生等及びその保護者に対しても随時相談を受け付けている。そのため、生活保護受給世帯以外の中高生等及びその保護者に対しても自立相談支援機関と連携し、学習・生活支援を行っている。

## ●事業形成（実施）

子どもや保護者から事業の理解を得ることが難しい状況にあった。そのため子どもの学習支援事業の概要を紹介した冊子「中高生応援ガイドブック」を作成して案内をしたり、対象者の初回面談にケースワーカーが参加するなど、連携して周知に取り組んできた。

## ●現在（継続）

これまでケースワーカーからの声かけが利用につながったり、民生委員・児童委員からの相談からつながったという事例が多かったが、最近は校長会で周知するなど、事業への理解が広がり、中学校からの相談も増えてきている。

## 6. 事業のポイント

### ●近隣市の学習教室を相互利用

越谷市では三郷市、八潮市、吉川市と連携し、他自治体の学習教室を相互利用ができる体制をとっている。相互利用のメリットとしては、他市の高校に通っている子どもが近くにある他市の学習教室に通うことができることが挙げられる。また、同じ学校の生徒に学習教室を利用していることを知られたくないという子どももあり、利用する学習教室を選択することができるなど、プライバシーの保護にも配慮している。

### ●連携により早期支援を実現

学校及びスクールソーシャルワーカーと連携し、不登校等の子どもに対して早期支援を行うため、情報共有及び事業への参加を促している。高校生等については定時制や通信制の高校とも連携しており、不登校や中退防止等の目的から、利用者の事情を加味した個別支援を適宜行っている。また、関係機関との情報共有を積極的に行うなど、アウトリーチの視点を持つことを重要視している。

### ●学校や事業の教室に参加できない子どもを重点的に家庭訪問

訪問型においては、生活リズムのズレ等が生じている場合が多くあり、生活リズムを整えることから始める事も多い。趣味の話等から徐々に関係を構築し、学習教室に参加できる生活リズムとなるよう、時間をかけて社会性の回復を支援している。

### ●大学の講義での説明やホームページによるボランティアの確保

定期的に大学の講義で事業について説明を行い、学生ボランティアの登録を呼びかけている。またホームページでの登録募集により、関心の高い社会人のボランティアも集まってきている。登録にあたっては、必ず面談を実施し、事業概要について時間をかけて説明を行うとともに、利用者への対応での約束事等を周知徹底している。

登録後は定期的に研修を開催し、利用者との関わり方や勉強の教え方等、情報を共有している。

### ●ホームページや冊子による事業の周知

市のホームページに事業概要について掲載を行っているが、ホームページを見ない家庭が多いこともあり、事業への参加率向上が課題となっている。生活保護受給世帯の参加率向上を図っていくため、担当ケースワーカーが対象者世帯へ家庭訪問を行い、事業説明等を行ったり、事業の概要を紹介する冊子「中高生応援ガイドブック」を作成し、ケースワーカーと連携して、対象者世帯への周知を行っている。

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 利用者によって状況が異なり、目標数値を表すことが難しいため目標値は設定していない。

**成果測定** 高等学校等進学・中退率、中学・高等学校等卒業後の進路先が挙げられる。

#### 成果・評価

- 学校に適應できず、不登校であった子どもが、学習支援事業の教室に通うことから始まり、社会性を身につけ、学校へ登校することができた。

### ●生活支援

**目標値設定** 利用者によって状況が異なり、目標数値を表すことが難しいため目標値は設定していない。

**成果測定** 委託先の支援状況についての報告（毎月）があり、勉強や生活リズム等の日々の状況がわかるシステムを取り入れている。

#### 成果・評価

- 職業体験等を通じて、自分の将来について少しでも考えられる機会となっている。
- 保護者が子どもの進路について相談しやすい状況となった。

## 8. 今後の課題・展望

生活保護受給世帯の小学生について、小学生から関わり合いを持つことが大事であるという共通認識のもと、今後どのように小学生を子どもの学習・生活支援事業に組み込んでいくかについて検討を行っているが、送迎の安全面等が課題として挙げられる。


訪問型、集合型のいずれも事業の拡充が難しく、事業規模が大きくなるにつれ、施設のキャパシティや支援員の確保等、委託先での負担が大きくなることも課題である。また、事業の拡大に伴い多くの人の目に触れるようになると、プライバシーやレッテル・スティグマ等についても配慮していく必要がある。

生活支援は様々な側面があり、対象者からの連絡を待つよりも支援者から積極的にアプローチし、対象者のニーズに応じて臨機応変に対応していく必要性を感じている。



# 「未来へつなぐあだちプロジェクト」で部局を越えた「居場所を兼ねた学習支援」事業を週6日展開

## 1. 事業概要

人面保 護	口積率 69.1万人 53.3km <sup>2</sup> 35.8% (令和元(2019)年12月現在)
位 置	
開 始 時 期	平成27(2015)年度
対 象 者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親世帯、生活困窮者自立相談支援を利用し区長が特に認めた世帯
対 象 年 齢	主に中学1年生～高校3年生
運 営 形 態	直営+委託
実 施 形 態	集合型+訪問型
事 業 内 容	個別の学習支援、居場所事業
生 活 支 援 の 概 要	居場所の開放、居場所や家庭訪問での相談支援・助言、居場所でのスポーツ・レクリエーション、居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション、宿泊を伴うレクリエーション、調理実習、企業見学・職業体験、農業体験、大学等学校見学、地域の祭りやボランティア活動への参加、居場所での食事提供、保護者相談会・連絡会・交流会の開催、保護者向け説明会・講座等の開催、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)、保護者の就労支援
アセスメント / プランシート	本人状況(健康状態・部活動・習い事等)、保護者・家庭状況(同居・別居の家族、手当の受給状況等)、関係機関との情報共有内容、支援経過
実 施 場 所	中学生向け：区内4拠点(北部・東部・中部・西部) 高校生向け：3分室(北部・東部・西部)
事 業 予 算	160,000千円
所 管 部 署	足立区福祉部くらしとしごとの相談センター

## 2. 事業の背景

足立区では、「治安・学力・健康・貧困の連鎖」を4つのボトルネック的課題と位置付け、取組を進めてきた。特に貧困については、親・子・孫と世代が変わっても、その状態から脱することができない「貧困の連鎖」が、より根深い問題であると認識し解決に努めてきたが、全庁的な取組には至っていなかった。

そのような中、平成26(2014)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国が子どもの貧困対策に正面から取り組む姿勢を明らかにしたのを契機に、足立区でも平成26(2014)年8月に対策本部を設置した。平成27(2015)年に「生活困窮者自立支援法」が施行となり、同法の学習支援事業として「居場所を兼ねた学習支援」を開始した。また、「未来へつなぐあだちプロジェクト(足立区子どもの貧困対策実施計画)」を策定し、「貧困の連鎖を断つ」ための本格的な取組に着手した。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●居場所の提供

居場所を提供し、利用者から相談を受けアドバイスするなどの相談対応や、居場所内や居場所以外の場でスポーツやレクリエーションを行っている。原則として中学生と高校生が対象であるが、小学生の弟や妹がいる場合等、弟や妹が家に残されてしまうのを避けるため、申請があれば兄弟姉妹として小学生も受け入れている。

### ●地域と連携した体験活動やリテラシー教育

企業見学・職業体験や農業体験、学校見学や地域の祭り、ボランティア活動等、さまざまな活動を行っている。活動にあたっては、アーティストやクリエイターによるイベントや、地元の飲食店によるワークショップ等、地域の町会・自治会、社会奉仕団体、NPO、ボランティア等と連携し、メニューを充実させている。また、課題を持つ子どもにとって今後学ぶべきお金や性についてのリテラシーを育むプログラムを、企業や団体の協力を得て実施している。

### ●家庭の情報共有と課題解決支援

保護者相談会・連絡会・交流会や、保護者向けの説明会・講座等を開催している。来訪時の対面相談に加え、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談等を随時行っており、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)から保護者・家族の就労支援に至るまで、他の支援機関と連携しながら支援している。学校、区の福祉部署、子ども家庭支援センター、教育相談センターと連携し、学習面以外に生活支援についても情報を共有している。児童養護施設入所者が施設外の居場所として利用するケースもあった。

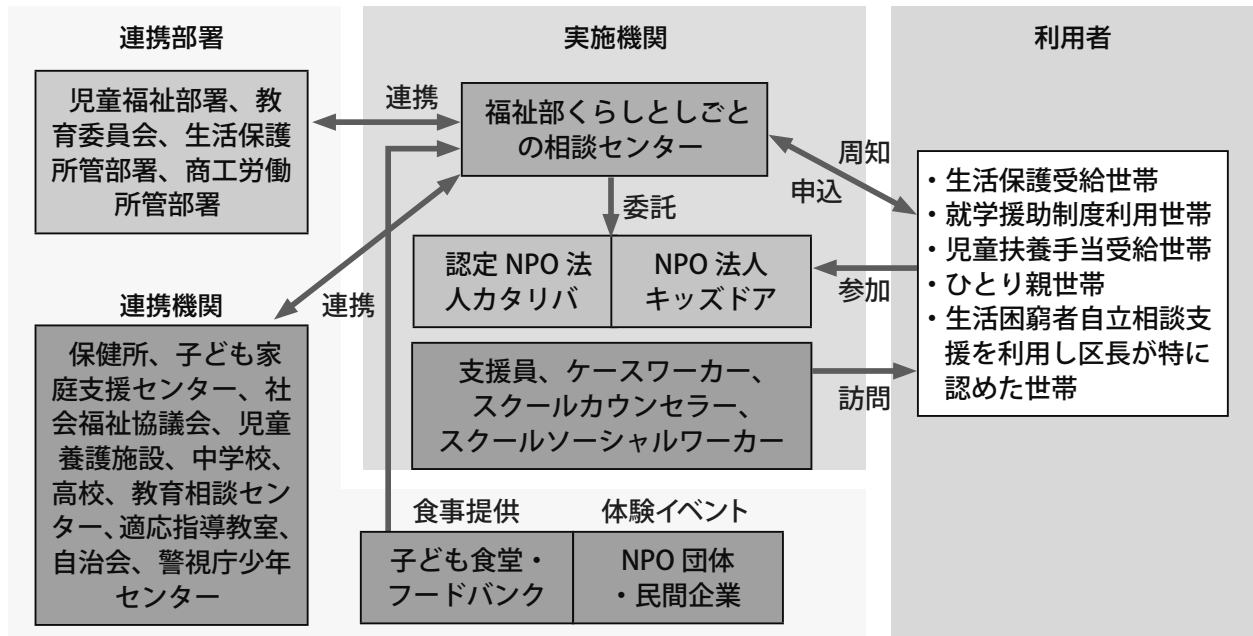
### ●家庭訪問による世帯の状況確認

学習支援の申込があつたが通ってこない子どももおり、家庭が課題を抱えていることが多いことから、世帯全体への支援が必要となる。そのため、区で非常勤職員の相談員を採用して家庭を訪問し支援活動を行っている。家庭での課題解決に向けては、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ケースワーカー等と連携し支援を行っている。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉部くらしとしごとの相談センター
連携部署	児童福祉部署、教育委員会、生活保護所管部署、商工労働所管部署
連携機関	保健所、社会福祉協議会、子ども家庭支援センター、児童養護施設、中学校、高校、教育相談センター、適応指導教室、自治会、警視庁少年センター、子ども食堂・フードバンク、NPO 団体・民間企業

実施体制図



### ●実施頻度

各拠点の定員と実施時間は下記の通り。

	北部		東部		中部		西部	
		ランチ		ランチ				ランチ
設 立	H27.8	H28.10	H28.6	H29.10	H28.8	H29.4	H30.7	
定 員	60名	30名	60名	30名	90名	60名	30名	
登 録 人 数	36名	22名	31名	20名	77名	52名	14名	
実 施 日	週6日	木曜のみ	週6日	火曜のみ	週6日	週6日	火曜のみ	
時 間	火・水・木・金 15～21時 土・祝日 13～21時 日・長期休暇 10～20時	16～20時	火・水・木・金 16～20時 土・祝日 13～20時 日・長期休暇 11～20時	16～19時 30分	火・水・木・金 15～21時 土・祝日 13～21時 日・長期休暇 10～20時	火・水・木・金 15～20時 土・祝日 13～20時 日・長期休暇 10～20時	16～19時 30分	
委 託 先	認定 NPO 法人カタリバ		NPO 法人キッズドア		認定 NPO 法人カタリバ	NPO 法人キッズドア		



## ●委託先と契約方法

- 認定 NPO 法人カタリバ（実施地域：北部、中部）、NPO 法人キッズドア（実施地域：東部、西部）の 2 法人に委託している。
- 事業開始当初、居場所提供、学習支援を行うため、ボランティアやスタッフを多数確保できる団体として NPO 法人キッズドアと随意契約を行い、翌年、拠点拡大に伴い NPO 法人カタリバと随意契約を結んだ。その後、事業の透明性確保のためプロポーザル方式に切り替え、事業提案を行い、選定委員会を開いて選定後契約する形に移行した。

## ●支援スタッフの体制

- 大学生、有給のスタッフと非常勤の職員と地域の方々が関わっている。委託先 NPO 法人が大学生や社会人のボランティアを募集し、研修を行っており、大学生がボランティアの 8～9 割を占めている。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

生活困窮者自立支援法と子どもの学習支援事業が開始となった平成 27（2015）年度から事業を開始した。事業開始当初から、学習支援だけでなく自由に出入り可能な居場所を一緒に併設している施設として提供している。平成 27（2015）年度に 1 か所（北部）でスタートし、収入に関わらず家庭で学習できない環境の子どもも対象としたため、経済的な基準を設けずに始めた。

### ●事業形成（実施）

平成 28（2016）年度に東部と中部に 2 か所追加し、平成 29（2017）年度に西部に 1 か所追加し、計 4 か所を拠点に運営している。

施設が増えるとともに口コミ等で利用者が増え、支援の必要がない利用者が増えてしまうのを避けるため、実施要綱を設けて、利用対象者として生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当の受給世帯という基準を設けることとなった。

また、中学校を卒業した利用者が高校生になってからも利用したいという希望が増えたことや、家庭生活や学習環境に課題を抱えている子どもが高校を中退してしまうケースも見られることを受け、高校入学後も継続した支援が必要と考えるようになった。

そのため、4 つの拠点施設とは別に、主に高校生が通う場所として平成 28（2016）年に北部に 1 か所、平成 29（2017）年に東部に 1 か所、平成 30（2018）年に西部に 1 か所、計 3 か所の分室（ランチ）を開設した。

### ●現在（継続）

2 つの NPO 法人に 2 拠点ずつ委託し、合計 4 拠点で週 6 日、ランチは週 1 日実施している。

## 6. 事業のポイント

### ●利用者の状況に応じた支援とスタッフの確保

学習の進み具合や理解度に差があるため、一斉授業形式ではなく個別指導による学習支援を実施している。利用人数に偏りがあるとマンツーマンで指導できないため、週1回もしくは2回、決まった曜日に来てもらうよう固定し、その人数に応じたスタッフを手配している。固定した曜日以外の日に、自習のために来る利用者もいる。

発達特性を持つ子ども、愛着形成に課題を抱える子ども、コミュニケーションが苦手な子ども等にはマンツーマンで対応するため、利用者の多い時間帯には相当数のスタッフが必要となる。スタッフの募集と育成に重点的に力を入れ、継続的に安定して運営ができる体制を構築している。

### ●利用者の情報共有

申込時に作成するアセスメントシートとは別に、利用者の生活面やコミュニケーション面、学習面を日々記録している。

毎日、オープン前に利用者の情報の確認を行い、当日来る予定の利用者とそれ以外の利用者を含めてスタッフ間で情報共有を行う。終了後には運営の振り返りと利用者の状況の振り返りを共有し、情報の格差を埋めるための仕組みづくりを行っている。

### ●事業の周知

詳しい場所等は公にしていないが、事業について区のホームページに掲載している。

事業の利用につながる周知の方法は、生活保護ケースワーカーや学校の教職員、NPO・ボランティア団体、民生委員・児童委員、自立相談支援機関、行政機関等、対象となる世帯と接触する連携先からの声かけが中心であり、特に学校経由が多くなっている。

学校を訪問して事業を周知するとともに、学習支援における生徒の学習状況を学校の担任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と情報共有している。学校を訪問し情報共有することで、学校を通じて支援につながったというケースも多く、学校が福祉支援を必要とする保護者を発見した場合に自立相談支援機関を通じて支援につながったケースも見られる。

### ●利用しやすい環境づくり

実施会場は駅から5分以内の場所を選定することで、通しやすい環境にしている。

基本的に、利用者は近隣の拠点を利用しているため徒歩もしくは自転車で通っているが、不登校の利用者等は、近隣の拠点では顔見知りと会う可能性があるため別の拠点を利用するケースもあり、公共交通機関のアクセスが良い場所を選定している。

公共交通機関を利用する場合、交通費を支給している。

### ●高校生の支援

中学卒業と同時に支援が途切れてしまうことのないよう、高校生を引き続き支援できる分室（ランチ）を運営し、高校中退や、自分の能力をうまく育めず高校卒業後の希望の進路を実現できない等の課題を解決できるよう支援している。

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 設定・測定していない。

**成果測定** 測定していない。

#### 成果・評価

- 週1～2回の学習支援では小学校6年間の遅れを取り戻すのは非常に厳しいが、それでも学習習慣を身につけることで少しでも上向きになる。
- 学習支援をつながりとして福祉と教育関係部署の連携が進んだことである。

### ●生活支援

**目標値設定** 設定・測定していない。

**成果測定** 測定していない。

#### 成果・評価

- 地域団体や社会奉仕団体等の協力による食事提供や学生ボランティアによる交流、体験活動を通じて、子どもたちの自己肯定感を高めていく役割も果たしている。
- 事業に参加した中学生等に対するアンケート調査では、「大人になったときの夢や目標がある」と答えている生徒の割合が、事業を長く利用した生徒の方が高い等、自己肯定感が高まっている結果が出ている。
- 家庭を訪問して課題を解決する場合に、相談員がコーディネーター役となって子ども家庭支援センターや教育相談センター、スクールソーシャルワーカー、ケースワーカー等との連携が進んだことが、生活支援事業の成果といえる。

## 8. 今後の課題・展望

事業は現在の規模のまま継続していくが、高校生の利用が少ないため、支援を拡充していくか検討が必要である。都立高校は都の教育委員会、私立高校は私立法人等、区として調整しにくい部分があるが、東京都のユースソーシャルワーカーと中退支援等で連携をするようになっている。

# 小学生から高校生まで学習支援と居場所を提供 「杉並中3勉強会&アドバンス」

## 1. 事業概要

人面保 護 率	57.4 万人 34.1km <sup>2</sup> 12.7%
位 置	
開 始 時 期	平成 25 (2013) 年度
対 象 者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活困窮またはそのおそれのある世帯
対 象 年 齢	小学1年生～高校3年生
運 営 形 態	委託
実 施 形 態	集合型
事 業 内 容	個別及び集団形式の学習支援、居場所事業
生 活 支 援 の 概 要	居場所の開放、軽食の提供、居場所や家庭訪問での相談支援・助言、居場所でのレクリエーション、居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション、調理体験、学校見学、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、子どもの送迎時における対面相談
アセスメント / プランシート	連携機関、本人背景、参加回数、本人状況・利用状況、方針・目標、実施内容、達成状況、プラン・見通し、進路（進学・就職）
実 施 場 所	委託先が用意した事業実施施設
事 業 予 算	6,083 千円
所 管 部 署	在宅医療・生活支援センター生活自立支援担当

## 2. 事業の背景

平成 20 (2008) 年頃から社会福祉士会がボランティアによる実施事業として「あんさんぶる荻窪」で居場所事業を行っていた経緯があり、平成 25 (2013) 年度に社会的な居場所づくり支援事業として区が社会福祉士会に委託する形に移行した。当初は、生活保護受給世帯、学習困難をかかえる子ども、ひとり親世帯等、さまざまな家庭環境の中高生を対象に主に居場所を提供することを目的として、事業を実施した。

平成 27 (2015) 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行を受けて、任意事業であったこれまでの事業内容をすべて見直し、学習支援と居場所事業として組み替えを行い、現在の事業形態となった。名称は区が委託する以前からの事業名を継承し「杉並中3勉強会&アドバンス」としているが、小学 1 年生から高校 3 年生までを対象としている。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●居場所提供事業「ほっとカフェコース」

学習室（トライ&チャレンジ）コース、ほっとカフェ（居場所）コースの 2 つと、イベント・教育相談という 3 つの事業を柱として実施している。

ほっとカフェコースでは、ゲームやスポーツ、イベント準備、手作り体験等を行ったり、学年の違う子どもやスタッフと話をしたりという自由なスタイルとしており、いつ何を行うというのは決まっていない。近隣の中学校の体育館を借りて、月に一度スポーツ（バスケットボール・バドミントン・フットサル等）を楽しむ日を設けている。

毎回ドリンクとおやつ、19:30 には軽食を提供しており、メニューは子どもたちの希望も取り入れている。スタッフと一緒に調理や盛りつけ、後片付けにも参加している。

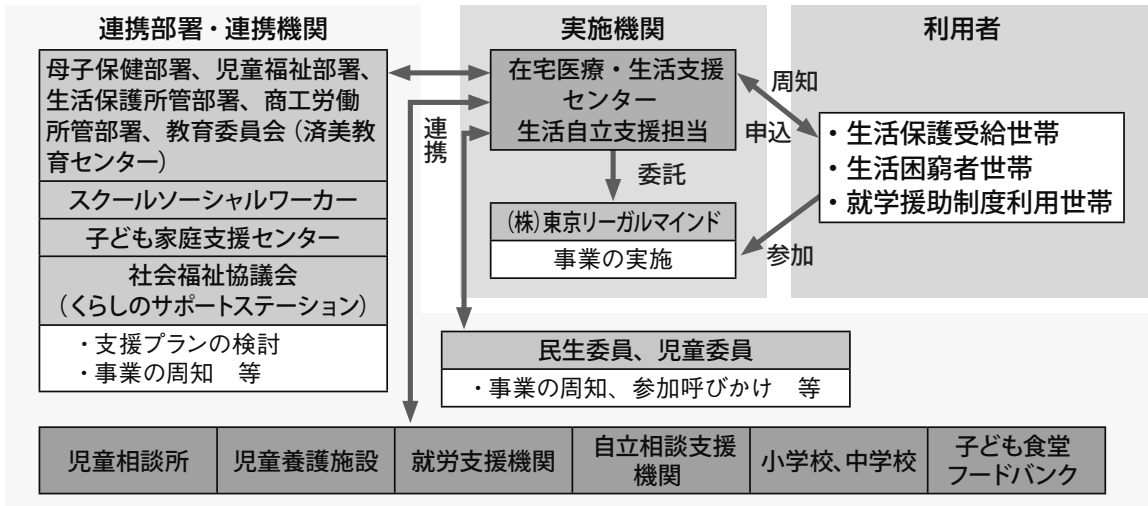
### ●様々なイベントを開催

事業の登録者を対象としたクローズドなイベントと、誰でも参加できるオープンなイベントを実施している。登録者向けのクローズドなイベントとしてはハロウィン、数学教室、卒業セレモニー等があり、オープンなイベントとしてはクリスマスイベントや「楽しく英語を学ぼう！！」等のイベントがある。オープンイベントは、近隣の児童館や小中学校、関係機関等にポスターやチラシを送付し参加を促しており、新規に学習に困っている方の発掘や、地域への活動周知等を目的として行っている。保護者の他、スクールソーシャルワーカーや次世代育成支援員等が関わっている子どもたちを連れてきて、支援する側の大人も一緒に参加してイベントを盛りあげている。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	在宅医療・生活支援センター生活自立支援担当
連携部署	母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、商工労働所管部署、教育委員会（済美教育センター）
連携機関	児童相談所、児童養護施設、就労支援機関、自立相談支援機関、小学校、中学校、子ども食堂、フードバンク

実施体制図



### ●実施頻度

- ・学習室コース（学習支援）とほっとカフェコース（居場所事業）はいずれも週1回
- ・毎週火曜日 18:00～20:30 まで

### ●委託先と契約方法

- ・公募型プロポーザルを実施し、平成 30(2018) 年度より「株式会社東京リーガルマインド(以下「LEC」)」を委託先として選定した。

### ●支援スタッフの体制

- ・学習と居場所のいずれも、支援員の下に支援スタッフを置いている。
- ・居場所は、社会福祉士あるいは精神保健福祉士等、社会福祉系の資格を有し子ども支援の経験のある方、前年度までの利用者やOBで福祉系大学に通う方等がスタッフとして参加している。
- ・学習室は元教員、予備校の現役講師で教師志望の方、塾講師や家庭教師の経験がある大学生、外資系企業退職後、地域に貢献したいと考え社会福祉士資格を取得した方等が参加している。
- ・スタッフの中には有償ボランティアもあり、支援員と同様に雇用契約を結んだ上で支援に入っている。居場所コースについては無償のボランティアスタッフもいる。学習室に来る人数と居場所に来る人数は日によって増減があるため、学習のスタッフが居場所を対応するなど、ほとんどのスタッフが双方に対応できる体制となっている。

### ●スタッフの育成

- ・個人情報に関する同意書を交わした上で、支援にあたっての留意事項を説明し、最初は見学として入ることから始めている。マナー研修やメンタルヘルス、個人情報・コンプライアンス等の法令遵守も含めた社内研修用のプログラムの実施や、外部研修への参加、事務局や有資格者の支援員が研修を行うなどしてスタッフの育成を行っている。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

平成 20（2008）年頃から社会福祉士会でボランティアによる実施事業として「あんさんぶる荻窪」で居場所事業を行っていた。

平成 25（2013）年度に社会的な居場所づくり支援事業として区が社会福祉士会に委託して実施した。

生活保護受給世帯と学習困難をかかえる子ども、ひとり親世帯等、さまざまな家庭環境の中高生を集めて、主に居場所を提供することを目的として、社会福祉士会に継続して事業を委託した。

### ●事業形成（実施）

平成 27（2015）年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行となり、同法上の任意事業である子どもの学習支援事業として、これまでの事業内容をすべて見直し、学習支援と居場所事業として組み替えを行い、現在の事業形態となった。

事業内容は、学習室（トライ&チャレンジ）コース、ほっとカフェ（居場所）コース、及びイベント・教育相談という 3 つの事業を柱として実施している。

学習室コース（学習支援事業）は、先生が個々に勉強を見て回る個別学習指導と、学年や科目に特化した 50 分の集団授業の両軸で実施している。

ほっとカフェコース（居場所の提供事業）は、ゲームやスポーツ、イベント準備、手作り体験等の実施や学年の違う子どもやスタッフと話をするなど自由なスタイルで実施している。

学習室コースとほっとカフェコースは週 1 回、毎週火曜日の 18:00 ～ 20:30 まで行っており、加えて教育相談等を行っている。

### ●現在（継続）

小学生の希望者（中学生の弟妹を含む）が増えたため利用対象を拡大し、令和元（2019）年から小学 1 年生からの登録も受け付けている。

登録時に学習コースか居場所コースか両方かを選択する形としているが、両方利用する子どもが大半となっている。

## 6. 事業のポイント

### ●周知方法の検討

以前は区のホームページと区の広報紙「広報すぎなみ」及びポスターやチラシを近隣の小中学校に掲示するといった方法で周知してきたが、就学援助通知に事業の案内を同封したところ、非常に反響があったため、現在広報紙での周知は中止している。

就学援助通知送付後に問い合わせが多く寄せられたが、その後もチラシを見て問い合わせがきており、利用者数が昨年度より増加している。

また、民生委員や児童委員の集まり等で活動内容を伝えており、民生委員経由でつながった利用者もいる。

### ●送迎支援

小学生の参加は保護者に送迎をお願いしているが、保護者の帰りが遅い世帯やひとり親家庭等の事情もあり、兄姉による送迎という場合もある。また、支援員や支援スタッフが駅や電車に乗るまで見届ける対応をしている。

区内の最も遠い地区でも 30 分程度の所要時間のため、訪問型の学習支援等については現状想定していない。

## ●学習支援スタイルの拡大

個別の学習指導に加え、学習の遅れは集団で教える必要もあるのではないかと考え、「秋の数学教室」を企画し、中学2年生向けの一次関数と中学3年生向けの式の展開と因数分解をテーマに、実施日以外に複数日に分けて開催した。今後、中学1年生向けの教室も増やしていくことで、習熟度別、希望の教科や内容別に、学校でついていけないが塾はハードルが高過ぎるというニーズをサポートしていくよう考えている。

また、検定試験（英検・漢検）や資格取得（簿記3級）のサポートも始めている。

## ●高校卒業後を視野に入れた連携先との支援の実施

実施施設と同じ建物内に就労支援センターがあり、生活困窮者向けの就労準備支援も担当しているジョブトレーニングコーナー「すぎトレ」の支援員による協力を得て、高校生以上を対象としたイベントで「マネーコネクション」という金銭教育プログラムを実施した。様々な働き方のパターンを想定して、いくら稼ぐためにどういう働き方をしなければならないか、ゲーム感覚で金銭感覚を身につけながら将来をシミュレーションできるイベントである。

高校卒業後の選択肢である就職を見据え、適性・適職診断等のノウハウを持つ就労支援センターとの関係を構築し、連携先として相談している。

## ●庁内での情報共有

支援調整会議を開催し、子ども家庭支援担当課、子ども家庭支援センター、児童青少年課、福祉事務所、教育相談担当課、済美教育センター、スクールソーシャルワーカー、生活困窮者の自立支援窓口のくらしのサポートステーションで、プランの検討を行っている。済美教育センターとは毎年情報交換しており、子ども家庭支援センターとも子どもの情報を共有している。

# 7. 事業の成果

## ●学習支援

**目標値設定** 個別のプランに基づいて支援しているため、事業一般の目標値は設定していない。

**成果測定** 子どもの個々の学習の進捗や経過等は細かく記録しているが、全体として特に共通的な成果指標等は設けていない。

### 成果・評価

- 学習時間の増加、学習習慣の定着、成績向上（テストの点数アップを含む）がみられる。

## ●生活支援

**目標値設定** 個別のプランに基づいて支援しているため、事業一般の目標値は設定していない。

**成果測定** 学習支援の成果同様、生活支援の成果基準評価等の設定が困難なため、測定はしていないが、毎回スタッフミーティングで共有する情報（支援記録）に基づき経過を観察している。

### 成果・評価

- 生活習慣が定着した。
- 挨拶ができるようになるなど、コミュニケーション能力が向上している。
- 学習に興味を持ち、学習室の集団授業に参加したり、居場所でも宿題等の勉強をする場面が見られるようになった。



## 8. 今後の課題・展望

支援を必要とする対象者がどの程度いるのかについて見定める必要があるが、経済的あるいはその他の理由のために子どもの学習に力を注げない世帯のニーズもあると考えている。

週1回の学習支援という枠の中で、最終的に自分で自分の学習の進行管理ができるようになり、成績を維持・向上できるようになることを目標としている。それが勉強に限らず、金銭管理や仕事の管理等将来の経済的自立につながってくると考えており、まずは学習の自立を一番の目標にしている。

生活支援事業は居場所事業として実施しているが、学習意欲が薄く、将来のイメージもわいていない利用者が多いため、将来に対する希望を持てるようになるための支援を行うことが大きな課題であると感じている。

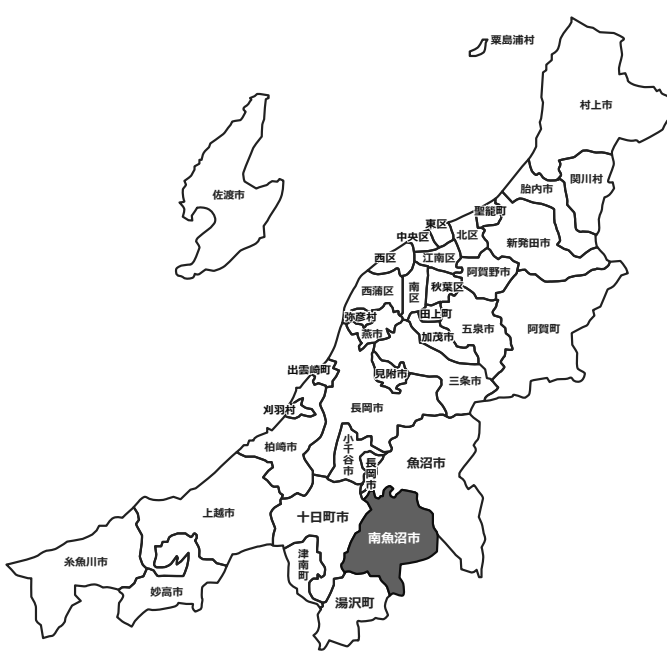
周知の効果により利用希望者が増加しており、スタッフの増員が必要となってきた。年齢に適した学習が遅れているケースもみられ、個別指導と集団授業の両軸のため、学習室の支援スタッフを補強していく必要があることから、調整しつつ対応していく予定である。

また、中学生が卒業して高校生になっても利用を継続するというパターンがあるが、高校生は都立・私立となるため、区から周知が届きにくい点が課題である。

地域資源の共有という視点から、支援活動を行っている組織・団体等との連携も視野に入れていくことを考えている。

# 利用者の状況に応じた柔軟な対象設定、及び厚生労働省の他事業と連携による効果的な事業の展開

## 1. 事業概要

人口(規模)	5.6万人
面積	584.55km <sup>2</sup>
保護率	3.68%
位置	
開始時期	平成28(2016)年度
対象者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯、塾を利用していない世帯他
対象年齢	小学1年生～20歳(状況によって20歳以上も検討)
運営形態	委託
実施形態	集合型+訪問型
事業内容	個別指導型学習支援、居場所事業、訪問型学習支援及び生活支援
生活支援の概要	居場所や家庭訪問での相談支援・助言、調理実習、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談、子どもの送迎時における対面相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)
アセスメント/プランシート	学習状況、出席状況、進路について、自分自身について(好きな科目・好きなこと・部活動・習い事・性格等) 保護者には、家族構成、保護者自身について(仕事の有無・勤務状況・送迎の可否について)
実施場所	市内の公共施設等(3か所)
事業予算	生活困窮者世帯等子どもの学習支援事業：2,740千円 ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業：5,459千円 「ひとり親家庭等生活向上事業」(厚生労働省子ども家庭局事業)と一体で実施 合計：8,199千円
所管部署	福祉保健部福祉課厚生福祉係

## 2. 事業の背景

平成 25 (2013) 年頃から、県内でフリースクールを展開していた NPO 法人に委託する形で、市内の 1 か所で生活保護受給世帯を対象にした学習支援事業を実施していた。しかし南魚沼市では生活保護受給世帯自体が少なく、継続的に利用する利用者も 1～2 名と非常に少なく、経営的な問題から NPO 法人が平成 27 (2015) 年一杯で撤退することになった。

しかしながら、継続的な実施が重要と考え、社会福祉協議会と連携しながら、計画を再構築し、事業を開始した。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●訪問型学習支援とあわせた生活環境の改善支援

訪問型については、現在はまだ利用者は少ないが、学習支援事業で同時に生活支援に対応することも可能なため、社会福祉協議会において自立相談支援事業や家計改善支援事業で対応する場合もある。

生活保護受給世帯であればケースワーカーと連携し、障害があれば障害者総合支援法の枠組を利用するなど、他の支援につなげていくことも含めて対応している。

### ●早期発見のための連携

訪問型の学習支援を行っている生活保護受給世帯の状況を支援員が日報等にまとめ、それをケースワーカーに渡し、普段見えない生活環境等をフィードバックしている。

なお、子育て支援課や要保護児童対策地域協議会等には報告書ではなく、日常のつながりの中で口頭で伝えている。

また、引きこもり支援の任意団体や、保護者と子どもに相談の場や居場所を提供する教育支援団体ともつながりを作っている。

### ●イベントの実施

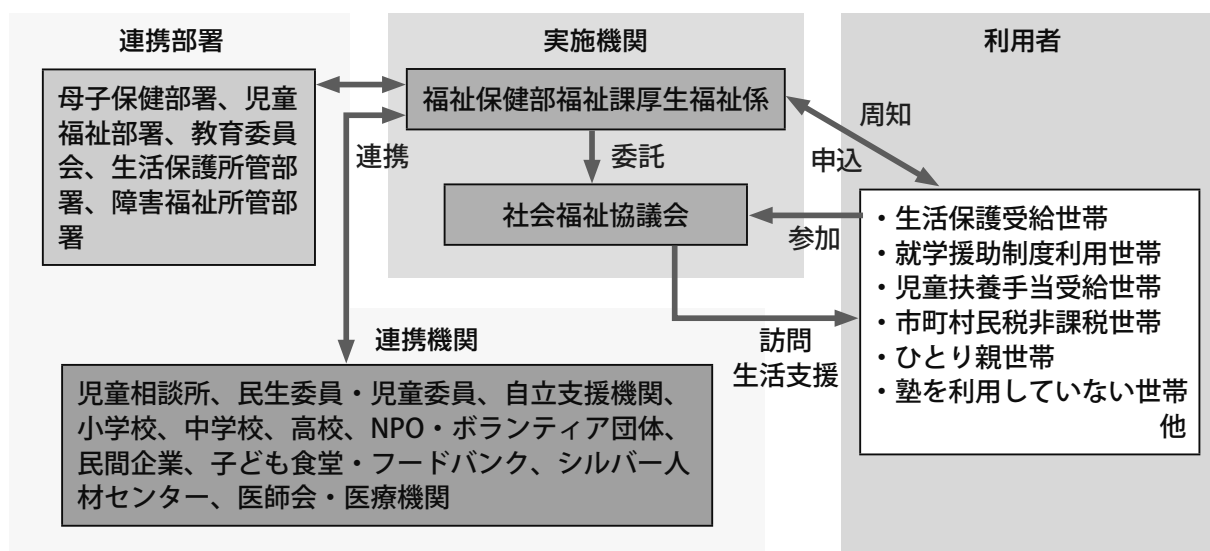
平成 30 (2018) 年から調理実習や、クリスマス会等の体験イベントを実施している。様々な体験イベントを通じて、あたたかい経験ができるようにと考えている。



## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉保健部福祉課厚生福祉係
連携部署	母子保健部署、児童福祉部署、教育委員会、生活保護所管部署、障害福祉所管部署
連携機関	児童相談所、民生委員・児童委員、自立支援機関、小学校、中学校、高校、NPO・ボランティア団体、民間企業、子ども食堂・フードバンク、シルバー人材センター、医師会・医療機関

実施体制図



### ●実施頻度（令和元（2019）年度）

- 集合型 : 毎週 月曜日 3 箇所（16:30～18:30、15:00～18:30）  
・火曜日 1 箇所（17:00～18:30）
- 訪問型 : 毎週 月曜日（18:00～20:00）、火曜日（17:00～19:00）  
・木曜日（18:00～20:00） 各 1 箇所ずつ

### ●利用実数（令和元（2019）年度）

- ・学習支援
  - 集合型 : 実人数 14 人、延べ 246 人、開催回数 142 回
  - 訪問型 : 実人数 3 人、延べ 67 人、開催回数 68 回
- ・生活支援
  - 訪問型 : 実人数 0 人、延べ 0 人 / 年・回、訪問回数 0 回

### ●委託先

- ・社会福祉協議会

### ●支援スタッフの体制

- ・学校の OB、塾の講師、社会福祉法人の障害者支援事業所職員、ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、社会福祉士等、様々な職種・職歴を持っている。
- ・子どもたちに身近なロールモデルとして学生にもスタッフとして来て欲しいが、市内の大学院大学や専門学校の学生は学業が忙しく、現時点では協力を得るのが難しい状況である。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

生活困窮者自立支援法の施行以前まで前身の生活保護受給世帯子ども健全育成事業による学習支援事業を行っていたが、利用者が少なく平成 27（2015）年度で終了した。

平成 28（2016）年度は、社会福祉協議会と事業の検討や練り直しを行った上で、11 月 1 日から社会福祉協議会に委託して市内 1 か所で事業を立ち上げた。しかしながら当初は利用希望がなく、年度末になって初めて利用者が現れた。

### ●事業形成（実施）

2 年目は中学校への周知を図ったことから利用者が増加し、平成 30（2018）年度には 2 つ目の会場での実施を開始し、令和元（2019）年度には会場を 3 か所に増やした。

### ●現在及び今後（継続）

訪問型については事業開始当初の平成 28（2016）年度から実施可能であったものの利用者がいない状態が続いていたが、令和元（2019）年度に入って利用者が現れた。

令和 2（2020）年度には 4 か所目の会場を開設する予定である。市内の全中学校区に 1 拠点が一つのゴールと考えている。

## 6. 事業のポイント

### ●対象者を幅広く設定

対象者の設定は非常に悩んだが、「支援を必要とする子はなるべく断らない」という方針で、幅広く設定している。生活保護受給世帯及び市長が必要と認める場合として、困窮までいかずとも経済的な理由で塾に行けない子どもを対象としている。厳密な所得制限を設けない国の方針はありがたかった。

現在の利用者は中学生が中心だが、弟や妹がいる場合等、も想定しており、下限年齢は区切っていない。また中学浪人や高校中退者等も対象にすることを考えて上限は一応 20 歳までとしているが状況によっては、それ以上の実施も想定している。また、発達障害等で支援が必要な子どもはできるだけ受け入れたいと考えている。

### ●ひとり親家庭等生活向上事業と一体で実施

厚生労働省子ども家庭局事業である「ひとり親家庭等生活向上事業」と一体で実施しており、予算の配分は前年の実績等から算出し、生活困窮者自立支援事業：ひとり親事業について約 1：2 という配分で契約を結んでいる。

なお、新潟県ではひとり親事業への上乗せ事業があり、国の補助金はどちらの事業も 2 分の 1 だが、県のひとり親事業の補助金は 4 分の 3 で所得制限があるため、ひとり親事業の要綱で対応できる場合は補助率が高いひとり親事業で、ひとり親事業の要綱で対象とならない場合は生活困窮者自立支援事業を活用して実施している。

### ●利用者の情報と事業の方向性を共有する会議を実施

学習支援員（有償ボランティア）と定期的（現在は 2 ヶ月に 1 回程度）な情報共有と事業の方向性について共有するための会議を実施している。

支援計画表等は個人別にファイルにして支援員で共有している。会議で利用者の情報を共有することで、統一的な対応ができるよう心がけている。

## ●周知方法

市のホームページへの掲載の他、事業案内の郵送、生活保護ケースワーカーや学校の教職員等から声かけを行っている。

児童扶養手当や就学援助の受給世帯には積極的な周知をしているが、個人情報があるので、委託事業者からではなく、教育委員会や子育ての担当課から、直接郵送してもらっている。

生活困窮者が相談してきた際に、子どものいる世帯に事業を推奨してもらうとともに、児童扶養世帯の現況確認を行う8月に、窓口パンフレットを置いている。

生活困窮者自立支援事業の支援調整会議には各地区の会長に来てもらい、各地区の定例会で話してもらおうようお願いしている。

コミュニティ FM の短時間の放送枠内で事業紹介を行ったこともある。

## ●利用しやすい工夫

交通の便が良い施設を選ぶとともに、学校から近すぎない場所としている。また、利用者の都合にあわせて日程を変更することも可能としている。

令和元年度 南魚沼市 子どもの学習支援事業  
学習サポート教室 生徒募集のご案内

# みなさんの勉強を 応援します。

**無料**  
です。

なぜ勉強するの？ どう勉強するの？  
自分にあった勉強時間は？  
勉強法は？ いつ？ どこで？  
私たちとっしょに考えて、  
いっしょに学びましょう。

子どもの明るい未来を  
サポート

学習支援をはじめ  
日常的な生活習慣も  
サポート

仲間と出会い、一緒に  
活動ができる居場所

進学に関する相談や  
高校生の中退防止のサポート

ぜひいちどお電話ください。  
**025-773-6919**

南魚沼市社会福祉協議会生活支援係  
(くらしのサポートセンターみなみ)  
<住所>南魚沼市小栗山 303-1  
<TEL>025-773-6919  
<Mail>supportcenter-minami@mu-shakyo.or.jp  
<お問合せ時間>月曜日～金曜日 8:30～17:15

子どもの学習支援事業が無料なのは、南魚沼市が実施する国の事業だからです。

保護者の皆さまへ

この学習サポート教室では「自主学習ができる」ことを目指し、元教員の方や地域のボランティアの方が、お子さまに合った勉強の仕方を教えます。

各ご家庭・お子さまの事情に合わせてながら、その子にとって最も勉強しやすい形を考えていきます。

## 教室に来るのは週1回2時間程度。 いっしょに楽しく学びましょう！

場 所：市内3か所で開催

開催日：毎週月曜日

～16:00 学校終わり

徒歩

16:30～18:30 学習サポート教室  
費用はかかりません

保護者のお迎え

帰宅

上記の定期教室への参加がむずかしい場合は、ご相談ください。  
表面の連絡先へお気軽にお問い合わせください。

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 学習支援事業自体がセーフティーネットであり、数値目標にはなじまないと考え設定していない。

**成果測定** 利用者本人と設定した目標に対して、振り返りを行うことで質的な評価を行っている。

#### 成果・評価

- 高校進学希望者は全員志望校に合格した。

### ●生活支援

**目標値設定** 学習支援事業に伴う生活支援についてもセーフティーネットであり、数値的な目標設定にはなじまないと考え設定していない。

**成果測定** 利用者本人と設定した目標に対して、振り返りを行うことで質的な評価を行っている。

#### 成果・評価

- 学習支援員（有償ボランティア）による直接的な生活支援については現状実績はないが、他の福祉サービスによるヘルパー派遣に繋げるなど、生活支援を行っている。
- 子どもの事業参加により養育者1名が自立相談支援機関につながった。

## 8. 今後の課題・展望

生活保護受給世帯そのものが少なく、本事業の対象となる子どもが少ない。

市の面積が東京23区くらいあり、拠点は増やしているが、生活保護受給世帯は車を持たないことも多い。またひとり親世帯も保護者が忙しく送迎が難しいことも多いため、送迎をどこまで行うかが課題である。

教育機関との連携構築が難しい。

訪問型は1人体制で行っているが、それでも訪問先が増えてきたら人員の確保が難しい。また、母子家庭で女の子を訪問するとなると、対象者の希望もあるが、基本的には学習支援員も女性を前提とするなどの配慮が必要である。

事業の周知については、スティグマを与えないようにしながら利用者を増やしていきたい。

誰でも来て良い場とコアなニーズを持つ子どもの支援の場という2種類があれば理想的であるが、現状はコアなニーズを持つ世帯向けに絞った事業であり、保護者は行かせたいが子どもが困窮者世帯向けのために嫌がるケースも見受けられる。

高校生の登録はあるが、学校の終了時間や部活動等との折り合いがつかず、定期教室の利用が難しい。このため、実際の利用者が少なく、高校中退防止等の支援についてはまだ有効に機能していない。

### ●これから実施を予定している自治体へのアドバイス

考えれば考えるほど心配事がたくさん出てくるので、まずは動きだし、走りながら考えていくことが重要である。

誰でもアクセスできる仕組みを目指し、ようやく4拠点できたが、最初からたくさん拠点を用意するのは無理である。必要なことは子どもたちが教えてくれると考え、まずはやり始めることが大切だと思う。

南魚沼市では、本事業の重要性を「保護者や学校の先生以外にも信頼してもよい大人がいることを経験してもらうこと」にあり、あくまで居場所・セーフティーネット機能が中心であると認識している。そのため、今は利用者が少ない世代があったとしても、支援を必要とする子どもが現れた時にいつでも支援を提供できるよう門戸を開けておきたいと考えている。

## 各団体の機能を生かすコンソーシアムでの運営と、スクールソーシャルワーカーの活躍により、小学生から高校生まで幅広く支援を実施

### 1. 事業概要

人面保 護	口積率	69.8 万人 1,412km <sup>2</sup> 13.37%
位 置		
開 始 時 期	平成 27 (2015) 年度	
対 象 者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、支援が必要な世帯	
対 象 年 齢	小学 1 年生～高校 3 年生	
運 営 形 態	委託	
実 施 形 態	集合型	
事 業 内 容	個別指導型学習支援、居場所事業	
生 活 支 援 の 概 要	居場所や家庭訪問での相談支援・助言、居場所でのスポーツ・レクリエーション、調理実習、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談、子どもの送迎時における対面相談、各種制度利用の支援（利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等）	
アセスメント / プランシート	なし	
実 施 場 所	委託先が所有している、もしくは用意した施設	
事 業 予 算	23,945 千円	
所 管 部 署	子ども未来局子ども家庭課	



## 2. 事業の背景

本事業の開始以前から、学生の団体による学習支援ネットワークや福祉団体等により、個別に学習支援や生活支援が実施されていた。

生活困窮者自立支援法の施行にあわせて、生活困窮者世帯、ひとり親家庭等の小学生から高校生までの子どもを対象に、それまで学習支援や生活支援を行ってきたボランティアの協力を得て、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、子どもの気持ちに寄り添った学習支援及び生活支援を実施するために、平成 25 (2013) 年頃から事業内容の検討を開始し、平成 27 (2015) 年に事業を開始した。その後、徐々に実施場所を増やす等、事業拡大を図り、平成 30 (2018) 年より民間企業への委託を開始した。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●生活支援の要素を含む学習支援事業の実施

学習支援を行う施設と、生活支援を行う施設が分かれており、学習支援では、大学生、社会人等の学習支援ボランティアによる、宿題を中心とした学習支援や受験を視野に入れた学習を実施するとともに、おしゃべり、スタッフとの交流（居場所支援）、季節イベント（クッキング、クリスマス会等）の実施等、生活支援の要素を取り入れた支援を行っている。生活支援のみの施設では、大学生、社会人等の生活支援ボランティアによる生活支援、買い物、夕食の支度、読書、ゲーム、食事（子どもとスタッフの大人数での食事体験）、季節行事（誕生会、クリスマス会）等を行っている。

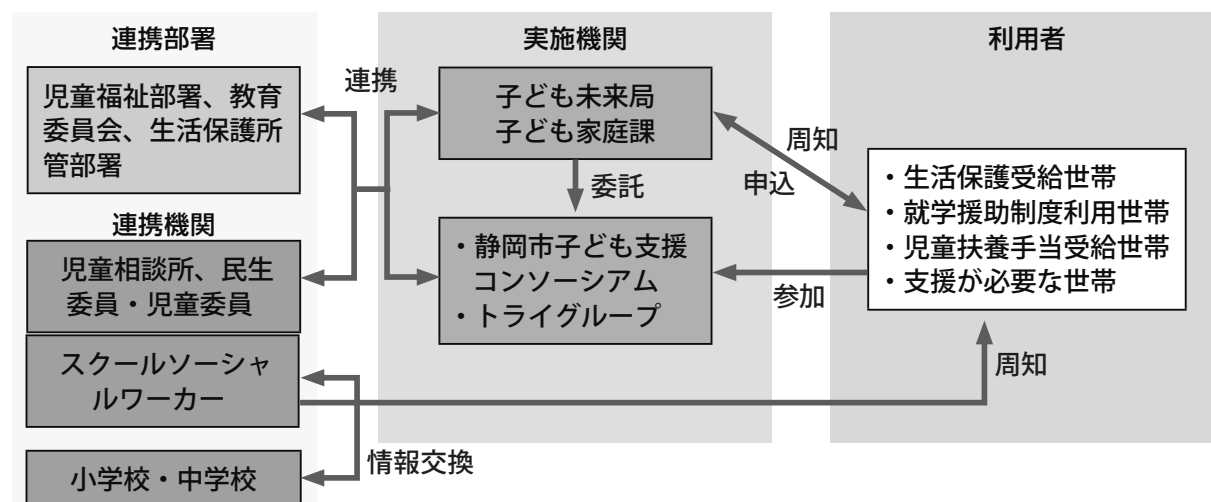
### ●利用しやすくするために送迎を実施

生活支援事業では、利用者の利便性を高めるため、利用者と相談の上で送迎を行っている。送迎することで保護者と顔つなぎができ、最初は挨拶もない状態から徐々に会話をするようになり相談に至るようになるなどの効果が見られている。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	子ども未来局子ども家庭課
連携部署	児童福祉部署、教育委員会、生活保護所管部署
連携機関	児童相談所、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、小学校・中学校

実施体制図



## ●実施頻度

- 静岡市子ども支援コンソーシアム（代表は静岡市母子寡婦福祉会）

学習支援	主に小学生	葵区	20名	月曜日 / 18:00 ~ 19:30
		駿河区	20名	火曜日 / 18:00 ~ 20:30
		清水区	20名	木曜日 / 18:00 ~ 20:30
	主に中学生	葵区	20名	金曜日 / 18:30 ~ 20:00
		駿河区	20名	火曜日 / 18:30 ~ 20:00
		清水区	20名	水曜日 / 18:30 ~ 20:00
生活支援	小中学生	葵区	10名	木曜日 / 18:00 ~ 20:30
		駿河区	10名	金曜日 / 18:00 ~ 20:30
		清水区	10名	水曜日 / 18:00 ~ 20:30

- トライグループ

学習支援	小中学生	葵区	20名	木曜日 / 18:30 ~ 20:30
	主に中学生	駿河区	10名	火曜日 / 18:30 ~ 20:30
	主に小学生	駿河区	10名	金曜日 / 18:30 ~ 20:30
	小中学生	清水区	20名	金曜日 / 18:30 ~ 20:30

## ●委託先と契約方法

- 静岡市子ども支援コンソーシアム（代表：静岡市母子寡婦福祉会、てのひら、静岡学習支援ネットワーク）と、民間企業にプロポーザル方式で委託している。実施内容について仕様で細かく規定しておらず、それぞれの運営に任せている部分も多く、学習支援や生活支援の重点等も施設や運営元によって異なっている。

## ●利用実数

- 学習支援：実人数 191 人、延べ 4,584 人 / 年・回、開催回数 434 回
- 生活支援：実人数 31 人、延べ 1,051 人 / 年・回、訪問回数 152 回

## ●支援スタッフの体制

- スクールソーシャルワーカーや学生が参加している。学生は、ボランティアに参加した学生の口コミや大学への案内等から、登録に至っている。



## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

平成 25（2013）年頃から事業内容の検討を開始し、平成 27（2015）年の生活困窮者自立支援法の施行にあわせて事業を開始した。

事業の開始にあたり、それぞれ生活支援や学習支援に取り組んできた 3 つの団体を「静岡市子ども支援コンソーシアム」として組み、コンソーシアムに委託する形でスタートした。

### ●事業形成（実施）

実施場所を拡大。当初プロポーザル方式の契約だったが、一部を単年度の随意契約に変更した。令和 2（2020）年度の契約は、再びプロポーザル方式とした。

### ●現在（継続）

事業拡大に伴い、平成 30（2018）年より民間企業への委託を開始した。

静岡市 令和元年度 学習支援事業のお知らせ

小学生から高校生のための  
（高校生はご相談ください）

勉強がしたくてもできない！！  
高校受験に向けて勉強したい！！

静岡市では、そんな子どもたちが楽しく勉強できるよう、大学生、社会人等の支援員が市内10会場で学習のお手伝いをする事業を実施しています。

他にも・・・

- ・やる気はあるのに勉強の仕方が分からない
- ・勉強を覚えてくれる人がいない
- ・学校以外でも勉強したい
- ・勉強を一緒に頑張る仲間が欲しい

○対象 静岡市内に住む小学生から高校生で次にあてはまる子ども

- ・児童扶養手当受給（水準）世帯の子ども
- ・就学援助受給世帯の子ども
- ・生活保護受給世帯の子ども

※定員に達した場合にはキャンセル待ちとなる場合があります。

○開催日 毎週1回（開催日は各団体により異なります。）

○参加費 無料（会場までは各自をお願いします。）

お問い合わせ 希望会場の問合せ先へどうぞ

静岡市母子高齢福祉会  
電話：054-221-1565

トライグループ  
電話：0120-555-202

静岡市母子高齢福祉会（主に小学生）

○日時 毎週月曜日 18:00～19:30  
○参加人数 20人  
○ひとこと！ 小学生を対象に勉強の持ち方から教えます！ 勉強を卒業しその子に合った学習をお願いします。

静岡学習支援ネットワーク（主に中学生）

○日時 毎週水曜日 18:30～20:00  
みらいこや：毎週木曜日 18:30～20:00  
あべこや：毎週火曜日 18:30～20:00

○参加人数 各会場20人

○ひとこと！ どの会場もじっくりあったかい、勉強あそびの教室です！静岡の大学生と一緒に楽しく勉強しよう！

てのびら（小中学生）

○日時 スペース：毎週木曜日 18:30～20:30  
スペース：毎週火曜日 18:30～20:30

○参加人数 各会場20人

○ひとこと！ めげほっとする温かな雰囲気です！

トライグループ（小中高生）

○日時 毎週木曜日 18:30～20:30  
：毎週金曜日 18:30～20:30  
：毎週水曜日 18:30～20:30  
：毎週火曜日 18:30～20:30

○参加人数 各20人  
各10人

○ひとこと！ トライ講師が担当、勉強が楽しく、行き先になるお場所です！

## 6. 事業のポイント

### ●コンソーシアムとしての機能を生かした支援

それぞれの団体が有する特徴を生かすとともに、窓口や事務局機能を担う団体が全体をとりまとめ、運営を行うことができるコンソーシアムの機能を生かして、多面的な学習・生活支援を実施している。

コンソーシアム内では、連絡会を開催し、情報共有を行っている。

### ●学校との連携にスクールソーシャルワーカーが活躍

スクールソーシャルワーカーが家庭の情報を得て、事業の利用につなげる役割を担っており、学習支援の場に見学にて、支援の補助をしてもらうこともある。

教育委員会との連携において、事業の内容や領域等の説明が大変な場合があるが、静岡市の場合はスクールソーシャルワーカーがあらかじめ学校の先生に事業内容を説明し、学校側の意見もスクールソーシャルワーカーに伝えてもらうなど、コーディネーターとして間に立ってもらうことで、比較的スムーズに連携を進めることができている。

### ●対象者や利用日、利用会場を限定せず、広く受け入れ

同じ区内で複数日に支援を実施しているが、利用日や利用会場を限定しておらず、いずれも参加可能である。保護者による送迎が可能であれば、離れた場所にある会場も利用可能である（利用回数は、週1回まで）。

事業開始当初は、小学生向け、中学生向けと分けており、弟や妹がいるケースは個別に対応していたが、現在はどの会場でも小学生から高校生まで間口を広くして受け入れている。

### ●スクールソーシャルワーカーを中心とした周知

潜在的な利用者を掘り起こすために、一般的なPRを行っていない一方で、生活保護ケースワーカーとスクールソーシャルワーカーによる声かけ、児童扶養手当の現況届の際のチラシ配布を行っている。

スクールソーシャルワーカーは事業をよく理解していることから、積極的な声かけから事業につながっている。

### ●早期発見のための工夫

学校や教育委員会から情報提供を受け、支援を必要とする対象者の早期発見に努めている。

スクールソーシャルワーカーや福祉事務所のアセスメントに基づき、学習支援が必要と判断した場合に利用につながることも多くなっている。

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 延べ利用人数。

**成果測定** 利用人数等の数値では現れない効果を知るため、利用者（保護者、子ども）アンケートを実施している。

#### 成果・評価

- 「嫌だと言っていた教科でよい点数が取れた」「机に向かうことが多くなった」といった結果が伺える。

### ●生活支援

**目標値設定** 延べ利用人数。

**成果測定** アンケートを実施している。

#### 成果・評価

- 子どもが家の手伝いを進んでやることが多くなった。
- 子どもの興味の幅が広がったと感じている。

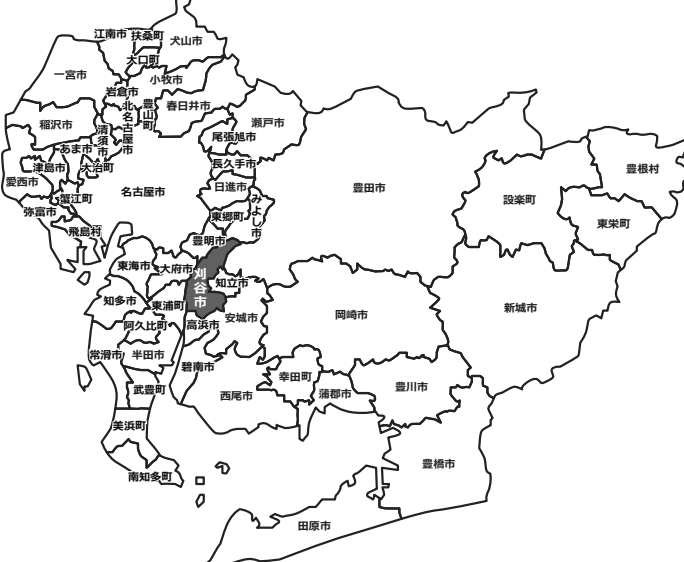
## 8. 今後の課題・展望

事業内容や実施場所の拡充、定員の拡大を検討しているが、事業成果が見えにくい事業であり、規模を拡大すれば人員の確保も問題となる。

他の自治体から事業に関する照会も多く、自治体同士でプロポーザルの契約内容等を情報交換している状況である。国からの情報提供や事業の実施事例の紹介等を通じて他の地域を参考にできると、事業の幅が広がることにつながり有効である。

# 教員 OB の活用、愛知教育大学と連携した学習支援教室の展開

## 1. 事業概要

人口(規模)	15.3万人
面積	50.39km <sup>2</sup>
保護率	4.08%
位置	
開始時期	平成28(2016)年8月
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯、ひとり親世帯等
対象年齢	小学5年生～中学3年生
運営形態	直営
実施形態	集合型+訪問型
事業内容	個別指導型学習支援、訪問型学習支援及び生活支援
生活支援の概要	教室や家庭訪問での相談支援・助言、保護者向けの訪問による個別説明、電話・メール・対面による相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用の支援
アセスメント/プランシート	学校訪問票を作成
実施場所	市の施設の一部
事業予算	3,830千円
所管部署	生活福祉課生活支援係

## 2. 事業の背景

本事業の実施前、生活困窮者の家庭を対象とした事業ではないが、子どもに対する支援等の事業として、学習面では各学校で長期休業中やテスト週間に補い学習を実施するとともに、その他相談面では子どもの悩み事や進路相談等を行う事業を子ども相談センターで実施していた。その後、生活困窮者自立支援法の施行にあわせ、対象を生活困窮者として、本事業を新たに実施することとした。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●利用対象について

対象は、生活保護受給世帯の小学5年生から中学3年生までを基本としているが、それ以外の学年についても、必要性があれば受け入れている。ただし、低学年では、集中力が続かない等の理由により、継続利用が難しい面がある。

なお、生活保護受給世帯には、生活保護のケースワーカーから声かけを行い、利用を働きかけている。それ以外の世帯は、積極的に声かけをすることはないが、学習支援を受けたいという問い合わせがあれば、本人と面談を行い、必要性を判断の上、受け入れている。また、子育て推進課等から、学習支援を受けたい家庭があるとのつながりがあった場合にも、生活保護受給世帯に限定せずに受け入れている。

### ●学校訪問票によるアセスメント

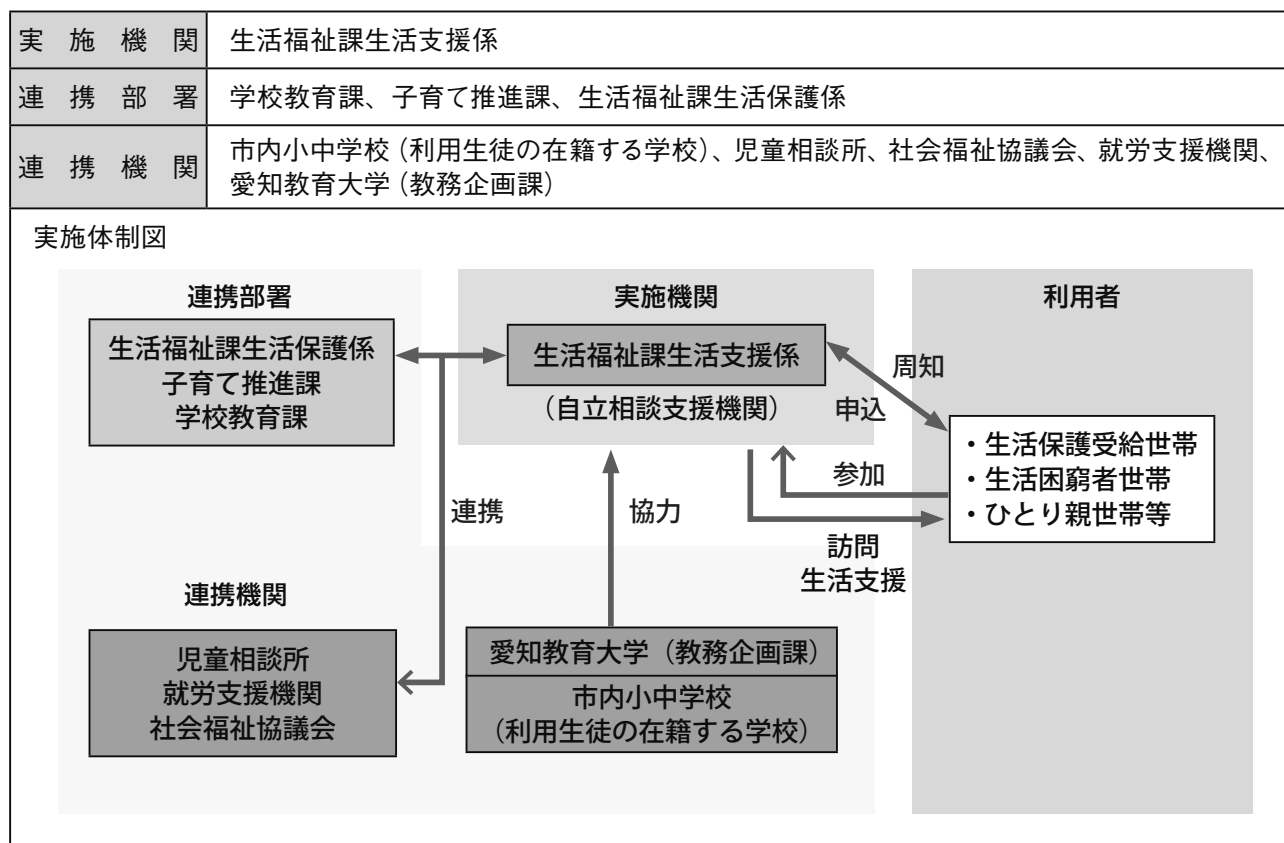
利用者の学校での状況を把握し、適切な支援を行うため、学校訪問票を作成している。学校訪問票には、保護者から同意書を貰った上で、子どもの学校生活や成績、人間関係、出席率やいじめ等の情報を記載し、1年ごとに更新している。学校に対し、毎月教室の利用状況を報告するとともに年2回程度訪問し、情報交換をしている。学校での生活状況を把握することにより、学習のみならず、児童・学生が抱える問題に応じた支援ができる。

### ●学習支援の実施には保護者への支援が重要

名目としては学習支援教室であるが、子どもが安心して継続に通うことができる家庭環境づくりが第一に重要であり、そのためには保護者への支援が必要となってくる。学習支援と生活支援はセットで行う必要がある。

年度が変わる際、保護者への訪問又は保護者に窓口に来てもらい、同意書の作成、参加継続の確認等、保護者向けの説明を行っている。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制



### ●実施頻度

- 毎週土曜日（年 44 回程度 ※年未年始や学校行事等による）
- 14:00～16:00（13:30 以降より受入可）

### ●支援スタッフの体制

- 学習指導員（教員 OB 臨時職員）が中心となり、教員免許を持つ学習支援員とボランティア、学習支援サポーター（愛知教育大学学生）による実施体制としている。
- 退職した教員を活用することで、学校にアプローチし、連携しやすい体制としている。
- 愛知教育大学の学生は、授業の一環として参加している。



## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

平成 27 (2015) 年度の生活困窮者自立支援法施行を受け、翌年度の開始に向けて、事業内容の検討や予算要求を行った。

他課との共同による実施も検討したが、生活困窮者を対象とするため、最終的には生活福祉課単独にて実施することとなった。

南北に長い地域のため、北中南に教室が各 1 か所必要と考えたが、通学の利便性が高く、教室も確保できる中部地区のみでの実施とし、家から遠く通えないという声があれば、訪問型による対応も可能としている。

◆平成 28 (2016) 年度の対象：生活保護受給世帯 (中学生)

### ●事業形成 (実施)

兄弟がいる世帯等、に対応するため、利用対象は小学 5 年生からとするものの、小学 3 年生から、また高校生も希望があれば受け入れる方針とした。

生活保護受給世帯ではないが、ひとり親世帯等、子育て推進課からの紹介があれば、受け入れるようにした。

◆平成 29 (2017) 年度の対象：生活保護受給世帯 (小学 5 年生～中学 3 年生)

### ●現在 (継続)

登録人数及び参加人数が減少しており、ケースワーカーによる指導で利用を促している。

◆平成 30・31 年度：生活保護受給世帯 (小学 5 年生～中学 3 年生) + 生活保護廃止世帯 + 父子母子世帯

	平成 28 年度 (H28.8 月～)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (R1.11.30 時点)
教室開催数	29 回	43 回	42 回	27 回
参加者数	中学生 11 人 (小学生 8 人) (高校生 1 人)	小学生 7 人 中学生 12 人	小学生 4 人 中学生 10 人 高校生 2 人	小学生 2 人 中学生 10 人 高校生 2 人
総出席数 (延べ)	165 人	359 人	162 人	81 人
訪問支援 (延べ)	小学生 19 回 (1 人) 中学生 14 回 (1 人)	中学生 38 回 (2 人)	なし	中学生 14 回 (2 人)
平均出席数 (延べ人数 ÷ 教室開催数)	5.69 人/日	8.35 人/日	3.86 人/日	3.00 人/日

※参加者については実際に来た人数であり登録人数とは異なる

## 6. 事業のポイント

### ●マンツーマンによる実施体制

マンツーマンの指導体制とすることで、問題等を解いている姿から、理解できていること・いないことを把握し、必要なアドバイスを行っている。また、学習支援教室の終了後に、毎回学習支援員及びサポーターで事後報告会を行い、今日の様子や、次に向けての方針を全員で共有することにより、次回受け持つ支援員が変わっても、児童・生徒がスムーズに学習に取り組むことができるようにしている。

なお、学習面だけでなく、学校訪問や家庭訪問を含めた指導記録を整えることで、参加する児童・生徒に対し、学校面・生活面にも配慮した、きめ細やかな支援を行っている。学習支援サポーターは、毎年2年生の学生に、授業として参加を依頼している。そのため、継続的な人員の確保が可能となる。

### ●連携体制について

市内小中学校及び学校教育課と学習支援での状況や学校生活等の情報交換を密に行っている。学校での問題について、学校から働きかけにくい・働きかけができない場合は、学習支援員による個別支援や、生活保護担当に情報提供を行い、ケースワーカーとの連携により困難状況の解決を目指している。また、子育て推進課より依頼のあるひとり親世帯についても受入れを行っている。

### ●事業の周知

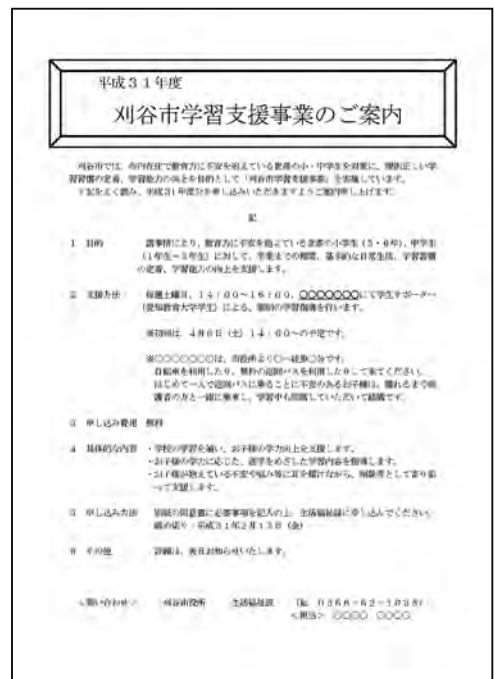
本事業の周知は限定的な対象者のみとすることで、プライバシーへの配慮を行っている。

学習支援参加者には「学習支援だより」を毎月作成し、当月及び翌月の開催日の周知を図っている。その際、少しでも興味を持ってもらえるよう、その時々にあわせたトピックを記載している。

### ●通しやすい環境

参加する生徒が会場を間違えることがないように、年間を通じて同じ場所としており、また市内を巡回している誰でも無料で利用できる公共バス（かりまる）のルート上に会場がある。なお開催場所や時間は限定されているので、教室に来られない理由がある世帯には、希望すれば訪問型の受け入れに対応している。

子どもたちにとって時間的に余裕があると思われる土曜日の午後実施している。



## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 学習支援については高校等への進学を第一目標としている。

**成果測定** 進学率により成果を測定している。

#### 成果・評価

- 以前よりも学習時間が増え、学習意欲が高まった児童・生徒がいる。
- 学習支援教室の参加者については、高校等への進学へつなぐことができている。
- 教育関係部署との連携体制ができた。

### ●生活支援

**目標値設定** 生活保護受給世帯としての援助方針を設定しているため、特に目標値等は設定していないが、高校等への進学に向けた意識づけや、意欲向上につながる助言を行っている。

**成果測定** 同上

## 8. 今後の課題・展望

北部、南部での実施を検討しているが、支援が必要な生活保護受給世帯が地域によってばらつきがあるとともに、規模を大きくしても支援員の確保が難しいことから、本当に支援が必要な人への対応が手薄になってしまう可能性がある。

学習支援教室は無料であり参加を促すも強制力がないため、もともと学習への関心が低い児童・生徒については、参加に向けての意識の改善が見られないという課題がある。

高校へ進学しても、中退してしまう生徒や、さらには引きこもり状態になってしまう生徒もおり、中学卒業後も引き続き支援していけるよう、これまで以上に積極的に声かけを行い、学習継続への支援を行う必要がある。

### ●これから取り組む自治体へのアドバイス

小学校の決まりにより、生活圏を学区内とされている場合、子どもだけで教室に通うためには、小学校や教育委員会へ制度等の周知を行うとともに、保護者にも説明を行うことで、越境通学について、認めてもらうことが必要である。

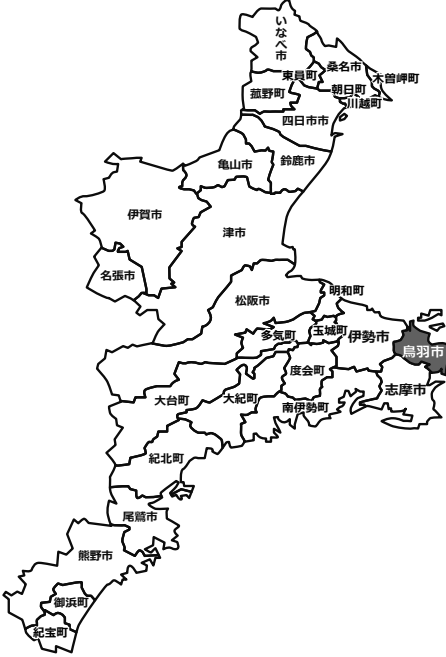
対象者を広げると、別の補助金を活用して他部局が行っている事業と類似した事業を行うこととなる。他市の実施状況のみならず、自市における状況についてもしっかりと把握することが重要であり、何を目的にするかを明確にすることにより対象者を絞ることができる。

学校と連携し、児童・生徒の実情（家庭と学校との関わりの様子や成績等、）を正しく把握するためにも、学習支援員に教員 OB を起用することは有効である。

生活支援を行うことを考えると、参加者が多くなりすぎると、学習支援員一人では対応がしきれなくなってしまうため、対象を広げすぎないよう気をつける必要がある。

# 離島でのサテライト方式の展開も実施した 学習支援事業「YELL (エール)」

## 1. 事業概要

人口(規模) 面積 保護率	1.8万人 107.34km <sup>2</sup> 6.0%	
位置		
開始時期	平成29(2017)年9月	
対象者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、ひとり親世帯、生活困窮の相談のあった世帯	
対象年齢	小学4年生～中学3年生	
運営形態	委託	
実施形態	集合型	
事業内容	個別自主学习(個別の学習指導と居場所)	
生活支援の概要	居場所の開放、調理実習、保護者の相談会(個別相談)、アンケートによる意見や要望の収集実施	
アセスメント/プランシート	<アセスメントシートのみ> 進路の意向、意欲、出席状況、学習状況、習い事、アレルギー、来所方法、学校からの情報収集(就学状況、学力意欲、生活態度、保護者について、進路方針等)	
実施場所	市の施設の一部	
事業予算	子どもの学習生活支援事業:1,456千円 ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業:7,580千円 「ひとり親家庭等生活向上事業」(厚生労働省子ども家庭局事業)と一体で実施 合計:9,037千円	
所管部署	健康福祉課生活支援係・子育て支援室	

## 2. 事業の背景

平成 27 (2015) 年の生活困窮者自立支援法の施行後、鳥羽市では生活困窮者自立支援制度の事業として一時生活支援事業以外は実施していた。子どもの学習支援についても実施すべきという方向であったが、様々な可能性があったことから、最初は委員会にて検討するところから始まった。

鳥羽市内で教育委員 OB が開設していた不登校の子ども向けの無償の学習塾（「さくら広場」）に協力を仰ぎ、その活動を参考に事業を具体化していった。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●居場所となる雰囲気作り

16 時・17 時・18 時・19 時から原則 2 時間単位の利用を基本としているが、4 時間通して利用する子どももいる。50 分勉強、10 分休憩というスタイルだが、授業中というように厳密に区切らず、勉強中心ではなく気軽に通える場を目指して居場所の雰囲気作りを行っている。なお、休憩時間には有志でいただいたおやつや軽食の提供等をしている。

また、1 対 1 の支援を基本としているが、ボランティアと利用者のマッチングを臨機応変に行うことで、多くの人と交流できる居心地のいい居場所ができる。

### ●年 3 回イベントを開催

12 月の「クリスマス会」と、3 月の「進級卒業おめでとう会」、7 月頃に「宿題を早目に片づけちゃおう会」「夏祭り」の 3 回を実施している。

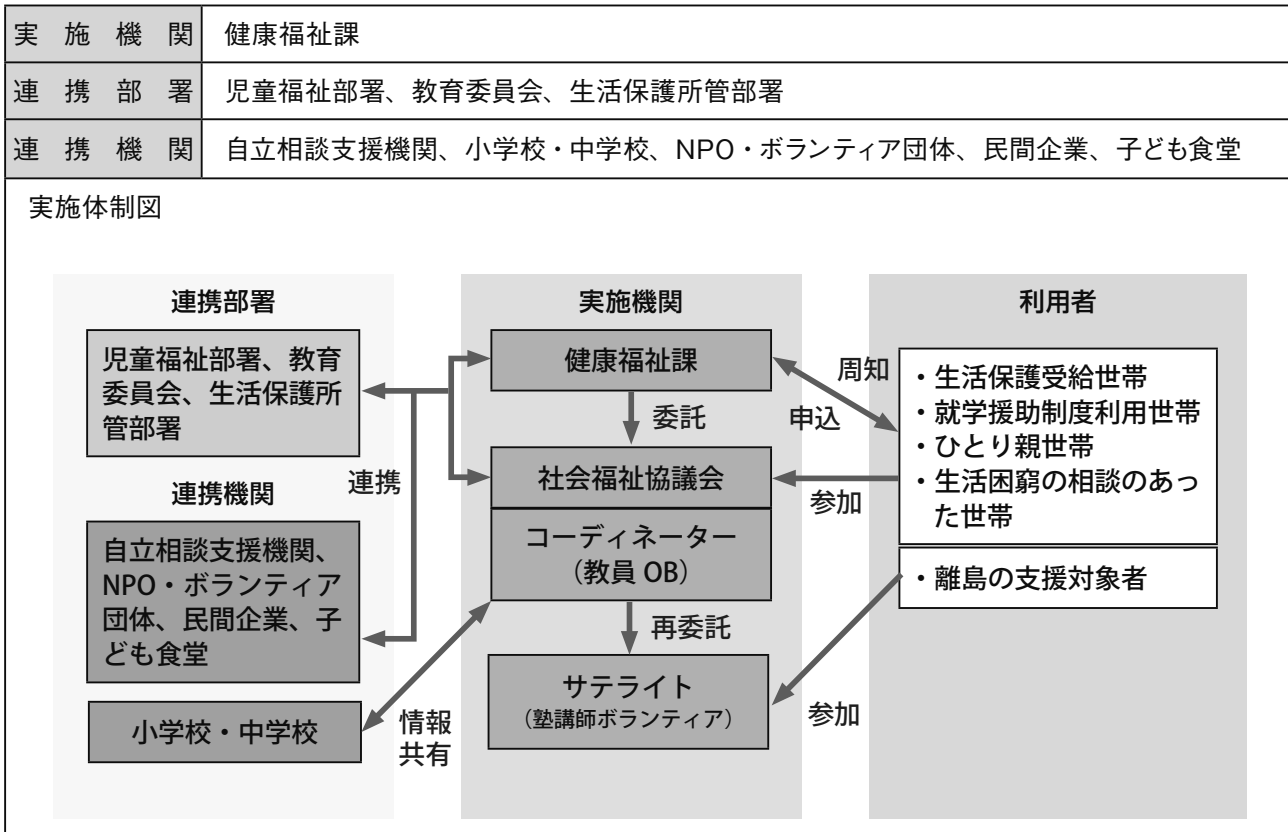
イベントは子どもたちの調理実習も兼ねており、ボランティアも調理準備等に参加している。なお、食材等は基本的に民間企業の寄付で賄っている。

### ●アセスメント・再アセスメントで家庭の状況を確認

申込面談時に子ども、保護者、学校のそれぞれに聞き取りを実施し、アセスメントシートを作成している。なお、アセスメントシート作成時の面談は保護者・子どもと同時に行っている。

年々変化する子どもの生活の状況を把握することが必要と考え、年に 1 回（9～10 月頃）に再アセスメントとして、生活上の困ったこと・心配なことを子どもと保護者から別々に聞き取りを行い、情報を更新するようにしている。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制



### ●実施頻度

- 毎週火曜日 16:00～20:00 ※奇数月第三週のみ水曜日

### ●利用実数

- 集合型：実人数 23 人、延べ 495 人 / 年・回、開催回数 50 回

### ●委託先と契約方法

- 社会福祉協議会に随意契約で委託している。

### ●支援スタッフの体制

- 指導体制は、学習指導員 1 名、学習支援専門コーディネーター 1 名、学習支援ボランティア 25 名前後となっている。
- マンツーマンの支援を基本としており、元教員 4 名、ボランティアの大学生以外に一般の方や進学校の高校生、障害のある方等、様々な人に学習支援ボランティアとして協力いただいている。
- なお、ボランティア最初の登録時に、事業や支援体制についてレクチャーしており、個人情報に関しては誓約書を取り交わし、配慮すべき点等の説明も必ず行っている。



## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

平成 28 (2016) 年 5 月から子どもの学習支援事業の内容を検討する検討会（教育委員会、健康福祉課子育て支援室、生活支援係、鳥羽市社会福祉協議会）を立ち上げた。

先進地として三重県桑名市と埼玉県さいたまユースサポートネット、また鳥羽市内の教育委員 OB による無償の学習塾「さくら広場」の視察を行った。学習塾のように勉強を重視せず、居場所づくりを中心に据える方向であったこと、更には学習支援を利用する子どもの保護者にアウトリーチする可能性もあったため、生活困窮者自立支援制度の委託先であった社会福祉協議会と共に事業を検討した。

検討会において、家庭外で実施することで多くの人に接して社会性を身につけることができる集合型で事業を行うこととした。

また、検討会に教育委員会が参画したことで、情報提供や人脈について協力体制が構築できた。

### ●事業形成（実施）

事業開始後は検討会が学習支援運営会議に移行され、月 1 回開催し、事業の方向性や課題等を確認し、利用者のニーズについて協議している。

当初は火曜と土曜の交互で開所していたが、間隔が均等でなくなることや、毎週決まった曜日の開催希望が多かったことから火曜日の開所に変更となった。

これまで利用者は徐々に増え、支援員と場所が許す限り対応しており、現在のところ定員は設けていない。

### ●現在（継続）

鳥羽市には 4 つの離島があり、本土の学校に通っている地域もあるが、それ以外は事業の利用が実質不可能であった。

学習支援運営会議で協議し、定期船が発着するマリナーターミナル内にサテライトを作る、戸別訪問する、バウチャー方式で塾に通えるチケットを発行するなど、色々な方法を検討したが、利用者の公平性を検討した結果、令和元（2019）年 12 月より、離島の 1 つにおいてサテライト方式で実施することとした。島内の塾の先生にボランティア登録を依頼し、支援対象者が通塾できる形をとっている。

# 子どもの学習支援

## 「YELL」

キミを応援します！

メール

受講生募集

鳥羽市社会福祉協議会では学習支援事業を行なっています。  
個別指導で学習支援をつけてみませんか。  
詳しくはお問合せください。お待ちしております！

学力アップ！

個別指導でサポート！

ちよっと、ほっこり  
ちよっとほっとできる  
居場所に。

楽しいイベント！

課外授業で  
いるん活動を！

**目的**  
子ども達が安心して過ごしながら学ぶことができる場所を提供し、学力向上と居場所づくりを目的としています。  
学習支援ボランティアが寄り添い、自分のペースで安心して学習ができるようサポートを行います。

場 所	鳥羽市保健福祉センターひだまり
日 時	週 1 回（火曜日）※高教日第 3 期のみ水曜日 16:00~20:00 ※上記の時間帯のうち一人 50 分×2 セット
対 象	市内在住の小学 4 年生～中学 3 年生のうち、ひとり親・就学援助対象・生活保護・生活困窮者世帯の子ども
費 用	無料
通所方法	各自での通所をお願いします（送迎含む）。 もし困難な場合にはファミリーサポートセンター利用の助成等を準備しています。
申込方法	受講希望日の 2 週間前までに電話またはメールにてお問合せください。 ※離島の方には随時対応を認りますので、お気軽にご相談ください。

問合せ・申込先 **社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会** 鳥羽市大明東町 2-5  
**暮らし相談支援センター**とば **子どもの学習支援事業担当**

電話番号 0599-25-1188 (担当 )

メールアドレス soumu@tohn-shakyo.or.jp

月曜～金曜（祝日除く）8:30～17:00 まで

## 6. 事業のポイント

### ●事業の周知

児童扶養手当関係の通知や就学援助の決定通知の郵送時にチラシを同封するだけでなく、学校で全員にチラシを配布して事業を周知している。

なお、ボランティアもオープンに募集しており、広報誌に掲載したり、鳥羽市内の図書館、コンビニやスーパー等にポスターを掲示している。また、鳥羽市から近隣の皇學館大学および三重大学において、一斉メールで大学生にボランティアを呼びかけている。オープンに周知することや、教育委員会の人脈、ボランティア同士の口コミによってボランティアが集まる仕組みができています。

### ●連携先との取組

年1回、年度初めに校長会に事業の説明と状況報告を行っている。

また、新規利用希望者の保護者と子どものアセスメントをするとともに、コーディネーターが学校を訪問し、学校での様子を担任から聞き取り、随時、学校での様子と事業での様子の情報交換を行っている。コーディネーターは教員OBであるため、学校との連携がスムーズにできる。

事業開始時に協力を仰いだ「さくら広場」とは、イベントの参加やコーディネーターによる現況報告等、教える側同士の交流を行っている。

### ●利用しやすい工夫

子どもに対しては、高校生や大学生等、身近な支援員を活用することで、結果的に人生のロールモデルを見せることができています。受講生からボランティアの側に立場が変わった子どもや、「勉強なんか大嫌い」と大きい声で宣言していた子どもが、普通科の高校を選択し、勉強を頑張るという姿勢に変わったケースもあり、大学生のボランティアたちを身近で見えてきたことがその理由だと考えています。

保護者に対しては、保護者相談会を行い、学校に関する悩み等の相談を元教員のコーディネーターが受け付けています。

送迎支援の取組としては、子育て支援事業の一つに「ファミリー・サポート・センター事業」を活用し、実費負担分を事業費から支出し、利用者の負担がかからないような工夫を行っている。

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 利用数値としての目標は設定していないが、周知努力はしている。

**成果測定** 年度の終わりに子どもと保護者にアンケートを実施し、成績向上、学習時間の増加や支援員の教え方等を問い、指標にしている。

### ●生活支援

**目標値設定** 数値化することが困難なため、設定していない。

**成果測定** 同上

#### 成果・評価

- 子どもが普段接することのない保護者や学校の先生以外の人（学習支援ボランティア）と接することにより、いろいろな人の生き方や考え方等に触れることで、目標を持つことができています。
- 学校や家庭では見られない表情や会話がみられる。




## 8. 今後の課題・展望

離島のサテライトは実施したが、南鳥羽地区等、活動場所までの移動手段の確保が難しい地域での事業展開は今後も検討を続ける。

本当に居場所を必要としているが YELL に通うことができない子どもたちに、来てもらうにはどうしたらよいかという点が課題である。

# 訪問型で『人を居場所に』 学習と生活環境を支援する「子どもの学習・生活支援事業」

## 1. 事業概要

人口(規模)	5.4万人
面積	501.44km <sup>2</sup>
保護率	10.2%
位置	
開始時期	平成 25 (2013) 年度
対象者	生活保護受給世帯、保護脱却時に事業を利用していた世帯で継続が必要な世帯
対象年齢	小学 1 年生～中学 3 年生
運営形態	直営
実施形態	集合型+訪問型
事業内容	訪問型の学習及び生活環境支援事業
生活支援の概要	随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談・学習支援、長期休暇中のイベントへの参加支援、奨学金や各種制度の情報提供・利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)
アセスメント/プランシート	なし
実施場所	対象者宅、市の所有する施設
事業予算	2,679 千円
所管部署	健康長寿福祉部生活福祉課総合相談支援係

## 2. 事業の背景

京丹後市では、この事業の前身として、平成 23 (2011) 年度から 2 か年間、困窮者世帯及び生活保護受給世帯の自立相談等を行うための「パーソナル・サポート・サービス モデル事業」を活用して「暮らし」と「しごと」の寄り添い支援センター設置し、個別支援事業を行っていた。

平成 25 (2013) 年度より「生活困窮者自立促進支援モデル事業」として学習支援事業をスタートするにあたっては、生活保護受給世帯の子どもへの貧困連鎖を防止するためという目的で実施することが、対象者の選定等含め早期に取り組むことができることから、直営で事業を実施することにした。

平成 27 (2015) 年度に生活困窮者自立支援法の施行後も、体制を変更することなく、生活保護受給世帯の子どもを中心に支援を実施している。

京丹後市は 6 町が合併して誕生した市で対象地域が広く、人口集積地が散在し、それぞれの地域に拠点を設置するのは人員的に困難であった。また、地域交通サービスの利便性に課題もあり、生活保護受給世帯では自家用車もなく、送迎等も非効率で、集合型での実施は難しく、対象世帯数もそれほど多くないことから、訪問型という選択肢をとった。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●訪問含め様々な相談に対応

電話や来所による随時の個別相談、家庭訪問による対面相談等、様々な場で相談しやすい環境を作っている。また、奨学金や各種制度の情報提供や利用勧奨、提出書類の作成支援や同行支援等も行っている。

### ●戸別訪問による生活環境改善

基本的に週 1 回の訪問を行い、学習習慣等が安定してきたら訪問回数を減らしていくなど、訪問頻度は臨機応変に対応している。問題は長期休暇期間で、生活リズムが崩れてしまい、中学生等午前中は寝ているといったことも多いため、朝起こしたり、生活リズムの乱れを正すために訪問回数は増える。訪問型の課題として、集合型なら相手は子どもだけになるが、訪問型だとまず保護者に家に入れてもらうという壁があり、家に入れてもらえない世帯の支援は現実的に無理である。集合型と異なり、「人が居場所になる」というのが訪問型の強みだと考えている。

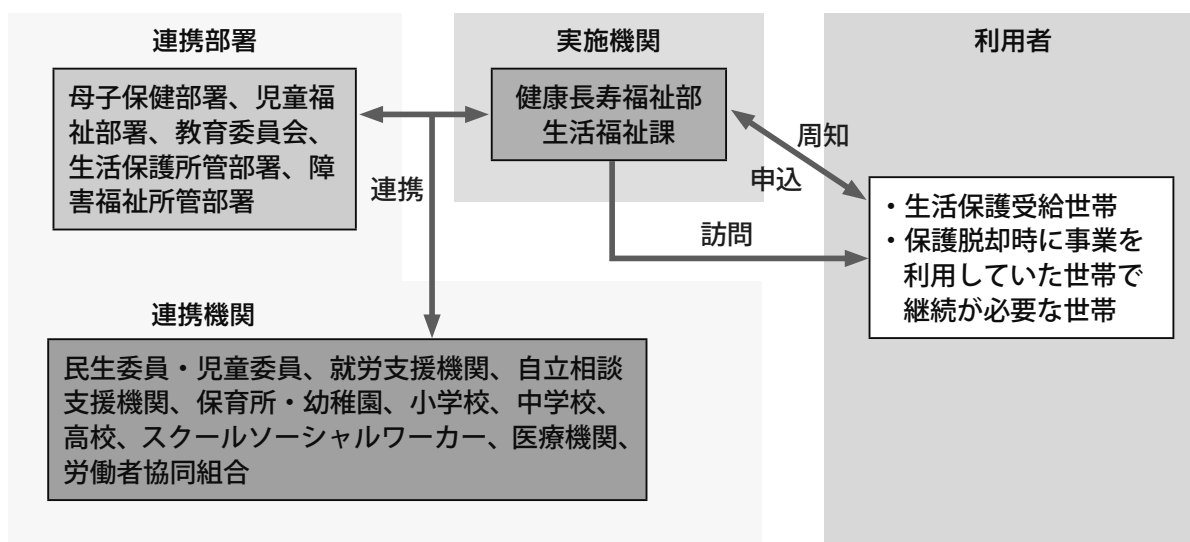
### ●年 1 回夏祭りに参加

学習・生活支援事業の子どもたちは社会参加の機会も少ないことから、参加交流の機会を提供している。対象の子どもだけのイベントを実施することは、利用者数が少なく難しいため、旧保育所を活用して実施している就労準備支援事業（被保護者を含む）の一環として季節ごとのイベントが行われており、そのイベントの一つである地区の夏祭り（就労準備支援事業の利用者が訓練として参加している）に、学習・生活支援事業を利用している子どもたちにも参加を促している。就労準備支援利用者から地域の高齢者や子どもまで含めて学習支援利用者も参加している。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	健康長寿福祉部生活福祉課
連携部署	母子保健部署、児童福祉部署、教育委員会、生活保護所管部署、障害福祉所管部署
連携機関	民生委員・児童委員、就労支援機関、自立相談支援機関、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高校、スクールソーシャルワーカー、医療機関、労働者協同組合

実施体制図



### ●実施頻度

- 訪問型は週1回程度
- 参加型として年1回のイベント

### ●支援スタッフの体制

- インテークから安定した学習環境を整えるまでの支援と支援スタッフの総括としての嘱託職員が1名、スポットという形で安定した世帯を回る支援員が臨時職員で2人という体制で訪問している。
- 市ではスクールソーシャルワーカー等、臨時職の登録制度があり、そこで支援員を依頼したりしているが、内容や考え方は理解してもらえても、夜間時間帯の訪問型であることを説明すると断られるなど、人材の確保は大きな課題である。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

平成23(2011)年度から、パーソナル・サポート・サービスモデル事業として生活保護担当部局で「くらし」と「しごと」の寄り添い支援センターを設置しており、生活困窮者世帯の自立相談支援を実施する体制があった。

その後、生活困窮者自立促進支援モデル事業を立ち上げる際に、家計相談と子どもの学習支援はいつか取り組むべき課題と考えていた。

## ●事業形成（実施）

平成 25（2013）年度より学習支援事業をモデル事業としてスタートするにあたって、生活保護受給世帯の子どもの貧困連鎖を防止するためという目的から、直営で訪問型の支援を実施することにした。開始当初は高校に進学させる事を主目的として中学生のみを対象としていたが、学習や生活習慣を習得するには、さらに早い段階からの学習支援対策が必要として、翌平成 26（2014）年より小学生を事業の対象に含めた。

## ●現在（継続）

平成 27（2015）年度に生活困窮者自立支援法の施行となり、体制を変更することなく現在に至っている。対象世帯を生活保護受給世帯以外の世帯まで拡大するには、人材や財源の確保が困難であるため現体制を維持している状態である。

## 6. 事業のポイント

### ●対象者の支援体制

対象者の選定については、支援調整会議で決定しており、支援が必要なくなったと判断すれば終了となるが、多くの場合、生活保護から脱却してもすぐに養育環境が良くなる訳ではないため、中学卒業までそのまま利用継続となる事が多い。なお、世帯要件は生活保護受給世帯であるが、生活保護廃止後も継続支援が必要と判断される場合は支援対象としている。

中学卒業後はケースワーカーにつなげているが、生活福祉課とも情報共有して、高校卒業後の進路相談等、必要に応じて連携する他の部署や他機関につないだりするといったことも行っている。

貧困連鎖の防止以前に、外国籍の保護者等は文化の違い等もあって、養育経験や情報がなく子どもに何を与えるべきかわからないという世帯もあり、言語対応等は国際交流協会と連携するなど、対象世帯の状況にあわせて対応している。

### ●連携先と連携内容

自立相談支援機関・就労準備支援機関と連携し、体験活動の機会を設けている。

子どもに関わる関係機関で行うケース会議において、各機関が情報共有し、早期に支援の方向性や方法を確認することで、支援に活かすことができている。また、自立相談支援機関が実施する支援調整会議とは別に、教育委員会等、その他の教育・福祉部門の関係機関で支援調整会議を開催している。なお、ケース会議は要保護児童対策地域協議会が運営し、支援調整会議については生活福祉課が運営している。

医療機関との連携については、子どもの医療や保護者の精神疾患等の問題を抱えていることも多いため、母子保健部署や障害福祉部署等の適切な所管課につないだり、訪問看護等のサービス提供事業者に入ってもらったりすることもある。

学校とは支援調整会議の他、長期休暇中の学習対応を依頼されたり、中学生の進路相談が困難な場合等、学校で対応できない部分の相談にのることもある。校長に事業説明をして利用者になにかあれば担任と相談する事を了承してもらう。また、校長会で周知してもらうなどの協力をもらっている。

社会福祉協議会とは、生活保護で賄えない生活福祉資金の修学支援費の貸付け等、主に資金面での協力を依頼している。

### ●学習支援の工夫

小・中学校との連携を行っている。ケース会議への出席や校長及び担任との面談も行っている。

また、単に勉強を目的とした家庭教師的な立場での学習支援ではなく、養育や生活に関する支援等、子どもの将来の自立を目指した世帯全体の包括的な支援を行っている。

## ●訪問による迅速で親身な対応

訪問により把握した世帯及び対象児童・生徒の問題や課題を早期発見し、迅速に対応することができる。

また、学校のような上下関係をなくすため、利用者にも保護者にも支援員を「先生」と呼ばないようお願いしている。家族の一員のような意識で対応している。

## ●継続訪問と他機関連携による情報共有

継続した訪問支援により世帯の課題を早期に把握し、ケース会議だけでなく、日頃の連携により、進路決定や進学資金、親兄弟の就労支援等、生活保護担当や自立相談支援機関につなぐことができたケースもあった。また、子どもが事業に参加することがきっかけで養育者（保護者等）が自立相談支援機関につながり就労したケースもあった。

## ●事業の周知

生活保護ケースワーカーからの声かけを依頼している。

### 京丹後市学習支援事業のご案内

京丹後市寄り添い支援総合サポートセンターでは、市内在住で生活・学習支援が必要と思われる世帯の小学生・中学生を対象に、規則正しい日常生活、また、基礎学力の向上を目的として、京丹後市学習支援事業を実施します。学習支援事業を希望される世帯は、下記により申し込みいただけますようご案内申し上げます。

<b>目的</b>	生活困窮又は経済的理由で、家庭での教育力に不安を抱えている世帯の小学生・中学生に対して中学卒業までの期間、基本的な生活リズムを整え、基礎学力向上を図るための支援をします。
<b>支援方法</b>	寄り添い支援総合サポートセンターの学習支援員が、世帯の担当ケースワーカー等関係職員と世帯を定期的に訪問し、個別に支援方法を検討し支援します。この事業は、生活困窮者自立支援法に基づいて行うものです。
<b>申し込み費用</b>	無料
<b>具体的内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*世帯を定期的に訪問することにより、世帯のお子様が家庭において規則正しい日常生活が送れるように支援します。</li> <li>*お子様が抱えている不安や悩み等に耳を傾けながら、落ち着いた家庭学習に取り組めるように寄り添い、支援します。</li> <li>*学校の学習を補い、お子様の基礎学力向上を支援します。</li> </ul>
<b>申し込み方法</b>	下記の「学習支援事業申込書及び同意書」に必要事項を記入の上、京丹後市寄り添い支援総合サポートセンターまでお申し込みください。
<b>問い合わせ</b>	京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター 担当 ☎(0120-125-294) <b>アザハル</b>

.....キリトリ.....

**京丹後市学習支援事業申込書及び同意書**

平成31年 月 日

京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター長 様  
京丹後市学習支援事業を申し込みます。また、事業実施に伴い世帯の個人情報京丹後市福祉事務所より取得されること、事業実施については在籍する小・中学校と連携されることに同意します。

住 所： 京丹後市 \_\_\_\_\_

世帯主： \_\_\_\_\_ 印

児童・生徒名： \_\_\_\_\_ 学校名・学年 \_\_\_\_\_

児童・生徒名： \_\_\_\_\_ 学校名・学年 \_\_\_\_\_

児童・生徒名： \_\_\_\_\_ 学校名・学年 \_\_\_\_\_

## ひまわり通信

Vol.05  
平成29年12月6日発行  
■編集・発行  
京丹後市  
寄り添い支援総合サポートセンター  
☎(0772)62-0052

7月28日

### ひまわり夏まつり

黒部の居場所「ひまわり」で、夏の恒例イベント「ひまわり夏まつり」が行われました。それに向けて、流しそうめんや、当日の縁日でみなさんに食べていただくフライドポテトの試作、玉ねぎの収穫など、入念な準備をしました。

流しそうめんの竹は、節を削り、平らにする作業に一苦労。スムーズにそうめんが流れた時は拍手喝采でした。\*かき氷の水は専用の容器に水を入れ、毎日コツコツと凍らせていました。

たこ焼きやおニギリも大好評でした！

某有名店のフライドポテトも大好評！

学習支援の対象世帯を中心に、夏休み中の子どもたちを招待しての交流イベントでしたが、当日は地域の方や日頃から関わりのあるボランティアの方などで賑わいました。

木工教室をメインに、アニメの上映や、流しそうめん、おにぎりやペーパーステラの食べ放題などで居場所利用者のみなさんとスタッフとで子供たちをおもてなし、楽しい1日となりました。

流れてくるおにぎりも大好評！

◆「黒部の居場所ひまわり」の見学・利用申込み/お問合せ…京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター TEL 0120-125-294◆

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 対象者数が少なく成績として結果が出ることから、特に目標値設定や成果測定はしていない。

**成果測定** 同上

#### 成果・評価

- 保護者が子どもの実態や発達に関心を持つようになり、養育態度に変化が見られた。
- 定期訪問や小学校の早い時期から支援することで、家庭学習の習慣がついてきた子どももいる。
- 進学意欲や子ども自身が自分の将来像や夢を持つきっかけとなった。

### ●生活支援

**目標値設定** 定型・定期での目標設定や成果測定は実施できていない。しかし、個別の支援の中では、起床・食事・登校・学習等、個別に目標を設定し、その経過や結果から次の支援を導き出している。

**成果測定** 同上

#### 成果・評価

- 継続的な関わりを持つことで子どもの孤立感を和らげたり、世帯の課題をタイムリーに把握し相談に応じたり、関係機関につなぐことができた。
- 教育部局と福祉部局等、関係機関のネットワークができて、支援が充実した。
- 学習支援時に保護者に言えない自分の気持ちや悩みを気軽に話したり、相談したりする機会が増え、本音をつかむ大事な時間となっている。
- 面談を重ねて子どもの本音を引き出すことで、学校と連携し、自己決定による進路実現につながった。
- 事業を利用した子どもが就労へ移行する際に、家庭や学校以外の相談先として関りが持てるようになった。

## 8. 今後の課題・展望

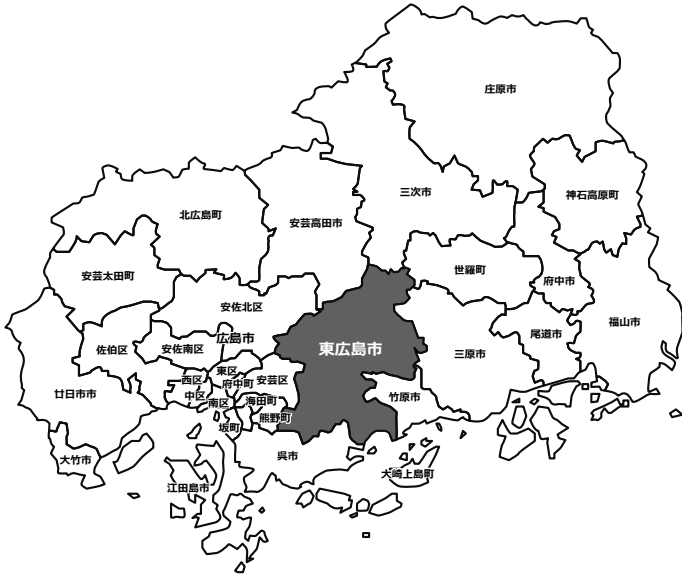
京丹後市では、自立相談支援事業も直営で実施しており、その中では幼少期からの生活環境や養育環境の脆弱さの影響を引きずるなど、何らかの発達課題を乗り越えられないまま年齢を積み重ね、大人となり社会の現実に対応できずに苦悩しているケースが多くある。これは、生活保護受給世帯だけの問題ではない。

「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目標として動き出すことが求められている。

このようなことから、京丹後市でも対象世帯の範囲を広げる必要性を認識しているが、事業の拡大実施にあたっては、財源、人材、市の体制等の多くの課題を乗り越えなければならず、一部署ではなく市役所全体として取り組むことが必要であり、どのような組み立てをするかを検討しているところである。

# 広域な市内を訪問と送迎でカバーし、学生ボランティアを利用しながら学習と生活環境を支援

## 1. 事業概要

人口(規模)	18.9万人
面積	635.16km <sup>2</sup>
保護率	6.58%
位置	
開始時期	学習支援：平成 27 (2015) 年度、生活支援：平成 29 (2017) 年度
対象者	生活保護受給世帯、自立相談支援機関を利用した生活困窮者世帯
対象年齢	小学 1 年生～高校 3 年生
運営形態	集合型：委託、訪問型：直営
実施形態	学習支援：集合型、生活支援：訪問型
事業内容	個別指導型学習支援、生活支援事業
生活支援の概要	居場所や家庭訪問での相談支援・助言、家庭訪問による対面相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)
アセスメント/プランシート	本人の基本情報(氏名、住所、連絡先等)、世帯構成、本人の状況(家庭・学校)、家庭の状況
実施場所	市中心部の公共施設
事業予算	9,547 千円
所管部署	健康福祉部社会福祉課



## 2. 事業の背景

東広島市は任意事業を全部実施しており、就労準備を除く他の2事業は平成27(2015)年から立ち上げ、就労準備は平成28(2016)年度から立ち上げた。

平成26(2014)年度に関係窓口となる部署を集めて準備会議を開いたが、学習支援も実施する必要があると考え、平成27(2015)年4～6月に対象学年等から詳細を詰める作業を行った。

平成27(2015)年度より生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業・住居確保給付金の支給を開始、同時に家計相談支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業を開始した。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●学校との連携

夏休み期間を利用し、各小中学校と利用者について情報共有している。

また、学校と連携することで、家庭への訪問では把握しきれない学校での様子をつかむことができ、学校側と足並みを揃えた支援ができるメリットがある。

社会福祉課側から教育委員会には年度初めに今年度の名簿と支援対象となる世帯の情報を提供し、年度途中で利用者が増えたらその都度名簿を更新して提供している。

### ●将来の目標を持たせる「仕事発見授業」

将来の目標を持つためのきっかけづくりとして、年3～5回程度、市内で働いている方(多職種)から話を聞いたり、調理実習やテーブルマナー講座等の機会を作り、社会性を育むための講義や課外活動、「仕事発見授業」を実施している。

### ●早期発見のための工夫

自立相談支援機関と情報共有し、必要な世帯には積極的な推奨を行っている。

また、集合型の学習支援教室に参加するのに躊躇したり、保護者が教育に積極的でないとした場合には訪問して学習支援を行っている。

また、複合的な課題や世帯全体で課題を抱えている場合には、他の生活困窮の支援員に加えて家庭支援員も入りながら、両方の支援員が連携して話し合ったり、集合型の支援員も連携に加わったりしている。

### ●学習支援で訪問して生活支援につなげる

訪問型は宿題を見るなどの学習支援を中心としつつ、学校とすりあわせをした上で高校進学に向けた相談や情報提供等のバックアップ、養育支援等の生活サポートまで広げている。

### ●事業設計や利用状況についてのアンケートを実施

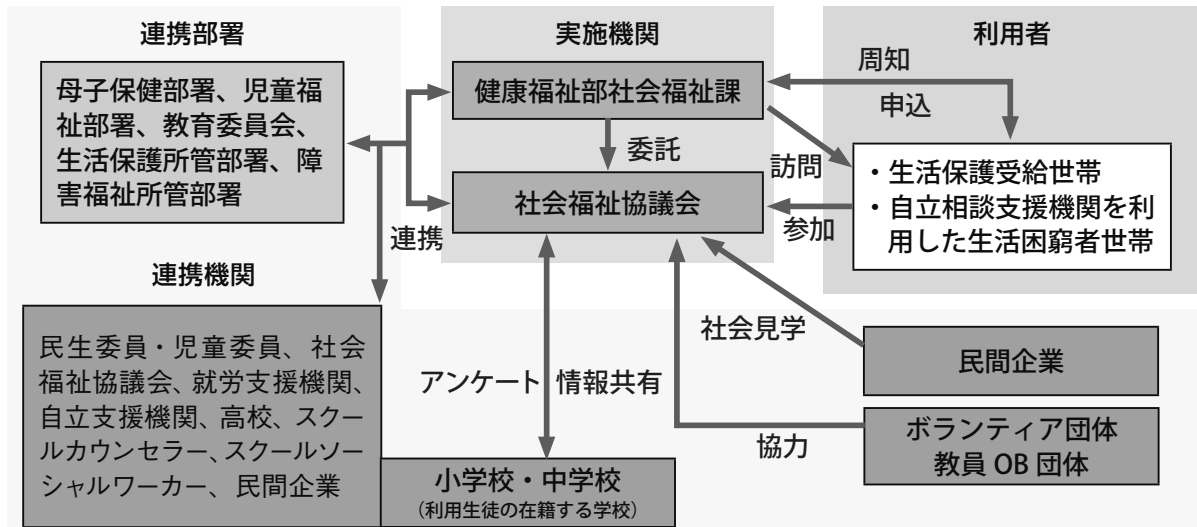
事業を設計する際に利用対象者にアンケートを実施して、支援の内容をどこまで求めるかというアンケート調査を実施した。

また、利用者のいる学校に対して、子どもの利用状況や生活の変化・成果等を確認する目的で毎年アンケートを実施している。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	健康福祉部社会福祉課
連携部署	母子保健部署、児童福祉部署、教育委員会、生活保護所管部署、障害福祉所管部署
連携機関	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、就労支援機関、自立支援機関、小学校・中学校、高校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民間企業

実施体制図



### ●実施頻度

- 毎週土曜日 9:30～11:30

### ●利用実数

#### ◆集合型

- 現在状況：年 48 回程度開催。平成 30 (2018) 年度は災害により年 44 回開催
- 登録者数：48 人 (令和元 (2019) 年 12 月 23 日現在)
- 利用者実人数：39 人/年 利用者延べ人数：879 人/年

#### ◆訪問型

- 利用者実人数：47 人/年
- 利用者延べ人数：199 人/年・回 平成 30 (2018) 訪問回数：185 回

### ●委託先と契約方法

- 社会福祉協議会 (随意契約)

### ●支援スタッフの体制

- 社会福祉協議会にはボランティア団体や教員 OB の団体とのパイプがあり、支援員を集めるノウハウを持っていることで支援員の安定的な確保が可能となっている。
- また、学生のボランティアサークル等が社会福祉協議会と LINE でつながっており、参加を呼びかけるなどの連絡ツールとして活用されている。
- 支援員は主に教員 OB や市内大学の学生ボランティアが参加している。養成研修は特に設けていないが、支援前と支援後のミーティングで、支援方針や結果の共有を行っている。

<平成 30 (2018) 年度実績：13.3 人/回>

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

平成 27 (2015) 年 7 月から集合型学習支援事業を開始した。

生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業、学習支援事業を市社会福祉協議会に対して委託、委託契約に基づき、市社会福祉協議会内に学習支援員 1 名を配置した。

事業開始後、生活保護受給世帯のうち対象年齢の児童を含む世帯に対して生活保護ケースワーカーを通じて利用勧奨を行った。

### ●事業形成（実施）

開始当初は小学 4 年生～小学 6 年生を支援対象としていたが、高校進学を目標として設定する中、中学生に対する支援の必要性が認められたため、平成 28 (2016) 年度から中学生を支援対象に拡大した。

平成 29 (2017) 年度には、より早期の支援開始が必要であると認められたことから、小学 3 年生まで対象範囲を拡大した。

登録者数は、事業開始当初は 20 人前後だったが、平成 28 (2016)・29 (2017) 年度と順調に増加し、平成 30 (2018) 年度以降 50 人前後で安定している。同時に、支援に係人的・物的リソースが限界に近づいている。

### ●現在（継続）

出席率は、登録者数の少ない初年度（平成 27 (2015) 年度）を除き 3 割～4 割程度で安定している。

今後小学 1 年生・2 年生を新たに対象として対象範囲を拡大する予定（令和 2 年度以降）。利用者数の増加に応じて、実施形態（開催回数や開催場所等）の変更も検討していく。

利用終了者数: 36 人（中学卒業 23 人、転出 12 人、その他 1 人）。うち進学が把握できている者: 15 人



## 6. 事業のポイント

### ●連携している取組

教育委員会と利用者名簿を提供・情報共有している。また、福祉・教育機関と連携し、随時ケース会議等を実施している。

民間企業に協力を依頼し、働くことについて学ぶ授業・社会見学等を実施している。

### ●周知方法

学習支援については、各小中学校在校生の事業利用開始時に通知を行っている。

生活支援については、生活保護ケースワーカーの声かけ、自立相談支援機関利用者への声かけを行っている。

### ●利用しやすい工夫

東広島市は面積が東京 23 区とほぼ同じくらい広く、公共交通機関があまり発達していない地域もあり、複数の拠点を設定することは現実的に難しいため、希望者には活動場所まで送迎を実施している。送迎車両には受託事業者が委託料でリースした車両を使い、毎週木曜日を目安に、各家庭に出欠確認を行い、それを参考に送迎計画を作っている。

実施する曜日の設定も色々な案があったが、対象世帯に意向調査を行った上で土曜に実施する事が決まった。場所は非公開にするなど、利用に際してスティグマが生じにくい周知も行っている。

経験豊富な教員 OB に加えて、大学生や地域の学習指導経験者等、若い人材も事業の担い手(支援員)として活用している。

**東広島市  
集合型学習支援事業**



参加者  
募集中!

「学校での勉強に不安や悩みを感じているけど塾に通えない」  
「家で勉強を見てくれる人がいない」  
そんな子どもたちに、教員OBや大学生などが学習支援を行います。

**日時**  
毎週土曜日 9:30～11:30  
※職業体験授業などの際は変更になる場合があります。

**支援の内容**  
学校で習ったことや宿題を中心とした学習の習慣づけと学びなおし。  
※入学試験対策には対応していません。

**対象**  
東広島市内在住の小学3年生～中学3年生

**問合せ先**  
東広島市 健康福祉部 社会福祉課 自立支援係  
TEL (082)420-0932 FAX (082)423-8065

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 高校進学希望者の進学率 100% (高校に進学・卒業することで将来の選択肢が広がるため) 各児童生徒の担任に対し、生活態度、習熟度、出席状況について、照会時の状況と、年度当初から年度末にかけての状況の変化を問うアンケートを実施。(成績だけでなく、児童生徒の日常の様子とその変化を把握し、学習支援との関係を把握するため)

**成果測定** 同上

#### 成果・評価

- 不登校状態だった児童が、限定的ではあるが登校できるようになった。
- 集合型学習支援において、生徒同士が仲良くなり、休日に遊びに行くようになるなど、社会性が広がった。

### ●生活支援

**目標値設定** 家庭訪問による生活支援の対象世帯の状況は多岐にわたり、すべての世帯に適切な成果指標とその測定方法の設定が難しいため測定していない。

**成果測定** 同上

## 8. 今後の課題・展望

学習支援は小学3年生からでも遅いという意識から、令和2(2020)年度から小学1～2年生へ対象を拡大するが、利用者が増えるに伴って支援員や会場、活動場所への送迎等のリソース不足が課題である。

高校については学校訪問をして様子を聞く等、してはいるが高校中退の防止のための支援については行っていない。

教員OB・学生どちらについても参加人数は頭打ちで、利用者が更に増加すると新たな支援員確保の方法や支援方法の変更を検討する必要がある。

# 教育委員会と共同で集合型の「土曜数学・英語まなび塾」と訪問型の就学支援事業を展開

## 1. 事業概要

人口(規模)	4.7万人
面積	54.55km <sup>2</sup>
保護率	57.1%
位置	
開始時期	生活支援：平成 24 (2012) 年度、学習支援：平成 28 (2016) 年度
対象者	土曜数学・英語まなび塾：生活保護受給世帯、生活困窮者世帯、就学援助制度利用世帯、ひとり親世帯、その他支援が必要な世帯に周知し積極的な参加を推奨(ただし受講に関しては世帯要件なく参加可能) 就学促進事業：生活保護受給世帯、生活困窮者世帯
対象年齢	土曜数学・英語まなび塾：市内中学校に在籍する中学生 就学促進事業：小学5年生～高校3年生
運営形態	直営
実施形態	集合型+訪問型
事業内容	学習支援事業、就学促進事業
生活支援の概要	居場所や家庭訪問での相談支援・助言、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)
アセスメント/プランシート	家族状況、子どもの生活状況(基礎学力、通学状況、授業態度、提出物、家庭学習の習慣、交友関係、悩み、問題行動、性格、将来の夢、家庭環境問題の所在)、関係機関、支援経過等
実施場所	集合型：区の施設の一室 訪問型：対象世帯の自宅や学校、公共施設の一室
事業予算	14,329千円
所管部署	市民生活部生活支援課自立支援係

## 2. 事業の背景

土曜数学・英語まなび塾は、平成 24 (2012) 年度から学習習慣の定着や「塾に通えない」「家で勉強を見てくれる人がいない」「一人で勉強することが不安」といった勉強に不安を抱える子どものための事業として、教育委員会が実施していた。平成 27 (2015) 年度に生活困窮者自立支援制度が開始し、「子どもの学習支援事業」が任意事業として位置付けられ、事業の考え方が一致したことから、平成 28 (2016) 年度より教育と福祉の連携事業として、教育委員会と福祉事務所が共同で運営をすることとなった。

また、就学促進事業は、田川市の保護率が高い状況を鑑み、高校進学や高校中退防止等で貧困の連鎖を改善することを目的として平成 25 (2013) 年度に開始した。主に生活保護受給世帯を対象に、進学・修学・就学に関する情報が学校からうまく伝わっていない世帯や、就学等に関する悩みを相談する事ができない世帯に対する訪問型の支援を行っている。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●自尊感情を高める取組

土曜数学・英語まなび塾では、年に 4 回、体験活動や将来のお金の使い方の授業、高校生による高校紹介等、ソーシャルスキルのトレーニングを行っている。様々なモデル像に出会うことをきっかけとして自分の将来目標を持ち、就学意欲や自己肯定感を向上させることを目的としている。

### ●訪問型で家庭への支援を実施

訪問型の就学促進事業では、学習の支援に留まらず、日常生活における家庭教育に関する助言や指導、学習の重要性について理解を促すよう、養育環境等に課題のある家庭への支援を実施している。

特に支援が必要な子どもがいる世帯については、訪問して個別の学習支援をするほか、生活改善等の指導も行っている。

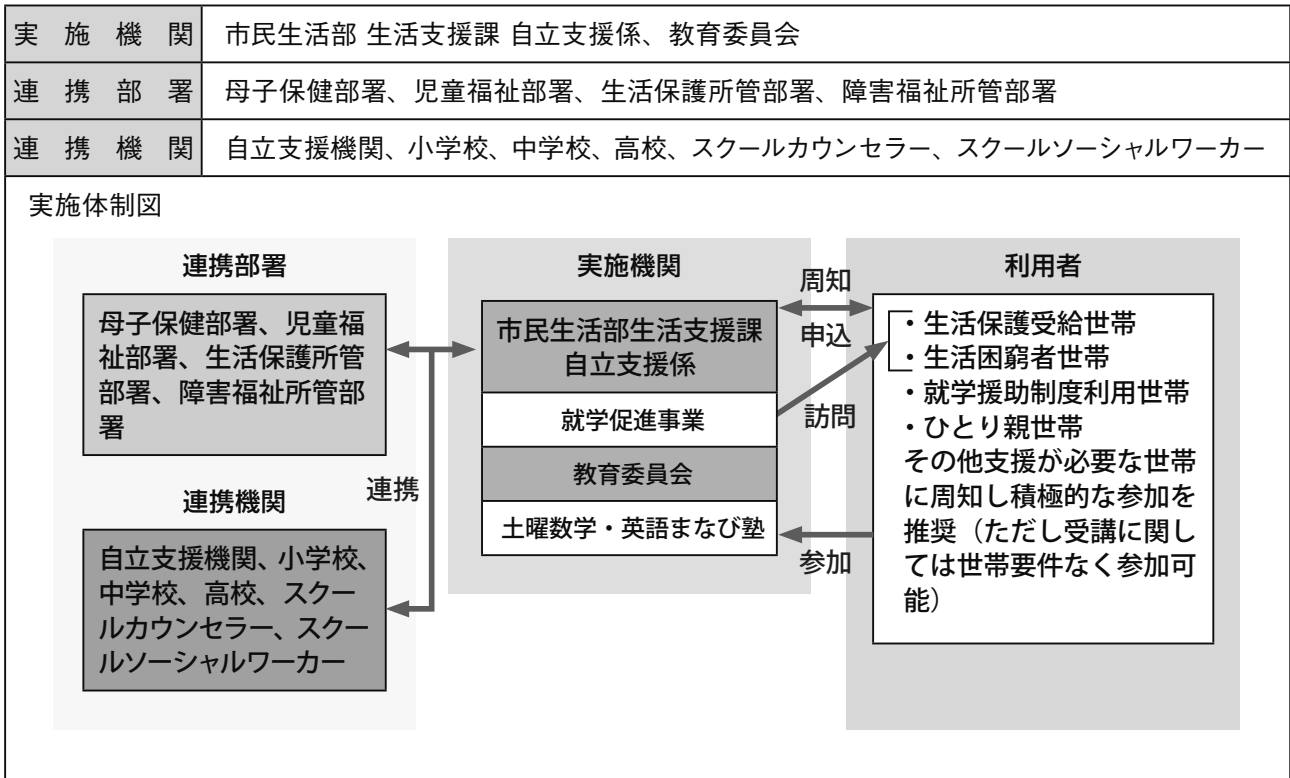
同時に各学校との情報共有、連絡調整を密にすることにより、対象の子どもや保護者の状況把握に努めている。

### ●早期発見のための工夫

教育委員会と事業を共同で運営していることもあり、常に情報共有を行っている。

平成 30 (2018) 年度より、教育委員会所属のスクールソーシャルワーカーの勤務場所が福祉部門となり、物理的な距離が近くなったことから、情報交換がより円滑となった。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制



### ●実施頻度

- 学習支援事業（土曜数学・英語まなび塾）：年 29 回（月2～3回）＋受験対策講習 4 回（夏期 3 日間・冬期 1 日間）、土曜日 9:10～12:30
- 就学促進事業（訪問）：通年（平日）

### ●利用実数

- 学習支援
  - 訪問型：実人数 13 人、延べ 49 人 / 年・回、訪問回数 49 回
  - 集合型：実人数 85 人、延べ 844 人 / 年・回、開催回数 29 回
- 生活支援
  - 訪問型：実人数 13 人、延べ 49 人 / 年・回、訪問回数 49 回

### ●実施体制

#### ◆土曜数学・英語まなび塾

- 統括責任責任者兼コーディネーター 1 名、教育プランナー 1 名、講師 12 名、大学生ボランティア 12 名
- 統括責任コーディネーターと教育プランナー（いずれも教員 OB）を配置し、各学年に分かれて教室方式による数学と英語の学習支援を実施。
- 教員経験者や塾講師経験者等が講師として学習指導する。更に個々の利用者に対応するために近隣大学と連携し、学生を有償ボランティアとして派遣してもらい、講師の補助を務めている。大学側でも学習支援派遣人員確保のために制度化して、ボランティア関係の履修科目を取った学生を派遣してもらっている。



## ◆就学促進事業

- 就学促進員 2 名
- 就学促進員（教員 OB）を配置し、生活保護受給世帯、生活困窮者世帯及びその他支援が必要な世帯において課題を抱える子ども（小学 5 年生～高校 3 年生）及びその保護者を訪問して、進学や就学に関する相談や情報提供、学びの機会提供を行っている。

## ●支援スタッフの体制

- 土曜数学・英語まなび塾では生徒 12 名に対し講師 3 名体制を構築している。
- 統括責任者兼コーディネーター、教育プランナー、就学促進員については特に子ども支援に優れている教員 OB を教育委員会から推薦してもらっている。
- 大学生や地域の学習指導経験者等の若い人材を事業の支援員として活用している。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

## ●立ち上げ

## ◆土曜数学・英語まなび塾

平成 24（2012）年度より教育委員会が土曜数学・英語まなび塾を開始し、生活困窮者世帯にも積極的な参加を呼びかけたが、素行の悪さ等から退塾させられる者も見られた。

平成 27（2015）年に生活困窮者自立支援制度がスタートし、子どもの学習支援事業が加わったことで、土曜数学・英語まなび塾の考え方と合致していたことから、平成 28（2016）年度より教育と福祉の連携事業として合同でスタートした。

## ◆就学促進事業

就学等に関する悩みを相談する事ができない保護者や子どもに対する支援を行い、貧困の連鎖を断ち切るため、平成 25（2013）年度より事業を開始した。

## ●事業形成（実施）

## ◆土曜数学・英語まなび塾

生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業が加わったことにより、貧困の連鎖を予防することを目的の一つとし、目標として高校進学を掲げている。

福祉部門が担当することで、素行の悪さで退塾というような対応はせず、統括責任コーディネーターと教育プランナーを配置し個別に対応することで、子どもにとっての居場所や生活支援、相談対応等も行つ事としている。

## ◆就学促進事業

学習支援はもとより、日常生活における家庭教育に関する助言や指導、学習の重要性について理解を促すとともに、養育環境等に課題のある家庭への訪問による生活支援を実施している。

## ●現在（継続）

今後は現事業体制を維持するとともに、将来的に小学生への学習支援を検討している。

また、高校生の居場所を含めたつながりを持てる場の開設も検討していきたい。

## 6. 事業のポイント

### ●教育委員会と共同で参加しやすい環境づくり

集合型は教育委員会と合同で、子どもを区別しないよう実施しており、誰でも参加しやすい環境になっている。

一般世帯にも問題を抱えた子どもは多くいることから、生活困窮者世帯のみに目を向けるのではなく、区別なく支援を行う事としている。

### ●事業の周知

生活保護ケースワーカーや学校の教職員等からの声かけが中心である。

教育委員会と連携することにより、教育委員会名で子どもや保護者に周知することができ、スティグマが生じにくく、生活困窮者世帯も参加しやすくなるとともに、学校との情報共有が円滑に進む。また、各支援員（教員 OB）を配置することにより、学校現場との連携・情報共有がスムーズである。

また、毎年校長会に出席して事業の説明を行っている。

### 『土曜数学・英語まなび塾』受講生募集！

田川市教育委員会と田川市福祉事務所は、「塾に通えない」「家で勉強を促してくれる人がいない」「一人で勉強することが不安」など勉強に不安をかかえる子どもさん、また、高校受験に向け「学力を向上したい」子どもさんへの支援事業を実施します。「土曜数学・英語まなび塾」では、数学、英語の学習以外に、子どもさんの視野を広げるため、特別講師などを招いて「社会生活体験学習」の取り組みも予定しますので、興味・やる気のある子どもさんの申し込みをお待ちしています。

<p><b>【受講対象者】</b> 対象者：市内の中学校に在籍する中学生 学 年：中学1年生～中学3年生</p>	<p><b>【場所】</b> 場所：[ ] 住所：[ ] 電話：[ ]</p>
<p><b>【学習内容】</b> ◇学習内容：数学、英語 (学校の勉強、定宿予習対策、受験対策にも対応します) ※学校以外にも「社会生活体験学習」を4回実施する予定です。 ◇学習回数：月2～3回（土曜日） ◇学習時間：数学30分、英語90分の3時間 (9：10～12：20（休憩時間10分含む）を予定) ◇学習期間：令和元年5月下旬～令和2年3月上旬 ※厳密なスケジュールは別途お知らせいたします。</p>	<p><b>【受講費用】</b> 費用 無料 ※ただし、交通費として800円が必要となります。</p> <p><b>【受験対策の取組み】</b> 土曜数学・英語まなび塾では、受講生のうち、希望する中学3年生には、高校受験対策として、「夏休み」と「冬休み」に受験対策講座を開催する予定です。</p>

**【募集人数】**  
90人程度（各学年30人程度）  
※原則、数学・英語の両方を受講していただきます。なお、受講生が、定員に達した場合は、申込み受付けの機会があります。

**【申込み方法】**  
受講を希望される方は、別紙申込書に必要事項を記入し、5月7日までに、各学校に提出してください。

**【問合せ先】**  
田川市教育委員会 学校教育部 学校教育部  
電話 0947-85-7167  
田川市役所 生活支援課 自立支援係  
電話 0947-85-7126、0947-85-7128



### ◆土曜数学・英語まなび塾

就学援助制度利用世帯については、申込時（2～3月）に教育委員会から申請書と一緒に案内チラシを渡している。

案内チラシは生活福祉課が各学校を訪問し、校長等の管理職に説明を行い、市内の中学校全ての生徒に学校を通じて配布している。

### ◆就学促進事業

生活保護受給世帯には、就学促進員が配置されている旨を、毎年チラシにより周知している。また、担当ケースワーカー等からも知らせている。



## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 子どもの学習支援（学習会）参加率 60%以上。

**成果測定** 成績等は参考にしているが、個々人で目標が違うため指標を設定していない。  
高校進学・卒業という大きな目標はあるが、個々にあった目標設定や支援を行うようにしている。

### ●生活支援

**目標値設定** 個々人で目標が違うため設定していない。

**成果測定** 個々人で目標が違うこと、家庭（保護者）も関連するため指標を設定できない。

#### 成果・評価

- 関係部署との連携が進み、子どもの状況をより把握できるようになった。
- 子どものみならず、家庭（保護者）との関係を築くことができるようになった。

## 8. 今後の課題・展望

支援が必要な世帯ほど支援が届きにくいという課題は解消が難しい。また、県立高校等については個人情報提供等の面で連携が難しいが、つながりを作るために訪問している。

集合型の場合、1か所の実施では遠方の利用者が参加しにくいという課題があるが、複数箇所での実施となると、活動場所や支援する者の確保も大変で、なおかつ一人ひとりに目が届きにくくなるという課題もあり、拡充は難しい。

事業の実施事例の紹介や国・都道府県から教育機関への事業協力依頼が望まれる。


### ●これから取り組む自治体へのアドバイス

子どもに対する事業は、目に見えて成果がすぐに表れるものではないため、中長期で捉えて事業を進める必要がある。

また、関係機関の理解が重要であり、一つの部署で対応できる問題ではないため、幅広く協力・連携しながら実施することが重要だと考えている。

# こども支援員によるアウトリーチ支援と、子どもの健全育成プログラム策定・改訂による広域的な支援を実施

## 1. 事業概要

人面保	口積率	920万人(県全域)、29万人(郡部保健福祉事務所) 2,416km <sup>2</sup> (県全域)、606km <sup>2</sup> (郡部保健福祉事務所) 16.64%(県全域)、12.39%(郡部保健福祉事務所)
位置		
開始時期	平成22(2010)年度	
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯	
対象年齢	0歳～20歳	
運営形態	直営+委託	
実施形態	集合型+訪問型	
事業内容	個別指導型学習支援、居場所事業	
生活支援の概要	居場所の開放、居場所や家庭訪問での相談支援・助言、調理実習、企業見学・職業体験、地域の祭りやボランティア活動への参加、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)	
アセスメント/プランシート	通学状況、コミュニケーション、性格、発達、進路、生活リズム、食事、金銭管理、各種手続き、掃除、身だしなみ、付き合い等	
実施場所	公共施設の一部	
事業予算	34,578千円	
所管部署	生活援護課	

## 2. 事業の背景

神奈川県では、平成 22 (2010) 年度から平成 25 (2013) 年度まで、生活保護受給世帯の子どもと子育てを支援する「子どもの健全育成プログラム作成推進モデル事業」を実施しており、平成 26 (2014) 年度も国庫補助を活用し継続して支援を実施した。平成 27 (2015) 年度から、生活困窮者自立支援法の任意事業として実施している。事業は、以下の3本の柱からなっている。

1. 子ども支援員によるアウトリーチ支援
2. 子どもの学習支援や居場所づくり
3. 子どもの健全育成プログラムの策定

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●アウトリーチ支援の実施

平成 22 (2010) 年度から町村の生活保護を所管する郡部保健福祉事務所 (センター、支所) 6 か所に、生活保護制度と子育てについての専門的知識を持つ子ども支援員を配置している。

子ども支援員が家庭や関係機関等に出向き、子どもや保護者の個別相談にのるなど、寄り添い型のアウトリーチ支援を実施している。

### ●地域資源を活用し、季節のイベントを中心とした居場所づくりを実施

学校・家庭以外の居場所づくりや生活習慣の改善支援、保護者への養育支援を通じた家庭全体への支援を展開している。

居場所づくりの活動として実施している遠足 (博物館や科学館等)、富士登山、福祉フェスティバルへの参加、クリスマス会、祝う会等のイベントを通じて、様々な経験を積む機会を提供している。また、居場所づくりの活動をきっかけに事業に興味を持ってもらうことにより、集合型の学習支援の利用につながる子どもも少なくない。これらのイベントは、郡部保健福祉事務所の委託先が有する資源等を活用し、それぞれの地域で独自に開催されている。

### ●子どもの健全育成プログラムの策定

福祉事務所のケースワーカーが子どもへの支援を行う上で活用するための手順や留意点、関連する情報を集めた手引き書「子どもの健全育成プログラム」を平成 22 (2010) 年度より策定し、毎年情報を更新して改訂版を発行している。

「子どもの健全育成プログラム」は以下の6つから構成されている。

- I. 子どもの育ち支援プログラム
- II. 高校進学等支援プログラム
- III. 高校生支援プログラム
- IV. 中学卒業後の社会生活支援プログラム
- V. 関係機関との連携構築支援プログラム
- VI. 学習支援等居場所づくり企画支援プログラム

進学や就職のときだけでなく、0歳の子育て支援から高校卒業後の進路支援まで総合的に支援できるよう作成されており、新人ケースワーカーでもすぐに利用できる多様な支援ツールが掲載されている。

また、子どもの支援に関わる機関が連携する際の参考にできるよう、教育・労働・青少年等の関係部局とともに作成されたものとなっている。

### ●ケースワーカーと子ども支援員による重層的な支援

子ども支援員は、ケースワーカー業務となっている世帯の自立支援について、子どもの健全育成の視点から携わる役割を持っている。直接的・継続的に家庭訪問や来所相談等を行い、その知見を活かした寄り添い型の支援を展開している。

ケースワーカーは、最低生活の保障の給付決定に係る業務及び当該世帯の自立助長に向けた支援を行っており、子ども支援員は、ケースワーカーの本来業務から、子どもに係る部分を切り分けるのではなく、重層的に関わることにより、ケースワーカーの業務を質的に補強する形となり、支援効果を高めている。

これにより、支援場面において、ケースワーカーが指導的な介入を余儀なくされた場合であっても、子ども支援員が、寄り添った姿勢で支援することで、子どもの育ちや生活を守ることにつながっている。

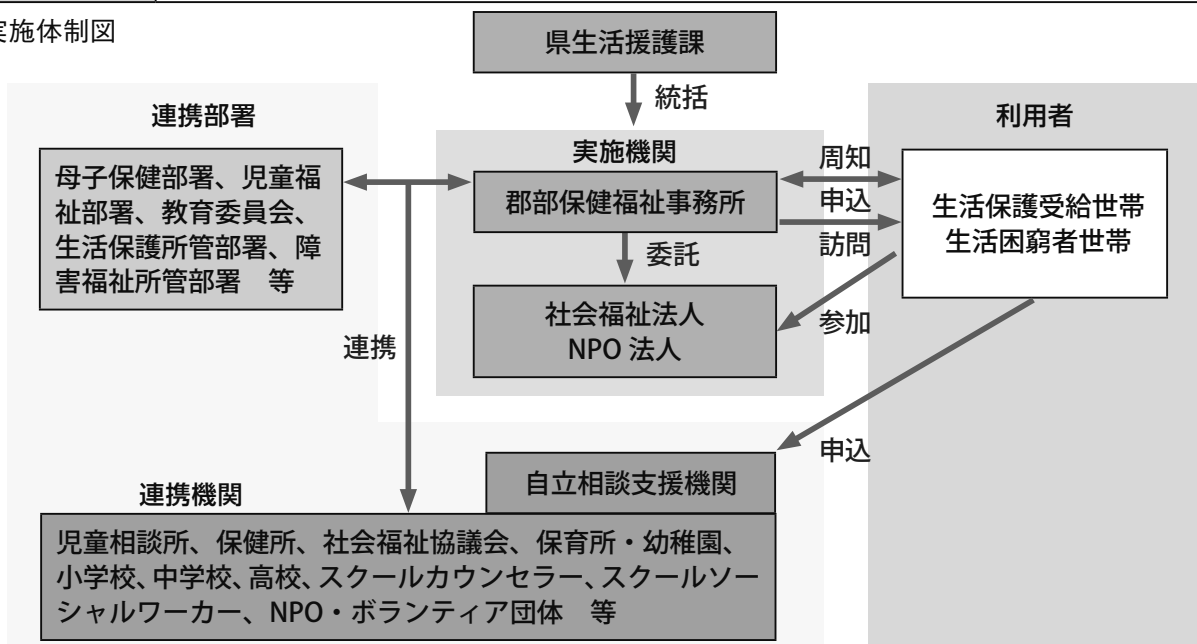
また、支援にあたっては、関係機関（町村児童・母子福祉及び母子保健担当課、学校、保育所、児童相談所、民生・児童委員協議会等）と連携を図ることにより、支援をより円滑に進めることができている。

例えば、学校との連携において、当該世帯の同意を得た上で、学校での子どもの様子、出席状況、成績、友人関係等の細かな情報交換を行ったり、受験にかかる諸手続きや進学に向けた奨学金貸付手続き等、子どもの一生を左右する進路手続き等に携わることもあり、ケースワーカーが対応しきれない部分まで、丁寧な支援ができている。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	郡部保健福祉事務所
連携部署	母子保健部署、児童福祉部署、教育委員会、生活保護所管部署、障害福祉所管部署等
連携機関	児童相談所、保健所、社会福祉協議会、自立相談支援機関、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、NPO・ボランティア団体等

実施体制図



## ●利用実数

### ●学習支援

訪問型：実人数 3 人、延べ 4 人 / 年・回、訪問回数 4 回

集合型：実人数 82 人、延べ 1,328 人 / 年・回、開催回数 170 回

### ●生活支援

訪問型：実人数 - 人、延べ - 人 / 年・回、訪問回数 716 回

集合型：実人数 57 人、延べ 135 人 / 年・回、開催回数 20 回

## ●支援スタッフの体制

- 子ども支援員は各郡部保健福祉事務所に配置（1～2名）しており、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識や経験を有する者であり、教員OBや社会福祉士、子ども関係の業務に就いていた人等で構成されている。
- 年に2回程度、子ども支援員等の資質向上を目的に子ども支援研修を行っており、郡部の子ども支援員やケースワーカーに加え、指定都市を除く中核市及び一般市にも参加を呼び掛けている。
- 集合型の支援におけるボランティアは、大学生等のボランティアや教員OB等である。学生ボランティアは、子どもに身近に感じられやすい存在として、良いモデルとなっている。

## ●委託先と契約方法

- 生活支援は子ども支援員による直営型の運用であり、学習支援事業も当初は直営で開始したが、現在はすべて委託となっている。ボランティアが随時確保可能なこと、子ども1人に対して指導員何人を確保するなどの条件を設けているため、地域で対応できる団体が少なく、契約方法はプロポーザル方式、随意契約、事前公募等、地域により異なっている。

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

事業開始当初は、子ども支援員が支援の中で苦慮する場面が多かったため、頻繁に会議や研修を開催し、子ども支援員が子どもの支援方法や生活保護制度等を学ぶ機会を設けながら事業に取り組んでいた。

### ●事業形成（実施）

事例を子ども支援員の中で共有したり、子どもの健全育成プログラムを活用し支援に取り組む中で、子ども支援員の知識・経験が蓄積され、子ども支援員が学校と家庭をつなぐ等、重要な役割を担うようになった。

### ●現在（継続）

子ども支援員の活動が定着し、効果がみられるため、子ども支援員を設置していない自治体から、設置したいという相談が寄せられている。

## 6. 事業のポイント

### ●子どもの健全育成プログラムの周知・活用

子どもの健全育成プログラムは、福祉事務所、学校や児童相談所等の関係機関、NPO 法人による支援活動において幅広く活用されるよう、全庁的な協力体制のもと、毎年、法改正や取組等、最新の情報を掲載し、県内事務所等へ周知している。

### ●子ども支援員による情報連携の関係づくり

子ども支援員の業務は、個別支援が中心であるが、子どもが健全に育成される環境を整備するために地域の社会資源の把握や関係機関との連携が不可欠である。「顔の見える関係づくり」を心がけ、情報交換、ケースカンファレンス等を通し、それぞれの機能や役割について、共通理解を深めていくため、地域における支援体制を構築する役割も担っている。

これにより、学校等の関係機関から子ども支援員へ「気になる子どもがいる」「一度相談してほしい」等の依頼を受けることも多く、必要に応じて、地域にいる子どもを、自立相談支援機関や学習教室へ支援をつなぐ等の役割も果たしている。

### ●県生活援護課による連携先への周知や協力依頼

県生活援護課では、子ども支援員が関係機関との協力関係を図るための取組として、子どもの健全育成プログラムの関係機関への配布や周知、スクールソーシャルワーカーの業務連絡会へ参加、ソーシャルワークの視点を持つ教職員育成研修の中で、子ども支援員の活動や事業について周知し協力を仰ぐ等の活動を行っている。

特に、高校は小・中学校とは異なり、広域での調整が必要となるため、政令指定都市及び中核市との情報交換、高校の校長会幹事会への参加等、子ども支援員の活動について、広く周知や協力依頼をしている。

### ●会議での情報共有

子どもの健全育成プログラムの策定・改訂にあたり、年1回、推進会議、推進部会を開催している。推進会議は、県の子どもに関わる部署（子ども支援課、子ども家庭課、雇用労政課、教育局の子ども関係の課等）、児童相談所、郡部保健福祉事務所の査察指導員、子ども支援員が出席し、プログラム策定にかかる意見交換等を行っており、推進部会では、改訂に向けた実務的な話し合いを行っている。また、子ども支援員による業務連絡会を年5回開催しており、困難事例の報告や支援方法の共有等、さまざまな情報交換を行っている。郡部保健福祉事務所と自立相談支援機関との定期的な会議も実施しており、必要に応じて町村等との連携も図っている。



## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 当該事業は数値目標等で成果を把握することが適さないため、目標値は設定していない。

**成果測定** プログラムを活用して支援した結果どの程度の効果がみられたのか、評価をして今後の支援にいかすことが必要であると考え、例えば高校進学率といった量的指標には現れない子どもや保護者の質的な変化を探り評価することでよりよいプログラム実施とするため、毎年（年度初めと年度終り）効果測定を実施している。なお、アセスメントは直接支援している各郡部保健福祉事務所のケースワーカーや子ども支援員が行っている

#### 成果・評価

- 学生ボランティア等のサポートを受け、個々の力に見合った学習や季節のイベント等を実施した。
- 徐々に生活保護受給世帯の子どもだけではなく、生活困窮者世帯の子どもの参加が増えてきており、事業を継続する中で、参加者の定着もみられている。

### ●生活支援

**目標値設定** 学習支援と同様。

**成果測定** 学習支援と同様。

#### 成果・評価

- 子どもの視点に立ちながら、保護者と信頼関係を築き、子どもとの面接の機会を増やすことができた。家ではなかなか自分の気持ちを伝えることができない子どもや面接の機会を担保できない子どもに対し、町民センターや学校等、家庭訪問や学習教室以外の場で子ども支援員が子どもと会うことができるよう、さまざまな工夫をこらし機会を増やしてきた結果である。
- 保護者の同意を得て学校等と情報共有し、教育機関との連携を深めた。

### ●その他の成果等

- 各地域における事業の取組レベルが異なるため、支援員の活動内容や勤務形態等を事例として情報提供している。

## 8. 今後の課題・展望

平成 22（2010）年度より子どもの健全育成事業の立ち上げを行い、今年で 10 年目を迎えた。毎年実施している効果測定は、業務の特性上数値化できない部分や利用者の行動変容に時間がかかることなど、「効果」という言葉がそぐわない業務であることが否めない状態にあるため、明確な結果を出していない。こういった状況から、子どもの変容、成長、支援方法等、何が効果的だったのかを「事例集」という形にすることで積み上げ、今後の支援に活用していきたいと考えている。

集合型の学習支援では、地域により課題が異なるため、地域の状況に合わせ、支援する必要がある。特に、生活保護受給世帯の学習支援場面においては、生活困窮者世帯と異なり、学習教室までの移動手段が無い（生活保護受給世帯では、やむを得ない理由を除き原則車の保有が認められていない等）、参加の移動手段や、帰宅時間が夜間帯となるため、安全面確保等の課題がある。

また、所管域の学習教室への参加については、生活圏内に知人が多く、生活保護受給世帯であることがわかってしまうため、参加につながらないケースも少なくないなど、課題が多岐にわたる。他自治体の協力や共同実施等により、多くの地域資源を生かし、子どもの選択肢が増えていくことが理想的である。

# 地域資源を活かして子どもと家庭への支援を実施

## 1. 事業概要

人口(規模) 面積 保護率	27.1万人(奈良県福祉事務所管内の町村計) 1746.53km <sup>2</sup> (奈良県福祉事務所管内の町村計) 12.34%(奈良県福祉事務所管内の町村計)
位置	
開始時期	学習支援：平成27(2015)年度(訪問支援については、平成28(2016)年度) 生活支援：平成28(2016)年度
対象者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活困窮者世帯、不登校児童がいる世帯
対象年齢	小学1年生～高校3年生
運営形態	委託
実施形態	集合型+訪問型
事業内容	個別指導型学習支援、居場所事業
生活支援の概要	居場所や家庭訪問での相談支援・助言、居場所でのスポーツ・レクリエーション、居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション、調理実習、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、家庭訪問による対面相談、子どもの送迎時における対面相談
アセスメント/プランシート	支援計画、家庭状況、関係機関(学校・福祉部局等)との情報交換 (支援記録、日々の記録シート等はあるが現場に任せているためプランシートまでではない場合もあり、訪問型からプランシートを始めた)
実施場所	町村の施設の一室等
事業予算	広域型学習支援 5,177千円 地域型生活・学習支援 11,805千円 以上、委託料合計 16,982千円
所管部署	福祉医療部地域福祉課

## 2. 事業の背景

奈良県では県福祉事務所の管轄である 26 町村域を対象に、生活困窮者世帯の子どもの学習支援として、大きく2つの取組を行っている。

生活保護受給世帯を対象としたケースワーカーと就学支援員による支援と、生活困窮者自立支援法の委託事業者と連携した生活困窮者世帯を対象とした学習支援員等による支援の2つである。

生活困窮者自立支援法の成立以前から、奈良県ではモデル事業として広域型学習支援「はばたき教室」を実施していたが、平成 27(2015) 年度の法施行に伴い、この事業を法に基づく任意事業として位置づけた。これは、26 町村域に在住の登録した対象世帯の子どもであれば誰でも受講できる中学生の高校進学を目指す塾型の学習支援である。平成 30 年(2018) 年度より高校の中退防止と中退後の支援として高校生世代の子どもへ対象を拡大し、令和元(2019) 年度から大手学習塾に委託して実施している。

以下では、生活困窮者世帯を対象とした平成 28(2016) 年度から実施している「地域型生活・学習支援事業」及び平成 29(2017) 年度から実施している「困難な課題を抱える子どもの学習支援事業」(訪問型) の取組を紹介する。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

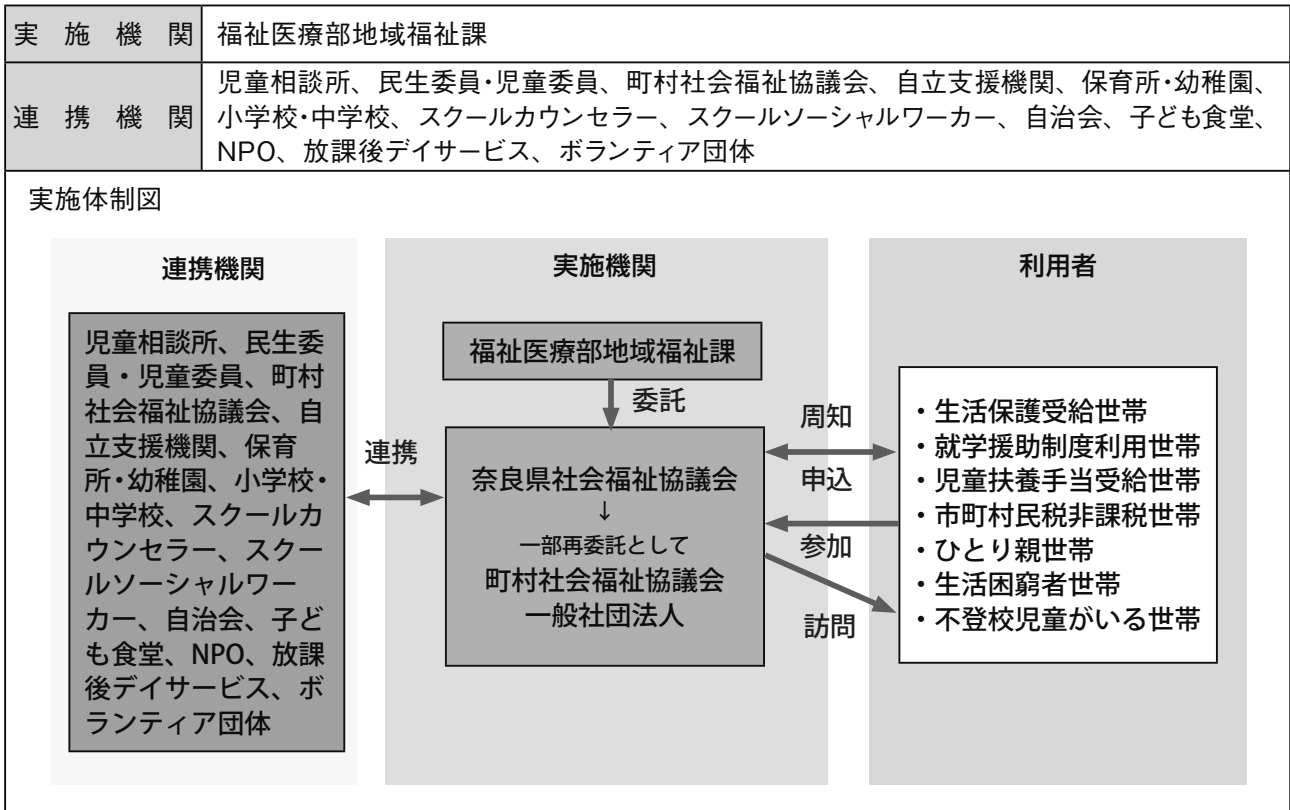
### ●地域資源を活用し、地域独自の取組を実施

社会福祉協議会に委託しているメリットを活かし、町村域において、地域住民が主体となって地域の子どもを集めて夏休みの宿題を共に行う「夏休み宿題サロン」を実施している。また、地域のゲストスピーカーを呼び体験活動や工作を実施している町村もある。

### ●ソーシャルワーカーを配置して世帯支援と居場所づくりを実施

「困難な課題を抱える子どもの学習支援事業」においては、令和元(2019) 年度よりソーシャルワーカーを配置している。ソーシャルワーカーは福祉部署や教育委員会、学校、地域ボランティア団体、NPO 法人等の地域資源を発掘・コーディネートし、地域の支援実施体制づくりを行い、困難な課題を抱える子どもの居場所づくりと世帯の抱える課題への対応を進めている。

## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制



### ●実施頻度

- 集合型は週 1 回の実施の町村が多くなっている。
- 地域の実情に応じて、平日の放課後の時間帯（16:30～18:30 等）で実施している拠点もあれば、土曜日の 9:30～12:30 まで実施している拠点もある。
- また、中学生を対象としてトワイライト（夜）型で 18:00～20:00 まで勉強中心に実施している拠点もある。
- 訪問型は週 1 回、隔週、月 1 回、不定期等、子どものニーズやメンタル面も考慮して臨機応変に実施している。

### ●利用実数（全事業合算）

- 学習支援
  - 訪問型：実人数 34 人、延べ 589 人 / 年・回、訪問回数 458 回
  - 集合型：実人数 119 人、延べ 1,565 人 / 年・回、開催回数 161 回
- 生活支援
  - 訪問型：実人数 34 人、延べ 589 人 / 年・回、訪問回数 458 回
  - 集合型：実人数 83 人、延べ 1,003 人 / 年・回、開催回数 119 回

### ●委託先と契約方法

- 奈良県社会福祉協議会
- 契約方法は単年度のプロポーザル方式

## ●支援スタッフの体制

- 奈良県は26町村域を対象としており非常に広域なため、直営で教室をいくつも用意するのは難しい。そこで、各地域の支援員については、社会福祉協議会の人脈を利用して地域の持つ力を引き出し、町村域社会福祉協議会に再委託したり、地元で子どもの支援に熱心に取り組んでいる団体等をパートナーとしたりして、協働して運営している。
- なお、再委託先については、委託関係のある組織だけで決めるのではなく、地元の役場の福祉部署や教育委員会、学校関係者等が問題意識を共有し協議する場から情報提供を受けている。

## ●支援員の研修

- ボランティアにはガイダンス資料を作っており、あとは実際の振り返りの中で指導している。
- 民生委員・児童委員等から依頼を受けて研修を行うこともある。研修では問題意識の喚起として、子どもの貧困問題や子どもの文化、現在の事業の紹介や実態等、について話をしており、そこから支援対象者が事業につながるケースもある。

# 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

## ●立ち上げ

生活困窮者自立支援法の施行が決まり、すでに別事業で広域型学習支援は行っていたが、実施拠点が限られていたため、地域型でどのような事業を展開するか、平成27(2015)年度から検討を始めた。県の社会福祉協議会や町村の社会福祉協議会に委託して事業ができないか、比較的関心の高そうな地域にいくつか打診したところ、上牧町の社会福祉協議会と福祉課、教育委員会に興味を示したことが発端となった。

その後、事業の運営方法からプライバシーの問題まで様々な要素を検討して県で事業化を行い、平成28(2016)年度より、斑鳩町、高取町、上牧町、広陵町、大淀町の5つの町域で子どもの居場所づくりと学習支援を行う「地域型生活・学習支援事業」を開始した。

## ●事業形成（実施）

「地域型生活・学習支援事業」は学習支援も行うが、居場所づくりという要素が大きい集合型の事業である。事業を展開するうちに、訪問型の支援も必要という声が出始め、平成29(2017)年度より県福祉事務所の管轄である26町村を対象に支援を必要とする世帯へ、学習相談支援員による訪問支援を開始した。

## ●現在（継続）

当初「地域型生活・学習支援事業」では、オープン型で誰でも参加できる形で実施していたが、令和元(2019)年度から福祉面を強くするためにソーシャルワーカーを配置し、重度の引きこもり等、困難な課題を抱えている子どもを対象としたクローズ型の支援を、川西町、三宅町、御杖村で開始した。ソーシャルワーカーが各地域の支援員と居場所づくりを行い、地域の資源を活用して、たくさんの大人が関わって子どもが地域に戻れるよう支援する取組である。

支援を行う上で、自宅が使えない・外に出た方がよいという場合もあり、公共施設の一室を使うなど、居場所を作ると言う意味では拠点型・少人数のケア型ともいえる。

## 6. 事業のポイント

### ●福祉と教育の連携

学校は子どもの状況をよく把握しており、福祉では世帯や保護者の状況をよく把握しているが、逆に学校は世帯の状況が見えていないこと、福祉は子どもの状況が見えていないことがあり、互いの認識をすり合わせるため、教育と福祉のコミュニケーションをいかに密にするかが大切である。

奈良県では県地域福祉課と県教育委員会が連携し、県教育委員会から町村教育委員会に事業の通知を行うことで、町村域レベルで事業の連携が強力に進んだ。

### ●地域資源の開拓

役場や教育委員会に県地域福祉課と奈良県社会福祉協議会〔委託先〕が事業説明を行い、その後学校訪問をすることで、子どもの実態やニーズの掘り起こし・情報共有が図られている。

訪問を続けて支援が必要な子どもがいるという実態を把握した後は、役場や学校、要保護児童対策地域協議会の事務局や地元のボランティア団体等とのつながりを通じて、その地域に居場所づくりができないかと相談・模索して、積極的に協力してもらえる団体等を発掘し、地域での取組を支援している。

### ●早期発見のための工夫

利用対象世帯の把握については、訪問型も含めて支援につながった件数では、約35%が学校とスクールソーシャルワーカーから、20%が保護者から、役場と福祉事務所がそれぞれ15%という比率となっている。

訪問型を始めたことで、集合型ではあまり出てこなかった不登校案件等の情報が寄せられて、そこから学校との距離が近くなり、協力が得られるようになった。

また、社会福祉協議会と一緒に事業を実施することで、それまでは地域住民が気にしていた子どもがいても他人に伝えるという意識がなかったが、社会福祉協議会に伝えればよいという認識が広がった点がメリットである。

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 特になし。

**成果測定** 特になし。

#### 成果・評価

- 学習習慣・基礎学力を身につけることができている。
- 志望校に進学することができた。

### ●生活支援

**目標値設定** 特になし。

**成果測定** 特になし。

#### 成果・評価

- 子どもの状態が安定した。
- 地域での連携体制が構築できた。
- 生活リズムを身につけることができている。

## 8. 今後の課題・展望

生活困窮者自立支援事業の実施主体である奈良県は、26 町村域を管轄しており、全ての自治体への支援を均一にすることは困難である。また、子どもへの支援は、身近な自治体である町村単位での実施が望ましいことから、町村においても事業を単独実施できるような仕組みを国において構築すべきと考える。

独立の実施主体である近隣市での事業実施率が低く、県内全域で子ども達の支援ができる体制づくりが望まれる。

### ●これから事業を始める自治体へのアドバイス

これまで県管轄の町村での事業に取り組んできたが、この事業の実施には、各自治体の福祉部局と教育部局（学校）との連携が非常に重要な鍵となる。対象者である子どもを中心に、多くの大人がそれぞれの立場で関わっていくことにより、地域の社会資源の掘り起こしにもつながり、ひいては地域づくりにも貢献することとなる。

生活困窮者自立支援事業には、それぞれの自治体のやり方で事業化できる自由度がある。制度にとらわれず、各自治体が目指す地域づくりに取り組むことができ、かつ未来を担う子どもたちを地域で育む機運の醸成に寄与する非常に魅力のある事業である。ぜひ創意工夫をこらし、地域のニーズに合った事業を構築していただきたい。

### お子さんの心と学びのサポートします

暮らしや気持ちになかなか余裕がもてない、お子さんが学校に行きづらくなって、ひとり親で子育ての相談相手がない、など、様々な事情で子育てに不安を抱えておられるご家庭やお子さんの相談のり、一緒に解決に向かって考え、サポートさせていただきます。  
～平成29年度から、子どもの学習相談支援員によるご家庭への訪問支援を始めました～

#### 学習支援

家で子どもに関わる時間が持てない、子どもが不安定で落ち着かない、学校に行かない、など学習面で不安のある方。子どもの学習相談支援員がお宅を訪問し、自宅または最寄り道の公的施設等で学習支援を行います。

#### 心のケア

学習支援だけでなく、いじめや人間関係、コミュニケーションなど悩みを抱えているお子さんの話し相手になり、思いを受け止め、心のケアを行います。

#### 体験・居場所づくり

お子さんの状況に応じて、体験学習や、仲間と一緒に学ぶ、地域イベントへの参加など、地域の居場所づくりや社会経験を積む機会を作ります。

#### 教育生活相談

お子さんへの支援のほか、保護者の方のお悩み相談や、専門機関へつなぐなど、関係機関と連携して支援を行います。

**連絡先（福）奈良県社会福祉協議会**  
 所在地：奈良県橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内  
 学習支援直通電話 090-5158-6411  
 テレダイヤル（奈良県中和・古野生活自立サポートセンター）0120-85-1225

本事業は「奈良県子どもの『心と学び』サポート事業」として奈良県から委託実施しています。山辺郡・生駒郡・橿原市・高市郡・北葛城郡・宇陀郡・吉野郡（十津川村を除く）にお住まいの方が対象の事業です。

### 学習相談支援 Q&A

**Q** 学習の応援ってどんなことができるのですか？

**A** お子さんの様子やご家庭、お子さんの希望によっていろいろですが、たとえば次のようなことがあげられます。

- ・宿題を一緒にします。 → 授業でわからなかったところの復習をします。
- ・基礎を中心に学力をつけさせます。 → 学習する習慣をつけさせます。
- ・進路相談にのります。 → 定期試験や受験に向けて学習をします。
- ・学習することが楽しくなるよう学びをします。

**Q** 心のケアってどういうこと？

**A** お子さんの話し相手になって思いを受け止めます。たとえば…

- ・お子さんのいろいろな話を聞きます。
- ・クラスや人間関係の悩みなど、子どもたちの相談にのります。
- ・コミュニケーションの力を伸ばします。
- ・学校に行きにくいときは、声をかけに行きます。またお子さんの話し相手になったり一緒に学習をします。

**Q** 勉強のほかに何ができるのですか？

**A** やりたいことがあればどんなことでも一緒に考えたいと思います。たとえばこんなことはどうですか？

- ・楽しい体験学習をします。
- ・地域のイベントに参加します。
- ・思い思いの体を動かして、体も心もリフレッシュします。


保護者との相談や専門機関について、もう少し詳しく教えてください。

**Q** 子育てについての悩みをゆっくり聞いて、相談にのります。また、子どもたちの居場所を保護者の方と一緒につくりたいです。協力やお困りの内容によっては、カウンセラーや医療、福祉、生活支援の専門機関やNPOなどにおつなぎします。もちろん専門機関に任せるとは必ずしも、一緒に考え、支援を検討します。

**いつ？** 月・火・水・金曜日 9時～19時のあいだ  
**どこで？** 自宅 もしくは フライシャーが守られる公共施設など  
**だれに？** 小中学生および高校生  
**費用は？** 奈良県の事業ですので、費用はかかりません  
※ サポートの内容や、時間・場所は相談の上で行います。必ずはお声をかけください。

# 体験学習やイベントで子ども・保護者と信頼関係構築、 学習支援教室と福祉事務所の連携による支援

## 1. 事業概要

人口(規模)	33.0万人(沖縄県福祉事務所管内の町村計)
面積	1304.74km <sup>2</sup> (沖縄県福祉事務所管内の町村計)
保護率	15.43%
位置	
開始時期	学習支援：平成23(2011)年度 生活支援：平成27(2015)年度
対象者	生活保護受給世帯、就学援助や児童扶養手当の受給世帯・地方税非課税世帯・ひとり親世帯等の事情を総合的に勘案し、学習・生活支援が必要と判断された世帯
対象年齢	小学1年生～中学3年生(過卒生等含む。)
運営形態	直営+委託
実施形態	集合型+訪問型
事業内容	学習支援教室での学習・生活支援、学習支援専門員による訪問支援
生活支援の概要	居場所の開放、居場所や家庭訪問での相談支援・助言、居場所でのスポーツ・レクリエーション、居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション、宿泊型のレクリエーション、調理実習、企業見学・職業体験、農業体験、大学等学校見学、福祉施設等見学、地域の祭りやボランティア活動への参加、保護者相談会・連絡会・交流会の開催、保護者向け説明会・講座等の開催、随時の対面相談の実施、電話やメールによる個別相談、子どもの送迎時における対面相談、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)
アセスメント/プランシート	学校での成績や提出物の状況、進路希望等のほか、学校・家庭・健康面で気になっている点等について入塾時からの【面談記録】と毎回の学習状況を記録した【授業記録】を生徒ごとに綴っている。
実施場所	公共施設の一部や民間物件等を利用して学習支援教室を設置 学習支援専門員による訪問
事業予算	48,289千円 「子育て総合支援モデル事業」(沖縄振興特別推進交付金活用)と一体実施している
所管部署	子ども生活福祉部保護・援護課



## 2. 事業の背景

平成 22(2010) 年の生活保護受給世帯の高校進学率が、県全体の高校進学率を約 20 ポイントも下回っていたことから、当該状況を改善し、貧困の連鎖を防止することを目的として、平成 23(2011) 年度から事業を開始した。

なお、準要保護世帯を対象とする「子育て総合支援モデル事業」(子ども未来政策課が実施) と連携しており、同一時間・同一場所で一体的に事業を実施している。

## 3. 生活習慣・環境改善に関する取組

### ●困難な課題を持つ子ども向けの工夫を実施

決まった時間に大勢が集まる場所に来ることが難しい不登校の生徒や特別支援学級に通っている生徒も教室に通えるよう、一般の利用時間よりも前の時間帯に教室を開放したり、教室のグループ分けを少人数にしたりする工夫を行っている。別の時間割で学習に取り組むことで、同じ学校の生徒に会うことなく、安心して通うことができるようになった。さらに、学習や対人関係に対する自信が持てるようになり、その結果、徐々に学校に通えるようになって、志望校に合格できたケースもあった。

### ●訪問型で家庭の状況を確認

学習支援専門員による訪問型の支援は、玄関先で保護者と他愛のない会話を続け、本題に持っていく等、家の状況を確認することを重視している。家の状況変化を逐次確認することで、集合型での子どものフォローや学校への連携、保護者の課題解決につながったケースがあった。

### ●様々なイベントを実施

沖縄の自然を生かした海のフィールドワークやカヌー体験のほか、キャリア教育、地域清掃への参加等の体験活動を実施している。生活保護受給世帯で車を持っていない家庭も多く、沖縄で暮らしていても海に行ったことがない子どももたくさんいるため、とても好評である。

また、日頃の学習内容を披露する学習発表会を実施したり、集合型の教室を卒業した生徒を集めて同窓会を企画し、現在利用中の生徒にとってモデルとなるよう卒業生自身の体験を披露する機会を設けたりしており、子どもの自己肯定感を高め、可能性の幅を広げることに繋がっている。

### ●独自授業で自己肯定感を向上

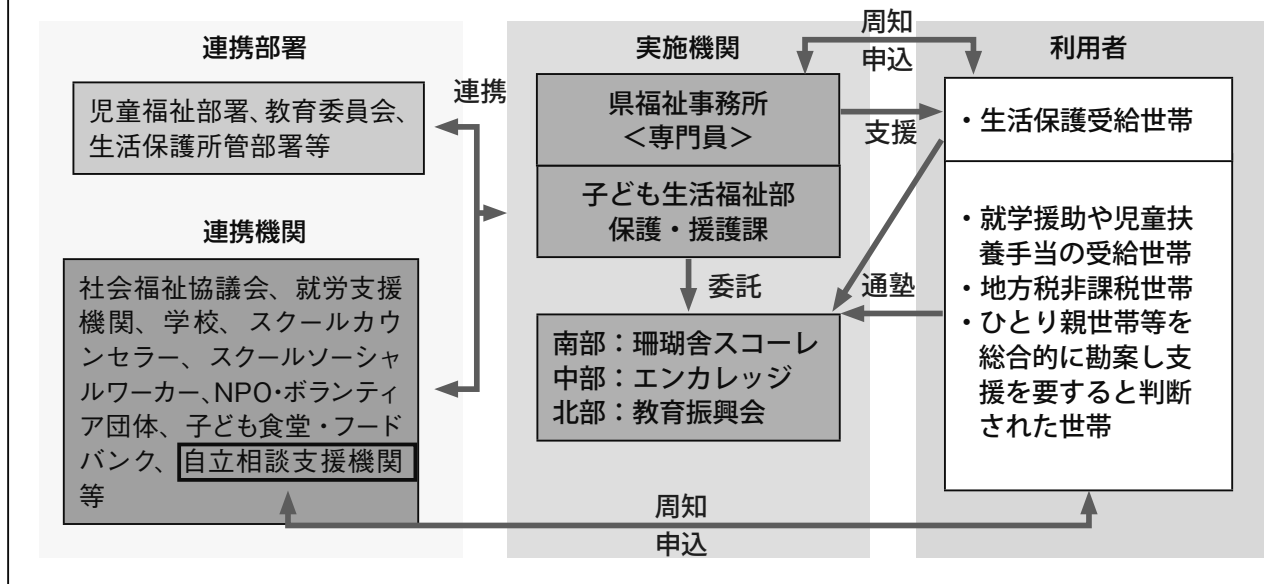
空手やウチナーグチ(沖縄方言)、リズム&コーラス、アート、作文指導等の独自授業を実施し、子どもの思考力と表現力を磨いている。自分に自信を持てるようなきっかけづくりを行うことで、自己肯定感や可能性を向上させることを目的としている。



## 4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	県福祉事務所、子ども生活福祉部保護・援護課
連携部署	児童福祉部署、教育委員会、生活保護所管部署等
連携機関	社会福祉協議会、就労支援機関、自立相談支援機関、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、NPO・ボランティア団体、子ども食堂・フードバンク等

実施体制図



### ●実施頻度

- 小学生は週 2 日、中学生は週 3 日を基本として授業日を設定しているほか、過卒生や高校生への支援も行っている。
- 教室は 14:00 から開いており、授業時間については時間割を設けて、個別指導やグループ学習を行っている。
- なお、授業時間以外も自習室として開放しており、居場所となるように工夫している。
- 上記の学習支援教室での支援のほか、福祉事務所の学習支援専門員による訪問支援が行われている。

### ●利用実数

訪問型：実人数 253 人、延べ 272 人 / 年・回、開催回数 348 回  
 集合型：実人数 99 人、延べ 844 人 / 年・回、開催回数 2,857 回

### ●委託先と契約方法（令和元（2019）年 10 月現在）

南部：NPO 法人 珊瑚舎スコーレ  
 中部：NPO 法人 エンカレッジ  
 北部：一般社団法人 教育振興会  
 いずれもプロポーザル方式で企画提案

## 5. 取組のプロセスにおける課題と対応

### ●立ち上げ

平成 22 (2010) 年の県内の生活保護受給世帯の高校進学率が、県全体の高校進学率を約 20 ポイント下回っていたことから、当該状況を改善し、貧困の連鎖を防止することを目的として、平成 23 (2011) 年度から生活保護受給世帯を対象に事業を開始した。平成 24 (2012) 年度からは、準要保護世帯を対象とする子育て総合支援モデル事業と共同で事業を実施している。

### ●事業形成 (実施)

学習支援教室と福祉事務所、学校等の連携の強化や継続した支援を行うため、平成 26 (2014) 年度から福祉事務所 (南部・中部) に学習支援専門員を配置し、訪問型の支援を開始した。また、集合型は徐々に設置教室を増やしていき、令和元 (2019) 年度現在、本島内 17 町村で実施している。

対象学年は、当初小学校 4 年生から中学生までとされていたが、早い段階から安心できる居場所での支援を望む声や、勉強を楽しいと思える場所の必要性を感じ、小学校低学年や過卒生等に徐々に広げていった。

### ●現在 (継続)

集合型は令和元 (2019) 年度現在、以下の 21 教室で事業を実施している。

- ◆南部圏域<6 教室> : 西原町 (2 か所)、南風原町 (2 か所)、与那原町、八重瀬町
  - ◆中部圏域<10 教室> : 読谷村 (2 か所)、北谷町 (2 か所)、恩納村、北中城村、中城村、嘉手納町、宜野座村、金武町
  - ◆北部圏域<5 教室> : 国頭村 (2 か所)、大宜味村 (東村)、本部町、今帰仁村
- 各教室の利用者数や距離等の地理的要因を踏まえ、新規開設等を検討。

### 沖縄県子どもの健全育成事業

**子どもの健全育成事業とは**  
県の委託を受けたNPO法人翔龍会スクールが南部福祉事務所と連携して生活保護世帯等の子どもたちへの学習支援を行い、学力や学習意欲の向上、人間関係の形成を図ることを目的とした事業です。

**支援の対象**  
○小学校 1 年生～6 年生  
○中学生 1 年生～3 年生  
○高校進学を目指す過卒生

**教室の場所**

- ★南風原教室
- ★西原教室
- ★読谷教室
- ★北谷教室
- ★津嘉山教室
- ★八重瀬教室

**クラス・教科**

<p>■小学生クラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週3回 (夕方4時40分～6時20分)</li> <li>・主に算数・国語 (理科・社会)</li> </ul>	<p>■中学生クラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週3回 (夕方6時40分～9時頃)</li> <li>・国語・数学・英語 (理科・社会)</li> </ul>
---	--

◎時間や回数の増減は調整可能です。  
曜日の詳細は、直接教室へお問い合わせください。  
(遅ら5日通っている児童生徒もいます。)

**申し込み方法**

- ☆担当のケースワーカーにご相談くださるか、南部福祉事務所にお電話ください。
- ☆担当のケースワーカーが、学校での学習状況や進路希望などを伺います。
- ☆支援対象となりましたら、福祉事務所へ同意書と調査票を提出してまいります。

## 6. 事業のポイント

### ●送迎支援を実施

遠方から通う子どもに対し送迎支援を実施することで、出席率の向上につながっている。保護者の負担を軽減し、安心して通塾できるようになっている。

### ●保護者との連携を重視

集合型の教室での子どもの様子を月に 1 回保護者と共有したり、子どもの送迎時に保護者から相談を受けたりするなど、保護者からも相談しやすい関係づくりを行っている。また、保護者と一緒に参加できる講演会の開催や、奨学金の申込方法の説明会等も実施している。

### ●定期テスト対策と並行して受験対策

ブレ入試を利用し、受験対策を意識した学習計画のもと取り組んでいる。  
生徒個々の課題を分析し、関連する単元を授業内容で扱っており、それぞれに合った勉強方法を見つけ、生徒本人が自主的に学べるような指導をしている。  
また、志望校を決定するための情報提供、面接練習も行っている。

## ●周知・利用者確保の方法

生活保護受給世帯には福祉事務所の学習支援専門員やケースワーカーから、準要保護世帯には町村教育委員会から、それぞれ事業周知を行っている。また、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が学習・生活支援を必要とする世帯を把握した場合には、保護・援護課と連携して、事業の周知や学習支援教室へのつなぎを行っている。

学習支援専門員の学校訪問や、委託事業者からの学習支援教室での連携会議への参加呼びかけ等により、学校や町村の教育委員会、福祉部署からも事業が認知され、関係機関との連携、情報共有が円滑に行われているケースもある。また、スクールソーシャルワーカー等を通じた情報共有も多くなっている。

## 7. 事業の成果

### ●学習支援

**目標値設定** 以下の目標を委託仕様書で設定している。(令和元(2019)年度現在)

- ・支援対象児童の高校進学率を95.0%とする。
- ・学習教室への出席率を90.0%とする。

**成果測定** 事業対象となる生活保護受給世帯の児童・生徒数及び実績から、支援児童・生徒数を指標として成果測定を行っている。(平成30(2018)年度 目標値80人、実績値99人)

#### 成果・評価

- ・多くの児童・生徒が意欲的に学習して成績が向上したり、志望校に進学している。また、異年齢や違う学校の児童・生徒が通っていることで、中学生が小学生に勉強を教えたり、合同の授業や行事を通して交流が生まれている。
- ・授業日以外にも塾に来て講師や友達と話をする児童・生徒が多いことから、学習塾としてだけでなく安心して通える「居場所」のような特徴も大きい。そのため学習面だけでなく、家庭や学校での問題や悩み事を打ち明ける児童・生徒がおり支援につなげることができた事例が少なくない。
- ・家庭訪問により信頼関係を構築することで、学習支援教室の利用や、引きこもり児童の自宅学習サポートにつながり、学習時間を確保できるようになった。

### ●生活支援

**目標値設定** 目標値を設定している他自治体等を参考に、今後の設定を検討したい。

**成果測定** 指標を設定している他自治体等を参考に、今後の設定を検討したい。

#### 成果・評価

- ・勉強は苦手でも自分が得意なことを見つけて自己肯定感を抱いている子どもがおり、それを家に持ち帰り、保護者も子どもが褒められたということで、認められたという気持ちを抱くことができている。
- ・各種支援制度や子どもの養育に関する情報、高校入学手続等について具体的に知ることができ、事前に準備することができた。
- ・関係機関との連携、情報共有により、行政や学校との関係に不和がある世帯の支援体制が整えられた。また、保護者が前向きになることで子どもにも良い傾向がみられるようになった。

## 8. 今後の課題・展望

子どもの学習・生活支援事業の実施により、生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもにも、教育を受ける機会や他者との関わりを持つ機会が確保されることで、学力や目的意識の向上のほか、社会性や協調性が培われることにつながるため、貧困の連鎖を防止する上で効果的な事業と考えている。

学校側の理解・協力が得られた事例として、学習支援教室での学習が学校の評価等に加味された例があったが、学校や自治体により対応は様々であり、一律に理解・協力を得られるわけではないため、事業の周知や連携体制の構築が必要だと感じている。また、学習以前の生活環境等に課題がある子どもと、学校以上の学習を求める子ども等、対象者像にも幅があり、それぞれに応じたきめ細かな支援に取り組む必要性を感じている。

# スタートアップ事例の紹介

## No.1 秋田県鹿角市

3~5万人

委託

集合型

人口：3.1万人	面積：707.5km <sup>2</sup>	保護率：12.2%
開始時期：令和元（2019）年度	事業形態：委託（NPO 法人）	実施形態：集合型

### ●事業を開始したきっかけ

事業の必要性を認識していたため、「鹿角市未来へつなぐ子ども計画」（平成 29（2017）年 3 月策定）に学習支援事業を検討中として掲げ、平成 29（2017）年～平成 30（2018）年にかけて調整し、令和元（2019）年度に事業を開始した。



### ●実施体制

学用品のリユース、ひきこもり対策等の活動を行っていた NPO 法人に随意契約で委託している。生活保護部署、母子担当部署と情報共有し、対象者への声かけを行っている。

### ●取組内容・ポイント

学習、生活を分けておらず、週 1 回、教室形式で学習する場、支援員との交流の場としている。子どもの状況にあわせてボランティア 4 名程度を配置し、コーディネーター（塾講師）2 名が参加している。12 名の利用者がいるが、毎回全員が参加するわけではないため、手厚い指導ができています。

支援員（ボランティア）は、現在 8 名登録があり、参加可能な日に参加することとしている。ボランティアの確保は公募で行っており、大学生ボランティア、委託 NPO のスタッフ、子どもと関わっている方等が参加している。

参加しやすくするための工夫として、勉強部屋とお菓子を食べたり話をしたりする休憩部屋を設けて、環境を良くしている。

事業への参加呼びかけは、チラシを作成し、生活保護受給世帯への声かけやひとり親への紹介を行っている。

### ●今後に向けて

今年度 12 名でスタートしたが、運営の方法を工夫することで定員増加が見込めるため、来年度拡充を予定している。一方で、利用者が求めている学習のレベルと違ったり、場所になじめない等の理由から、参加しない子どもが出てきており、参加率が下がっているため、継続した利用につなげていく工夫が必要である。個人の学力に合わせた学習支援をどのように行っていくか、来年度以降、事業継続していくにあたっての課題となっている。小学生については悩み相談、居場所づくりに注力していく。

事業の周知について、生活保護受給世帯、ひとり親世帯への声かけを行っているが、就学援助制度利用世帯への周知が難しい点が課題であり、検討が必要となっている。

## No.2 群馬県富岡市

3～5万人

委託

集合型+訪問型

人口：4.8万人	面積：122.85km <sup>2</sup>	保護率：4.6%
開始時期：平成28（2016）年度～（学習） 令和元（2019）年度～（生活）	事業形態：委託（社会福祉協議会）	実施形態：集合型+訪問型

## ●事業を開始したきっかけ

生活困窮者世帯、特に生活保護受給世帯に対する学習の支援の必要性を課題と認識しており、事業の検討を開始した。平成28（2017）年度に訪問型の学習支援事業を開始したが、当初から生活支援の内容を行うことも多くあり、平成31（2019）年4月の生活困窮者自立支援法の改正とともに、生活支援とも銘打つこととした。なお、当初は訪問型のみであったが、利用者は増加傾向にあり、訪問型では支援員に過重な負担がかかる恐れがあった。そのため、平成29（2017）年度より夏季・春季休暇時に集合型の学習支援教室を開催、令和元（2019）年度より定期的な集合型の学習支援教室を開催することとした。



## ●実施体制

平成28（2016）年より社会福祉協議会にて生活困窮者自立支援事業を実施することとなり、本事業についても社会福祉協議会に委託して開始した。

## ●取組内容・ポイント

事業利用対象を小学生～高校生を対象としており、現在登録されている元教員の支援員10名が集合型・訪問型ともに対応している。生活困窮者世帯のうち、訪問型は学校に行けていない、他人との接触が苦手な子どもが主な対象で、集合型は他人との交流に問題ない子どもを主な対象としている。

訪問型においては、週に1回、1回2時間、支援員が利用者宅を訪問して実施している。利用者に不登校や発達障害（疑いを含む）の子どもが多く、事業開始当初から生活支援の取組に重きが置かれ、家庭に「外からの風を吹かせる」ことで生活環境を向上させることを目的としている。8世帯の利用があるが、1人の支援員が一世帯のみを対応することを基本とし、家庭と密な関係性を築くとともに、支援員の負担にならないような工夫もしている。

集合型においては、月に2回、1回2時間、市内1か所で開催し、学校の宿題や家庭学習を行う場として居場所的に開催している。平成29（2017）年に長期休暇時に試行的に開催した際は支援員で対応していたが、令和元（2019）年より定期的開催するにあたり支援員の負担を考慮し、事務局（市職員・社会福祉協議会職員）で支援を実施している。令和2（2020）年度以降は支援員1人と事務局1名で対応する予定としている。

参加者の募集について、教育委員会を通じてチラシの配布を各学校に依頼したり、各学校から支援が必要な子どもに対して事業の案内をしてもらっている。

なお、平成31（2019）年から教育委員会と情報交換会を開始し、利用者の情報共有をするとともに、不登校の利用者に関しては学校の方針を支援員に伝えることで、支援を通じて利用者へ学校の方針が伝わるような工夫を行っている。

## ●今後に向けて

現在、平日夕方に市内1か所のみで開催のため、集合型の利用者が少なくなっている。今後は交通面も考慮し、利用者の拡大を図るとともに支援員の継続的な確保が課題であると考えている。

## No.3 広島県府中市

3~5万人

委託

集合型+訪問型

人口：3.9万人	面積：195.8km <sup>2</sup>	保護率：8.4‰
開始時期：令和元（2018）年度	事業形態：委託（社会福祉協議会）	実施形態：集合型+訪問型（学習）、訪問型（生活）

### ●事業を開始したきっかけ

平成 29（2017）年 7 月に県と共同で実施した子どもの生活実態調査から、小・中学生のいる世帯の 1 / 4 世帯が生活上で何らかの課題を抱えており、そうした世帯の子どもは授業が分からないと感じる割合が高く、自分自身の評価も低いという状況が判った。そのことをきっかけとして、事業を行うこととなった



### ●実施体制

社会福祉協議会（府中市暮らしサポートセンター）が、平成 27（2015）年 4 月より市から生活困窮者自立相談事業の委託を受け、生活困窮者世帯等の相談窓口として生活の困りごとや自立への支援を行ってきた。そうした背景から本事業についても社会福祉協議会へ委託し、家庭教育支援員を配置し、相談支援や学習支援のコーディネートを行っている。

### ●取組内容・ポイント

集合型の学習支援は、子どもの居場所づくりや家庭学習の習慣化を目的として、小学 4 年生から 6 年生なら誰でも参加できることとし、市内 3 か所で、教職員 OB を中心としたボランティアにより宿題を教えている。実施場所により運営者（コミュニティスクールや地区社協からのボランティア）や開催日が異なり、地域の状況にあわせて隔週もしくは月 1 回土曜日の午前中に実施している。参加募集は、学校から案内チラシを配布しており、誰でも参加できることをアピールしている。

訪問型の学習支援は、生活保護受給世帯を含めた生活困窮者世帯の中・高校生を対象とし、進学を目指して受験勉強を中心に教えており、学力に応じて必要な教科の個別指導を行っている。開催日や実施場所は参加者とボランティア等で調整し、週 1 回（夕方 2 時間程度）、自宅や公共施設等を利用して実施している。

参加者の状況に応じてケースワーカーや関係機関と連携をとり、情報共有しながら支援を行っている。また、保護者の了解を得た上で学校と連絡を取り、学校での様子や子どもの状況に応じた配慮の仕方等を検討し情報の共有化を行っている。

相談支援も実施しており、進学支援や保護者への養育支援、家計改善支援事業と連携した支援（進学に向けて世帯でどのように資金を作っていくか）等も行っている。

### ●今後に向けて

集合型の学習支援は、令和 2（2020）年度に 1 か所開設することが決まっており、各中学校区に 1 か所開設されることとなる。地域で子どもを育てていくためにも、会場を増やし低学年でも参加できるようにしたいと考えている。社会福祉協議会だけで実現することは難しいため、事業を広報するとともに、退職予定の教員への声かけやさまざまな地域団体への協力依頼によりボランティアを確保し、地域に合った運営方法を地域と検討しながら実施していきたいと考えている。



---

---

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業

**子どもの学習・生活支援事業における  
生活習慣・環境改善に関する支援の事例集**

令和2（2020）年3月

株式会社 日本能率協会総合研究所  
〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22  
TEL 03-3434-6282  
FAX 03-3578-7547  
<https://www.jmar.co.jp/>

---

---



## 第4章 参考資料

### 1. アンケート調査票

令和元年9月

厚生労働省社会・援護局 社会福祉推進事業

### 子どもの学習・生活支援事業における 生活習慣・環境改善に関する支援の状況に係る アンケート調査 (WEB)

#### 【本調査の目的】

平成31年4月に施行された改正生活困窮者自立支援法により、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する支援も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化されました。子どもの学習支援事業については、生活困窮者自立支援法において任意事業に位置付けられており、その実施状況は、福祉事務所設置自治体のうち、2015年度301自治体（33%）、2016年度417自治体（46%）、2017年度504自治体（56%）と増加傾向にあります。約半数の自治体は未実施の状況です。

本アンケート調査は、自治体における生活習慣・環境改善に資する支援の取組内容を集約するとともに、先進的な取組事例の分析・整理を通じて、自治体への生活習慣・環境改善支援の普及啓発、及び支援の導入や支援内容の充実を図るために実施します。

#### 【本調査の対象】

福祉事務所設置自治体

#### 【ご回答にあたりまして】

1. 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業主管部署の方が回答してください。
2. 特別に指定がない場合は、**令和元年9月1日現在**における実態でお答えください。また、「子どもの学習・生活支援事業」は生活困窮者自立支援法の任意事業を指します。

#### 【回答期限】

**10月11日（金）までに** 回答してください

#### 【調査票の取扱いに関しまして】

- ご回答いただきました内容につきましては、次のように取扱います。
- ・ 調査結果については取りまとめを行い、厚生労働省に提出させていただきます。
  - ・ 調査への協力拒否や、一部の調査項目への回答拒否があっても、そのことで不利益が生じることは一切ございません。
  - ・ アンケート調査の集約後、先進的な取組事例についてヒアリング調査のご協力をお願いすることがございます。

#### 【本事業・調査に関する問合せ先】

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル5階  
株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部  
担当：笠原、河西、田中  
TEL：0120-506-713（フリーダイヤル）（平日 10:00～17:00）FAX: 03-3432-1837  
Mail: k\_policy@jmar.co.jp

#### 【社会福祉推進事業に関する問合せ先】

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室  
担当：濃島、中村  
TEL：03-3595-2615（内2232、2879）

**<事業の実施状況について伺います>**

問1. 貴自治体では、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」を実施していますか。実施している場合は開始年度を教えてください。(いずれかに○)  
 なお、「学習支援」とは日々の学習習慣の習慣づけや授業等のフォローアップ等、学習の援助を行う事業のこと、「生活支援」とは生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労(進路選択等)に関する情報提供や助言を行う事業のことを指します。

1. 「学習支援」のみ実施している → ( ) 年度開始	2. 「学習支援」「生活支援」ともに実施している →学習支援：( ) 年度開始 生活支援：( ) 年度開始	3. いずれも実施していない →問16へ
---------------------------------	---	----------------------

<問2～問15は問1で「1.」「2.」(子どもの学習・生活支援事業を実施している)を選択した自治体に伺います>

問2. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の対象世帯を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 生活保護受給世帯	4. 市町村民税非課税世帯
2. 就学援助制度利用世帯	5. ひとり親世帯
3. 児童扶養手当受給世帯	6. 1～5以外の世帯 (具体的に )

問3. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用人数(令和元年9月1日時点)を教えてください。(数字は整数で記入)

	計	小学 1～3年生	小学 4～6年生	中学生	中学就学者 ※高校未入学	高校等	高校中退者	高校就学者	その他 (具体的に )
利用人数 (実人数)	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人

問4. 利用者の基本情報を記載するアセスメントシートやプランシートはありますか。ある場合は、具体的な記録内容について教えてください。(いずれかに○。ある場合は自由記述)

1. アセスメントシートのみある
2. プランシートのみある
3. アセスメントシート・プランシートのいずれもある
<b>&lt;具体的な内容&gt;</b> 例:進路の意向・意欲、出席状況、学校との情報交換
4. いずれもない

問5. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の運営形態を教えてください。(いずれかに○)

1. 直営
2. 委託
3. 直営+委託

問6. 事業を実施するにあたっての連携先、連携部署・機関(委託している場合は委託先を除く)を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

行政の連携先	福祉関係等の連携先	教育関係の連携先	左記以外の連携先
1. 母子保健部署	10. 民生委員・児童委員	16. 保育所・幼稚園	25. 警察署
2. 児童福祉部署	11. 社会福祉協議会	17. 小学校	26. 自治会
3. 教育委員会	12. 児童養護施設	18. 中学校	27. NPO・ボランティア団体
4. 生活保護所管部署	13. 就労支援機関	19. 高校	28. 民間企業
5. 障害福祉所管部署	14. 自立相談支援機関	20. 大学・専門学校	29. 子ども食堂・フードバンク
6. 商工労働所管部署	15. 10～14以外の福祉関係等の連携先	21. スクールカウンセラー	30. シルバー人材センター
7. 児童相談所	(具体的に )	22. スクールソーシャルワーカー	31. 医師会・医療機関
8. 保健所		23. 学習塾	32. 25～31以外の連携先
9. 1～8以外の行政の連携先		24. 16～23以外の教育関係の連携先	(具体的に )
(具体的に )		(具体的に )	
33. 連携していない			

<問6-1は問6で「1.」～「32.」を選択した自治体に伺います>

問6-1. 連携して行っている取組について教えてください。(自由記述)

例:地域の民間企業と連携し、体験活動のメニューを充実させている。

問7. 「子どもの学習・生活支援事業」の実施方法を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している
2. 「ひとり親家庭等生活向上事業」(厚生労働省子ども家庭局事業)と一体実施している
3. 「地域学校協働活動」(文部科学省事業)と一体実施している
4. 「ひとり親家庭生活向上事業」「地域学校協働活動」以外の事業(具体的に )と一体実施している

※一体実施とは、他の事業と財源を按分して、事業を実施することを指します。

※「ひとり親家庭等生活向上事業」と「地域学校協働活動」の両者と一体実施している場合は、「2.」「3.」を選択してください。

問8. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況について教えてください。

<(1)は問1で「1.」「2.」(学習支援を実施している)を選択した自治体に伺います>

(1) 学習支援の事業内容について伺います

<①は問5で「2.」「3.」(委託している)を選択した自治体に伺います>

① 委託先を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 社会福祉協議会	4. NPO法人
2. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人	5. 任意団体
3. 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人	6. 株式会社
	7. 1～6以外
(具体的に )	

② 実施形態と利用人数、2018年度の開催(訪問)回数を教えてください。なお、開催(訪問)回数については、複数会場で実施している場合、全会場の合計回数を教えてください。(実施形態はあてはまるものすべてに○、数字は整数で記入)

実施形態	利用者実人数	利用者延べ人数	2018年度開催(訪問)回数
1. 訪問型	( )人/年	( )人/年・回	( )回
2. 集合型	( )人/年	( )人/年・回	( )回

③ 学習支援を実施するにあたって、工夫している取組内容とそのポイントなどを教えてください。(自由記述)

<工夫している取組内容>

例:教育委員会と連携するための会議体を設置している。

<取組のポイント>

例:事業利用者の早期発見を図るために教育委員会との連携会議を設置した結果、子どもの事業利用だけでなく、親が自立支援相談機関へつながるケースが増加した。

- ④ 学習支援を実施するにあたって、目標値を設定していますか。設定している場合は、具体的な内容と設定した理由について教えてください。また、設定していない場合はその理由について教えてください。（どちらかに○。内容・理由は自由記述）

1. 設定している

<目標値の具体的な内容と設定した理由>

2. 設定していない

<目標値を設定していない理由>

- ⑤ 学習支援を実施するにあたって、成果を測定していますか。測定に関する指標（測定方法や基準としている指標等）がある場合は、具体的な内容と設定した理由について教えてください。また、測定に関する指標を設定していない場合は、その理由について教えてください。（どちらかに○。内容・理由は自由記述）

1. 測定している

<指標の具体的な内容と設定した理由>

2. 測定していない

<指標を設定していない理由>

- ⑥ 学習支援を実施したことによる具体的な成果について教えてください。（自由記述）

例：以前よりも学習時間が増えた。提出物を忘れずに提出するようになった。教育関係部署との連携体制が構築できた。

<(2)は問1で「2.」(生活支援を実施している)を選択した自治体に伺います>

(2)生活支援の事業内容について伺います

<①は問5で「2.」「3.」(委託している)を選択した自治体に伺います>

- ①委託先を教えてください。学習支援と異なる場合は、委託先を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 学習支援と同じ委託先である								
2. 学習支援と異なる委託先である								
<table border="0"> <tr> <td>1. 社会福祉協議会</td> <td>4. NPO法人</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人</td> <td>5. 任意団体</td> </tr> <tr> <td>3. 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人</td> <td>6. 株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7. 1～6以外 (具体的に )</td> </tr> </table>	1. 社会福祉協議会	4. NPO法人	2. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人	5. 任意団体	3. 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人	6. 株式会社		7. 1～6以外 (具体的に )
1. 社会福祉協議会	4. NPO法人							
2. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人	5. 任意団体							
3. 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人	6. 株式会社							
	7. 1～6以外 (具体的に )							

- ②実施形態と利用人数、2018年度の開催(訪問)回数を教えてください。なお、開催(訪問)回数については、複数会場で実施している場合、全会場の合計回数を教えてください。(実施形態はあてはまるものすべてに○、数字は整数で記入)

実施形態	利用者実人数	利用者延べ人数	2018年度開催(訪問)回数
1. 訪問型	( )人/年	( )人/年・回	( )回
2. 集合型	( )人/年	( )人/年・回	( )回

- ③具体的な取組内容を教えてください。(あてはまるものすべてに○※実施予定を含む)

(主に子どもに対する取組)	(主に保護者に対する取組)
1. 居場所の開放	13. 保護者相談会・連絡会・交流会の開催
2. 居場所や家庭訪問での相談支援・助言	14. 保護者向け説明会・講座等の開催
3. 居場所でのスポーツ・レクリエーション	15. 随時の対面相談の実施
4. 居場所以外の場でのスポーツ・レクリエーション	16. 電話やメールによる個別相談
5. 宿泊を伴うレクリエーション	17. 連絡帳等のやりとり
6. 調理実習	18. 家庭訪問による対面相談
7. 企業見学・職業体験	19. 子どもの送迎時における対面相談
8. 農業体験	20. 奨学金等の情報提供・制度の紹介
9. 大学等学校見学	21. 各種制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)
10. 福祉施設等見学	22. 13～21以外の取組
11. 地域の祭りやボランティア活動への参加	(具体的に )
12. 1～11以外の取組 (具体的に )	



- ④ 生活支援を実施するにあたって、特に③で挙げられた取組を行うために工夫している内容とそのポイントを教えてください。（自由記述）

**<工夫している取組内容>**

例：教育委員会と連携するための会議体を設置している。

**<取組のポイント>**

例：事業利用者の早期発見を図るために教育委員会との連携会議を設置した結果、子どもの事業利用だけでなく、親が自立支援相談機関へつながるケースが増加した。

- ⑤ 生活支援を実施するにあたって、目標値を設定していますか。設定している場合は、具体的な内容と設定した理由について教えてください。また、設定していない場合はその理由について教えてください。（どちらかに○。内容・理由は自由記述）

1. 設定している

**<目標値の具体的な内容と設定した理由>**

2. 設定していない

**<目標値を設定していない理由>**

- ⑥ 生活支援を実施するにあたって、成果を測定していますか。測定に関する指標（測定方法や基準としている指標等）がある場合は、具体的な内容と設定した理由について教えてください。また、測定に関する指標を設定していない場合は、その理由について教えてください。（どちらかに○。内容・理由は自由記述）

1. 測定している

**<指標の具体的な内容と設定した理由>**

2. 測定していない

**<指標を設定していない理由>**

- ⑦ 生活支援を実施したことによる具体的な成果について教えてください。（自由記述）

例：利用者が自分の将来に対し、以前よりも前向きに捉える様子が見受けられるようになった。地域企業との連携体制が構築できた。

**<事業の利用を促す工夫等について伺います>**

問9. 貴自治体では、子どもの事業参加にあたり、養育者（親等）の自立相談支援機関への相談（登録）は必須としていますか。（どちらかに○）

必須としている場合は、2018年度の登録人数を教えてください。

- |             |               |       |
|-------------|---------------|-------|
| 1. 必須としている  | →2018年度（ ）人登録 | →問10へ |
| 2. 必須としていない | →問9-1へ        |       |

<問9-1は問9で「2. 必須としていない」を選択した自治体に伺います>

問9-1. 子どもの事業参加がきっかけで養育者（親等）が自立相談支援機関に繋がった人数（2018年度実績）を教えてください。（どちらかに○、数字は整数で記入）

- |            |
|------------|
| 1. （ ）人    |
| 2. 把握していない |

問10. 事業実施にあたって、利用者の確保方法を教えてください。（あてはまるものすべてに○）  
また、最も利用者が事業に繋がった方法について、番号を1つご記入ください。（数字は整数で記入）

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 自治体広報誌への掲載      | 6. 就労支援機関からの声掛け       |
| 2. 自治体のホームページへの掲載  | 7. NPO・ボランティア団体からの声掛け |
| 3. 案内はがき・メール等の送付   | 8. 民生委員・児童委員からの声掛け    |
| 4. 生活保護ケースワーカーの声掛け | 9. 1～8以外の方法           |
| 5. 学校の教職員等からの声掛け   | (具体的に )               |
| 最も利用者が繋がった方法 → ( ) |                       |

問11. 事業実施にあたって、利用者が事業を利用しやすくするための工夫は行っていますか。（あてはまるものすべてに○）

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1. 活動場所までの移動支援を行っている    | 5. 大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手（支援員）として活用している |
| 2. ICTを活用している（e-ラーニング等） | 6. スティグマが生じにくい周知を行っている                                   |
| 3. 土日祝日に事業を実施している       | 7. 1～5以外の工夫  |
| 4. 交通の便が良い施設で事業を実施している  | (具体的に )  |

問12. 事業実施にあたって、利用者を早期発見・早期支援するための工夫は行っていますか。（あてはまるものすべてに○）

- |  |  |
|--|--|
| 1. 自立相談支援機関と情報共有している                         | 6. 民生委員・児童委員と定期的に情報交換を行っている                          |
| 2. 学校や教育委員会から情報提供を受けている                      | 7. 相談窓口を設置している                                       |
| 3. 学校や教育委員会以外の庁内の部署から情報提供を受けている<br>(具体的な部署 ) | 8. 関係者による定期的な会合を設けている                                |
| 4. 庁外の関係機関から情報提供を受けている<br>(具体的な機関 )          | 9. 税や保育料の督促状等の行政情報において事業を案内している                      |
| 5. 子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）と情報共有をしている        | 10. 発見した生活困窮の端緒が疑われる事案に対して、アプローチの方法や役割分担を検討する場を設けている |
|  | 11. 巡回などアウトリーチを行っている                                 |
|  | 12. 1～11以外の工夫<br>(具体的に )                             |

**<事業の課題、今後の方向性について伺います>**

問13. 事業実施にあたって、課題になっている事項を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- |                         |                                    |
|-------------------------|------------------------------------|
| 1. 事業の実施方法が分からない        | 9. 子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい |
| 2. 対象となる子ども自体が少ない       | 10. 活動場所の確保が難しい                    |
| 3. 利用者が多すぎて実施が難しい       | 11. 活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい          |
| 4. 訪問型の取組の導入・拡充が難しい     | 12. 事業の周知が難しい                      |
| 5. 集合型の取組の導入・拡充が難しい     | 13. 実施するための財源の確保が難しい               |
| 6. 庁内の体制を構築するのが難しい      | 14. 1～13以外の課題(具体的に )               |
| 7. 教育機関との連携体制を構築するのが難しい | 15. 特に課題はない                        |
| 8. 委託先を確保するのが難しい        |                                    |

問14. 貴自治体での事業の方向性を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| 1. 事業内容を拡充 | 5. 対象学年・年代を拡大     |
| 2. 事業内容を縮小 | 6. 対象学年・年代を縮小     |
| 3. 世帯要件を拡大 | 7. 1～6以外(具体的に )   |
| 4. 世帯要件を縮小 | 8. 拡充/拡大・縮小の予定は無い |

問15. 貴自治体で事業を継続・拡充していくためには、予算以外の視点で、どのような支援が必要ですか。(あてはまるものすべてに○)

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 1. 国からの情報提供     | 5. 国・都道府県から教育機関への事業協力依頼  |
| 2. 都道府県からの情報提供  | 6. 地域資源の共有(他自治体との共同実施など) |
| 3. 同規模自治体との情報共有 | 7. 1～6以外の支援(具体的に )       |
| 4. 事業の実事例の紹介    |                          |

<問16・問17は問1で「3. いずれも実施していない」を選択した自治体に伺います>

問16. 実施していない理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- |                         |                                    |
|-------------------------|------------------------------------|
| 1. 事業の実施方法が分からない        | 9. 子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい |
| 2. 対象となる子ども自体が少ない       | 10. 活動場所の確保が難しい                    |
| 3. 利用者が多すぎて実施が難しい       | 11. 活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい          |
| 4. 訪問型の取組の導入・拡充が難しい     | 12. 事業の周知方法が難しい                    |
| 5. 集合型の取組の導入・拡充が難しい     | 13. 実施するための財源の確保が難しい               |
| 6. 庁内の体制を構築するのが難しい      | 14. 1～13以外の課題(具体的に )               |
| 7. 教育機関との連携体制を構築するのが難しい | 15. 特に課題はない                        |
| 8. 委託先を確保するのが難しい        |                                    |

問17. 貴自治体で事業を開始するためには、予算以外の視点で、どのような支援が必要ですか。(あてはまるものすべてに○)

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 1. 国からの情報提供     | 5. 国・都道府県から教育機関への事業協力依頼  |
| 2. 都道府県からの情報提供  | 6. 地域資源の共有(他自治体との共同実施など) |
| 3. 同規模自治体との情報共有 | 7. 1～6以外の支援(具体的に )       |
| 4. 事業の実施事例の紹介   |                          |

<問18は都道府県に伺います>

問18. 貴都道府県で行っている事業の広域的な実施のための取組を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 市区町村への情報提供         | 4. 支援員のスキルアップのための研修等の開催 |
| 2. 市区町村間の調整           | 5. 1～4以外の取組(具体的に )      |
| 3. 市区町村間における情報共有の場の設置 | 6. 特に行っていない             |

<問19・問20はすべての自治体に伺います>

問19. 「子どもの学習・生活支援事業」についてご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。(自由記述)

--

<貴自治体の担当課の情報について伺います>

問20. 貴自治体における子どもの学習・生活支援事業の所管部署(部課名)、担当者の連絡先等を教えてください。

<担当部署(部課)名>	<担当者氏名>
<連絡先電話番号>	<連絡先E-mail>

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

---

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業  
子どもの学習・生活支援事業における  
生活習慣・環境改善に関する支援の先進事例に関する  
調査研究事業 報告書

令和2（2020）年3月

株式会社 日本能率協会総合研究所  
〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22  
TEL 03-3434-6282  
FAX 03-3578-7547  
<https://www.jmar.co.jp/>

---